

こども政策の推進に係る有識者会議
第 2 次報告書
～「こども大綱」の策定に向けた論点～

令和 5 年 3 月 2 8 日

こども政策の推進に係る有識者会議

1. はじめに

こども政策の推進に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、こどもや若者¹の視点に立って、こどもや若者を巡るさまざまな課題に適切に対応するための政策の方向性について検討するために開催され、令和3年11月には、取り組むべき政策の柱と具体的な施策等を盛り込んだ「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」（以下「第1次報告書」という。）を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。第1次報告書は、同年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の附属文書として位置付けられている。

その後、令和4年6月、議員立法により与野党を超えた賛同を得て、こども基本法が成立、公布された。こども基本法は、令和5年4月に施行されることとなっている。

こども基本法において、政府は、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を作成することとされている。こども大綱は、基本的な方針や重要事項等について定めるものであり、これまでの少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱（以下「既存3大綱」という。）の内容を含むものでなければならないとされている。

有識者会議は、令和5年4月のこども家庭庁の創設をもってその役割を終えるに当たり、既存3大綱の進捗等を踏まえ、こども大綱の策定に向けた論点の整理として、本報告を取りまとめた。今後、こども基本法に基づくこども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）の下でこども大綱の案の作成が進められることになるが、その具体化に当たっては、第1次報告書（別添1）に示された政策の柱に加え、こども政策担当大臣の下で進められてきたこどもまんなかフォーラムや関係団体・有識者との対話における意見（別添2）、内閣府ユース政策モニターのこども・若者から寄せられた意見（別添3）、こども政策担当大臣が児童館や児童養護施設等を往訪した際に寄せられた意見（別添4）、結婚・子育てに関する当事者の意識・声（別添5）を真摯に受け止めるとともに、「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会中間評価」（別添6）や「子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」（別添7）等で示された既存3大綱の進捗と成果を踏まえつ

¹ これまで、法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であり、また、特段の定義が法令上なされていなかった（例えば、「児童の権利に関する条約」においては、「児童」を「18歳未満のすべての者」と定義している。）。

本報告書で用いている「こども」は、こども基本法第2条において、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった特定の年齢で区切られているものではない。他方で、「若者」については、法令上の定義はないが、第1次報告書にも記載されている通り、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、思春期（中学生からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降から概ね30歳未満）（施策によってはポスト青年期の者）とされている。「こども」と「若者」は重なり合う部分があるところ、本報告書においては、こども大綱が従来の子供・若者育成支援推進大綱の内容を含むことから、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には「若者」の語を用いるとともに、それ以外は基本的には、「こども」と「若者」を併記する形で記載している。

つ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向けて、最大限の努力を求めるものである。

2. これまでの検討の経緯

(1) こども基本法の成立

こども基本法は、令和4年4月4日に、自由民主党・公明党から衆議院に議案提出され、衆議院内閣委員会における審議を経て、令和4年5月17日に、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブ、有志の会の賛成を得て、衆議院において可決した。その後、参議院内閣委員会における審議を経て、令和4年6月15日に、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、日本維新の会、公明党、国民民主党・新緑風会の賛成を得て、参議院において可決、成立し、同月22日に公布された。こども基本法と同日に成立・公布されたこども家庭庁設置法と共に、令和5年4月1日に施行されることとなっている。

こども基本法においては、こども家庭庁の下に内閣総理大臣を会長とし閣僚からなるこども政策推進会議を置くこととされ、同会議が、こどもや若者、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の意見を聴きながら、こども大綱の案を作成し、その上で、こども大綱を閣議決定することが規定されている。

こども家庭庁創設後に総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるためには、できる限り速やかにこども大綱が策定されることが望ましいが、一方で、新たに策定することとなったことからその在り方等について十分な検討が必要であること、従来の既存3大綱もおおむね1年程度の検討を経て策定されていること、こども大綱の案の作成に当たり、こどもや若者、子育て当事者などの意見を丁寧に聴くことが必要であることなどを踏まえ、こども基本法の施行に向け、こども家庭庁の設置を待たずに、有識者会議において、令和4年9月から、「こども大綱」の策定に向けた論点について議論を開始することとした。また、こどもや若者、子育て当事者を取り巻く現状や課題、ニーズを把握するため、こども・若者、子育て当事者、学識経験者等の意見を聴き、有識者会議における議論に活用することとした。

(2) こどもまんなかフォーラム等の実施

令和4年9月から令和5年1月にかけて、こども政策担当大臣の下で、こども・若者や子育て当事者等から意見を聴く「こどもまんなかフォーラム」を計6回、こども政策の充実について関係団体・有識者から意見を聴く「関係団体・有識者との対話」を計3回、そ

れぞれ、開催した²。また、こども政策担当大臣が児童館や児童養護施設等を訪問してこどもや若者と意見交換を行うとともに、内閣府ユース政策モニターを対象とした Web アンケートを実施した。これらにより、こどもや若者、子育て当事者、NPO等の民間団体、学識経験者など幅広い当事者・関係者の意見に真摯に耳を傾けてきた。

これまでの既存3大綱の検討に当たってはこれほどの規模・回数で当事者や関係者の意見を聴く取組が行われたことはなく、まさに、こども基本法の理念とこども家庭庁の設置の趣旨を先取る取組であったと言えよう。

(3) こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

こどもまんなかフォーラム等において、こども・若者、子育て当事者などから意見を聴く中で、現状や課題に対する率直な想いや改善に当たっての意見・提案が数多く寄せられた。それらの詳細は別添に掲載するが、以下のような具体的な気付きや示唆が得られた。

① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項

小学生から20代までの幅広い層、若者団体及びこどもの健やかな成長に向けて取り組む団体から、こども・若者が、自らが意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体であるということを認識できるようにすること、また、そうした自らの権利を学ぶ機会や権利を行使できる機会が必要であるとの指摘があった。経済界・労働界からは、こどもや若者が自分の人生の自己決定権を持ち自立できることが重要である旨の指摘もあった。また、こどもや若者にとっては、意見を言っても変わらない、社会の理解が得られないという諦めが社会参加意識の低下に繋がっているとの指摘があったほか、たとえこどもの声が聴かれてもそれが活かされないと逆に自己有用感を下げる可能性があるとの意見があった。こども・若者からの意見を聴ける場や出た意見を閲覧できる場があると良いとの指摘もあった。若者団体からは、こども・若者が主体的に活動するに当たって、当該活動を行う団体に対する支援等を求める声があった。

こどもや若者が意見を聴かれ、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験がひとつひとつ積み上がっていくことが、こどもや若者の自己肯定感や自己有用感を高めること、また、大人や社会に対する信頼が高まることに繋がると期待される。こどもや若者の意見を施策に反映する仕組みを構築するとともに、自分の意見が反映され、どのように活かされたかがフィードバックされ、更に意見が言いやすい環境が整うといった好循環をつくる必要がある。

こどもの健やかな成長に向けて取り組む団体から、脆弱な立場にあるこども・若者たちの意見が聴かれることを保障する必要があるとの指摘や、そうしたこども・若者の表情・

² オンラインで同時配信し、国民に広く公開した。

態度などをくみ取りながら周囲の大人が丁寧に聴き取ることの重要性について指摘があった。

虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、社会的養護、障害、非行、経済的困窮などをはじめ、様々な状況にあつて声を挙げにくい状況にある子ども・若者が安心して意見を形成し表明できるようなきめ細やかな対応が求められている。

②子どもや若者の健やかな成長に関連する事項

小学生から 20 代までの幅広い層から、学校教育において、得意なことを活かす学習や多様な学習の機会の充実を求める声が挙げられた。また、居住地域に関係なく質の高い学習を享受できるよう、学べる環境の充実を求める声やディベートなど自分の意見を表現する機会の充実についても意見が挙げられた。これに加え、悩みがあれば、より気兼ねなく相談し易い環境づくりに対する声が挙げられた。

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安心して安全に過ごしながらか、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点から、学校生活を更に充実したものとすることの重要性が確認された。

小学生から 20 代までの幅広い層から、人間関係の希薄化、同調圧力や孤立しやすい環境への不安感があるとの意見があった。安心して安全に過ごしながらか信頼できる大人との関わりを持つことができ、必要に応じて悩みや相談事を気兼ねなく話すことができ、聴いてもらえる場として、学校や家庭以外の「居場所」を求める声が多く挙げられた。また、子育て当事者からは、支援の手が行き届きにくい中学生・高校生の居場所づくりが特に必要との意見が寄せられた。様々な困難を抱える子どもを支援する団体からは、子どもや若者の持つ居場所の数と自己肯定感の高さが相関関係にあるとの報告があった。子どもの健やかな成長に向けて取り組む団体からは、子どもの居場所は大人が決めるものではなく、子ども・若者自身が主観的に自分の居場所だと選択できる場所であるべきとの指摘があった。

そうした居場所は、児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など、様々な考えられるが、そのいずれもが保護者以外の信頼できる大人と接する身近な地域の拠点であり、子どもや若者があるがままに受け入れる心の拠り所としての役割を担っており、様々な形態の多くの居場所が提供されることが重要である。

小学生や中学生からは、公園や遊具が減っていることや、動かない遊具が増えているため天候に関わらず遊べる場を増やしてほしいとの意見があった。子どもの健やかな成長に向けて取り組む団体からは、自然の中で体を動かし様々な体感を得る機会や失敗体験から学ぶ機会の減少、子どもが持って生まれた力で主体的に遊び自分で自分を育てることができ環境づくりについて指摘があった。

社会や大人が子どもの安全を守りつつ、子どもが自発的に様々な体験や学びを得られる

遊びの機会や場を保障していくことが重要である。

小学生から高校生までの意見として、自分に適した仕事を見つけるため、中学生や高校生のうちから企業のことや社会について知る機会を求める声が挙げられた。若者団体や子育て支援団体からは、職業体験や子育ての体験機会などを通して自分自身のライフイベントの選択肢や様々な家庭の事例を知ること、子どもや若者が、今後課題に直面した場合に乗り越えやすくなるとの指摘があった。

幼少期から学童期、思春期を通して、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会や社会人との交流の場の提供、ライフデザインに関する意識啓発や情報提供が望まれる。

小学生から 20 代までの幅広い層から、性差に対する配慮を求める声や固定的性別役割分担意識に対する指摘があった。また、若者団体からは、若者からの男女共同参画に関する要望が多く、取組の強化が必要との指摘があった。

子どもや若者の人権に配慮し、固定的性別役割分担に関する意識や性差に関する固定観念を子どもや若者に植え付けず、押し付けない取組が求められている。

中高生や若者から、全国どこでも所得に関係なく支援が受けられる体制や情報格差により興味分野や将来の進路を狭めない仕組みを求める声が寄せられた。若者団体からは、経済状況、家庭環境、地域、雇用形態の違いで若者の階層化が見られる中、社会の格差の問題があり、また、地方の子ども・若者の選択肢が実質的に限られるとの指摘もあった。人口減少・持続可能な経済社会の有識者からは、子どもの現状把握に当たっては、都市部と地方で問題が異なるとの認識が必要との声もあった。

国と地方による適切な役割分担・連携の下で、受けられる支援が居住地域によって偏りが生じることなく、子どもや若者に行き届くことが重要である。

③困難な状況にある子どもや若者、家庭への支援に関連する事項

小学生から 20 代までの幅広い層から、生まれ育った環境によって将来が大きく左右されることなく、貧困、虐待や性差別などがないような社会にしてほしいという意見があった。20 代の若者からは、幼少期から不景気が続いており、賃金が停滞し物価や税金だけ上昇し続ける世の中において、生きることはずっと辛いとの切実な声が寄せられた。高校生や 20 代の若者から、奨学金の返済など将来に漠然とした不安がある、経済的な理由で希望する進路を諦めてしまう例もある、若者の貧困にも目を向けてほしいとの意見があった。様々な困難を抱える子どもを支援する団体からは、高校生を抱える家庭、非正規雇用家庭や多子世帯においては、コロナ禍による減収に物価高騰が重なり、経済的理由により部活や進学先を諦めざるを得ない、大学進学後の奨学金返済の負荷が大きく学業に専念できないなどが指摘された。また、人口減少・持続可能な経済社会の有識者から、低所得となっても子どもを安心して育てられる社会的配慮が必要との指摘があった。

こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、ひとりひとりのこどもや若者が夢や希望を持ち、それを叶えることができるよう、支援を必要としているこども・若者や家庭に対し、それぞれの状況に応じた様々な手法で、支援を確実に届けることが求められている。

小学生から 20 代までの幅広い層のこども・若者や様々な困難を抱えるこどもを支援する団体から、不登校、発達障害を含む障害、非行などの様々な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対する正確な理解を深めてほしいという意見や、違いを自然に受け容れられる幼少期のうちから遊びの中で互いを知る機会の重要性について指摘があった。子育て当事者からは、幼少期にインクルーシブ教育を受けたこども自身から、障害を持つこどもと一緒に育った経験があると、障害を自然に受け容れることができるとの指摘があったことが共有された。

こども・若者が、相互理解を深め、多様性を尊重できるようになるための機会や場が求められている。

小学生から 20 代までの幅広い層から、支援を求めている人が繋がることができるような行政の窓口に対する周知改善を求める声があった。若者団体からは、支援を求める当事者が確実に相談窓口にたどりつくための環境づくりについて指摘があった。

相談窓口を設けたとしても、支援が必要なこどもや若者、家庭に知られていなければ効果はない。SNSを活用したプッシュ型の情報発信やこどもや若者、子育て当事者にとってわかりやすい広報により、相談支援に関する必要な情報が得られるようにしていかなければならない。

④結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項

小学生から 20 代までの幅広い層に対し、結婚・子育てに対するイメージを聞いたところ、結婚に前向きな意見がある一方で、こどもは欲しいが仕事と子育てを両立できる自信がない、結婚や子育てにメリットを感じないといった声が寄せられた。小学生から 20 代までの幅広い意見として、妊娠・出産に対する孤独感のイメージや、子育てと仕事におけるキャリアの両立の困難さ、非正規雇用や長時間労働といった雇用環境や就労環境の不安定さ、教育費や住居費にかかる経済的負担等による将来に対する不安が指摘された。特に、女性からは、固定的性別役割分担意識等があり母親の負担が大きいのではないかという懸念の声があった。財政・社会保障の有識者からは、正規・非正規の格差解消があらゆる政策に最も影響があるという指摘や、若者の経済的困窮は将来への見通しの悪さを招き未婚率を高める一因になっているという指摘があった。

若者が置かれた状況や家族形成・仕事におけるキャリア形成に対するニーズを踏まえ、若者の視点に立った結婚支援・子育て支援の充実が求められている。

子育て当事者や子育て支援団体から、可処分時間の減少や子育て費用の増加、育児休業取得による仕事におけるキャリア分断や所得減少などがあり、妊娠・出産を否定的に捉える声大きいとの意見があった。子育て当事者から、子育てが大変との声が多く寄せられており、父親の家事・育児参加が増加傾向にあるものの未だに母親に対する負荷は大きいとの意見があった。また、20代の若者や子育て支援団体から、核家族における子育ての孤立を防ぐため社会との繋がりを得られるようにすべきとの意見があった。労働界からは、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、必要な子育て支援サービスを受けられる環境の整備が必要との意見が挙げられた。財政・社会保障の有識者からは、保護者に対して様々な保育サービスが用意され、就労や家族形成に応じて柔軟に選択でき、利用することが権利として保障されることが重要との指摘があった。

就労状況にかかわらず、子育て当事者の心身の負担を軽減するためのきめ細やかな支援を充実させ、子育て当事者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが必要である。

子育て支援団体から、父親が相談できる場所が少ないとの指摘があった。また、若者団体や子育て当事者、経済界・労働界からは、男性の育児参加には本人の意識啓発・生活環境の変化に加え、企業組織全体の取組や上司のマネジメントの抜本的な改革が必要であることが指摘された。人口減少・持続可能な経済社会に係る有識者からは、家事・子育て重視の男性が当たり前活躍する就業環境・企業風土の醸成の重要性や企業・社会・家庭における「夫は仕事、妻は家庭」という無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の払拭が不可欠との指摘もあった。また、財政・社会保障の専門家からは、男性の育休取得にあたっては、形式的に短期間取得する形ではなく、本人や家族が本当に必要なときに必要な育児休業が取得できる仕組みも必要との指摘があった。

経済界や財政・社会保障の有識者からは、今後の社会経済の持続可能性のために社会全体で直視すべき課題であり子ども施策は「未来への投資」と捉えるべきとの指摘があった。

子ども施策は、個人の幸福(Well-being)を増進するというミクロの視点だけではなく、未来を担う人材を社会全体で育て、経済、財政、社会保障の持続可能性を高めるというマクロの視点をも持って取り組むことが必要である。

⑤子ども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項

小学生から20代までの幅広い層や若者団体から、家族や学校、地域において子どもや若者とのかかわる大人が、子ども・若者の権利を認識し、理解してほしいとの意見が寄せられた。子育て支援団体や様々な困難を抱える子どもを支援する団体からは、大人が子ども・若者の権利を理解する大切さについて報告があった。

子ども・若者を支える大人が、子ども・若者が意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体であることを認識し、社会全体の共通理解とすることが求められている。

小学生から大学生までの幅広い意見として、教職員や保育士、児童相談所の職員等の待遇改善や負担軽減、心身のケアの必要性に関する声が挙げられた。

こども・若者への支援を行う担い手の人材確保や育成の充実を図るとともに、そうした担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりが重要となる。

⑥関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

若者団体からは、こども家庭庁に対し、こども施策の企画・立案・総合調整に係る意思決定における強力なリーダーシップを求める声が寄せられた。子育て当事者からは、こども家庭庁が既存の関係省庁と連携し、波及効果や費用対効果を高めることを求める声があった。経済界からは、行政機関間の壁の打破、複数省庁の各取組における横串の視点、制度の間に取りこぼされた事案に対しても丁寧に拾いあげることへの期待が寄せられた。

こども家庭庁が中心となって、教育、福祉、保健、医療、雇用等の幅広い分野において関係省庁の横の連携を深め、こども施策を推進することが求められている。

20代の若者からは、地方自治体が地域課題やまちづくりに対する若者の活動を支援してほしいとの意見や若者の声を行政に届ける手法を増やしてほしいといった意見が挙げられた。また、子育て支援団体からは、地方自治体の子育て当事者の声をしっかりヒアリングし地方自治体の計画に反映することが重要との意見があった。

こども基本法において、地方自治体に対し、自治体こども計画の策定に係る努力義務が課されている。また、地方自治体は、自治体こども計画の策定をはじめとするこども施策の策定等に当たり、こどもや若者、子育て当事者の意見を反映するための措置を講ずることが国同様義務付けられている。多くの地方自治体において、地域のこども施策を確実に前に進めるための自治体こども計画が、こどもや若者、子育て当事者の意見を踏まえ、策定されるよう取り組むことが求められる。

若者団体や経済界から、こども施策に関するデジタル化を進めてほしいとの声があった。こどもの健やかな成長に向けて取り組む団体からは、全てのこどもを包摂し課題特定するためには、細分化された十分かつ信頼性の高いデータの収集が必要との指摘があった。

こども家庭庁を中心とする関係省庁と大学・民間研究機関やNPO等とが、官民互いの強みを活かしつつ、協働して、こどもDXなどを進めることが期待されている。

3. こども大綱の役割

(1) こども基本法上の位置づけ

こども基本法は、令和5年4月に設置されるこども家庭庁と相まって、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方自治体において進められてきた、こどもや若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、制定された。

こども大綱は、こども基本法の中核として、これを実効あるものとするために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めるものである。これまで別々に作成・推進されてきた以下の既存3大綱を束ね、一元化するとともに、更に必要なこども施策を盛り込むこととなる。

- ・ 少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱）
- ・ 子供・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項を定めるもの）
- ・ 子供の貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項を定めるもの）

これにより、政府全体として、統一性のある一つの大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体にこども施策を進めていくことになる。また、行政の事務負担の軽減にも寄与するものである。

こども基本法におけるこども施策とは、こどもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策のみならず、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関する施策、例えば、若者に係る施策や教育施策・雇用施策・医療施策・福祉施策など幅広い施策が含まれるものと解されている。

こども大綱の案は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議が作成し、閣議で決定することとなっている。こども政策推進会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こどもや若者、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

したがって、こども大綱とは、こども家庭庁の取組を定めるものではなく、政府を挙げて取り組むべきこどもや若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象とするものである。

こども基本法において、都道府県はこども大綱を勧案して都道府県こども計画を定める

よう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとされている。

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体である。こども大綱は、地方自治体にとって、区域内のこども施策に総合的に取り組むために参照することができるものとならなければならない。そして、多くの地方自治体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定されるよう、国において適切に支援・促進すべきである。

こども基本法において、こども大綱に定めるこども施策については、原則として、具体的な目標とその達成期間を定めることとされている。

長期的な展望に立った上で、こども大綱の対象となる期間については既存3大綱と同様におおむね5年を目途とし、目標の達成状況や施策の進捗状況、施策の点検・評価・改善・実施を行うPDCAサイクルを構築することが求められている。

(2) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の姿

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目的に掲げている³。

こどもや若者に関する施策については、これまで、既存3大綱等に基づき、政府を挙げて各般の施策の充実に取り組んできた。保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化など様々な取組を着実に進めてきたものの、2022年の出生数は速報値で80万人を割り込む見込みとなり、また、児童虐待の相談対応件数や不登校児童生徒数、ネットいじめの件数、小中高生の自殺者数が過去最多の水準となっている。コロナ禍による孤独・孤立への不安や生活の困窮に直面し、つらい状況へ追い込まれているこども・若者も多い。

³ 既存3大綱の根拠法の目的は以下の通り。

①少子化社会対策基本法

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを前提に、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会の実現を目指す

②子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の子ども・若者育成支援のための施策を総合的に推進し、一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指す

③子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進

保護者の中には、子育てをめぐる状況が厳しく、日々高まる不安・孤立感を誰にも相談・共有できないといった悩みを抱えている方々がいる。若い世代からは、将来不安などから、結婚した後に、子どもを産み育てることや、子どもとの生活を始められるという希望が見出しづらいことが結婚しない理由の一つとして挙げられている。

子ども大綱により、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもや若者に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「子どもまんなか社会」を実現し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。

若い世代が、円滑な社会生活を送ることができ、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見いだせるとともに、結婚や子育てを希望する人が互いの生き方を尊重しつつ主体的な選択により結婚でき、かつ、子どもを産み育てることや子どもとの生活を始められ、子どもが幸福な状態で育つことができる社会を目指すべきである。子どもは家庭を基盤とし、様々な関わりの中で成長する存在である。結婚、妊娠・出産、子育てに関する希望の実現を阻む隘路の打破に取り組み、これから結婚・子育てをしようとする世代や子育て当事者が、家庭を持つことや、子どもを産むことや育てることの喜びや楽しさを実感できるようにすることで、少子化を克服するとともに、子どもや若者のより良い成長を実現する。

4. 子ども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項

(1) 子ども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること

子ども基本法においては、年齢や発達に応じて子どもの意見表明機会の確保や子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体に対し、子ども施策の策定等に当たって、子どもや子育て当事者等の意見の反映に係る措置を講ずることが義務付けられている。

子ども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができること、その上で、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、子ども・若者の意見が年齢や発達に応じて尊重されることが、極めて重要である。子どもや若者が、自らの将来を選択でき、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていけるよう、「子どものために」だけでなく「子どもとともに」という姿勢が求められる。

子どもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、意見を持つことができるようになることが前提であり、意見形成への支援が重要である。また、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、社会的養護、障害、非行、経済的困窮などをはじめ、困

難な状況に置かれたこども・若者や低年齢のこどもなど、声を挙げにくいこども・若者について十分な配慮が必要である。

こどもまんなかフォーラム等を通じて、こども・若者や子育て当事者から意見を聴き、新たな気付きや示唆を多く得たように、こども家庭庁を中心に、こどもや若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が安心して意見を述べる場や機会を作り、その意見を施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の更なる意見の表明・参画に繋がるような好循環をつくるべきである。また、地方自治体における取組を促進すべきである。

(2) こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになり、やがて、自らも結婚や子育ての当事者世代となる。そのプロセスにおいて必要となる支援は、その局面や当事者が置かれた状況によって様々である。

それぞれのこどもや若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、成人期への移行期にある若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えていかなければならない。全てのこどもや若者が、どのようなライフスタイルを選択しても、将来にわたる展望を描けるような環境を整えていくことが必要である。

また、「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものである。こうした認識の下、ライフステージを通じて社会全体で子育てを支えるべきである。そして、子育てを社会全体で切れ目なく支えていく環境が整備されることは、若い世代にとって、子育てに安心感を持つことにつながり、ひいては、将来の結婚、あるいは、こどもを産むことや育てることといった、結婚や子育てに希望を見出せることにもつながると考えられる。

(3) 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること

全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく尊厳をもって社会生活を円滑に営むことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。その際には、こ

どもや若者の幸福（Well-being）を「身体」・「心」・「社会（環境）」の観点から多角的に考えていくことが重要である。

また、こどもや若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整えることが重要であり、国と地方自治体が適切な役割分担の下で密接に連携しながら、地域間で格差が広がらないように留意しつつ、地域の実情を踏まえ、きめ細かく取り組むことが求められる。

こうした全てのこども・若者への対応を基盤として、困難を抱えるこども・若者や家庭の支援ニーズにきめ細かく対応していかなければならない。

こどもや若者の現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることがあってはならない。こどもの貧困、虐待、いじめ、不登校、非行、自殺をはじめ、こどもや若者が抱える困難や課題は様々な要因が複合的に重なり合って表出する。表出している課題への対処だけではなく、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的なアプローチが重要である。

（４）結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること

経済的な不安定さや長時間労働、出会いの機会の減少、男女共に仕事と子育ての両立が難しいこと、家事・育児の負担が依然として女性に偏っていること、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因を一つ一つ取り除き、若者や結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が、家庭や子育てに夢を持ち、安心してこどもを産み、育てることができ、子育てに伴う喜びを実感できる社会づくりを進め、少子化を克服していかなければならない。

少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われている。また、不妊の検査や治療経験がある夫婦の割合も増加している。妊娠後やこどもが産まれた後の支援に加えて、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境の整備、結婚の希望がかなうような環境整備、これから妊娠を希望する方への支援など、より広いライフステージに応じた支援をしていくという視点が必要である。

もちろん、国や社会の都合で、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりしてはならない。若者や結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が、結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望をかなえるという姿勢が基本である。これから生まれてくるこども、今を生活しているこども、結婚や子育てを希望する方や子育て当事者を真ん中に据えること、また、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の意見に耳を傾け、施策に反映させていくことが求められる。

（５）施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重

視すること

こども家庭庁は、こども大綱を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進していかなければならない。その上で、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使することも含め、リーダーシップを発揮することが求められている。

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体である。国は、地方自治体と密接に連携しながら、現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し必要に応じて制度化するとともに、地域の実情を踏まえつつ、国と地方自治体の視点を共有しながら、こども施策を推進していくことが重要である。

地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体、若者が主体となって活動する団体など、こどもや若者にかかわる様々な団体の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできない。これらの共助を行政が支えていくことが重要である。

国際機関や国際社会における様々な取組との連携も重要である。児童の権利に関する条約を引き続き遵守し、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会やOECDなどの取組、G7やG20における議論などを踏まえ、こどもや若者に関する国内施策を推進するとともに、国際的な取組に貢献していくべきである。

5. こども施策を進めるにあたっての基本姿勢

(1) こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている。こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体であり、人格を持った個として尊重されなければならない。

全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、特定の価値観やプレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、尊厳をもち、幸福に暮らすことができるよう、社会全体で支えていくことが求められる。

乳幼児期から大人に至るまでの全ての成長段階において、思想・信条、人種、国籍、性別、障害の有無、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにし、それぞれのこども・若者の可能性を拓けていくことが重要である。また、虐待、いじめ、暴力、経済的搾取など、権利の侵害からこどもを守っていくことが必要で

ある。

こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容を、こどもや若者はもちろん、大人に対しても広く周知し、

- ・ 全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること（「生命に対する権利」）
- ・ こどもに関することは、こどもの最善の利益が主として考慮されること（「児童の最善の利益」）
- ・ こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること（「児童の意見の表明の権利の確保」）
- ・ 全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること（「差別の禁止」）

といういわゆる「4つの一般原則」を、今一度、社会全体で共有することが必要である。

（2）こどもや若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

こども・若者が、心身ともに健康でいられ、豊かに楽しく遊ぶことができ、様々な学びや体験の中で社会性を身に付け、希望と意欲に応じて社会で自らの能力を発揮できる環境を保障すること、様々な困難に直面した際は必要な支援が受けられ、たくましく育つことができるよう、社会全体が力強く温かく支えることが重要である。

新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期までの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、適切な保健、医療、療育、福祉、教育を切れ目なく提供することが求められている。こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労の支援、経済的支援などを包括的に推進していくことが求められる。

課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、こども・若者や家庭をサポートし、特定の年齢で一律に区切ることなく、配慮が必要なこども・若者に対しても、それぞれの状況に応じ、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく伴走しなければならない。家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組んでいくべきである。

これまで既存3大綱において別々に取り組まれてきた若者支援・少子化対策・こどもの貧困対策を一元化されたこども大綱の下で強力に進めるとともに、若者の雇用の安定や、男女共に働きやすい環境の整備、構造的な賃上げや、年金・医療・介護等について全世代型社会保障の構築を通じて若者の将来にわたる生活の基盤を確保し、若者が未来に希望を

もって生きられる社会を作ること、少子化の克服や貧困の連鎖の防止のための鍵となると考えられる。

(3) 若者や結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えられる環境の整備

個々人のライフコースが多様化している中、若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が、どのようなライフスタイルを選択しても将来にわたる展望を描くことができ、結婚や子どもを産み育てることや子どもとの生活を始めることについての希望を実現できるようにすることが求められている。

このため、様々なライフコースを選んだ方に対して、結婚支援、仕事と（結婚を含む）様々なライフイベントとの両立、不妊治療なども含め、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた支援を切れ目なく進める必要がある。

あわせて、全ライフステージにわたって若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者を支援することとも重要である。都市や地方など地域により少子化の状況は大きく異なることから、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進めるとともに、男女がともに仕事におけるキャリアとライフイベントの双方について展望を描けるような、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備や働き方改革を進めることが必要である。

加えて、個々の支援とともに、若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者以外の方も含め、少子化は日本の未来に関わる問題であるという意識を持ち、結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を応援するという意識を社会全体で共有し、子どもや家族が大事にされる社会を目指していくことが必要である。

結婚や出産をするかしないかは個人が選ぶ権利⁴があることや、性に関し正しく理解し自尊心を持って適切に行動を取れるようにすることを子どもや若者が知る機会や場を充実していくことも重要である。

(4) 子ども・若者に関わる大人への重層的な支援の確保

子どもは家庭を基盤とし、学校・園、地域等において、信頼できる様々な大人との関わりの中で成長する存在である。

社会全体で家庭を支え、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が、自己肯定感を持ちながら、幸福（Well-being）で、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援していくことが求められる。妊娠・出産、子育てのライフステージを通じて切れ目なく必要な支援が包括的に提供される環境を整備するこ

⁴ 性と生殖の健康と権利（sexual and reproductive health and rights (SRHR)）

とが重要である。その際、発達障害を含め障害のあるこどもを育てる家庭をはじめ、様々な状況にある子育て家庭をきめ細かく支援していくことが求められる。

働き方改革や両立支援を進め、とりわけ低年齢のこどもにとっての良質な成育環境を確保することが必要である。

男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、企業において就労環境や企業風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組が充実し、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性が家事・子育てに主体的に参画することを社会全体で後押ししていくことが求められている。

保護者による虐待や養育困難などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、パーマネンシー保障の考えに基づいて、できる限り家庭と同様の養育環境において継続的な養育が保障されるような特別養子縁組による永続的解決や里親による養育など、最善の利益が保障されるよう必要な措置を講じなければならない。

幼児教育や保育に携わる者、教職員、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の育ちや学びに関わる全ての関係者が、こどもや若者との関わりを通じて、喜びや幸せ、充実を感じられるような取組が求められる。こうした人材が安心して仕事におけるキャリアパスを描けるような環境を整え、専門人材含めた多様な人材の確保と育成、メンタルケアなどを充実することが求められる。

(5) 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

施設型・来所型の支援では、支援が必要なこども・若者や家庭ほどSOSを発すること自体が困難であること、相談支援情報が届いていない、もしくは届いていたとしても必要な申請が複雑で困難といった課題がある。SOSが来ることを待っている、本来支援が必要なこどもや若者、家庭に適時適切にアプローチすることが難しい。

子育て環境が厳しさを増す中で、全てのこども・若者や家庭を対象としたポピュレーションアプローチ／ユニバーサルアプローチによる予防的な関わりを強化することが必要である。また、支援が必要な状況に直面した場合に備え、こども・若者や保護者が、相談先や必要な行動などについて学ぶ場を設けることも重要である。

こうした取組に加え、支援を必要とするこども・若者や家庭に対しては、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、制度や組織による縦割りの壁、18歳や20歳といった年齢の壁を克服し、行動特性を踏まえた伝わりやすい広報の充実強化や、SNS含めICTを活用したオンラインでの提供方法など、プッシュ型・アウトリーチ型の支

援を届けていかなければならない。

一人一人の子どもや若者の性別や性的指向・性自認が十分に配慮されるとともに、発達障害を含む障害のある子どもや若者、社会的養護のもとで育った子どもや若者、外国人の子どもや若者、特定分野に特異な才能のある子どもや若者など、様々な状況に置かれた子どもや若者を誰一人取り残さず、その特性に応じた支援や合理的配慮が行われることが求められる。その際、個別のニーズに応じたきめ細かい支援とあわせて、インクルージョン推進の観点から、一般施策において、困難を抱える子どもや若者を受けとめられる施策を講じていくことが重要である。支援に携わる者の確保・養成・技能の向上に関する取組も進めなければならない。

(6) EBPMの推進

国及び地方自治体においてはエビデンスに基づいた施策の推進を図る必要がある。子ども大綱において、中長期的な視点に立ったPDCAサイクルを構築し、短期的・中長期的の両面において、その効果を点検・評価・公表することが必要となる。

子ども大綱の対象期間に、達成すべき目標と施策の進捗を確認するための参考指標を設定していくことが求められる。その際には、既存3大綱における目標や指標の性質を踏まえるとともに、特に、目標については、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるよう施策の柱立てごとに階層化・メリハリを図るべきである。

子ども大綱の進捗を子ども家庭審議会において点検・評価・公表し、その結果を踏まえ、毎年、子ども政策推進会議において、子ども大綱に盛り込まれた具体的な施策を改定し、関係省庁において実行するなど、大綱の期間内においても継続的に施策の点検と見直しを図ることで、時々の社会情勢に即して柔軟にPDCAサイクルを回していくことが重要である。その際、子ども基本法において、子ども施策の策定・実施・評価・公表に当たって、子どもや若者、子育て当事者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられていることを踏まえ、子どもや若者、子育て当事者の意見をPDCAに反映させる取組を継続的に行うとともに、それに必要な体制整備を図ることが重要である。

子ども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究を充実させていくべきである。事前の施策立案段階から事後の点検・評価・公表まで、大学・民間研究機関等と連携した取組を進めることが重要である。子ども・若者の意見聴取といった定性的な調査の推進も求められる。個人情報を取り扱う場合にあっては、子どもや若者の権利利益の保護に十分に配慮しなければならない。

6. おわりに

こども施策を進めることは、こどもや若者が自分らしく尊厳を持って自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望を叶えることに繋がり、個人の幸福追求において非常に重要である。それと同時に、少子化・人口減少の流れを大きく変え、危機的な状況から脱却することによって、未来を担う人材を社会全体で育み、その幸福を追求し、社会経済の持続可能性を高めることに繋がる。つまり、こども施策は、個人の幸福追求と社会経済の幸福・持続可能性の両面を同時に実現するという、極めて価値の大きな施策なのである。

本報告書で提示した論点や考え方を踏まえ、こども大綱が、こども政策の総合的かつ包括的な大綱であるという特長を活かし、少子化社会対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策といった各々の取組の視点から見ても更に充実したものとなり、こどもや若者の健やかな成長や結婚・子育てを社会全体で応援する土壌を創り、命を尊び、こどもや若者の主体性を尊重しながら、その成長を支援し、円滑な社会生活を送ることができるまで伴走するための基本となるものとして、その役割を十分に発揮することを期待する。さらに、こども基本法にのっとり、こども大綱の定めるところにより、こども施策の実施に必要な財政上の措置等が講ぜられること、そして、こども・若者や子育てに対する優しい眼差しが、属性や世代の垣根を超えて、我が国社会の隅々まで行き渡ることを望むものである。

こども大綱の案の具体化に当たり、こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止めるとともに、既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6

こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9

こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9～R5.1

幅広い当事者・関係者から意見聴取



大臣による児童館・
児童養護施設等訪問



こども大綱の役割

- 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

※得られた意見等については別紙参照

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

こども施策の立案・実施に当たって 踏まえるべき基本的な共通事項

1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の 視点に立って考えること

- ▶ こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として意見形成・意見表明・社会参画ができること
- ▶ 声をあげていくこども・若者への十分な配慮
- ▶ こども・若者の意見を施策に反映し、フィードバック、社会に発信

2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

- ▶ ライフスタイルによらず、将来の展望を描ける環境整備
- ▶ 乳幼児期から大人になるまで社会全体で支える

3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と 将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにす ること

- ▶ 全てのこども・若者の幸福 (Well-being) 向上 (居場所・学び・外遊び等)
- ▶ 全国どこでも必要な支援が受けられる環境整備
- ▶ こども・若者が抱える困難に対する重層的アプローチ

4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるように すること

- ▶ 子育てに夢と喜びを感じることでできる社会づくり
- ▶ 結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望を叶える
(価値観を押し付けない・プレッシャーを与えない)

5 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民 間団体等との連携を重視すること

- ▶ 国が地方自治体と密接に連携、視点を共有しながら施策を推進
- ▶ 地域の支援団体や若者団体などの共助を行政が支える
- ▶ こども・若者に関する国内施策の推進、国際的な取組への貢献

こども施策を進めるに 当たっての基本姿勢

1 こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- ▶ 人格・個性・多様性が尊重され、主体的に、尊厳を持ち、幸福に暮らす
- ▶ 属性等により差別的な取扱いを受けない。こども・若者の可能性を広げる
- ▶ こども基本法や児童の権利条約を社会全体に共有

2 こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

- ▶ 成育過程において、関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供
- ▶ 学校等の場をプラットフォームとして、相互に協力

3 若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育 てに希望を持つことができ、その希望をかなえられる環境の整備

- ▶ 結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- ▶ 地域の実情に応じたきめ細かな取組や、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備・働き方改革を進める

4 こども・若者に関わる大人への重層的な 支援の確保

- ▶ 保護者が自己肯定感を持ち、幸せにこどもと向き合える環境を整える
- ▶ 支援者が喜び、幸せ・充実を感じ、安心したキヤリアバタを描ける環境を整える、多様な人材確保・育成

5 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

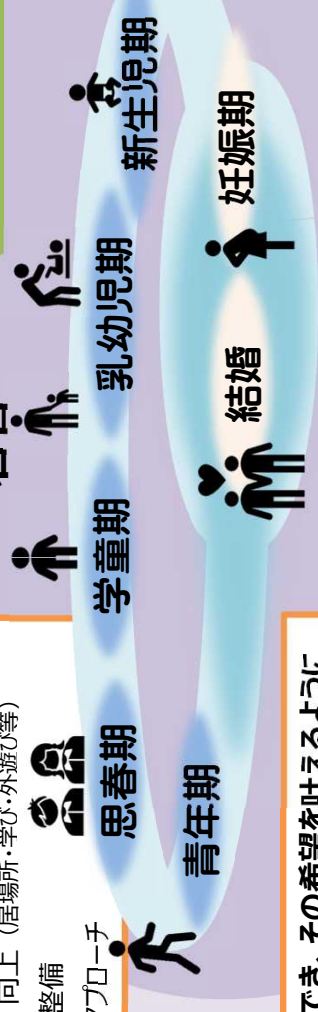
- ▶ 制度・組織による縦割りの壁、18歳や20歳などの年齢の壁を克服した、ブッシュ型・アウトリーチ型支援
- ▶ 個別ニーズに応じたきめ細かい支援及びインクルーシブな推進の観点から施策を講じることが重要

6 E B P M の推進

- ▶ 中長期的視点に立ったPDCAサイクル構築、効果の点検・評価・公表
- ▶ 大学・民間研究機関等と連携した、包括的な観点での調査研究



こども
若者



①こども・若者の意見表明や参画に関連する事項

- ◆ こども・若者自ら意見表明と自己決定の主体と認識でき、それについて学ぶ機会や権利を行使できる機会が必要（小学生～20代、若者団体、健やかな成長に向けて取り組む団体）
- ◆ こども・若者が自己決定権を持ち自立することが重要（経済界・労働界）
- ◆ 脆弱な立場のこども・若者の意見を聴くことを保障し、周りの大人が表情・態度等から丁寧に聴き取る（健やかな成長に向けて取り組む団体）

②こども・若者の健やかな成長に関連する事項

- ◆ 学校教育において、得意なことを活かす学習や多様な学習の機会を充実してほしい（小学生～20代）
- ◆ 人間関係が希薄化し、同調圧力等への不安感がある。学校や家庭以外の居場所が欲しい（小学生～20代）
- ◆ 公園の遊具が減少し、天候に関わらず遊べる場を増やしてほしい（小・中学生）／主体的に遊び自分で自分を育てられる環境作りが必要（健やかな成長に向けて取り組む団体）
- ◆ 中高生から企業・社会を知りたい（小学生～高校生）等

③困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項

- ◆ 生まれ育った環境で将来が左右されない社会にしてほしい（小学生～20代）／奨学金の返済等への不安、若者の貧困に目を向けて欲しい（高校生・20代）
- ◆ 様々な状況に置かれたこども・若者や家庭に対する理解を深めてほしい（小学生～20代、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- ◆ 行政窓口の周知改善（小学生～20代）等

④結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項

- ◆ 妊娠・出産に対する孤独感、子育てとキャリアの両立の困難さ、雇用環境や就労環境の不安定さ、経済的不安等による将来への不安（小学生～20代）
- ◆ 子育て孤立を防ぐため社会と繋がりを得られるようにする（若者団体、子育て支援団体）／仕事・子育て両立の職場づくり等が必要（労働界）
- ◆ 父親の相談場所が少ない（子育て支援団体）／家事・子育て重視の男性が当前に活躍する就業環境・企業風土の醸成が必要（人口減少・持続可能な経済社会に係る有識者）等

⑤こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項

- ◆ 家族、学校、地域においてこども・若者と関わる大人がこども・若者の権利を認識・理解してほしい（小学生～20代、若者団体）／大人がこども・若者の権利を理解することが大切（子育て支援団体、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- ◆ 教職員や保育士、児童相談所職員等の待遇改善や負担軽減、心身のケアが必要（小学生～大学生）等

⑥関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

- ◆ こども家庭庁がこども施策の企画立案・総合調整に係る意思決定へのリーダーシップの発揮を期待（若者団体）／行政機関間の壁の打破、複数省庁の取組の横串の視点等の期待（経済界）
- ◆ 若者の声を行政に届ける手法を増やしてほしい（20代）／地方自治体の子育て当事者の声を聴き取り計画に反映してほしい（子育て支援団体）
- ◆ こども施策のデジタル化推進希望（若者団体、経済界）等

(参考) こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書 取りまとめの検討状況

第6回 (令和4年9月13日)

- ・ こども大綱の策定に向けた検討の進め方
- ・ 現在の3大綱に係る構成員報告 (少子化大綱・子若大綱)

幅広い当事者・関係者から意見聴取

こどもまんなかフォーラム
(全6回)

関係団体・有識者との対話
(全3回)

大臣による視察・意見交換
(児童館・児童養護施設等)

こども・若者 (内閣府ユース
政策モニター) から意見募集

子育てに関する
こども・若者 (内閣府ユース
政策モニター) との意見交換

第7回 (令和5年2月15日)

- ・ 現在の3大綱に係る構成員報告 (子貧困大綱)
- ・ こどもまんなかフォーラム等の報告
- ・ 第2次報告書骨子案

第8回 (令和5年3月15日)

- ・ 第2次報告書取りまとめに向けた議論

カテゴリ	実施回	テーマ等	実施日
こどもまんなかフォーラム	第1回	こども・若者(小学校高学年・中学生)	令和4年9月22日
	第2回	こども・若者(高校生・大学生・20代の若者)	令和4年10月28日
	第3回	若者団体等	令和4年12月14日
	第4回	子育て当事者・子育て支援団体等	令和4年12月23日
	第5回	様々な困難を抱えるこどもを支援する団体	令和5年1月25日
	第6回	こどもの健やかな成長に向けて取り組む団体	令和5年1月27日
関係団体・有識者との対話	第1回	人口減少・持続可能な経済社会	令和4年11月21日
	第2回	経済界・労働界	令和4年12月9日
	第3回	財政・社会保障	令和4年12月13日
カテゴリ	視察先・意見交換テーマ等		実施日
視察	認定こども園(神奈川県横浜市)		令和4年8月31日
	子育て広場(東京都世田谷区)		令和4年9月1日
	児童相談所(東京都世田谷区)		
	児童発達支援センター(東京都港区)		令和4年9月21日
	居場所を兼ねた学習支援事業(東京都足立区)		令和4年9月29日
	母子保健センター(東京都港区)		令和4年10月4日
	児童館(東京都町田市)		令和4年10月23日
	こどもセンター(神奈川県鎌倉市)		令和4年11月5日
	児童養護施設(大阪府)		令和4年12月17日
	公営住宅を活用した若者向けシェアハウス(大阪府)		
	大阪府箕面市		
大阪府門真市			
スマルナステーション(大阪府大阪市)			
渋谷区子育てネウボラ		令和4年12月26日	
埼玉県戸田市		令和5年1月19日	
意見交換	子ども・子育て支援関係団体との意見交換(第1回)		令和4年9月14日
	子ども・子育て支援関係団体との意見交換(第2回)		令和4年9月21日
	ベビーテック企業との意見交換		令和4年9月26日
	経済的困難を抱える家庭の子どもたちの支援者との車座		令和4年10月11日

◎: 座長

[構成員]

秋田喜代美
荒瀬 克己
佐藤 博樹
◎清家 篤子
宮本 みち子

学習院大学教授
独立行政法人教職員支援機構理事長
中央大学大学院教授
日本赤十字社社長
放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授

[臨時構成員]

青木康太朗
上鹿渡和宏
菅野 祐太
北川 聡子
櫻井 彩乃
田中 れいか
谷口 仁史
土肥 潤也
中島 かおり
中室 牧子
堀江 敦子
松田 妙子
山口 慎太郎
吉村 隆之
李 炯植
渡邊 正樹

國學院大學准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
早稲田大学教授、同大学社会的養育研究所所長、
児童精神科医

認定NPO法人カタリバ、大槌町教育専門官
社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
Torch for Girls代表、#男女共同参画ってなんでですか代表
一般社団法人ゆめさぼ代表理事
認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
NPO法人わかものまちな事務所長
NPO法人ピッコラーレ代表理事
慶應義塾大学教授
スリール株式会社代表取締役
NPO法人せたがや子育てネット代表理事
東京大学大学院教授
鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
NPO法人Learning for All 代表理事
東京学芸大学教職大学院教授

こども政策の推進に係る有識者会議
報告書

令和3年11月29日

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書

令和3年11月29日

I. はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

こどもや若者に関する政策（以下「こども政策」という。）については、これまで、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づく大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組まれてきた。

例えば、これまでの5年間ほどを振り返ってみても、累次の子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化や子ども・子育て支援の提供体制の充実、子育て安心プラン及び新子育て安心プランに基づく待機児童の解消に向けた取組、新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的推進、低所得者世帯に対する高等教育の修学支援新制度の実施など、消費税の引き上げにより確保した財源などをこどもや若者への支援の充実に投入し、我が国の家族関係支出の対GDP比は、2013年度の1.13%から2019年度には1.73%まで上昇している。

また、こどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における家庭養育の推進、関係機関間の連携強化を行う児童福祉法等の改正、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備、コロナ禍で苦しい状況となった低所得の子育て世帯に対するこども一人当たり5万円の給付金の支給が行われるなど、困難な状況にあるこどもや若者への支援についても、充実が図られてきたところである。

このように、様々な取組が着実に前に進められてきたものの、出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めはかかっていない。特に、コロナ禍が結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性もある中で、2020年の出生数は約84万人と過去最少となり、今後の出生数への影響が懸念されている。

こうした中で、若い世代の中には出産や子育てに希望を見出しづらく、閉塞感を感じている方々が少なからずいる。生活が苦しいひとり親家庭が多く、7人に1人のこどもが貧困の状態にある。2020年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となっている。大変痛ましいことに昨年は約800人ものこどもが自殺している。

コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響をもたらしていると言える。友達と会えなくなったり集団活動が少なくなったことによる孤独・孤立への不安、臨時休校やオンライン

学習、受験への影響といった学校生活への不安を抱えているこどもや、家計が苦しくなり進学先を変えざるを得なくなったといった生活への不安、アルバイト収入の減少による大学生活等継続への支障などを抱えている若者など、大変つらい状況に追い込まれているこども・若者も少なくない。保護者の中には、誰とも不安を相談・共有できない、こどもへの感染の不安、就労が不安定になるなど、孤独や悩みを募らせたり、生活が不安定になっている方々もいる。

こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。(別紙「こどもと家庭を取り巻く現状」を参照。)

このため、それぞれのこどもにとって、自らの意欲・能力が十分に活かせず、生きづらく、幸福(well-being)が感じられない状況になりかねない。我が国のこどもが、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位となっているユニセフの調査もある。

保護者にとっては、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている。そうした中で、本来、子育ては喜びや生きがいをもたらすものであるにもかかわらず、自己肯定感を持ちながらこどもと向き合い親としての喜びを感じられない状況になってしまいかねない。

また、社会全体の視点からは、こどもが自らの希望に応じて活躍できるよう健やかに成長することができず、また、少子高齢化の進行により社会の担い手が減少することで、こどもやその保護者だけではなく結婚しない人やこどもを持たない人も含めて社会に大きな影響を及ぼし、我が国の社会全体の根幹を揺るがしかねないと考えられる。今、まさに「有事」とも言うべき危機的な状況が静かに進行しているのである。

今こそ、こども政策を強力に推進することによって、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどものwell-beingを高めることによって、社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるといえる。国家の機能のひとつとして、社会の存続を支援する機能をしっかりと位置付け、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることを大前提に、結婚や出産、子育てについての個人の希望が叶えられるような少子化対策を含むこども政策を、政府の最重要課題として強力に推進すべきである。

こどもを社会のまんなかに据えて、こどもの視点で、家庭、学校、地域などこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、ジェンダーギャップ解消への取組を含め、こどもの生命・安全を守り、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする政策を抜本的に強化しなければならないと考える。このことは、質の高い初等中等教育・高等教育の充実とあいまって、こどもの最善の利益の実現に資するとともに、ひいては我が国の少子化を解決するための鍵となる。

このような認識の下、当会議においては、5回にわたり会合を開催し、18人の臨時構成員のプレゼンテーション等、事務局による多数の当事者・関係者ヒアリングやこども・若者からのヒアリングを踏まえ、精力的な審議を行い、今後のこども政策の基本理念、今後取り組むべきこども政策の柱をとりまとめた。政府においては、このとりまとめを最大限に尊重し、こども政策を強力に進めていくことを期待する。

Ⅱ. 今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

○ これまでのこども政策は、こどもの最善の利益を考慮して取り組まれてきたものの、ややもすると、行政、学校や児童福祉施設など、大人の視点、制度や事業を運営する者の視点中心に行われていた面は否めない。

○ こども政策が行われる際には、こどもの最善の利益が考慮されなければならないことは、言うまでもない。これからのこどもに関する政策や取組においては、こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」であることを、社会のあらゆる構成員がしっかりと認識し、こどもの視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、自立を支援する。また、若者の社会参画を促進する。

不安、困りごと、希望といったこどもの意見が年齢や発達段階に応じてこどもに関する政策や取組において積極的かつ適切に考慮されるよう、政策決定過程におけるこどもや若者の参画や意見反映を進めていく。

こどもや若者の参画は、政策や取組そのものをより良くするのみならず、社会課題の解決に向けた力を自らが持っているとの自己有用感をこどもや若者が持つことができる機会にもなる。

○ 他方で、こどもは家庭を基盤とし、地域、学校その他様々な場所において、様々な大人との関わりの中で成長する存在である。そうした関わりなくして、こどもは成長することはできない。そのため、こどもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかりと支えることが必要であるが、核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子育ての孤立化や負担感の増大といったことが指摘され、子育てを困難に感じる保護者が増えている状況にある。

しかるに、子育てとは、本来、こどもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長し、大きな喜びや生きがいをもたらす機会

を与えてくれるものである。子育てを社会全体で支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、その責任を果たせるようにすることで、より良い親子関係を形成することが、子どものより良い成長の実現につながる。

こうした観点から、子どもの意見反映とともに、子育て当事者の視点に立ち、寄り添い、子育て当事者の意見を政策に反映させていくことも必要である。

- ここでいう「子ども¹」とは、基本的に18歳までの者を念頭に置いているが、子どもが大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も、個人差がある。

それぞれの子どもや若者²の状況に応じて必要な支援が18歳や20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必要な支援を受けることができ、若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で支え伴走していくことが必要である。

- また、「子育て」とは、子どもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、青年期を経て、子どもが大人になるまで続くものである。そうした認識の下で、各ステージにおける子ども政策を行う。

2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- 全ての子どもが、出生、性別、人種、障害の有無などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに社会の構成員として自分らしく尊厳をもって社会生活を営むことができるように、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことが基本である。

¹ 法令において年少者や若年者を表すものとして「子ども」「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令により様々であり、また、特段の定義が法令上なされていないものもある。こうしたことを踏まえ、また、当事者である子どもにとってわかりやすく示すという観点から、ここでは、「子ども」の表記を用いる。ここでいう「子ども」とは、本文にもある通り、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。

² 「若者」については、法令上の定義はないが、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、思春期（中学生からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降から概ね30歳未満）（施策によってはポスト青年期の者）とされ、思春期の者は、子供、若者のそれぞれに該当する場合があるとされている。ここでは、注1のとおり「子ども」を特定の年齢以下の者ではなく大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者としており、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には特に「若者」の語を用いている。

- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約に則り、
 - ・全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること
 - ・こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること
 - ・こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
 - ・全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること

といった基本原則を今一度、社会全体で共有し、必要な取組を推進することが重要である。

- こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉、教育を提供することが必要である。
- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、人生 100 年時代を生き抜いていく基礎を培う様々な学びや体験をすることができ、自己肯定感や自己有用感を持ちながら幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるよう、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組んでいく。また、性別にかかわらずそれぞれのこどもの可能性を拓けていくことが重要であり、乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階でジェンダー³の視点を取り入れる。

3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- 「誰一人取り残さない」は、我が国も賛同し国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の根底に流れる基本的な理念であり、このアジェンダは、こどもについての取組も求めている。
- SDGs 実施指針改定版（令和元年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）では、主要原則の一つに、「参画型」を掲げている。脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないことを確保するのみならず、自らが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう障壁を取り除き、あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、当事者の視点を施策に反映するための手段を講じ、全員参加型で取り組むこととされている。

³ 社会的・文化的に形成された性別のこと。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

- 脆弱な立場に置かれた子どもを含めて、全ての子どもと家庭が、施策対象として取り残されることなく、かつ、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援し、支援の受け手が支え手にもなり、地域の中に自らの役割を見い出せる循環を生み出せるような社会を目指す。このため、支援が必要であるにもかかわらず、現行の制度や事業によってカバーされていなかったり、利用できていない子ども・家庭はいないか、実態を把握しつつ、制度・事業を検証し、支援が抜け落ちることのないよう取り組んでいくことが必要である。こうした支援は、子ども本人の福祉というだけにとどまらない社会全体への未来の投資であるとの認識をもって、進められるべきである。

4. 子どもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- 子どもの抱える困難は、発達障害などの子どもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態で表出するものであり、重層的な視点からのアプローチが必要である。非行やいじめなどの問題行動は、子どもからのSOSであり、加害者である前に被害者である場合が多いとの指摘もある。「生きづらさを感じている子ども」「不器用な子ども」「助けられていない子ども」であり、家庭にも学校にも居場所がないことが多いことも懸念される。
- 一方で、困難を抱える子どもや家庭に対するこれまでの支援については、
 - ・ 児童虐待、貧困、いじめ、不登校、高校中退、非行といった困難の種類や制度ごとの「縦割り」によって生じる弊害
 - ・ 教育、福祉、保健、医療、雇用といった各関連分野や関係府省の「縦割り」によって生じる弊害
 - ・ 予算が単年度主義であったり、関係省庁・自治体の職員が異動することにより知見が上手く引き継がれないといった「年度の壁」
 - ・ 児童福祉法や要保護児童対策地域協議会の対象年齢が18歳未満であるなど、支援の対象年齢を区切っていることで支援が途切れがちになる「年齢の壁」といった課題がみられる。
- 様々な困難を多重に抱え、また、精神疾患や発達障害など特段の配慮をする必要がある場合、乳幼児期や学童期の課題がその後の困難につながるケースが多い。思春期から青年期・成人期への移行期である若者の脆弱性がニートやひきこもり等として現れるものであり、若者への支援が重要である。

虐待や貧困の連鎖という観点からは、こどもの時だけでなくその後の出産や子育てまでフォローしていくことが必要である。

また、家族自身も悩みを抱え、支援を必要としている。家族の状況によりこどもの将来の選択肢が狭められる社会であってはならない。こどもの困難を解消するためには、こども本人だけではなく家族をはじめとする成育環境へのアプローチが不可欠である。

- 課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う。多職種の専門家による連携を促進するとともに、こどもと近い目線・価値観で対応することができる「お兄さん」「お姉さん」的な支援者（ナナメの関係性）による支援を進めることも必要である。
- 18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、それぞれのこどもや若者の状況に応じ、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走していく。
- こうした関係機関・団体のネットワークによる年齢を超えた伴走型の支援に当たっては、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会をはじめ秘密保持義務により個人情報の共有が可能となっている法的枠組みを最大限に活用する。これらの協議会が実質的に機能するよう改善を図るとともに、現場のニーズや実情を把握しているNPO等の民間団体の当該枠組みへの参画を促進する。
- 困難を抱えるこどもの課題解決には中長期的な取組が重要であり、支援に当たっては、年度が替わることによって支援が途切れることのないような工夫を促進していく。

5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- これまでの支援の多くは、専門家の配置や相談窓口の開設といった、施設型、来訪型の支援となっている。多くは、こどもや家族の自発的な相談行動や申請を支援の前提としているが、支援が必要なこどもや家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題がある。来ることを待っていては、本来支援が必要なこどもや家族にアプローチすることは難しい。また、困難が生じてから対処するだけではなく、そもそも困難が生じることを未然に防ぐための予防的関わりを行うことで、将来生じ得る社会コストを減少させることなどの効果にもかんがみ、全てのこどもと家庭を対象とした予防的な支援を重

視し、充実させていくことが重要である。

- 地域における各種資源が連携して、関係機関等の施設に来訪するのを待つだけではなく、こどもの住居やその他の適切な場所に支援者が出向いて、それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）を充実させる。そのための支援者の養成・技能の向上に関する取組を進める。
- 支援を望むこどもや家族が相談支援に関する必要な情報を得られるよう、SNSを活用したプッシュ型の情報発信を促進するほか、情報格差が支援格差を生まないよう、様々な情報発信の工夫や、こどもや子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実強化を進める。また、SOSの出し方や相談方法、相談先等についての教育・啓発のほか、手続きや相談の仕方自体を伴走して教えたり、同行支援する取組を進める。

6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- こどもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、重層化している。こうしたことを的確に踏まえ、スピード感をもって政策立案をしていく必要がある。
- こどもの意識に関するデータ、こどもを取り巻く状況に関するデータ、こどもを支援する機関や団体のデータ、各種統計など、様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報にも十分配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を評価し、改善していく。
- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」との考えの下でデジタル社会の実現に向けた取組が行われており、様々なデータを有機的に活用することにより、こどもと家庭がニーズに合った必要なサービスを選択できるようにするとともに、支援が必要であるにもかかわらず周囲では気づくことができないこどもや家庭に対するプッシュ型の支援を充実させていく。

Ⅲ. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

Ⅱで示した基本理念を踏まえ、今後、取り組むべきこども政策について、以下の3つの柱に沿って、具体的な施策についての提言を整理した。

- ①結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す
- ②全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
- ③成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

こども政策の対象分野は多岐にわたり、当会議における議論も必ずしもそれらを網羅できているものではない。また、以下に掲げた具体的施策については、あくまで当会議における議論を踏まえ整理したものであり、個別の施策の具体的な在り方や財源確保も含めた実現方策等については、必要に応じ、それぞれの専門分野を取り扱う審議会等において更に議論が深められるべきであるが、政府においては、現行の制度・予算の中で、運用改善により実現できるものについては、できる限り速やかに実現すべきである。また、新たな予算措置や制度創設を必要とするものについても、実現に向けた最大限の努力を求めたい。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

現在、我が国における少子化対策は、「男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくること」を基本的な目標とし、希望出生率 1.8 の実現を掲げ、個々人の希望の実現を阻む隘路の打破のため、総合的な取組が進められている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、結婚やこどもを生み育てることについての不安や負担から、希望そのものを持ちづらい状況になっているのではないかと考えられる。若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望、喜びを感じられ、希望を見出すことができるような更なる取組が必要である。

(若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消)

- 若い世代が結婚やこどもを持つことの不安や障壁として、非正規雇用による雇用の不安定や賃金上昇期待の無さ、結婚や妊娠に関する情報・相談支援の不足がある。若い世代の未婚率をみると、特に男性で、非正規雇用労働者のほうが正規雇用労働者と比べて、顕著に高く、「男性が家計を支えるべき」とのジェンダー規範も根強く存在する中、女性も男性も意欲と能力に応じて働くことができ相応の所得を得ることができるような支援が重要である。結婚や出産を当然と考えている社会の価値観などから自らが望む選択がしづらいと感じる若者もいる。結婚や出産をするかしないかは個人が選ぶ権利がある⁴ことが大前提であるとの認識の下で、結婚や出産の希望を叶えることができる環境整備を進めることが求められる。

⁴ 性と生殖の健康と権利 (sexual and reproductive health and rights (SRHR))。本年の G7 コーンウォールサミットにおける首脳宣言において「SRHR への完全なコミット」が再確認されている。

- ・若い世代の経済的基盤の安定（若者の就労支援、正社員転換や待遇改善）
- ・同一労働同一賃金の実現に向けた取組
- ・地方自治体による総合的な結婚支援の取組に対する支援
- ・妊娠・出産に関する情報提供の充実、ライフプランニング支援
- ・相談支援等に関するSNSを活用した情報提供
- ・結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の女性や子ども連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備 など

（子育てや教育に関する経済的負担の軽減）

○ 夫婦に尋ねた理想的なこどもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想のこどもの数を持たない最大の理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、こどもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているが、更なる取組の強化について、これまでの取組の効果を検証しつつ、安定的な財源の確保と併せて検討が必要である。

- ・児童手当の支給、こどもの数等に応じた効果的な給付の在り方の検討
- ・義務教育段階において、経済的な理由によりこどもの学用品費や学校給食費等の支払いが困難な保護者に対する就学援助の充実
- ・就学支援金や奨学給付金等による高校生等への修学支援
- ・授業料の減免や給付型奨学金の対象拡充など大学生等への修学支援、多子世帯に更に配慮した制度の充実の検討 など

（妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実）

○ 妊娠・出産に関する正しい情報を得る機会や気軽に相談できる場所が不足しており、若者に対し、妊娠の希望の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産のための健康管理などに必要な情報を提供する機会や相談体制を充実させることが必要である。また、不妊治療や、妊娠・出産に要する費用については、これまでも公的な支援の拡充が図られてきているが、経済的負担の更なる軽減を求める声もなお根強くあり、支援の拡充が望まれる。また、母子保健法に基づく支援は、母子健康手帳の交付をスタートとして行われるが、それ以前のところには支援がなく、また、特定妊婦と言われる困難や悩みを抱える妊婦は母子保健手帳の交付というスタートラインに立てず、支援を受けられないまま出産に至るといった実態がある。特に、虐待や貧困などの複合的な要因を抱え、居場所がない若年妊婦を支援するための居場所確保が急務であるが、制度のはざまに置かれ、居場所の確保が困難な状況にあり、若年妊婦のための制度や支援を整備することが必要

である。

- ・プレコンセプションケア⁵の推進
- ・不妊治療の保険適用、妊娠の確定診断費用や、特定妊婦に対する妊婦健診費用の自己負担分の軽減など、妊娠・出産に伴う経済的負担の軽減
- ・出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討
- ・予期せぬ妊娠等困難な課題を有する妊婦やカップルへの相談支援（妊娠葛藤相談）、アウトリーチ支援の充実、相談支援や出産後のサポート等とセットの居場所の提供
- ・予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて検討 など

（産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援）

- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援において重要な役割を担う子育て世代包括支援センターについては、全国の市町村で整備が進められてきたが、今後は、ネウボラの取組も参考とし、支援の切れ目やはざまが生じない、継続的な支援を提供できる体制を構築することが求められる。また、支援を必要とする全ての退院後の母子が、全国どこに住んでいても、産後うつ等の予防等心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを受けられるようにする必要がある。
 - ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の全国的な整備・一体的運用の推進、様々な子育て支援機関との一層の連携等による相談支援、心理士等の専門職を配置した乳幼児期からの育児支援の充実、サービス利用にかかるマネジメント機能の強化
 - ・SNSの活用等による誰もが気軽に相談できる手法の検討
 - ・産後ケア事業の全国展開、サービス量の拡充や利用負担の軽減 など

（地域子育て支援）

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、保護者自身も、こどもができるまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに親になることが増えている。保護者が子育てについての責任を有していることを前提としつつ、地域の中での子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが求められる。その際には、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や情報提供を行うこ

⁵ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）において「女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組をいう。」とされている。

と、こどもにとって安全・安心な環境を整えること、地域の人材を活かしていくことなどが必要である。

- ・身近な場所に親子が気軽に集まって相談や交流を行う地域子育て支援拠点の充実
- ・一時預かりやショートステイのサービス量の拡充
- ・子育て当事者が様々な子育て支援を適切に選択し円滑に利用できるような情報提供と相談支援を行う利用者支援事業の推進
- ・子育てに関する地域の相互援助を促進するファミリー・サポート・センター事業の推進
- ・保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等を活用した「かかりつけの相談機関」による全てのこどもや保護者への相談支援
- ・要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて広い世帯を対象とした家事支援等の支援、ペアレントトレーニング等の実施

など

(家庭教育支援)

- 保護者が家庭において基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うためには、保護者自身の経験に基づくだけでなく、SNSの進展など時代の変化に伴い必要となる知識を保護者自身が学んでいけるような支援が求められる。また、家庭教育への支援を通じて、保護者が、子育ての意義についての理解が深められ、喜びを実感できるようになることが重要である。その際、様々な子育て支援施策との更なる連携が不可欠であり、教育部局と福祉部局の連携を更に促進する必要がある。特に、不安や悩みを抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭には、福祉部局と十分に連携しながらアウトリーチ型の支援を届けることが重要である。
 - ・家庭教育に関する保護者向けの学習機会や情報の提供、相談体制の整備(セミナー型、サロン型、アウトリーチ型などの多様な手法を開発し、多様な機会を設定)
 - ・家庭教育を支援する人材の確保・養成
 - ・地域の関係者や教育・福祉・医療・保健の専門家からなる家庭教育支援チームの活動への支援、教育部局と福祉部局の連携を進めるための専門職の配置
 - ・家庭教育支援の重要性等に関する広報・啓発、調査研究

など

(妊産婦やこどもの医療)

- 妊産婦やこどもの医療については、本年2月に閣議決定された成育医療等基本法に基づく基本的な方針等に基づき、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく環境を整備していくため、保健、教育、福祉等幅広い関係分野との相互連携を図り、総合的な取組を推進していくことが重要である。

- ・ リスクの高い妊産婦や新生児等に対応できる周産期医療体制の整備
- ・ 産科医と助産師の適切な役割分担・連携等による地域における出産環境の確保
- ・ こどもが休日夜間でも安心して医療を受けられる小児救急医療体制の整備
- ・ 小児期から成人期にかけての移行期医療の支援、自立支援事業等小児慢性特定疾病対策等の総合的な推進 など

(女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備)

- 共働き世帯は増加を続けており、今や約8割の世帯が共働きである中、子育てしながらキャリアアップを目指す女性や家事・子育てに関わりたいという男性が増えている。一方で、夫が家事・育児を担っていない場合に、夫が望んでも妻がこどもを持つことに賛成しないことが多いことが指摘されている。また、妻の就業の有無にかかわらず、6歳未満のこどもを持つ夫の家事・育児関連時間は妻と比べて極めて短い現状にある。働き方改革を進めるとともに、夫の家事・育児への参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る「ワンオペ育児」の状況を解消し、性別にかかわらずキャリアアップと子育てを両立できる環境整備を進める必要がある。
 - ・ 男性の家事・子育てへの参画の促進、男性の育児休業の取得促進
 - ・ 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、勤務間インターバル制度やリモートワークの導入促進、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの働き方改革
 - ・ 出産による女性のキャリアの断絶を防ぐための就労継続や企業における復職前後の社員・管理職研修の促進
 - ・ 待機児童解消に向けたきめ細かい対応
 - ・ 仕事と子育ての両立などプライベートを含めたキャリアについて思春期から学ぶことができる機会の提供
 - ・ 学校・園関連の活動などへの多様で柔軟な参加の促進
 - ・ 家事や子育ての負担の軽減に資する商品・サービスの活用に関する環境整備 など

2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

全てのこどもは、その生命・生存・発達が保障されること、その心身の健やかな成長が図られることを保障される権利がある。全てのこどもが、良好な家庭環境や社会環境の中で、健やかで安全・安心に成長し、一人ひとりのこどもや若者が自分らしく生きていけるよう、家庭、園・学校、職域、地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが求められる。

(就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上)

- 乳幼児期の教育及び保育はこどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。例えば、米国における研究では、良質な就学前教育への参加により将来の所得向上や生活保護受給率の低下につながったことが示されているなど、幼児教育・保育の「質」は長期にわたって影響を与えることがわかっている。加えて、特に、障害を有するこどもや外国につながるこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもにとっては、幼児教育・保育の果たす役割は大きい。就学前の成長段階を通じて、こどもの健やかな成長や安全の確保を図っていくことが求められる。また、幼稚園、保育所、認定こども園といった各施設の種別にかかわらず、全てのこどもに幼児期に育みたい資質・能力が育まれるような取組を進める必要がある。さらに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実していくことも検討課題である。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげていくことが必要である。これらの取組を通じ、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、こどもの発達にとって重要な「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、小学校から実施される義務教育に円滑につながっていくことが必要である。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園のほか、全ての就学前のこどもに関わる施設や保護者・家庭に共通するこどもの成長・子育てに係る指針の作成・普及
 - ・ 就学前教育・保育施設における教育・保育の質の向上
 - ・ 施設に通っていなかったり、サービスを受けられていないこどもやその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進
 - ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した、在宅の3歳未満児に対する支援の充実
 - ・ 待機児童解消に向けたきめ細かい対応（再掲）
 - ・ 人口減少の本格化に向けた地域における幼児教育・保育の在り方の検討
 - ・ 特別な配慮が必要なこどもを取り残さないための支援の充実
 - ・ 生活・学びの基盤を全ての5歳児に保障し、小学校教育と円滑に接続するためのプログラムの導入推進及び自治体の幼児教育推進体制の整備に向けた検討
 - ・ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組の支援、認可化移行支援 など

(全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実)

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」時代にあって、一人ひとりのこどもが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、学校教育における取組が進められている。「令和の日本型学校教育」の構築に向けては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、これまで日本の学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、を学校教育の本質的な役割として継承していくとともに、以下に掲げる取組を着実に進めていくことが必要である。

また、全てのこどもが、良好な環境の中で、健やかで安全・安心に育つことができるよう、学校・家庭・地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが重要であり、学校は、ICT等も活用して教師の働き方改革を進めつつ、本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく必要がある。

- ・必要な教師数の確保及び増強や困難校への手厚い加配措置など教師等の指導体制の充実・質向上、教師をサポートする人材の配置充実、関係機関等との連携にも資するスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門人材の配置、養成、活用の充実
- ・GIGAスクール構想を基盤としたデジタルならではの学びと、リアルな体験を通じた学びの推進
- ・幼児期の特性を踏まえた生活や学びの基盤づくり
- ・学校施設の計画的・効率的な整備
- ・コミュニティ・スクール等を活用した、地域と学校の協働による教育活動等の推進（地域人材による放課後のこどもの学習支援を含む） など

(多様な体験活動の機会づくり)

- こどもの頃の様々な体験活動は、自尊感情、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、こどもが社会を生き抜く力を得るための糧となるものであり、こどもの人生を豊かにする基盤となる。体験活動の機会に恵まれたこどもは自尊感情が高くなる傾向があり、この傾向は家庭の経済状況などに左右されることなく見られる。貧困の連鎖を断ち切る一助となり得るものであり、家庭の経済力や保護者自身の経験の多寡等により、こどもの体験活動の機会に格差が生じないような配慮が必要である。さらに、このコロナ禍においては、こどもたちのリアルな体験の機会が奪われ

がちである。体験活動がこどもの健やかな成長の「原点」であると改めて認識した上で、国や地方自治体、地域、園・学校、家庭、民間団体、民間企業等が連携・協働し、こどもが発達段階に応じて多様な体験・外遊びができるような機会を意図的・計画的に創出することにより、誰一人取り残すことなく、全てのこどもの体験の機会を充実することが求められている。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、体験活動と同様、家庭、地域、園・学校等における取組を推進することが必要である。

- ・ こどもの日常生活における体験活動の充実のための放課後の活動機会や外遊び環境の整備の充実（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室の推進や放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的推進を含む。）
- ・ 体験活動の意義や効果、体験を通じた関わり等の大切さに関する情報や体験活動の機会についての情報をこどもや家庭にわかりやすく届ける情報発信、保護者や社会の理解の促進
- ・ 体験活動の推進の拠点となる青少年教育施設等の充実、機会を提供する青少年教育団体や民間企業等への支援、体験活動の場や機会をプロデュースできる人材の育成
- ・ 全てのこどもが活動機会を持てるよう、学校教育における地域と連携した体験活動の充実、体験活動に関する教員研修や教員養成の充実
- ・ 家庭、地域、園・学校等におけるこどもの発達段階に応じた読書活動の推進 など

（居場所づくり）

- 共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」の解消はもとより、全てのこどもにとって、自分自身のあるがままを認めて受け容れてくれる安全で安心できる「居場所」が多くあることが極めて重要である。こうした「居場所」は、様々な地域の人とつながる中でロールモデルとなる大人と出会ったり、文化に触れることができる貴重な場であるとともに、こどもが抱えている課題の早期の発見や支援につなげることもできる。内閣府の調査によれば、「ほっとでき、居心地が良い居場所」を多く持つこどもほど、自己肯定感、生活の充実感、社会貢献意欲、将来への希望といった自己認識が前向きであるという相関がみられる。こどもが、アクセスがしやすく、様々な人とつながり、触れ合い、社会性や豊かな人間性を育めるとともに、学習支援や体験の機会等を得ることができ、また、困難に直面した時には支援を求めることができるような様々な居場所を増やしていくことが求められる。

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの整備拡充と質の確保
- ・ 児童館、青少年センター、こども食堂など、家庭でも学校でもない多様なサードプレイス（第三の居場所）を増やすとともに、困難を抱えるこどもについては学校をはじめ

- めとする関係機関・団体等と連携してアウトリーチや必要な支援を行う取組
- ・ NPOや青少年教育団体といったこどもにとって居場所と感じられる民間団体の活動の充実
- ・ NPOと学校との連携による学校内での居場所（学校（2nd プレイス）と地域（3rd プレイス）を繋ぐ「2.5 プレイス」）づくり など

（こどもの安全を確保するための環境整備）

- 性被害などの犯罪被害を受けて一生に残る傷を負うこどもの事件やこどもが生命を失うような事故が後を絶たず、こどもの生命・安全を脅かす深刻な状況がある。特に、保育・教育の現場においてこどもが信頼をしている者から性犯罪を受ける事件が起きているが、このようなこどもを深く傷つけ一生にわたる影響を与える犯罪被害は、断固として許されるものではなく、決してあってはならない。こどもの生命を守り、犯罪被害や事故からの安全を確保することは、全てのこどもが健やかに育つための大前提である。関係行政機関が行う取組を連携させ、全体として整合性を取りながら強力に推進することが必要である。
 - ・ 通園路や通学路の安全を確保するために関係機関が遵守すべき事項をガイドラインとしてまとめ、その実施状況を確認するほか、問題が発生した時に情報を集約し、必要に応じて新たな対策を検討するなど、一元的な対応を行う体制を整備
 - ・ 保育・教育現場において小児性犯罪歴のある者の就労を防ぎ、こどもを性犯罪被害から守るための日本版DBSの早期導入に向けた検討
 - ・ 万一こどもの事故が発生してしまった場合の公的保障制度の充実、事故情報の収集・分析に基づく再発防止策の普及や安全教育の充実
 - ・ こどもの予防できる死亡を減らすため、こどもが死亡した場合にその原因に関する情報の収集・分析、活用等チャイルド・デス・レビュー（CDR）の推進方策の検討 など

（思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援）

- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が、自立し社会で活躍することができるようになるためには、経済的な基盤を築くことが重要である。若者にとって働く場は、収入を得るだけでなく、成長や自己実現の場でもある。また、乳幼児期や学童期・思春期における課題の影響により、若者期にニートやひきこもりといった困難を抱える若者がいる。若年層の非正規雇用者比率は低下傾向にあるものの、ニートの割合は依然として低下していない。趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅や自室から外出しない若者が相当数存在しており、その期間も長期化している。若者の自立や社会参加に向けた取組の充実が求められる。

- ・就職支援と職場定着、非正規雇用労働者の正規雇用への転換、学び直しの推進など、若者の雇用の安定化と所得向上、セーフティネットの確保
- ・若者の社会参画・社会貢献活動への表彰や活動事例の周知
- ・子ども・若者支援地域協議会等による相談支援等の促進、
- ・ひきこもり状態にある若者や家族の状況に応じた相談・支援の推進
- ・若者の孤立・孤独を含め、孤立・孤独に関する実態把握と対策の実施 など

(自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

○ 乳幼児期から学童期、思春期に至る時期は、生涯にわたる健康の基盤となる心身を育む重要な時期であり、こどもが、自らの発達段階に応じて、心身の健康、性やパートナーシップに関する正しい知識とそのこどもに合ったサポートを得られることが重要である。

こころの問題の多くが 10 代に顕在化する一方で、多くのこどもは診断や治療を受けていない。また、WHO の児童思春期のメンタルヘルスに関する報告⁶によると精神疾患の半数は 14 歳以前に発症しており、思春期におけるメンタルヘルスは最も重要な課題である。こうした現状を踏まえ、こどもの心の不調を定期的にチェックする仕組みや、こどもの心の不調に対応できる医師やカウンセラーを増やす取組が必要である。また、こどもを支援する際には、こども・家族・関係者など、こどもとこどもを取り巻く全ての人に「トラウマがあるかもしれない」という視点を持って対応すること（トラウマインフォームド・ケア）が求められる。こどもに対するメンタルヘルス教育など、こども自身が SOS を出したり、セルフケアできるようにするとともに、こどもとその周囲（家族・学校・地域社会）に対して、トラウマインフォームド・ケアの知識と実践の普及を図ることが重要である。

こども・若者にとっては、自らの身体や性の悩みに関して、医療機関（婦人科や泌尿器科など）を受診することは心理的なハードルが高く、気軽に相談したり悩みを受け止めてもらえる場や必要なサポートが少ない現状にある。妊娠や出産、妊娠への不安、不妊治療、性暴力などに直面した際に適切に対応できるよう、思春期頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、性の悩みを抱えるこども・若者への相談支援や情報提供、伴走型の支援を充実することが求められる。

- ・学齢期・思春期のこどもや親の心理的・社会的な状態を評価する機会の確保と予防的な情報提供
- ・こどものこころの問題に対応できる医師やカウンセラーの養成
- ・トラウマインフォームド・ケアの知識の普及と実践
- ・心身の健康や性に関する知識等を発達段階に応じて身に付けるための健康教育の推進

⁶ World Health Organization. Adolescent Mental Health. (2020).

- ・ 欧州のユースクリニックも参考にした、ユースフレンドリーな情報提供、相談支援
- ・ 妊娠・出産、性に関する情報提供と伴走型支援の充実
- ・ こどもの権利を保障し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発である「生命（いのち）の安全教育」の内容充実と全国展開 など

（こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破）

- 保護者や周囲の人、メディアからの固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念の押し付けに対して違和感を持ちながら育った若者は少なくない。こどもが、性別にかかわらず、進路選択をはじめ様々な可能性を拓けていくことができるよう、幼少期から大人になるまでの間に、保護者や周囲の人、学校、メディアなどが、固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けないための取組を進める必要がある。
 - ・ 様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発・情報発信
 - ・ 校長をはじめとする教職員や教育委員会に対する男女共同参画に関する研修の充実
 - ・ 男女平等を推進する教育・学習の充実のための学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムの活用促進
 - ・ 保護者や進路指導の担当教員等に対する女性の高等教育やIT・STEM分野への進路選択やキャリアに関する理解の促進
 - ・ 多様なメディア関係者と連携した男女共同参画に資する広告やコンテンツ等についての情報発信
 - ・ 教育分野（教育長や教育委員、校長、教頭）やメディア分野の意思決定過程への女性の登用の推進 など

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

- インターネットは、デジタル社会において有用で欠くことができないツールである。一方、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが閲覧するには望ましくない情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。低年齢化や利用の実態を踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、有害な情報を閲覧する機会を減少させるための環境整備に取り組むことが求められる。
 - ・ こどもが、発達段階に応じて、情報モラルを含む情報活用能力が得られるような支援
 - ・ 保護者が、こどもの発達段階に応じて、インターネット利用を適切に管理できるような啓発・情報発信
 - ・ こどもが有害情報に触れないようにするための取組の推進（フィルタリング等） など

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

困難を抱える子どもや若者、家庭が、困難な状態から脱する、あるいは、軽減することができ、成育環境にかかわらず子どもが健やかに成長できるよう、子どもと家庭に対し、誰一人取り残さず、途切れることなく、継続的で伴走型の支援を行うことが必要である。

(児童虐待防止対策の更なる強化)

- 児童虐待への対応や予防に取り組むことは、目の前の子どもや家族を守るのみならず、虐待によってもたらされる様々な社会的損失を防ぎ、ひいては社会全体の未来を守ることにつながる。引き続き、児童虐待防止対策の更なる強化が必要であるが、特に、「虐待は誰にでも起こり得ること」との認識の下、子育て支援に早期につなげるなどの虐待予防の取組を強化することが必要である。児童虐待相談等の増加に見合った児童相談所や市町村の更なる体制強化、要保護児童対策地域協議会の運用改善はもちろんのこと、児童相談所が措置を行う場合等において、子どもの権利が擁護され、子どもの最善の利益を保障するため、子どもの意見を聴く仕組みづくりが求められる。また、虐待問題の解決のためには子育てで孤立し、悩む保護者への支援が必要不可欠であり、ハイリスク家庭への子育て支援や、虐待をしてしまう保護者への回復支援等の充実が必要である。
 - ・ 子育ての方法がわからずに悩んでいる保護者に対する育児支援の充実
 - ・ 気軽に相談しやすい相談窓口、SNSを活用した相談支援の充実及び支援施策の周知・利用促進・利用者支援
 - ・ 子育て支援を必要とする家庭を支援に結びつけるための市町村の権限の強化
 - ・ ハイリスク家庭へのアウトリーチ支援の充実、市町村と児童相談所の協働型支援の実施
 - ・ 困難を抱える子どもについて、学校をはじめとする関係機関・団体等と連携して必要な支援を行う居場所の確保
 - ・ 居場所がない特定妊婦や若年妊婦への居場所確保支援
 - ・ 児童相談所の機能強化（実態に見合った児童福祉司等の人員体制の更なる強化、専門性の向上、職員のケア等）
 - ・ 要保護児童対策地域協議会への子どもへの具体的な支援活動を行っている民間団体等の参画促進、実効性ある運営のための手引きの作成
 - ・ 子どもの意見聴取の仕組みづくり
 - ・ 虐待をしてしまう保護者に対する回復支援の取組強化

など

(社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実)

- 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの関係機関の支援の充実等による社会的養護の受け皿の確保・充実、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図ることが必要である。その際、こどもの声に耳を傾け、こどもの意見を尊重した改善に取り組む姿勢が重要である。
 - ・ 一時保護における期間の適正化、個別的な対応ができる環境整備、保護中における通学保障や行動制限の必要最小限化などの権利保障
 - ・ 一時保護を含む社会的養護の受け皿の確保、選択肢の拡大
 - ・ ト라우マ、発達障害、精神障害など重層的な課題を抱えたこどもへのケアの充実
 - ・ 特別養子縁組等の推進・支援、里親の開拓、里親養育支援体制の構築など家庭養育優先原則の徹底
 - ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進、通信環境の整備・改善、こどもの意見を尊重した施設運営の改善
 - ・ 社会的養護に対する理解促進 など

(社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援)

- 施設や里親の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学や自立した生活を営む上において、家族からのサポートが期待できず、自立に向けた訓練やサポートの不足、保証人の問題などにより、様々な困難に直面している。また、社会的養護の経験はないが、支援や保護が必要であった若者も同様に様々な困難に直面している。こうした状況を踏まえ、社会的養護経験者に対する自立支援の充実はもとより、社会的養護経験者と同様に困難な状況に置かれた若者についても支援の対象として位置付け、寄り添い、伴走型の支援や、複合的な課題にも対応できる多職種・関係機関の連携による自立支援を進めることが必要である。
 - ・ 施設入所中や里親委託中からのリービングケアの充実
 - ・ 当事者目線に立った進学や自立に必要な利用可能な支援制度などに関する情報提供の充実、情報格差の改善
 - ・ 身元保証人確保対策事業の積極的活用など保証人問題のサポート
 - ・ 奨学金制度の弾力的な運用及び周知促進
 - ・ 社会的養護経験者に対するアフターケア事業の充実
 - ・ 社会的養護につながらなかった若者の自立支援
 - ・ 住居の確保等を含めた複合的課題に応じた多職種・関係機関連携による支援
 - ・ プッシュ型、アウトリーチ、伴走型など事案に応じた手法による支援 など

(こどもの貧困対策)

○ 貧困の状況にある家庭では、様々な要因によりこどもの希望や意欲がそがれやすい。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえながら、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の連鎖を断ち切ることは、将来の社会福祉費用の増加を抑制し、社会に貢献する人材を育成することにもつながるものとも言える。特に、コロナ禍による家計の急変等の影響からこどもを守る必要がある。そうした認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めることが求められる。

- ・ 学力向上や進路支援のため指導・相談体制の充実等による高校中退の予防、高校生等への修学支援の着実な実施
- ・ 高校中退者を対象とした学習支援や、高校再入学時の授業料に係る支援
- ・ 授業料減免措置や給付型奨学金による大学生等の修学に関する経済的負担の軽減
- ・ 生活困窮家庭やひとり親家庭への就労支援
- ・ 児童手当・児童扶養手当・就学援助による支援、養育費の確保の推進
- ・ コロナ禍での臨時休校への対応や感染終息後も見据えた、NPO等地域の力を活用したこどもの居場所（こども食堂、学習支援）づくり、見守り機能の強化、学校・地域・行政の連携確保、オンライン学習のためのICT環境整備の支援
- ・ 生活困窮世帯に対する経済的支援、学習・生活支援の充実
- ・ 支援施策の周知・利用促進・利用者支援

など

(ヤングケアラー対策)

○ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、こども本人に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらい。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが必要である。また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するためには、世帯全体を支援する視点を持って福祉サービス等の利用申請の勧奨やケアプラン等の作成が行われることが必要である。

- ・ 関係者・関係機関の情報共有・連携したアウトリーチによる早期発見、把握
- ・ 適切な支援につなげられるよう包括的な支援体制の整備
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援

など

(ひとり親家庭への支援)

○ ひとり親家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがないといった状況がみられる。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個

別のニーズに対応するためにはそれぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を実施することが重要である。ひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国のうち最も高くなっている現状を直視し、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができると相談支援体制を強化することが求められる。

- ・ ICTの活用等によるワンストップ、プッシュ型の相談支援
- ・ 家事援助、保育所の優先入所等の生活支援や子育て支援
- ・ きめ細かな職業訓練、資格取得支援など就業支援の充実
- ・ 公営住宅に係る優先入居や住宅資金の貸付けなど住宅に関する支援
- ・ 児童手当・児童扶養手当・就学援助による支援、養育費の確保の推進（再掲）

など

（障害児支援の充実）

- 全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが重要である。このような観点等を踏まえ、障害や発達に課題のあるこどもへの支援は、一般の子育て支援との連続の中で行うことが求められる。特に、医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応することが必要である。また、障害や発達の課題を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくことによりこども本人のみならず保護者やきょうだいの支援を図るとともに、放課後等デイサービス等学齢期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者の連携の下、早い段階から行っていくことが重要である。

- ・ 医療的ケア児やその家族に対する総合的な相談体制の整備や、保育所・学校での受入れのための看護師の配置等の環境整備
- ・ 心理支援や短期入所（ショートステイ）の整備等による家族支援の充実
- ・ 障害や発達に課題のあるこどもが不登校となった場合にも居場所を確保するための、障害児通所支援事業者と学校等との連携強化
- ・ 個別支援計画やデータ等を活用した福祉、教育、医療等の関係機関の情報共有・連携のための協議会の設置や環境の整備
- ・ 障害児支援の質の底上げのための、児童発達支援センターの役割・機能の強化や障害児入所施設の小規模グループケアの推進、支援に携わる職員の専門性向上
- ・ 障害児入所施設の入所児童等の障害者サービスへの円滑な接続・移行のための自治体間の連携強化

など

(いじめ・不登校対策)

- いじめは、いじめを受けたこどもの心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、重大ないじめ問題への対応が最重要課題の一つであることは論を待たない。また、小中学校における不登校児童生徒数は増加の一途をたどっており、その要因は「無気力、不安」や「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業の不振」「教職員との関係をめぐる問題」など多様である。不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、こどもの視点で要因や状況をとらえ直し、家庭も含めて支援を行う必要がある。こうした課題に対し、学校は、いじめを許さないなどこどもが安心して教育を受けられ、かつ楽しく通える魅力あるものとなる必要がある。

加えて、いじめ・不登校など学校に関してこどもが抱える課題は、様々な要因が密接に関連している。被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は困難であることも多く、SC（心理職）やSSW（福祉職）を交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援が必要である。他方、SCやSSWについては、配置人数や時間の地域差や学校差が大きく、また、その役割が学校や教員に必ずしも十分に理解されていないため、現状では予防、早期発見・早期対応や、関係機関等との連携が困難との指摘もある。全てのこどもが必要な心理的・社会的支援（予防、早期発見早期対応、効果的な事案対応）を受けられるようにするためには、福祉や医療など様々な関係機関が連携してこどもを支援する体制整備が必要である。

- ・学校におけるSCやSSWの計画的な配置、養成、活用の充実や、学校で勤務するSC、SSWのコーディネーター役にも資するスーパーバイザーの自治体への配置（常勤化を含む）
- ・自治体や民間団体等による不登校のこどもに対する学習支援等の充実（官民協働の力による教育支援センターの機能強化や、不登校特例校、夜間中学校等の設置促進、校内における別室での相談体制の充実等）
- ・子ども・若者支援地域協議会等の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ・支援や、心理・福祉の専門職によるアセスメントとコーディネートを行うワンストップ窓口の設置など、関係機関等が連携した支援体制の整備推進 など

(自殺対策)

- 自殺の要因は家族関係の問題や学業面での問題など複合的である。こどもが「相談する力」を身につけられるような支援を行うとともに、大人の側にこどものSOSを受け

止める力を向上させることや多様な相談体制の充実を図ることが必要である。

- ・ 教員がこどものSOSを受け止められるようにするための研修
- ・ 保護者対象の普及啓発
- ・ 学校におけるSCやSSWの計画的な配置、養成、活用の充実や、学校で勤務するSC、SSWのコーディネーター役にも資するスーパーバイザーの自治体への配置（常勤化を含む）
- ・ SNSを活用した相談体制の構築
- ・ 相談相手になるボランティア（大学生、シニア等）の育成
- ・ 心の健康についての教育、精神症状のスクリーニング、児童精神科医療体制の充実など

（非行少年の立ち直り支援）

- 非行は、成育環境の課題、心理面での課題、学校不適應、発達障害などの様々な要因が複合的に重なり合って表われるものであり、非行少年の多くは加害者である前に被害者である。家庭、学校、地域の関係機関・団体が連携し、重層的なアプローチが必要との視点にたって、非行少年を生まない社会づくりや非行少年の立ち直り支援を進めることが求められる。
 - ・ 子ども・若者支援地域協議会等の支援ネットワークの活用
 - ・ 少年サポートセンターや法務少年支援センターによる相談支援
 - ・ 少年院における矯正教育や自立支援のための指導、修学・就労に関する支援
 - ・ 保護観察を受けているこどもに対する社会貢献活動等による改善更生の推進や修学・就労に関する支援、協力雇用主に対する支援など

4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

（こどもの人権・権利の保障）

- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童福祉法や教育基本法をはじめとする関係法律に基づき、これまでもこどもの権利を保障する取組が行われてきたが、こどもに関するあらゆる政策は、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、虐待、いじめなどのこどもへの権利侵害を防ぎ、こどもの権利を保障するとともに、こどもの発達段階に応じた意見の尊重・反映により、こどもの最善の利益の実現を図るものでなければならない。このため、家庭・学校・地域などのあらゆる場で、当事者であるこどもを含めた国民に対し、「児童の権利に関する条約」等の内容や関連する政府の取組について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うことや、こどもに関するすべての政策の基盤となる「こども基本法（仮称）」の制定、こどもに関する政策の企画立案過程において、こどもの意見を聴取し、発達段階に応じ、反映するための仕組み、さらには、こど

もの視点に立って、こどもに関する政策を監視・評価し、関係省庁に対して必要な勧告を行うことができるような機能について検討することが求められる。

(必要な支援を必要な人に届けるための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援)

- 制度や支援があっても知られておらず利用されていなかったり、利用の手続きが複雑で分かりにくかったり、負担が大きく、利用を断念するといったケースが少なからずあることが指摘されている。必要な人に情報や支援が届くよう、こどもや子育て当事者が正確でわかりやすい情報に簡単にアクセスできるようにしたり、利用者目線に立って必要な情報がわかりやすくまとめて確認できるような一覧性が確保された情報発信、若者世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの利用者支援など、情報発信や広報の改善・強化が求められる。また、地方自治体においては、地域における各種資源の認知度や利用状況についての実態把握を行い、情報や支援が届いていない場合は、その具体的な理由などを分析した上で必要な改善を行うことが求められる。

- また、それでも情報に自らアクセスすることが困難なこども・若者や家庭に対しては、アウトリーチ型の支援を行ったり、申請手続きをサポートしたり、申請後も利用状況を定期的にフォローするような伴走型支援といったアプローチも求められる。

さらに、様々な手続きをワンストップで行うことができる窓口を整備したり、申請書類・帳票類の簡素化・統一化、手続きのオンライン化により、負担を軽減する取組を進めていくことも必要である。

(関係機関・団体間の連携ネットワークの強化)

- 困難を抱えたこどもや若者、家庭は、実態が見えにくく捉えづらいことから、支援がなかなか行き届いていない、届きにくいという課題がある。また、様々な問題が複雑に絡み合っており、1つの部署・団体だけでは解決が困難なことが多い。

- 子ども・若者育成支援推進法において、
 - ① 年齢や世代をまたぐ支援を行うことができ、各々の専門性を有する支援機関が連携し、個人情報の共有が法的に可能な枠組みの下、年齢や世代をまたいだ包括的な支援を行うことができる子ども・若者支援地域協議会の設置⁷
 - ② 相談に応じ関係機関の紹介等の情報提供・助言を行う拠点である子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保が、地方自治体の努力義務となっている。

⁷ 秘密保持義務により、個人情報の共有が可能な法的枠組みとなっている。

しかしながら、法施行後 10 年以上が経過し、一部の地方自治体において制度を活用した効果的な取組が見られるものの、いまだ、多くの地方自治体がこれらを整備していない⁸。また、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の連携が不十分である。

- 子ども・若者育成支援推進法の要請に応え得る体制整備が地域においてなされるよう、国において子ども・若者支援地域協議会と子ども・若者総合相談センターの設置促進と機能強化のための取組を抜本的に強化する必要がある。

また、これらの枠組みを、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法の枠組みなどと連携させ、多職種連携により支援力を強化することが求められる。

- 学齢期以降、こどもが長い時間を過ごすことになる学校には、学業成績の情報のほか、日々のこどもの様子や健康診断を通じた心身の健康に関する情報、SCやSSWを通じた課題を抱えたこどもの情報が集積している。要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等の法的枠組みを活用し、学校と福祉関係機関、自治体の教育委員会や福祉部局、児童相談所等の関係者間の連携を強化するとともに、関係者のネットワーク化を進めることが必要である。また、重大な事案が発生した場合には、その原因を徹底的に究明した上で、特に教育部局と福祉部局の連携に関する課題を明確化し、更なる連携を推進することが求められる。

(こども・家庭支援のためのデータベースの構築)

- 先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握できるデータベースを構築し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進することが求められる。若者支援においてもデータの活用が有用である。なお、データの活用に当たっては、個人情報の共有が可能な法的枠組みである子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会を有効に活用することが必要であるとともに、必要に応じて個人情報の利活用に関する法的な担保措置を講じることを検討することも望まれる。

(こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア)

- こどもの支援に携わろうとする人材が安心してキャリアパスを描けるような安定した雇用環境を整備するとともに、教育・心理・福祉といった様々な専門分野の人材の確

⁸ 子ども・若者支援地域協議会は 128 自治体、子ども・若者総合相談センターは 96 自治体に設置 (ともに令和 3 年 1 月 1 日現在)。

保、専門性の向上を図る必要がある。また、地域における身近な大人⁹や若者などボランティアやピアサポート¹⁰ができる人材などこどもの健やかな成長を支える多様な人材を確保・育成することが必要である。さらに、児童相談所や児童福祉施設の職員など、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている支援者に対するメンタルケアに取り組むことも、こどもへの関わりの方の向上につながるものであり、重要である。こうした専門人材についての常勤化を図ることにより、そのノウハウが継続して伝わるようにすることや、安定的にサポートが受けられるような体制を構築していくことも必要である。

(財源と人員体制の確保)

- 我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、消費税財源を投入した幼児教育・保育の無償化や保育の受け皿拡大、保育士等の処遇改善などにより徐々に増加してきているものの、欧米諸国と比べて依然として低水準となっている。また、我が国の教育に対する公財政支出の対GDP比がOECD平均よりも低いという指摘もある¹¹。

これまでに述べてきたようなこども政策を実現するためには、また、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した質の高い支援を継続的、安定的に提供していくとともに、全てのこどもの可能性を引き出す教育の更なる充実を図っていくためには、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、更に安定的な財源を確保し、思い切った財源投入を行うとともに、十分な人員体制を確保することが必要不可欠である

IV. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

(こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進)

- こどもの声に耳を傾けることは、こどもを大切にすることの第一歩である。こどもの声を聴き、こどもの声が尊重される社会の実現を目指すべきである。

このため、こどもに関する政策や取組、世代間合意が不可欠である分野の政策については、その政策決定過程において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて、聴取され、積極的かつ適切に反映されるようにすべきである。例えば、現行においても内閣府において実施されている、こども・若者を対象とした意識調査、こども・若者から意見を聴くユース政策モニターやユースラウンドテーブルの実施、各府省でこどもに関する政策を決める際のこども・若者を対象としたパブリックコメントの実施などが考えられる。さらに、審議会・懇談会等

⁹ 児童委員・家庭相談員・青少年相談員・社会教育委員・少年補導員・保護司等の民間協力者

¹⁰ 同世代や年齢が近く価値観を共有しやすい若者によるボランティアや相談・支援

¹¹ 他方で、各国の人口構造を踏まえ、教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、子供一人当たり公財政教育支出で見れば、OECD諸国と比べ遜色ない水準であるとの指摘もある。

の委員への若者の参画やこども・若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこども・若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり、こども・若者の参画についての評価やインパクト測定についても検討していくべきである。その際、声を上げにくいこども・若者の声をいかに拾っていくかという点にも配慮が必要である。また、こども・若者にとって分かりやすい情報提供をすることや動画配信などを通じて行政の顔が見える親しみやすい広報をすることが求められる。さらに、こども・若者の声が反映される過程や成果を見える化し、こども・若者にフィードバックしていくことが重要である。こうした取組を企画し、実施する担当部署を設置することや、こどもの参画を推進しサポートするユースワーカー（コーディネーター）の養成・確保も必要である。こうした取組は、国のみならず地方自治体においても推進していくべきである。

また、こどもの最善の利益を実現するためには、さまざまな状況にある保護者の子育てをしっかりと支えることが重要であり、子育て当事者の声についても同様に、適切に政策に反映されるよう努めるべきである。

さらに、政策決定過程のみならず、事後的にも、こどもに関する政策について、当事者の視点が欠けていないか、意見を反映したものになっているかをチェックしていくことが必要である。

- 児童相談所による一時保護や施設入所措置など、こどもに大きな影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面において、こどもが意見を表明できる手続きを整備し、こどもの参画を保障するとともに、社会的養護の下にあるこどもの人権を保障するなど、声を上げることが難しいこどもの意見表明を支援したり、代弁したりする者（こどもアドボカシー）を養成・確保し、配置していくことが必要である。また、把握した意見に関する対応等を確認し、こどもの権利擁護を進めるための機関の設置が求められる。

（地方自治体との連携強化）

- こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、日々当事者や支援者の声を聴きながら、現場のニーズを踏まえた新たな試み始めるのも地方自治体である。国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していくことが求められる。また、こども政策の推進に当たっては、国と地方自治体が車の両輪となり、現状及び課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要がある。そのためには、地方自治体からの視点で制度や政策の有効性や使い勝手を検証できるよう、国と地方自治体の間で人事交流を推進する、国と地方自治体の定期的な協議の場を設けるなどによりPDCAサイクルを回し、こども・子育て当事者のニーズに即した仕組みやサービスの改善や拡充につなげていくなど、国と地方自治体が、それぞれ

れの視点を共有しながら政策を推進していくことが求められる。政策実現の現場においては、地方自治体自らが、地域の実情に応じて、主体的に政策を企画立案し、実施することが重要であると同時に、誰もが等しく受益すべき支援施策については、どの地域でも格差なく、公正・公平に標準となる施策を実現できるよう、国から地方自治体への適切な支援を行うことが求められる。

(NPOをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働)

- 全てのこどもや若者の健やかな成長を社会全体で後押しするため、こどもや若者、子育て家庭に対する様々な支援活動を行っているNPOをはじめとする民間団体や、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークを強化し、積極的な対話・連携・協働を図っていくことが求められる。また、民間団体等の活動実践を通じて把握されたニーズやノウハウを踏まえ、政策立案につなげていくことが重要であり、こども政策を担う国の組織への民間人の登用や出向を積極的に行うとともに、民間団体等からの政策提案も積極的に受けていくなど国における必要な体制を確保することが必要である。

(データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価)

- こどもや若者の置かれている状況は多様であり、抱える課題が複雑かつ重層的であることを踏まえ、多種多様な指標を活用して、政策を多面的に評価し、改善につなげることが重要である。

このため、行政のデジタル化を進め、各種統計におけるこどもに関するデータや、こどもに関する意識調査、こどもの健康や学力等に関する情報のデータベースの構築・活用などを更に充実させることが求められる。これらを通じて、個人情報保護との関係に留意しつつ、こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、現状把握にとどまらず、政策効果を明らかにした上で、エビデンスに基づく政策立案・実践を行う必要がある。また、政府が令和3年に作成した「子供・若者インデックスボード」を更に充実させるなど、多様なデータを参照して、施策を検証・評価し、改善につなげていくことが求められる。重要な政策を導入するときには、その効果測定を行うことをあらかじめ計画等に組み込むことも重要である。

データ収集・分析能力を向上させ、エビデンスに基づく政策立案を行っていくための国における必要な体制を確保することが必要である。

(別紙) こどもと家庭を取り巻く現状

- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難である。我が国の総人口は 2008 年をピークに減少局面に入った後、出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、2020 年の出生数は 84 万 835 人と過去最少を記録¹²した。

コロナ禍がこれに追い打ちをかけている可能性があり、例えば、2020 年の婚姻件数は約 53 万組と前年から 7 万組以上減少¹³し、妊娠届出件数は約 87 万件で前年比 5%減少¹⁴した。

- 若い世代が結婚や子育てに希望を見出しづらい状況になっている。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率をみると、正規の職員・従業員では、25～29 歳で 30.5%、30～34 歳で 59.0%となっているのに対し、非正規の職員・従業員では 25～29 歳で 12.5%、30～34 歳で 22.3%となっており、非正規雇用の方が正規雇用の方に比べて未婚率が顕著に高い¹⁵。また、子育て世代の 30 歳代、40 歳代の男性のうち、2020 年でそれぞれ 10.2%、10.4%が週 60 時間以上就業しており、他の年齢層に比べて高い水準となっている¹⁶。「男は稼ぎがないと結婚できない」という考えから不安を感じている男性がいるとの指摘もある。

結婚や出産を当然と考えている社会の価値観や他者からの意見などにより自分の望む選択ができないと思っている女性、結婚やこどもを望んでいても出産によるキャリアの分断への不安から「こども＝コスト」と考える女性がいるとの指摘がある。

今や約 8 割の世帯が共働きとなっている中で、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などがあいまって、家事・育児の負担が就業の有無や形態にかかわらず女性に偏る「ワンオペ育児」の状況が依然として続いている。コロナ禍により、昨年には一斉休校が行われ、地域の子育て広場や相談機関が機能しなくなったことにより、子育ての孤立・不安、いわゆる「孤育て」が深刻化している。

- 生まれ育った環境によって、こどもの将来が閉ざされている社会となっている。こどもの相対的貧困率は 2018 年に 13.5%と 7 人に 1 人が貧困の状態にある¹⁷。とりわけ、

¹² 厚生労働省「人口動態調査」。

¹³ 厚生労働省「人口動態調査」。

¹⁴ 厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ。

¹⁵ 総務省「平成 29 年就業構造基本調査」。

¹⁶ 総務省「労働力調査」。

¹⁷ 厚生労働省「国民生活基礎調査」。なお、総務省「全国消費実態調査」では 2014 年で 7.9%。

ひとり親家庭は厳しく、相対的貧困率はOECD加盟34か国のうち最も高い48.1%¹⁸、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は58.5%と全世帯の73%を大きく下回っている¹⁹状況にある。

- 家庭、学校、地域などの場所を問わず、子どもや若者の生命や安全が危機にさらされている。コロナ禍が拍車をかけており、深刻な影響が残ることが懸念される。

2020年におけるこどもの自殺は約800人であり、10代のこどもの死因の最多は自殺となっている。

2020年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は約20万件と過去最多²⁰。児童虐待防止法制定直前の約18倍まで増加している。また、警察が検挙した児童虐待事件における被害児童は2019年で1,991人であり、増加が続いている²¹。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに2019年6～8月に寄せられた面談による相談719件のうち4割以上を19歳以下のこどもが占めており、中学生に限っても約2割となっている²²。

小4から中3の6年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかったこどもは被害も加害も1割のみであり²³、2020年度は、学校におけるいじめの認知件数は特に小学校で増加傾向が続き全体で約51万7,163件、いじめの重大事態の発生件数は514件となっている。2020年度こそ認知件数・重大事態の発生件数は減少したものの、2019年度まで増加が続いてきている。暴力行為についても小学校で増加傾向にあり2020年度は小学校で41,056件となっている。小中学生の不登校は8年連続で増加し、2020年度は過去最多の19万6,127人となっている²⁴。

小学生の約5割、中学生の約8割、ほぼ全ての高校生がスマホでインターネットを利用する中、インターネットを1日あたり利用時間が3時間以上のこどもは、小学生で3割以上、中学生で約半数、高校生で約7割となっている²⁵。SNSに起因する犯罪被害に遭ったこどもは増加傾向にあり2020年に1,819人²⁶となっており、また、いわゆるネットいじめの件数は増加が続き2020年度は1万8,870件で過去最多²⁷となっている。

¹⁸ 同上。なお、「全国消費実態調査」では2014年で47.7%。

¹⁹ 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」及び文部科学省「学校基本調査」。

²⁰ 厚生労働省「福祉行政報告例」。

²¹ 警察庁「少年の補導及び保護の概況」。

²² 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書」

²³ 文部科学省国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2016-2018」。

²⁴ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

²⁵ 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」。

²⁶ 警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」。

²⁷ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

- 我が国のこどもの Well-being は低く、かけがえのないこどもの時代を健やかに過ごすことができていない。

内閣府の調査²⁸では、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は 45.1%と諸外国と比べて低い。ユニセフの調査²⁹によれば、38 か国中、身体的健康は 1 位だが、精神的幸福度は 37 位となっている。

- コロナ禍は、こどもや子育て家庭に深刻な影響を与えており、こどもの将来への影響も懸念される。

例えば、内閣府で 2020 年 11 月に行った青少年意見募集事業において、「あなた自身も含め、子供・若者は、今どんなことで悩んだり困ったりしていると思いますか。詳しく教えてください」という質問に対し、13-29 歳のユース特命報告員 170 名（男性 54 名、女性 116 名）から以下の意見が寄せられた³⁰。

- ・社会進出の機会が少なくなったこと、人との交流が少なくなることにより、集団活動への不安があると考える。（女性/20 歳/大学生・大学院生）
- ・学校生活への影響（休校措置への不安、オンライン授業への不安、受験への不安など）、家族との距離感（在宅勤務導入による家族間トラブルなど）。（女性/18 歳/高校生）
- ・コロナで親の収入が減ったため、進学先を変えざるを得なくなってしまった。（女性/18 歳/高校生）
- ・楽しみにしていた行事が奪われたり、友達と会うことができず、親と接する時間が増え、長い時間親といることからストレスが生まれ、親に対して不満を持ちやすい状況であると考える。また、親にとってもリモートワークなどにより、子供を見ながら仕事をしなくてはならない環境になり、子供に対してストレスをぶつけてしまうケースが多くなっていると考える。このことから子供達はより家庭に居づらいつ感じ、家出や、ネットトラブルに巻き込まれてしまっているのではないかと考える。（女性/20 歳/大学生・大学院生）
- ・コロナのせいで毎日マスクをつけて学校に行かなきゃいけないのが苦痛。グループ討議もあまりないのでつまらない。学校自体が苦痛。行けない。（男性/13 歳/中学生）
- ・3 か月の自粛期間での勉強に対する不安、コロナウイルスでの入試の動向などの不安でストレスが溜まっています。しかし、学校に来るカウンセラーさんは週に一回のみで、常に予約が満杯で予約するのが困難な状況です。今の若者には話を聞いてくれる

²⁸ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）」。

²⁹ ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード 16-子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か（英語版：2020 年 9 月、日本語版：2021 年 2 月）。

³⁰ 詳細は、内閣府「令和 2 年度第 3 回青少年意見募集事業結果」を参照。
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-opinion/report/pdf/r02/3rd.pdf>

人、相談に乗ってくれる人が必要です。(女性/18歳/高校生)

- ・コロナで家計が急変したり、バイトがなかなかできなかつたりして学費等の支払いや生活費がギリギリな状態なこと。(女性/19歳/専門学校・短大などの学生)
- ・コロナによって色々な行事の時期がずれて例年と違うため受験や卒業式についての情報がわかりにくくなっていると思います。(男性/17歳/高校生)
- ・新型コロナウイルスに感染してしまった後、以前と同様な生活(友達からどのような対応をされるかなど)を送れるかが心配。(男性/15歳/中学生)

また、内閣府が、2021年2月から3月にかけてインタビューを行った全国18のこどもや若者の育成支援団体からは、こども・若者の変化として、ストレスや不安の高まり、生活リズムの乱れ、学習の遅れ、問題行動の発生などが、また、保護者の変化として、孤独や悩みを募らせたり、生活が不安定になったりしている様子が指摘されている³¹。

³¹ 詳細は、令和3年度版子供・若者白書コラム1を参照。https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r03honpen/s1_3.html#column_01

こども政策の推進に係る有識者会議 構成員・臨時構成員

[構成員]

秋田喜代美	学習院大学教授
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
○ 古賀 正義	中央大学大学院教授
佐藤 博樹	中央大学大学院教授
◎ 清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問
宮本みち子	放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授

[臨時構成員]

青木康太郎	國學院大學准教授、 独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
川瀬 信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事
菅野 祐太	認定 NPO 法人カタリバ、大槌町教育専門官
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
櫻井 彩乃	Torch for Girls 代表、#男女共同参画ってなんですか代表
谷口 仁史	認定 NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
辻 由起子	大阪府子ども家庭サポーター、社会福祉士
土肥 潤也	NPO 法人わかもののみち事務局長
中島かおり	NPO 法人ピッコラーレ代表理事
中室 牧子	慶應義塾大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
前田 晃平	認定 NPO 法人フローレンス 代表室長
松田 妙子	NPO 法人せたがや子育てネット代表理事
山口 有紗	子どもの虐待防止センター、小児科専門医、子どものこころ専門医
山口慎太郎	東京大学大学院教授
吉村 隆之	鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
李 炯植	NPO 法人 Learning for All 代表理事
渡邊 正樹	東京学芸大学教職大学院教授

◎：座長

○：座長代理

こども政策の推進に係る有識者会議 開催経過

- 第1回 令和3年9月16日(木)
 - ・ 構成員報告
 - ・ 臨時構成員プレゼン・意見交換

- 第2回 令和3年10月18日(月)
 - ・ 臨時構成員プレゼン・意見交換

- 第3回 令和3年11月8日(月)
 - ・ 臨時構成員プレゼン・意見交換

- 第4回 令和3年11月10日(水)
 - ・ 清原慶子前三鷹市長よりヒアリング
 - ・ 臨時構成員プレゼン・意見交換
 - ・ 取りまとめに向けた議論

- 第5回 令和3年11月19日(金)
 - ・ 取りまとめに向けた議論

※事務局において、当事者・関係者ヒアリングを実施（7月～11月）し、その概要を第2回・第3回有識者会議に報告【参考1】

※事務局において、こども・若者ヒアリングを実施（10月～11月）し、その概要を第4回有識者会議に報告【参考2】

こども政策に関する当事者・有識者からの意見（ポイント）【参考1】

令和3年7月から、事務局においてこども政策に関する様々な分野の当事者・有識者に対してヒアリングを実施。当事者・有識者から聴取した意見のうち、事務局において取りまとめたポイントは以下のとおり（なお、個別分野の政策に関する意見などヒアリングの全体概要は別紙のとおり）。

1. こどもの問題行動はこどもからのSOS

問題行動はこどもからのSOSの発信。こどもは困って苦しいから問題行動を起こす。また、非行少年たちは加害者となる前に被害者であることも多く、多くは「悪い子」というよりも「生きにくい子」「不器用な子」「助けられていない子」であり、家庭にも学校にも居場所がない場合が多い。声をあげにくいこどもは自分の境遇のことを訴えることを諦め、孤立してしまっている。

2. こどものSOSやこどもの声を受け止める環境、社会づくり

こどものSOSを受け止める大人の力の向上を図ることが必要。こどもと対等な目線で接し、こどもが安心して話ができるようにしたり、同じような世代のピアサポーターが重要。非行少年も自分のことを想ってくれる人との関わりで変わっていく。「育て直し、育ち直し」ができる社会を作っていくことが必要。声をあげられない子、諦めてしまっている子が当たり前の権利を主張し、その声を受け入れられる社会にすることが必要。また、学校や家庭以外のサードプレイス（居場所や相談できる場所）があるとよい。

3. プッシュ型支援・伴走型支援の重要性

要支援の人ほどSOSを発しないため既存の支援では守られにくいという課題がある。地域資源とのつながりや人材の協力を得て、オーダーメイドの支援方針を作り出すことが必要。また、支援の情報が支援を必要としている人に届いておらず、結果として申請までとり着いていない。広報の強化と同時に、必要な情報を手元に届けるべくSNSを活用したプッシュ型通知を行うようにしたり、役所での手続きに際しオンラインでの事前予約を可能にしたり、手続きの仕方自体を教えるような伴走型支援も重要。そのような支援を行う者の養成・スキルアップが必要。

4. 発達に課題のある特別な支援が必要なこどもへの対応

こどもが小さければ小さいほど保護者はこどもの障害を受け入れられない面がある。発達障害のこどもへの支援は子育て支援の延長として行う方がいいが、こども政策の中で障害児支援を実施する場合には障害者施策への円滑な移行・接続が重要な課題。また、児童デイサービス、放課後等デイサービスと幼児教育・保育機関や学校との間でこどもの情報をお互いに共有し連携することも重要。

5. 子育てで孤立する親を支援することがこどもの幸せにつながる

子育てで孤立している親をなくしてほしい。（子育てを支援することで）親が幸せになれば、自然とこどもも幸せになれる。虐待してしまう親も孤立しており、保護者に対する回復支援も必要。それがないと虐待もなくなる。

6. こども政策を推進する際の関係機関・団体間の連携、データの活用

こどもの課題は様々な問題が複雑に絡みあっているため、一つの部署・団体では解決不能。教育委員会や学校、行政の福祉部局、児童相談所、地域の関係機関等の連携と情報共有が重要。その際、機関や団体間をつなぐ役割を果たす人材の配置が不可欠。行政機関内では関係部局間の交流人事を行うことも有意義。こどもの全方位に渡る情報を集約した自治体データベースを構築し、データを通じた見守りを行うことで、貧困や虐待など注意のこどもを早期に発見・支援することが可能。

1

こども政策に関する当事者・有識者からの意見（ポイント）

7. こども・家庭支援のための投資の必要性

こども・家庭への政府の投資が少なすぎる。特に、妊娠、出産に係る費用負担が重くなっており、こどもを生みたいと思いがけない。また、こどもの貧困の連鎖を解消するためには、学習支援や生活支援などの経済的支援に加え、こどもが文化的資本や社会関係資本を蓄え自立する力をつけていくことが重要。こどもの貧困対策は福祉ではなく投資と捉えて取り組むべき。支援対象者へのヒアリングを実施し、市民の声に寄り添った少子化対策を実施すべき。中央省庁再編時に観念された4つの「国家の機能」に、5つ目として「社会の存続支援機能」を追加し、少子化対策を含むこども政策を積極的に推進すべき。

8. 妊娠期から出産前後、子育て期に至る切れ目ない支援

ハイリスク妊産婦が増加しているほか、晩婚化・晩産化、育児の孤立化などにより、妊産婦・乳幼児を取り巻く環境が変化しており、これにより、産後うつなど妊産婦のメンタルヘルスに変調を来すことが多くなっていることが一番の課題。妊婦の自殺、妊婦健診未受診妊婦の存在、虐待死は減少せず特に0歳児が最も多く出生当日の死亡が多いことを踏まえると、出産前後だけではなく、妊娠中から継続したケアが必要。また、出生後1年以内の心中が一定数あることを踏まえると、出産後も継続したケアが必要。

9. 就学前のこどもの育ちの保障、幼児教育・保育の確保と質の向上

円滑な小学校との接続のためにも、こどもたちが主体性、学びに向かう力を養っていくためには、幼児期の発達特性にあった遊びを通じた学びが大切で、職員が教え込むのではなく、自分で人やモノとかかわって自ら学ぶことが楽しいと感じる原体験が大事。また、豊かな小学校生活は豊かな幼児教育に支えられているという考えが大事。3要領・指針のより一層の整合化・包括化、国民・保護者への周知と理解促進が必要。

加えて、幼児教育・保育の質の確保には、要領等の理解と実践、職員の資質向上、ノンコンタクトタイムの確保、保育の少人数化、適切な評価等が重要。

欧米の研究では、質の高い幼児教育は、特に社会的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いにも関わらず、社会的に不利な家庭で未就園児が多い傾向がある。未就園児家庭を把握の上、アウトリーチをして、幼児教育・保育の利用に繋げることや、レスパイトのための一時預かりサービスの積極利用などに繋げていく必要がある。

10. 心のケアは、思春期における最大の健康課題

こころの問題を抱えるこどもも増えているが、気づかれず未治療の場合も多い。こどものこころの問題を定期的にチェックする仕組み等の創設が必要。こどもの心のケアのために予防という観点も重要であり、こどもの声の聴き方や心が傷つくとはどういうことかに関する知識を身に付けるとともに、「トラウマがあるかもしれない」という視点（トラウマインフォームド・ケア）で、こどもへの支援に関わっていくことが必要。

11. こどもの人権・権利の保障、こどもや子育て当事者の声の政策立案への反映

こどもの視点にたったこども行政を進めるためには、こどもの権利に関する国の基本方針や理念、こども行政の調整機関の設置、子どもコミッショナーの設置等を内容とする「子ども基本法（仮称）」の制定が必要。政策立案や行政措置に、こどもの声や意見を聞き、反映していくためには、こどもの権利や利益が守られているか、こどもの声を聴き、行政から独立した立場で調査し、提言や勧告をすることができるコミッショナーの設置が必要。また、政策立案においてこども・子育て当事者の声を聞くには様々なチャンネルが必要であり、見つけやすさが重要。行政と双方向のやりとりや、SNSなどで気軽に意見募集できるとよい。

2

事務局によるこども政策に関する当事者・有識者 ヒアリング 概要

※ 事務局においてヒアリング内容をまとめたもの

目次 (氏名・ヒアリング実施日・分野)

・希咲未来さん (7/20) 【社会的養護経験当事者】	・福田萌さん (9/17) 【社会的養護に関する普及啓発、子育て当事者】
・門間美佳さん (7/22) 【思春期保健相談】	・植田誠治さん (9/24) 【健康教育(性に関する指導含む)】
・今井紀明さん (7/29) 【困難を有するこども・家族への重層的支援】	・奥山真紀子さん (9/29) 【こどもの権利】
・市川宏伸さん (8/3) 【発達障害児支援】	・高橋恵里子さん (9/29) 【こどもの権利】
・甲斐田万智子さん (8/17) 【子どもの権利】	・高橋愛子さん (9/29) 【こどもの権利】
・草薙めぐみさん (8/17) 【子育て支援】	・渡辺由美子さん (9/30) 【こどもの貧困】
・新井肇さん (8/18) 【自殺予防】	・末富芳さん (9/30) 【こどもの貧困、データ活用】
・泉房穂さん (8/19) 【地方公共団体】	・鈴木晶子さん (10/1) 【居場所づくり】
・水野達朗さん (8/20) 【家庭教育支援】	・小澤いぶきさん (10/6) 【こどもの心のケア】
・田中沙弥果さん (8/23) 【理系女子支援】	・柿沼平太郎さん・東ヶ崎静仁さん (10/15) 【幼児教育・保育(認定こども園)】
・榊浩一さん (8/25) 【特別支援教育】	・天野妙さん (10/15) 【子育て当事者】
・中村すえこさん (8/26) 【非行からの立ち直り】	・藤林武史さん (10/18) 【こどもの権利擁護、児童虐待問題】
・貝ノ瀬滋さん (8/27) 【学校・家庭・地域の連携】	・藤澤啓子さん (10/25) 【幼児教育・保育の質の評価・向上】
・定本ゆきこさん (8/30) 【非行対策】	・五十嵐隆さん (10/25) 【こどもの医療、健康】
・栗林千絵子さん (8/31) 【こどもの貧困】	・曾木書代さん (10/26) 【幼児教育・保育(保育所)】
・高橋亜美さん (8/31) 【児童虐待・社会的養護、自立支援】	・加藤篤彦さん (10/27) 【幼児教育・保育(幼稚園)】
・竹内和雄さん (9/1) 【ネット問題】	・可知悠子さん (11/1) 【未就園児家庭への支援】
・倉田哲郎さん (9/2) 【教育と福祉の連携、データ活用】	・福井トシ子さん・井本寛子さん (11/2) 【妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援】
・田中麗華さん (9/3) 【社会的養護経験当事者】	
・内田千春さん (9/13) 【外国につながるこどもへの幼児教育・保育】	

希咲 未来さん (コラボなみらい 広報グループ) 【社会的養護経験当事者】

<経歴・主な活動内容等>

- 父親からの暴力・性的虐待を受け、居場所を求めて夜の街を彷徨った元家出少女。児童自立支援施設や一時保護所などの社会的養護経験者。
- 18歳で施設を退所後、職員が部屋だけ借りてくれたがそれだけでは生活できず、管理売春被害に遭遇。その後、支援団体とつながり管理売春から抜け出し、現在は別の支援団体の広報として活動。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 問題行動はこどものSOS。大人は問題行動を起こすこどもを問題児としてしか見ないが、こどもは困っていて苦しいから問題行動に出ている。私自身は、話を否定せず聞いてくれるお兄さんお姉さんのような大人と出会い、困難から立ち直ることができた。問題児としてではなく、対等に同じ目線で接してくれる、安心して話せる大人が必要。また、虐待当事者の子にとっては、放課後以降の夜の時間に相談できる人が必要。
- 良い担当者に出会わないと適切な支援を受けられない、とならないように、行政のどの窓口・担当者でもしっかりと話を聞いて対応できるような体制をつくってほしい。
- 奨学金やアフターケアも、多くが児童養護施設や里親のこどもが対象であり、児童自立支援施設や援助ホーム出身だとその後の支援が少ない。児童養護施設に入所する子も児童自立支援施設に入所する子も困りごとは一緒のはずなのに、大人の判断で施設を指定され、その後の支援の幅が決まってしまう。そのような支援の格差をなくしてほしい。
- 虐待をしてしまう親への支援が足りないと感じる。虐待をする家庭は親も孤立しており、親への支援がないと虐待は減っていかないのではないかと。
- アフターケアについて、施設にいる段階で退所後にどのような支援が受けられるかの情報が得られるようにして欲しい。また、施設に入所したことで高校を退学させられることがあり、国として学び直しの支援を充実させて欲しい。どのような支援が必要か当事者目線で一緒に考え、否定せず話を聞いてくれる、伴走型のような支援があると良い。
- 学校でのいじめについて、周りの生徒の目もありスクールカウンセラーのところには通いづらく、学校の外にも通いやすい相談の場があると良い。自分自身は、家や学校以外の居場所がインターネットだった。衣食住などはむしろ性風俗業の人々が助けてくれたが、そのような関わりを防ぐには、社会が過ちを犯しても戻ってこれる場所を用意して、差別的な目で見ないことが重要。
- 児童相談所について、施設の金銭的な問題が解決すれば、施設環境や職員の疲労などが解決していくのではないかと。また、一時保護所は管理的な部分があり、一時保護委託がもっと増えると良い。

<経歴・主な活動内容等>

- 産婦人科医。すべてのライフステージの女性が、受診しやすい、相談しやすい身近な女性のクリニックを目指して、「藤沢女性クリニックもんま」を開設。
- 2017年、2018年に神奈川県平塚市で起こった新生児遺棄事件をきっかけに、危機的妊娠でつらい思いをする女性と子どもを減らしたいという思いから、自身のクリニックに、中高生向けにワンコイン（500円）で専門家に相談できるユースクリニックを併設。

<子ども政策に関する課題・意見等>

- モデルとしたスウェーデンのユースクリニックは無料で相談でき、ピル、避妊具も18歳以下は無料。全土に250か所以上存在し、若者の9割が利用経験がある。ユースクリニックでは、自分の身体、月経、避妊などについて正確な情報を得られる。自分の身体や心、人間関係などについて相談できる。
- DV、性暴力、望まない妊娠など、困った状況に陥ってから相談相手や場所を探すのは困難なので、そのような状況に陥る前に、気軽に立ち寄れる、専門家に相談できるユースフレンドリーなユースクリニックの存在を知ることが大切。
- ユースクリニックを気軽に利用してもらえ場所にするには、学校、特に養護教諭との連携が重要。（スウェーデンのユースクリニックでは、学校の保健の授業で地域のユースクリニックを訪れて、何かあればユースクリニックに相談するよう教えられる。）ピアサポーターとして、大学生に協力してもらえると双方にとってよいと考える。
- ユースクリニックの対応で大切なことは、望ましくない行動に対してもジャッジされないこと、秘密を守られること、安心して相談できる環境であること。寄り添うことが重要。
- ユースクリニックを広めていきたいと考えているが、行政には、自主的に取り組んでいるクリニックへの金銭的支援など、持続可能な支援をしてほしい。数年後には、駅前にユースクリニックがある社会にしたい。
- 子ども・若者の人権を守るため、包括的性教育は必要。包括的性教育を行う上では、人間の体や性に対する知識のみではなく、人間関係や価値観、ジェンダーの理解、ウェルビーイングのためのスキルなど、コミュニケーションや意思決定のための態度とスキルを身につけることが必要。性教育は全員が学ぶことで効果が高まる。親と養護教諭に対する性教育も重要。
- コロナ禍で、もともと不安定な思春期の子どもにも負荷がかかり、精神的・身体的な問題が起こりやすくなっている。その1つの表れとして摂食障害、月経不順という身体症状を主訴に医療機関を受診するが、時間をかけて話を聞くと、家族関係、友人関係のストレスなど精神面の課題が隠れていることが多い。看護師などによる思春期カウンセリングを行った場合の加算のようなものを設けてほしい。

2

<経歴・主な活動内容等>

- 不登校・高校中退などの困難を抱えた子ども・若者に対するオンライン相談（ユキサキチャット）のほか、保護者に頼れず困窮する子ども・若者への食糧支援、現金給付などを行っており、必要な場合は公的な支援へつないでいくことも行っている。

<子ども政策に関する課題・意見等>

- 国の支援は世帯単位で行われており、直接子どもに届いていない。コロナ禍で、特に一人暮らしで親に頼れない若者からの相談がかなり増えており、10代で家から追い出され友達の家に泊まっているなどの事情を抱えた子ども・若者に対して、D×Pでは直接支援を届けている。
- コロナ禍で苦しい状況にある子ども・若者の共通点としては、単身世帯で親に頼らず中卒・高卒で就労している、ひとり親世帯であることにより親に頼れない大学生、給与が一方向的に減らされたが親に頼れない新社会人、などが挙げられる。
- こどもの課題は様々な問題が複雑に絡み合っており、一つの部署・一つの団体では解決できない。自治体の中でも、教育委員会や行政の福祉部局、児童相談所など様々な関係者がいるが、関係者間での情報共有がなされていないのが課題。情報共有に関してしっかり取り組んで欲しい。
- 子ども・若者に支援の情報が届いておらず、申請までたどり着かない。広報をどう強化していくか課題であり、紙だけではなくSNSなどをもっと活用して欲しい。オンライン申請や、オンライン相談にも取り組んでほしい。
- 契約行為が20歳からであり、20歳未満の子どもは保護者の同意なく住居や携帯電話などが契約できない点も、15～19歳の子どもへの支援がしにくい要因となっている。未成年者の契約行為が単独でできないことで、就労にもつながりにくく、仕事ができないと住居も失う。福祉サービスに継続的につながるためにも住所は重要であり、公営住宅を使って、無職で保証人なしでも家賃負担なく入居できるようにするなど、居住福祉政策に今後力を入れて欲しい。

3

<経歴・主な活動内容等>

- 児童精神科医として診療に当たるとともに、埼玉県発達障害者支援センター所長、発達障害当事者等の団体の連合体（日本発達障害ネットワーク）の代表を務める。
- その他、学校医、特別支援学校の運営委員、国立特別支援教育総合研究所の講師、知的障害児者施設の設立・運営等の勤務・活動を行う。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 発達障害は、子育ての仕方のみが原因で生じるという誤解があったが、何らかの脳機能障害が前提であることが分かってきている。対人コミュニケーションに課題があるため、集団適応が難しく不登校になり、不登校が継続すると、ひきこもりに移行することがある。
- 発達障害があることを本人や家族も気づかないこともあり、成人になり就職してから初めて受診するケースもある。
- 発達障害者支援法の制定・施行により世の中の理解が進み、保護者はこどもの発達障害を早期に把握できるようになっており、幼少期から必要な支援を行うのは意味があること。
- 一方で、こどもが小さければ小さいほど保護者はこどもの障害を受容しづらい面もあり、発達障害児への支援は子育て支援の延長として行う方がいい。
- こども政策の中で障害児支援を実施する場合には、障害者施策への円滑な移行・接続が重要な課題。
- 放課後等デイサービス（福祉）と学校（教育）との間で情報交換が不十分といった課題があり、放課後等デイサービスを利用するこどもの情報をお互いに共有することが必要。
- 発達障害については、社会全体が当たり前のこととして受け入れていくことが重要であり、時間をかけて少しずつそのような社会に変換していくことが望まれる。

<経歴・主な活動内容等>

- すべての子どもがあらゆる暴力から守られ、子どもの権利、特に参加の権利を実現していく社会を目指し活動している。イギリスサセックス大学修士修了。アジア数カ国で活動。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 日本においては、子どもの権利条約のうち参加の権利が特に軽視されてきた。その結果、こどもたち自身に関わる問題にこども達の声が反映されていない。自治体レベルで見れば、こどもの意見を取り入れることに真剣に取り組む自治体があるが、自治体間の格差が非常に大きく、全国一律の取組が必要。
- また、声を上げにくいこどもは自らの境遇について発信することを諦め、孤立している。そうしたこどもが周囲から孤立するのではなく、当たり前の権利を主張することができ、その声が受け入れられ、その声をもとに問題解決していく社会にすることが必要。
- そのためには、こどもの権利を基盤にこども政策を一元的に扱う省庁とそこから独立し、こどもの声を専門に聞き、調査・勧告を行うこどもの権利擁護・監視機関が必要。
- 現行の法令は「育成法」や「育成条例」など、名称からしてこどもを客体と捉えている。こどもを権利の主体に置いた新たなこども基本法を制定することで、支援者などのおとなのみならず、こども自身も自らが社会を変える主体だと認識するのではないか。
- ヨーロッパでは、こどもの政治的な参加（地域社会への参加+政策についての意見表明）が大事にされている。こども基本法や体制の整備によって、このようなまちづくり、政策提言活動に参加することを小学生段階から当たり前と思えるよう社会規範を変えていくことが重要。

<経歴・主な活動内容等>

- 自身の子育てにおいて地縁や血縁のない中で孤立し、子育ての不安や困り事から育児サークルを主宰。その後、親同士が共に学び合い活動を支え合える地域に根差した子育て支援を行うNPO法人子育てネットくすくすを創設。
- 障害の有無にかかわらず家族全体への支援が必要とする理念のもと、多様な支援活動を実施。コロナ禍ではDV、虐待の支援を必要とする子育て家庭への訪問支援や病院付添い、子ども食堂・困窮家庭への食糧支援などの活動を実施。
- 予防支援として、乳幼児とのふれあいを通じた中学校との家庭教育(H17～)や妊娠期・乳幼児期の親の孤立を防ぐために母子保健事業の両親学級・健診等へ出向く(H16～)。また当事者同士のグループ活動(医療的ケア・障害のある親同士のピアグループ等)にも注力。地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業でのアウトリーチ活動に力を入れて取り組んでおり、関係機関(住民・保健・福祉・医療・司法・教育等)と連携して子育て家庭への伴走支援を実施。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 要支援の人ほどSOSを発しないので既存の支援では守られにくい課題がある。だからこそ、オーダーメイドの支援の中で地域資源とのつながりやマンパワーの協力を獲得しながら、必要な支援をつくりだすことが必要不可欠。また、ひとり親世帯や経済困窮者世帯への活動(子ども食堂・フードパントリー等)に国・地方自治体の支援はかせない。
- これまで支援してきた中で虐待をしてしまった保護者への支援が特に不足していると感じる。児童相談所の一時保護やペナルティを科すだけではなくその保護者に対する支援プログラムを民間と連携するシステムが必要。
- 中・高校生を対象に退学した学生(出産等含)への支援を強化すべき。教育と福祉の縦割りの弊害を感じる。教育等の場に退学者のための相談窓口の設置と退学時に個別に具体的な支援をするSSW(スクールソーシャルワーカー)が必要。
- あらゆる子育て家庭に開かれた地域子育て支援拠点事業については賃金保証や人材不足等の課題があるが自治体ごとに事業者への関与・支援の格差があり、保護者に必要な支援が届くような地域づくりをしていく必要がある。
- コロナ禍で支援が必要な人が制度からこぼれ落ちており、困り事を抱えている人へ伴走できる支援者の養成・スキルアップが必要になっている。制度や支援の隙間に落ちてしまう子どもや、課題が多様化している家庭への個別支援を充実させて欲しい。また困難を抱える若年世代に対してやり直しできる政策づくりをお願いしたい。

6

<経歴・主な活動内容等>

- 専攻は生徒指導論、カウンセリング心理学。いじめ、自殺等をはじめとする諸課題に関する施策の推進について識見を有する。
- 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議委員、いじめ防止対策協議会委員等を務める。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 自殺の要因は複合的に絡み合っていることが多いが、警察調べによると、小学生では「家族からのしつけ・叱責」「親子関係の不和」、中学生では「学業不振」「親子関係の不和」が多い。高校生では、女子で「(うつ病等の)心の病」男子で「進路の不安」の比率が高くなる。いじめを原因とするものは数%(一桁)。
- まずはこども自身が「相談する力」を身に付けることが重要。
- 相談先は、友達、親、学校の順に多いが、SNSを活用した相談体制の構築も必要。また、学童保育など放課後に子ども達が集う場所には、短時間でもいいのでトレーニングを受けたボランティア(大学生、シニアの方等)が来て活動しながら子供の話を聞くなど、多様なチャンネルを用意することが必要。
- 大人(教職員や保護者等)のSOSを受けとめる力の向上が必要。こどもから話を聞いた大人は、大人の感覚や価値観でとらえるのではなく、こどもの発言の背景にある気持ちを聞くことが大切。このため、
 - ・ 教員研修が重要。自殺予防を教える授業づくりの過程を通じて、こどもからの発信の受けとめ方が変わる。教員が変わるとこどももSOSを出せるようになる。
 - ・ 保護者対象の普及啓発研修も重要。自殺予防を含めたこどもへの対応に関する研修が大事で、特に進学時や思春期を迎える際には、カウンセラーによる研修が有効。
- こどもが学校で相談できるよう、常勤のSC・SSWの配置、もしくは、授業をもたずにこどもの相談に関わることのできるコーディネーター役の教職員の配置が望ましい。また、コーディネーター役として自治体にSCやSSWのスーパーバイザーを配置すると、保護者や福祉関係機関との調整が機動的に行えるようになる。教職員の多忙化が言われる中、一人の教職員だけではなく学校がチームとしてこどもを支える体制、学校と保護者、地域の関係機関がパートナーとして連携・協力できる関係構築が重要。

7

泉 房穂さん（兵庫県明石市長）【地方公共団体】

<経歴・主な活動内容等>

- 元衆議院議員・弁護士・社会福祉士。2011年より兵庫県明石市長を務め、現在3期目。

<こども政策に関する課題・意見等>

- こども政策を推進していくためには、①発想の転換、②組織・人の拡充、③予算の拡充、④国民の理解を得ることの4点が重要。
- ①は、親ではなくこどもに着目し、地域・行政も含めてこどもを育てていく必要があるということ。子育て施策に関しては、世帯主義と申請主義が課題だと思っている。親の責任だけで終わってしまうが、親が悪いというだけではこどもの貧困や児童虐待の問題も解決しない。
- 明石市のこども政策は、救貧施策とこどもの未来を作るための全てのこどもに対する施策の2つに分けて実施している。後者には所得制限をかけておらず、これにより明石市の人口も増加に転じた。こども政策は本来中間層まで広くターゲットに施策を打つべき。
- ②の組織・人の拡充に関しては、こども政策を担う専門職について、行政にも弁護士をしっかりと配置すべき。本来は、こども、児童相談所、親それぞれの立場から弁護士が必要だが、特にこどもの代理人として弁護士が必要という視点が抜けている。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのなり手がいない、活躍の場が少ないことも問題。学校にそのような人材を配置することが重要であるが、人材がいないのが現実。学校の中で人材を育てるのはなかなか難しい。
- ③について、こども政策の推進には予算を増やすことが不可欠であり、OECD諸国平均までは少なくとも増やす必要がある。
- ④について、こども政策を進めていく上で大変だったことは、理念の共有。なぜこども政策に財源を充てるのかを丁寧に説明することが必要。明石市ではこども関係予算を重点的に増やしてきた結果、子育て世帯が増えて地域経済にも還元している。「少子化対策で人口・税収が増える」というだけでは人は動かない。市民にとっては、こども政策を進めることで子育て世帯だけでなくみんなが助かるというリアリティーを感じられることが重要。国の施策についても、このようリアリティーを持たせることが大事。
- 明石市のこども政策はベーシックサービスを基本としているが、これだけではなく、子育て世帯にとってもしものときの安心感を得られるかどうか大事。例えば、明石市では子育て世帯へのおむつ宅配事業をやっているが、これが経済的な負担や買い物に出る負担の軽減につながると同時に、寄り添い支援の意味もあり、明石市なら2人目を生めるかも、という安心感につながっている。
- 施策を実施するうえではニーズとのマッチングも大事であり、当事者の声を直接聞くべき。明石市では市長への意見箱を設置し、市民の声を直接聞くようにしている。
- その他こども政策の課題として、教育と福祉の連携については、教育委員会と市長部局の連携が課題。また、養育費の問題については、法務省や厚生労働省だけでなく、裁判所との連携も必要。児童虐待についても、厚生労働省、法務省、警察庁、裁判所がしっかり連携すべき。児童虐待対応は県の業務になっているが、虐待対応後に他の必要なサービスにつながるのには市の得意分野であり、児童相談所もベーシックな施策として全市町村に置くべき。

8

水野 達朗さん（大東市教育長）【家庭教育支援】

<経歴・主な活動内容等>

- 一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ創始者。不登校児の復学支援、家庭教育支援を行う。その活動を見込まれ、2015年～大東市教育委員、2020年～教育長に就任。
- 大東市教育長として、教育・福祉部門で構成する家庭教育支援チームの代表を務める。家庭教育支援チームの代表は、保護者向けの講座や保護者が気軽に集い相談できる場の「いくカフェ」を運営するほか、小学1年生全家庭訪問を実施し、悩みや課題を抱える家庭を早期に把握し支援を行う活動の効果を検証するとともに、家庭教育支援に係る長期的な視野に立った方向性や活動方針を定めている。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 家庭での教育を今の時代に即したものにアップデートすることが必要。保護者自身は、自分の育てられた経験をベースに、情報収集もしながら家庭教育を行っているが、SNSの発達や地縁・血縁の薄まりなど社会が変化している、自分が育てられた経験だけでは難しい。そこを補うために、こどもへの声のかけ方や対応などに関する講座の提供や、保護者が悩みを相談できる体制の整備等を行うのが家庭教育支援であり、保護者自身が学んでいく意識が重要。
- 家庭教育支援は、悩んでいる保護者を支援するものと誤解されているが、予防的・開発的な取り組み。家庭教育支援を受けた保護者からは、もっと早くに家庭教育の仕方を学びたかったということと、家庭教育の在り方ひとつで自立心や社会性などこどもは変わるということ。
- 保護者に学びの場を提供することは重要であるが、そこに参加するのは学ぶ意欲の高い保護者が多く、本当に話を聞いてほしい保護者はその場に来てくれないというのが課題。保護者の意欲レベルに応じて、セミナー型、サロン型、アウトリーチ型など多様な手法の導入が必要。
- 家庭教育支援にあたっては、教育部局と福祉部局との連携が重要であり、大東市ではスクールソーシャルワーカー（SSW）がつなぎ役を担っている。多様な関係機関との円滑な連携のためにはつなぎ役となる職員の配置が不可欠。
- そもそも家庭における教育に対しては、政治や行政が理念を押し付けることはできず、あくまで保護者への啓発が中心となる。そのため、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、教育の3本柱（学校教育、社会教育、家庭教育）の1つでありながら、支援のための財源が薄いのも課題。

9

<経歴・主な活動内容等>

- IT分野のジェンダーギャップを解消するため、中高生向けのイベントや講演会、コンテストの実施等、文理選択や進路選択において、ITを選択肢として考えてもらうための活動や政府に対する政策提言を行っている。

<こども政策に関する課題・意見等>

- IT分野は成長分野であり、高収入が見込める分野。女性の賃金格差や非正規雇用問題の解決の糸口になる可能性がある。また、手に職をつけることができる分野でもあるため、女性のライフイベントに対応しやすい。若年女子の参画を促すことが大事。
- ITやSTEM分野への進路選択をしないのは、能力の問題ではなく先生や両親など周囲のおとなのジェンダーに係るステレオタイプが問題。
- 教員のICT指導力を向上させ、居住地域や成育環境による教育の格差を解消するとともに、教える側のジェンダーが生徒の文理選択に影響している現状があることから、教える側に女性を増やすなど、ジェンダーギャップを解消していくべき。
- 現状は子ども・家庭への政府の投資が少なすぎる。特に、妊娠、出産に係る費用負担が重くなっており、子どもを産みたいと思いがにくい。支援対象者へのヒアリングを実施し、市民の声に寄り添った少子化対策を実施するべき。
- 家事・育児のアウトソース化、ベビーシッター等のサービスへの経済支援、育児を補助する機器の購入支援、男性の育児家事参加促進など、女性がひとりで子育てを抱え込まなくて良いと認識させる取組が必要。

<経歴・主な活動内容等>

- 徳島県にて特別支援学校の教諭や教頭、校長、県教育委員会の指導主事（特別支援担当）、課長等を務め、長く特別支援教育に携わる。令和2年4月から徳島県教育委員会教育長に就任。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 発達障害の増加に対応する必要。徳島県では、教育・福祉・医療が集約する「発達障がい者総合支援ゾーン」に設置した特別支援学校において、関係機関と連携しながら発達障害のあるこどもの社会的・職業的自立に向けた先導的な実践を実施。また、幼、小中学校に在籍する発達障がいを含む全てのこどもを支援するため、230の学校・園でエビデンスに基づくポジティブな行動支援を実践しているが、ICTを用いた教育も効果的であり早くから取り入れている。今後は、先導的な取組へのハード・ソフト両面支援、発達障害に関する教師の専門性向上、特別支援学級編制基準の改善等が必要。
- 早期療育・早期教育に課題。小学校等と同様に幼児教育においても、特別支援を必要とするこどもへの個別指導を充実させていく必要。特に発達障害の特性上、個別に必要なことを教えていくことが非常に効果的であり、児童デイサービスと幼稚園等が指導計画等の情報を連携させ、役割分担しながらこどもを支援していくことも有益。また、どこにも所属していないこどもはリスクが高く、しっかり見守っていく仕組みを考えていくことも必要。
- 保護者にとって学校への送迎が負担。特に登校時の支援が課題であり、児童デイサービス等と連携した通学支援の拡充が必要。
- 医療的ケア児の受入を可能とする教育環境整備への支援が不可欠。徳島県では看護協会と連携しているが、学校看護師の確保は課題。
- 障害のあるこどもの就労支援や文化・スポーツ活動の充実など、自立や才能開花、地域交流等を促す取組も引き続き重要。

<経歴・主な活動内容等>

- 少年院出院者による自助グループで活動。社会から孤立しがちな出院者による交流会の開催、少年院への訪問活動を行うとともに、少年院出院者のリアルを社会に伝えるため、映画製作にも携わる。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 非行少年たちは加害者である前に被害者であり、早くから対処ができていれば加害者になることはなかったのではないか。そのためには、「加害者は極悪人ではなくうまく生きられないだけ。うまく生きられないのは社会にも問題がある」と社会の意識を変えることが必要。
- 非行の背景にある感情はあまり変化していないが、出院後の環境の変化が大きく、以前よりも生きづらさが増している。一度事件を起こせば、ネットで過去のことも分かってしまうし、愛のあるお節介な人たちもいない。
- 自己肯定感を低下させるスティグマと、セルフスティグマは社会生活を円滑に送ることができない大きな要因となっている。
- 自分のことを想ってくれる人がいるというだけで人は変わることができるのではないか。
- ルールを守れなかった非行少年が、自分のことを想ってくれる人がいると知ることによってルールを守るようになった例がある。人との関わりで心は変わっていく。「育て直し、育ち直し」を社会でできるようになれば、もっと生きやすい社会になるのではないか。
- 行政には当事者だけではなく当事者支援をする人たちを支援する制度を作してほしい。また、同じ機関であっても設置された地域によって対応に差がある点を改善してほしい。仕事だからという態度で対応している職員には思いが伝わらず歯がゆい思いをする。

12

貝ノ瀬 滋さん（三鷹市教育長）【学校・家庭・地域の連携】

<経歴・主な活動内容等>

- 都内公立学校教諭、都教育委員会指導主事等を経て、三鷹市立第四小学校長、三鷹市教育長、その他、中央教育審議会や教育再生実行会議委員等の各種政府委員を歴任。2019年、再び三鷹市教育長に就任。
- 保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもちながら学校運営に参画し、地域と一体となって学校づくりを進める仕組みであるコミュニティ・スクール（CS）の実践・普及を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支える取組を推進。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 三鷹市ではCSの仕組みを活用し、学校・家庭・地域の連携を推進。保護者・地域の学校に対する理解や教師の地域・社会に対する理解の促進、地域の人々による教育活動への協力体制の拡大等の効果が見られる。
- CSの導入や地域と学校との連携のスムーズな推進のためには、地域と学校間のコーディネートを担う人材（地域学校協働活動推進員等）の確保・育成が必要。国では、CSや地域学校協働活動の実践経験のあるアドバイザー（CSマイスター）を派遣しているが足りておらず、研修機会の確保等、支援策の充実が必要。
- 地域と学校の協働活動には様々なものがあるが、保護者や地域住民等に学校の状況を理解いただき法的根拠を持ち、対等なパートナーとして連携・協働体制を築く制度であるCSと一体的に進めることが肝要。
- こどもの放課後の居場所として、放課後子供教室と放課後児童クラブがあるが、すべてのこどもに価値ある活動や体験の場を提供することが重要であり、親が就労しているかどうかによらず、すべてのこどもが参加できるように一体型の推進を含め、更なる連携が重要。
- こどものWell-beingの向上に向けて、こども政策を推進していくためには、学校教育に使っていない時間帯には、学校施設の機能転換を図り、地域の多様な人材、専門家や福祉部局などが中心となって、適切な役割分担の下で、福祉的機能（例えば必要なこどもへの朝食提供）を発揮できるようにするなど、学校施設がこども政策のプラットフォームとして機能するようソフト・ハード両面からの財政支援が必要。

13

定本ゆきこさん（京都少年鑑別所医務課長） 【非行対策】

<経歴・主な活動内容等>

- 精神科医として少年鑑別所に30年近く勤務。少年鑑別所に収容された少年の心身の鑑別を行っている。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 非行は、成育歴や生活環境、心理問題、発達問題など様々な要因が複合的に重なり合って発生する。非行少年達の多くは「悪い子」というよりも「生きにくい子」、「不器用な子」、「助けられていない子」。改善のためのアプローチも重層的な視点が必要。
- 少年院在院中から地域の医療、福祉ネットワークなど諸機関との関係をつなぐことで出院後に非行に陥る前と同じような環境に陥らないように支援していくことが重要。
- 子ども・若者支援地域協議会のように法的な枠組みがあるのは良いことだが、まだ機能していない面がある。大きな会議を年に1回程度開くというのではなく、担当者レベルの小さな会議を複数回開くなどもっと機動的な運用がなされるよう、国が働きかけてはどうか。
- 女子非行少年は被害者性が際立っており、家庭にも学校にも居場所がない場合が多いことから、安全・安心な場所と関係性の中で、治療的な介入が求められる。また、家庭内外で性被害を受けた経験がある例も多く、背景には性に対する無知や誤解がある。正しい性教育をしていくことが重要。
- 法律上、刑務所や少年院内でこどもを養育することが可能になっているにもかかわらず、日本では矯正施設内で生まれる子どもの殆どがすぐに乳児院などに預けられ母親とは引き離されてしまう。子どもはどこで生まれても母親と過ごす権利があり、矯正施設内での子の養育を実現させてほしい。
- 同時に収容されている妊産婦も出産前後以外は通常の集団処遇であり、本来必要なケアや専門的支援を受けられていない。矯正施設内にはジェンダーの視点が欠けていると言わざるを得ない。矯正施設で働く女性職員の過酷な労働内容についても目を向けられるべきである。一施設の問題とせず国を挙げて考え方・姿勢を変えてほしい。

14

栗林知絵子さん（豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長） 【こどもの貧困】

<経歴・主な活動内容等>

- 地域のこどもを地域で見守り育てるために、豊島子どもWAKUWAKUネットワークを約10年前に設立。プレーパークやこども食堂の運営、学習支援などこどもの貧困対策をテーマにした活動により、相互に連携したネットワークの網で切れ目のない伴走支援を実施している。

<こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの貧困問題や虐待問題の解決には専門家の力だけではなく、こどもの居場所づくりなど地域でこどもを見守り育てることが重要。地域とつながった子どもは、自分自身もまちのための活動に関わるようになる。「貧困の連鎖」ではなく「おせっかいの連鎖」が生まれるよう、地域の力をうまく使いこなす政策を検討してほしい。
- 子どもは学校で過ごす時間が長く、学校抜きには困難を抱える子どもへの対策はできない。学校と地域と行政がしっかり連携して支え合う仕組みをつくっていくことが重要。
- 子ども（特に困難な環境にある子ども）は人と人をつなぐ力がある。学校の先生や行政も大人にゆとりや余裕がないことが多いが、大人同士もつながって地域みんなで支え合うことが虐待や貧困などの予防にもつながる。各地域団体の長同士がつながるだけでなく、構成員同士がつながることができるよう、小さな地域単位でネットワークを構築していくことが重要。

15

<経歴・主な活動内容等>

- 自立援助ホームの職員を経て、児童養護施設等の退所者を主な対象としたアフターケア相談所ゆずりはを運営。相談・個別支援のほか、気軽に集まれるサロンによる居場所支援、一般就労が難しい人への就労支援、高卒認定資格試験のための勉強会などを実施。
- 虐待をしてしまうなどこどもとの関わりに悩み、苦しんでいる親の回復のためのプログラムであるMY TREEペアレンツ・プログラムを実施。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 児童養護施設などを巣立ったこどもたちは退所後の生活の一切を自らで担っているが、親や家族を頼ることができない中、虐待のトラウマや精神疾患等によって安定した生活を送ることが困難なこどもが少なくない。大学進学率も低い。
- 社会的養護を経験していない若者からの相談も多いが、社会的養護経験の有無は困難が児童期に発見されたかどうかの違いに過ぎず、本人が選択できる制度ではない。支援が必要だったにもかかわらず、制度を利用する機会を提供できなかった可能性もあり、社会的養護経験のない人を排除するのではなく、制度の対象者として必要な支援を届けてほしい。児童期に十分な社会的養育を受けられなかった人達にとっては、大人になってから実年齢に応じて受けられる支援だけでは不十分な場合がある。こども時代に置き去りにされて必要な支援を受けられなかったことによる苦しさやしんどさに寄り添ったケアを出来るような制度が望まれる。
- 安定したアフターケア支援が行えるよう、アフターケア事業所を法律上に位置づけ、本事業に対する補助金は、事業内容や事業実績に応じた補助額を設定するなどの工夫が望まれる。広域な自治体にはアフターケア事業所を複数設置することも法律に位置づけてほしい。
- 給付型奨学金を利用して進学したが、心身の不調などにより休学すると奨学金がストップし、それと同時に生活が滞る人が増加。休学時における生活費や医療費の支援を充実させてほしい。
- 身元保証人確保対策事業の対象者は、措置解除から事業の申請まで2年以内等設定されているが、保証人が必要になるのはこうした期間に限らないため、実情に合った制度にしてほしい。
- 精神的な不安を抱えた人にとっては、制度の申請もひとりではままならない。また、支援のための制度があっても、その情報にたどり着くことが困難であり、手続面も併走してサポートすることが必要。
- これまでは生活困窮をしている一人暮らしの若者からの相談が多かったが、コロナ禍で、経済的に安定している家庭の若者からの相談も相次ぎ、そのような家庭における親や家族からの支配・虐待も明らかになった。親元から逃げることを優先して、やむを得ず大学を休学・退学した人もおり、親元から逃げた後も引き続き学校に通うことができるような支援もしてほしい。
- 虐待をしてしまった親への回復支援は、親の苦しみを理解することからはじめる必要がある。MY TREEペアレンツなど親の回復プログラム普及のためには、実践する人材の育成に対し、支援をしてもらいたい。
- ホームレス状態に陥ったひとが、一時的に生活する、宿泊施設やシェルターが利用するひとたちにとって安心できる場所になっていない現状がある（携帯が持てない、外出が禁止されている、スタッフによる心理的なケアが十分でないなど）。相談を受けたアフターケア事業所が、一時的に安心して暮らせる住まいを提供できることで、アパート転宅、長期的な施設（婦人保護施設、障害者のグループホームなど）に移行することがよりスムーズになる。

16

<経歴・主な活動内容等>

- 公立中学校での勤務や教育委員会指導主事を経て、現在は、ネット環境とこどもの問題について、研究のほか多数の啓発講座で講師を務めるなど情報発信に取り組んでいる。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 日本はネット利用に係る問題を多く抱えているという印象があるが、実際には、出会い系サイトに起因する被害児童数の抑え込みに成功するなど、一定の成果を上げてきている。一方で、フィルタリングの利用率が伸びていないなど、手詰まり感がある。
- こどものネット利用は低年齢化が進んでいる。日常的にネットを利用している児童生徒は、小学校低学年の場合はゲームのための利用が中心で男子児童の方が多いのに対し、中学生以上になるとSNSのための利用が中心で女子生徒の方が利用が多くなる傾向にある。年代や性別により状況が異なることを踏まえた啓発等の対策が必要。
- 女子児童の場合、小学3年生からネット接続する機器の第1位がスマートフォンになる。親から借りて使用していると考えられ、親への対策も必要。また、親子で話し合っ作られたルールは破られにくいという調査結果もある。通信機器を持ち始める段階でのルールづくりが有効。
- ネットを全く利用しないこどもより、ルールを守って適切に利用しているこどものほうが学力が高いという調査もある。単に規制するのではなく、何が問題かデータで示していくことが必要。
- 現状は同じような内容の施策を関係府省庁が少しずつ実施している状況。個別の取組が良いものであっても、予算上も非効率でそれぞれの取組が薄く見える。また、ネット利用の良い面と悪い面、こども政策全体における位置づけといった俯瞰した立場で政策を検討する機関がない。

17

<経歴・主な活動内容等>

- 総務省在籍中のH15～H18に箕面市出向。H20退職後、同年8月箕面市長に当選し3期務める。福祉部局（こども施策関係部署）の教育委員会への移管や、データを活用した「子ども成長見守りシステム」の構築、通学路への防犯カメラ設置など、こども・子育て施策の充実に尽力。R2退任後、現在は（株）アルファ建築設計事務所上席部長、大阪大学客員教授等。

<こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの実態を把握し施策の分析・改善を行うため、こどもの全方位にわたる情報（学力・体力・生活状況だけに止まらず、家庭の所得情報等含む）を集約したデータベース活用が効果的。毎年悉皆調査することで様々な用途も生まれるため、まずはデータ収集が重要。
- 箕面市の「子ども成長見守りシステム」では、貧困や虐待など要注意のこどもの支援のため、データを用いて不安定なこどもを発見し、早い段階で現場に指示する体制を構築。データ分析により重点支援対象と判定されたこどもの3分の1が、これまで学校などで見守り対象として認識されていなかった。データによる確認が抜け漏れを防ぎ、こどもへの支援に繋がっている。
- データ活用の際、個人情報扱う現場職員に不安感（所得情報など機微なデータの掲載の可否、閲覧可能とする者の範囲等）があったため、これを取り除き安心して仕事ができるよう、個人情報保護条例を改正した。現状では、高校など市町村担当外機関との情報連携が課題。国では、こうした取組が自治体で可能であることの周知や、留意点について発信すると良いのではないか。
- 教育委員会事務局職員（行政職）を校長にするなど学校現場とも交流人事を行いつつ、教育委員会に福祉部局を移管した。これにより、担当者レベルで取組の重複・不足など課題に気づくようになり、幼稚園の預かり保育推進や母子保健と子育て支援の現場の連携、通学路への防犯カメラ設置など、具体的な改善・連携促進に繋がった。実際に現場が動く組織となるために人材育成が重要だが、自治体レベルでは特にデータを分析活用する人材に課題。
- 自治体への財政支援は必要だが、その際、効果の薄い施策を切るなど予算の重点化が重要。

18

<経歴・主な活動内容等>

- 7歳のときに児童相談所に一時保護され、その後、高校卒業まで児童養護施設で生活。
- 施設の自立支援コーディネーターの支援もあり、高校卒業後に進学。金銭面での苦勞など周りとの違いに悩みを抱えたが、施設出身者等を対象とした自治体の若者支援事業を受け、職員や地域の人々の様々な話を聞く中で自分だけが大変なのではないと感じ、自身の状況も受け入れられるようになった。
- 現在は、モデルとしての活動のほか、社会的養護の下にあるこどもに対する偏見をなくすため、当事者としてYou Tubeなどによる発信活動を行う。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 児童相談所の児童福祉司の役割をこどもに丁寧に伝えて欲しい。問題を起こさない子の所には職員がほとんど面会に来ず、担当職員がいる理由がこどもには分からない。また、児童相談所の記録はしばらくすると消除されるが、成人した後も自身の生い立ちを知る機会が保障されるようにして欲しい。
- インタビューサイトなどで、困難を抱えている自分自身と似たような境遇の中で頑張っている人がいるということが分かるようになると良いと思う。
- 社会的養護当事者へのヒアリング機会が増えるのは良いことだが、過去の経験を安易に聞くとフラッシュバックなども起こる。当事者が安全に自身の経験を伝えることのできる環境を保障することが必要。
- 施設退所後のアフターケアの考え方が広がってきたが、当事者自らが動かないといけない支援が多い。退所後も慣れ親しんだ施設を頼りたいと思う人もおり、施設の卒業者が定期的集まる場を設けるなど、施設内アフターケアを充実した上で、他の社会資源にも出会うことができるようなアフターケアも今後広がって欲しい。
- 学校の先生の中には児童養護施設に対する理解が少ない先生もおり、教員免許を取得する課程などで、児童養護施設についての教育・理解促進を進めて欲しい。
- 児童養護施設で育つ子と親の関係を整理するライフストーリーワークの取組が更に広がって欲しい。

19

<経歴・主な活動内容等>

- アメリカの日系幼稚園の保育者としてこども・家庭への対応に当たった経験から、オハイオ州立大学で乳幼児教育やこどもの言語発達等について研究。帰国後も外国につながるこどもへの保育・教育の研究や、国・自治体等の研修プログラム開発等に携わる。現在は東洋大学ライフデザイン学部教授として保育者の養成等にも携わる。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 外国人のこどもなど外国につながるこどもは背景も非常に多様で、成長の過程で幼児教育・保育の質の影響を強く受ける。一方で、幼児教育・保育の現場は対応に疲弊している。また保育には、認可外や企業主導型など様々な場があるため、連携・研修が難しくなっている。各園のノウハウ共有と、通訳など人的資源の充実を図るとともに、日本の幼児教育・保育が大事にしてきた「人、もの、こと」との関わりを通じた発達の支援を質高く行っていくことが、外国につながるこどもを支えていく上で極めて重要。
- 保育者は外国人保護者とのコミュニケーションに困難を感じている。国際調査の結果からも、日本の保育者は文化的多様性への対応について自信を持ってない割合が高いこと等が明らかになっており、保育者への研修や養成課程、養成教員の研修等にこうした観点を組み入れていくことが重要。
- こどもであっても言語文化的適応には困難がある。乳幼児期は母語も母語以外の言語も同時に学んでいる状況であるため、かえって母語を簡単に失いやすい。対応を誤るとどちらの言語も中途半端にしかできない状況（ダブルリミテッド）に陥り、言語・認知発達はもちろんその後の生活や家族関係にも支障が生じる。家庭や保育・教育の場（就学後まで含む）でこどもの母語習得も大事にする必要。
- 幼児教育・保育以上に家庭の影響は強く、保護者支援が非常に重要だが、特に外国人散在地域などでは不十分。まずはICTも活用しつつ、日本の各種制度・支援等の丁寧な情報提供が重要。また、外国人家庭にも潜在力があり、それを活かす視点も大事。子育て支援に外国人コミュニティや各地の外国人支援団体等のリソースも活用し、地域一体となって外国人家庭を支えることが重要。

福田 萌さん（タレント、「こどものいのちはこどものもの」メンバー）
【社会的養護に関する普及啓発、子育て当事者】

<経歴・主な活動内容等>

- タレント。2018年の船戸結愛ちゃんの虐待死事件をきっかけに、「こどものいのちはこどものもの」というチームをタレント6名で立ち上げ、SNSで募集した社会的養護に関する意見や、自治体や児童養護施設の職員、こどもたちの声を厚生労働省に届けるなど活動。また、「こどもギフト」というクラウドファンディングを立ち上げ、児童養護施設の改修費などを集める活動を毎年行う。
- 2児（8歳、4歳）の母親として、子育てに関する執筆活動や、ママたちが本音でおしゃべりできる場・ママズオンラインサロンを運営。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 私自身、活動を経て、施設職員に出会って良かったと話すこどもたちや使命感をもって働く職員の姿に感銘を受け、社会的養護が身近な存在に感じるようになった。一方で、ドラマなどの描写では児童養護施設出身であることをネガティブに描かれることがあり、メディアも伝え方を見直していく必要があると感じる。
- 社会的養護経験のあるこどもたちからは、特別扱いをされたりかわいそうと思われることが苦しいという声があり、社会的養護の下で生活するこどもたちが身近に多くいるということ伝えて欲しい、との意見が多い。
- 子育て当事者としては、8歳の長女と4歳の長男の母。都内で長女を出産した当初は、夫は多忙でほぼ家にはおらず、子育てで孤立し、人・社会との交流から断絶され、苦しかった。当時の経験から、子育てで孤立する親をなくしていきたいという思いで、母親向けのオンラインサロンも行っている。こどものためにも母親への支援も充実させる必要がある。母親が幸せであれば自然とこどもも幸せになるのではないかな。
- 金銭面の問題で2人目、3人目を産むことを躊躇してしまうという話も聞くことが多く、経済的な支援も充実させて欲しい。また、乳児家庭全戸訪問事業は、監視されているような感じだった。気軽に相談しやすい形にすることが必要ではないか。こどもへの支援としては、いじめなどがあったときの居場所となるような、学校や家庭以外のサードプレイスがあるとよい。
- 子育てしやすい社会にしていくためには、切れ目ない支援が必要。ノウハウのようなサービスが広がってほしい。出産～保育所に入るまでの間は子育てで孤立しがちなので、保育所を子育ての相談拠点として活用できれば良いと思う。施設をいつでも利用できるという雰囲気伝われば、地域での子育てが実現すると思う。また、役所とは違い児童館などを民間が運営しているところでは、職員に話しかけやすい雰囲気もあり、相談のハードルが下がると思う。
- 子育ての相談窓口として児童相談所を案内されたりするが、ハードルが高く、ソフトな相談窓口が少ない。東京都ではLINEで相談に乗るサービスなどを行っており、気軽に誰かに話を聞いてもらえることは良い仕組み。今の時代だと、単に家庭に直接訪問するのはハードルが高い。どのようにして垣根を低くしていくかを考える必要がある。
- 最近のお母さんたちの情報収集はLINEでやっている場合も多い。LINEのプッシュ型通知で情報が手元に届くなど、自分が役所に足を運ばなくても必要な情報が届くということは大事。また、子連れで役所に行くのは大変なので、役所でもオンライン予約のような仕組みがあると良いのではないかな。
- 男性の育児参加も進んでほしいが、今の父親たちの更上の世代は仕事中心で深夜まで働いていた世代であり、育児参加の見本となる人が身近にいないことは男性にとって難しいことだと思う。子育てや家事の責任は母親という社会の雰囲気も母親のプレッシャーになっており、改善が必要だと感じる。シンガポールでは、子育てを手伝うヘルパーを雇う家庭が多いなど、家事・育児は母親の責任という認識が必ずしもない。シルバー人材センターの活用などで、子育て世帯と他の世代との関わりを持たせるような取組もよいのではないかな。

<経歴・主な活動内容等>

- 専門は学校保健学、健康教育学。学校における健康教育プログラムの開発など健康教育の分野に高い識見を有し、保健体育の教科書作成等にも携わる。2007年から聖心女子大学教授、2019年から同大学副学長（学務・大学院担当）。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 学校における健康教育は、こどもたちが生涯を通じて健康で豊かな生活を送る基礎を培い、こどもの時期の健康課題を克服し、将来の様々な健康リスクを軽減していくことに繋がる重要なものであるが、健康教育の時間確保、指導者の力量形成等の課題がある。健康課題の多様化を踏まえ、学校における健康教育の中心となる保健教育の時間の十分な確保と保健体育教諭の力量の向上が必要。また、性や心の健康問題には、保健室において養護教諭が重要な役割を果たしているが、重大な問題等全てには対応できないため、専門家・専門機関との連携も課題。
- 性に関する指導内容を含め、日本の保健教育は系統性が担保されており、諸外国と比較して遅れているわけでは決していない。性教育の「性」概念には、国際的に見て生物学的概念中心のもの（sex education）、心理的・社会的概念中心のもの（gender education）、それらを総合したもの（sexuality education）の3つがあるが、日本でもこどもの発達段階に応じて性の生物学的側面も心理的・社会的側面もバランスよく学ぶことが出来るよう構成されている。
- 性に関しては集団指導と個別指導を分けて考える必要がある。誰もが理解しておくべき事項は集団指導で、個人の性的な課題（危険な行動等）は個別指導で対応すべき。その際、担任だけでなく養護教諭やスクールカウンセラー等も重要な役割を果たすが、他方、性に関しては学校が連携できる外部機関等が判然としていない課題もある。
- スウェーデンでは、生徒と年近い若者がeducatorとして学校の授業に参加し、生徒たちと性に関して議論を重ね理解を深めるpeer teaching（同年代の教え合い）の手法が取り入れられている（スウェーデンであっても性に関する指導は教師も躊躇してしまうことが多い模様）。また、性教育というより、人間関係に関する教育の一内容として性を扱っている。他方で、スウェーデンは個人主義が強いなど国によって前提となる社会制度や文化が異なるため、日本においてどのような教育が良いかは、制度だけでなく現場での実態を見た慎重な議論が必要。
- 健康推進のためには教育と環境整備の両方を推進する必要があるが、教育の寄与度は分かりにくく、マクロな評価を試みることも大切。また、こどもの健康課題を保健教育や学校安全、地域の保険サービスなど様々な要素の中で包括的に捉えて改善を図ることが重要。成育基本法に示された成育の概念などを踏まえると、保護者への健康教育も必要ではないか。

<経歴・主な活動内容等>

- 前国立成育医療研究センター・こころの診療部統括部長。長年に渡り、小児精神科医として勤めつつ、こどもの虐待防止、社会的養育の在り方について提言。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 児童虐待事案の検証からも、条約批准にもかかわらず、こどもの権利の認知度が低いことが明らか。新たな組織（子ども庁）は「子ども権利基本法（仮称）」を制定して、こどもの権利主体性とその権利保障を基盤とすべき。
- こども政策は全ての省庁に関わるもの。新たな組織は、大綱を作成して終わりではなく、全府省庁横断的な会議体の事務局となり、そこでの提言がそれぞれの省庁で重視されるよう強力な調整権限を持つものとする必要がある。
- こどもの権利や利益が守られているか、こどもの声を聴き、行政から独立した立場で調査し、提言や勧告をすることができるコミッショナーの設置が必須。
- こどもの意見を聞き、コミッショナーも参加した上で、定期的に具体的な「こどもの権利保障計画」を立てる。その作成及び進捗評価に当たっては、新たな組織が主導的に関わり、調整・指導を実施。
- こどもの声を聴かずにこどもに関する施策が決められることのないよう、「こども政策推進会議（こどもの代表、地方公共団体の代表等をメンバーとし、全国を数ブロックに分けて常設）」や、「（子ども庁）大臣とこどもの懇談会」といった制度を設けるべき。
- こどもの権利保障に最終的な責任を有するのは国であり、権利保障の程度に地域による格差が生じないよう国が責任を持つことが必要。そのため、こどもの権利にする施策は財政的にも国が負担すべき。また、家庭ごとの格差を最小限にするため、市区町村が民間と連携して家庭支援を充実させることが必須。
- こどもに関する統計の一元管理とこどもの権利指標の設定が必要。
- こどもへの施策についても、DXは欠かせない。その際、メリットの面だけではなく新しい技術がこどもに与えるデメリットについても問題発生前に対策することが必要。

<経歴・主な活動内容等>

○ 日本財団は2019年10月から2020年5月まで、有識者による「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会」を開催し、子ども基本法の試案を含む提言書を作成。

<こども政策に関する課題・意見等>

○ 日本は子どもの権利条約に批准した時に国内法の整備を行わなかったため、こどもの権利を包括的に定めた「子ども（の権利）基本法」が存在しない。2016年児童福祉法改正で理念にこどもの権利は明記されたが、教育や司法に及ぶものではなく、権利侵害を防ぐ法的根拠や制度も不十分である。こどもの権利に関する国の基本方針や理念、こども行政の調整機関の設置、子どもコミッショナー（またはオンブズパーソン、権利委員会）の設置等を内容とする「子ども基本法」の制定が必要。

○ 「子ども基本法」の理念と責務には、生命・生存・発達への権利等、児童の権利条約の4原則を明記することが必要。

○ 新たな組織（子ども庁）にはこども行政の調整機関としての役割を期待する。調整機関は、予算措置、データ収集、こども関係者への研修、こども自身への権利の教育、こどもの権利が守られているかの指標（ウェルビーイング指標）の作成、法や制度がこどもの権利に沿っているかをチェックする機能が求められる。

○ 「子ども基本法」、「子ども庁」、「子どもコミッショナー（仮称）」が実現すれば、国連児童の権利委員会から勧告された、立法措置、調整機関の設置、独立した監視機関の設置の3点に対応したといえる。

<経歴・主な活動内容等>

○ 日本ユニセフ協会は、ユニセフ（国連児童基金）の付託を受け、日本国内においてユニセフの広報・募金活動および、子どもの権利条約に基づき子どもの権利の実現のための政策提言（アドボカシー）活動を行っている。

<こども政策に関する課題・意見等>

○ こども政策のさらなる拡充を図るため、行政機関から独立したこどものためのモニタリング機関として「子どもコミッショナー」を設置することが必要。

○ 「子どもコミッショナー」は、こどもの権利に関する調査、それに基づく提言・勧告、児童の権利に関する条約の国内実施に向けたアドバイス、こどもの権利に関する教育・啓発を任務とすることを想定。諸外国ではコミッショナーの活動により施策の改善が図られた事例が多数。

○ 「子どもコミッショナー」が効果的な活動をするための要素として、組織の独立性が法律で定められ、法律に定められた任命プロセスにより任命され、独立した予算を有すること、こどもの参加が確保されること、コミッショナーからこども達に（その逆も）アクセスしやすいことが挙げられる。

○ EU・英国（28か国）のうち27か国で「子ども・若者協議会（council）」が置かれており、15か国には「子ども・若者議会（parliament）」が置かれている。「子ども・若者協議会」が置かれている27か国中11か国では協議会が政府のこども・若者政策に関するアドバイザリー機能を有している。

○ こども参加の在り方としては、参加の度合いに応じて、コンサルテーション型参加（アンケート等おとなが主導し、こどもの意見を聴取）、協力型参加（おとなが主導し、パートナーとしてこどもと協力）、こども・若者主導型参加といった形態がある。どれが望ましいということではなく、場面に依りて適切な形態を選択することが必要。「子どもコミッショナー」は、社会参加の機会が限られるこどもたちの意見を提言等に反映させることができ、こども参加を促進する。

渡辺 由美子さん（NPO法人キッズドア理事長）【こどもの貧困】

<経歴・主な活動内容等>

- 2007年にキッズドアを立ち上げて以来、貧困に苦しむ日本の子どもたちへの教育支援に特化した活動や子育て家庭への支援活動を展開。内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員等を務める。

<こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの貧困は、塾等に通えないだけでなく、勉強する場所がない、保護者が勉強を見る時間がない、参考書など教育へのわずかな投資もできないなどの多くの問題があり、経済的困窮が複合的な不利を生んでいる。学習支援を通じて、こどもが文化的資本や社会関係資本を蓄え自立する力をつけていくことで貧困の連鎖を解消できる。こどもの貧困対策は福祉ではなく投資と捉えて取り組むべきで、こどもに関する総合的な戦略を立て、社会全体でこどもを育てていくべき。
- ひとり親家庭の貧困が深刻。また、新型コロナ下で子育て世帯は大きな影響を受けており、困窮時のセーフティネットを整備すべき。現在の生活保護は一度支援を受けると中々脱出しづらい制度であり、給付付き職業訓練制度や緊急現金給付など、働く意欲のある保護者・若者が現金給付を受けながら学び直し等を通じてスキルアップして働けるようにすべき。他方で、二人親家庭の貧困や多子世帯、保護者の心身の健康にも留意が必要。パソコンやネット環境が無いと様々な不利が生じており、この点も配慮が必要。
- 児童手当や児童扶養手当等を一本化するなど、プッシュ型で子育て世帯を支援できると貧困対策にも少子化対策にも繋がるのではないかと。現在の経済的支援は15歳までを想定しているものが多く、高校進学後から卒業までの支援が薄いのが課題。
- 高校生の貧困が貧困連鎖からの脱出を阻む最大要因。受験料など大学受験の負担が進学を断念させている。高校生をしっかりと支援することで大学進学など進路が安定し、貧困の連鎖解消に繋がる。高校中退も課題。中退すると地域若者サポートステーションに相談に行くが、対象年齢層が広く使いづらい模様。中退させないよう支援することが一番。高校中退は基礎自治体も情報把握しづらいため、基礎自治体と都道府県等で情報共有を図れるようにすることも一案。
- 自治体もこどもの貧困対策に取り組んでいるが、ノウハウがなく困っていることも多い。自治体の相談に乗る機能が国にあると良い。また、自治体間の取組のバラつきを是正するため、国で目標や指標を立て、取組状況等を調査・公表するといった方法もあり得るのではないかと。

26

末富 芳さん（日本大学文理学部教授）【こどもの貧困、データ活用】

<経歴・主な活動内容等>

- 専門は教育行政学・教育財政学であり、内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議委員、文部科学省中央教育審議会教育課程部会委員などを務める。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 「こどもを守る」施策を推進するだけでなく、こども・若者自身も参画し意見を表明できるよう「こどもと進める」施策を推進していくことが重要。
- 「こどもの権利の実現」という基礎理念があると、各省が実施している個別施策に横串が刺さり、関係省庁間の連携をより図ることができるのではないかと。こどもの権利の包括法（子ども基本法）は政策的にも重要。
- こどもが自殺、いじめ、虐待など包括的・継続的に相談できるこどものワンストップ窓口を設置することが重要。
- こどもの貧困は、低所得以外に虐待・障害、LGBT、外国籍、ヤングケアラーなど複合的な要因から深刻化する。高齢者の介護ケアプランのようなこども・若者の総合的なケアプランを作成する仕組みがあったら良いのではないかと。
- こども・若者のウェルビーイングを重視し状態を改善するために緊急度と効果が高い事項、例えば自殺、虐待、貧困対策などこどもの生存・尊厳に関わる事項の取り組みの優先度を高めるべき。
- 国は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、少子化社会対策基本法など、こどもに係る様々な基本法に基づき大綱や計画策定を自治体に求めているが、自治体の負担軽減のためにも計画や大綱は整理・統合すべき。政府DXの活用も検討されるべき。
- こどもの支援に関する教育・福祉等のデータベースの在り方について、ただデータを集めるだけでなく、そのデータを分析するデータアナリスト、支援の司令塔となるスクールソーシャルワーカーなど常勤の専門職を置くべき。また、データベース構築・運用に関わる省庁・部局間でしっかり連携してほしい。

27

鈴木 晶子さん（NPO法人パノラマ理事）【居場所づくり】

<経歴・主な活動内容等>

○ NPO法人パノラマにおいて、学校内の居場所カフェの運営、若者自立支援事業、サードプレイス提供事業などを行っているほか、厚生労働省新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会委員などを歴任。

<こども政策に関する課題・意見等>

○ 高校の多くが都道府県の所管である一方、福祉施策の多くは市区町村が所管しているため、県立高校において実施する福祉の観点からの取組に予算措置がなされにくい。都道府県と市区町村の縦割りを廃して連携し、一体となり事業を実施していくことが重要。

○ こどもに関する施策や制度には小中高、15歳、18歳と年齢の縦割りがある。年齢による切れ目のない支援を実施してほしい。

○ 課題を抱え支援を必要としているこどもがいる学校に出向いて支援を行うアウトリーチ型の支援を行っているが、様々な形の通信制の学校への進学者の増加やコロナ禍でのオンライン授業の増加により、物理的に学校に行かないこどもも増えており、課題を抱えたこどもを認識しにくく、支援が難しくなっている。

○ 学校内での居場所作りは、学校（2ndプレイス）と地域（3rdプレイス）を繋ぐ「2.5プレイス」であると考えている。抱えている課題の早期発見・早期支援に繋がるとともに、様々な地域の人と繋がる中でロールモデルとなる大人との出会ったり、文化に触れ合うことができる、人を人とを繋ぐ場である。

○ 何人就職させたか等単純な実績が評価指標となると、支援に時間のかからない人が支援機関に受け入れられやすくなり、支援に時間を要する方が切り捨てられる可能性がある。こどものためになっているかを一番に考えて施策を組み立ててほしい。

28

小澤いぶきさん（児童精神科医、NPO法人PIECES代表）【こどもの心のケア】

<経歴・主な活動内容等>

○ 大学病院にて精神科医として臨床に携わり、その後、総合病院及び児童相談所で虐待臨床、トラウマ臨床、発達障害臨床に携わる。現在は、東京都の嘱託医として社会的養護の現場にて、トラウマケア・トラウマインフォームドケアの実践及び普及啓発を進める。

○ NPO法人PIECESの代表として、子どもと社会のwellbeingを目指し、子どもの暮らしに関わる人・地域の市民性の醸成・エンパワメント及びレジリエンスのあるエコシステムが生まれる土壌づくりに取り組む。

<こども政策に関する課題・意見等>

○ これまでのこども政策は、虐待死など、子どもが犠牲になって初めて動き出したり、政策提言できる人のいる分野に注目がされやすい状況があった。また、行政の担当者次第で動きが変わっていた。そのような状況を変え、子どものニーズに柔軟に対応しながら、一貫したこども政策が行われるためにも、立ち返るべき基本として、「こども基本法」の制定が必要。こどもに関わる政策は、こどもの生存が保障されるものになっているか、こどもの声がきちんと聴かれているか、権利の保障がなされているかなど、基本法に照らして合わせて検討され、評価される必要がある。また、「こども」と一言にいても、そこにはとても多様な背景を有するこどもたちがいる。難民や移民のこどもも含め、まだ政策にインクルードされていないこどもがいることに自覚的になり、その声もきいていく必要がある。

○ こどもと関わる人は全て当事者になり得る。例えば家族だけに過度な責任が負わされたり、養護施設の職員の疲弊や傷つきは、結果として、こどもにしわ寄せが行く。こどもも勿論のことだが、こどもと関わる人がきちんとケアされることも必要。パラレルプロセスとして、ケアする人のケアが、結果として、こどものケアに繋がる。これらを考えた時に、こどもに関わる施設職員や里親さん、養親さんを含めたサポート体制は重要。

○ こどもの声がきちんと聴かれることが必要。文化としてのアドボケートを根付かせることも求められる。

○ 例えばからだに怪我をした時、擦り傷の手当ての仕方を知っていて、骨折していたら必要な医療につながるのと同じように、こどもの心の怪我へのケアの仕方や必要なリソースを誰もが知り、活用できるとよい。どんな時に心が怪我をし、それによりどんな影響が生まれるのか、どんな手当てが必要で、更なる怪我を防ぐために何ができるのかを知り、実践できる文化と仕組みが必要。また、怪我をしても回復できるレジリエンスをこどももこどもの周りも持っていることを知っておく必要もある。

○ こころが怪我をしているかもしれないという観点で起こっていることを捉え直していく必要がある。起こっていることは全てその時を生き延びるために必要な行動である場合がある。心のケアがなされないまま、さらに心が傷を負う環境だと、心が複雑骨折を起こしてしまう。また、大人から見ると一見問題のない（大人にとって扱いやすいと感じる）ように見えるこどもも、庇護されるために、あるいは生き延びるために親や周囲の期待に過剰に適應せざるを得ない状況に置かれていることもある。

○ こどもの心のケアのために予防という観点もとても大切。予防のためにできることとしては、こどもの声の聴き方を学ぶことであったり、心が傷つくということはどういうことかについての知識を学ぶ。また、ちょっとした心の傷付きのケアができる人材を育成し、トラウマインフォームドケアの視点で、こどもへの支援に関わっていくことが求められる。文化としてのトラウマインフォームドケアの実践が必要である。

○ 自身の出産の経験を通じて感じたこととして、出産直後に様々な手続きをオンラインで手続きできたりワンストップで手続きが済むようになるだけでも、手続きや申請の取りこぼしが減るのではないかと感じた。また、利用可能な制度であっても、知られていないことが多かったり、自分が申請しなければ受けられないのも課題。アクセシビリティの観点から情報発信や制度設計を見直す必要がある。多様な家族の形がこれからもっと広がる可能性も踏まえての制度設計が望まれる。（また、団体を通して各地域に関わる中で、各自治体や地域のニーズに沿った政策運用や、各地域・自治体のレジリエンス・主体性や柔軟性が生かされる政策の策定が必要だと感じている。）

29

柿沼平太郎さん（学校法人柿沼学園理事長）、 東ヶ崎静仁さん（社会福祉法人東明会理事長）【幼児教育・保育（認定こども園）】

<経歴・主な活動内容等>

- 柿沼さんは、埼玉県久喜市で幼保連携型認定こども園こどもむらを運営。東ヶ崎さんは、茨城県東茨城郡茨城町で幼保連携型認定こども園飯沼こども園を運営。お二人とも少子化が進む地域において、1～3号児の教育・保育に加え、地域子ども・子育て支援事業（13事業）に基づく多様な子育て支援も実施している。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 認定こども園は、学校教育機能と児童福祉機能、地域の子育て支援機能を併せ持つため、1～3号認定の0～5歳児だけでなく、家庭で育てており保育所や幼稚園等に属していないこどもも含めた全てのこども・保護者が活用でき、切れ目のない支援ができる、地域の子育ての中心的な役割を果たし得るもの。人口減少・少子化社会において、こうした機能を持つ認定こども園の役割が益々重要。
- 就学時に格差を生じさせないための就学前教育の質の確保には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解と実践、職員の資質向上（研修の充実、キャリア形成の支援、上級免許等の取得支援等）が重要。また、こどもの発達状況や抱える課題が多様化しており、保育教諭の職務環境改善のためにも、0.3兆円超予算確保による保育教諭配置基準の改善、保育の少人数化が必要。現行の30対1では限界。発達状況の違いに丁寧に対応することが就学以降の生活にも好影響。
- 加えて、教育も保育も子育て支援もどれも重要であり、どこでもこれらが担保されるようにすべきであることを考えると、3要領・指針のより一層の整合化・包括化、国民・保護者への周知と理解促進が必要。せつかく良い要領があるにもかかわらず、社会に発信されず活用されていないのは残念。質の評価にあたっては、要領がまずベースとなり、職員の資質向上や職員のゆとりある対応等の如何を評価し、施設側が改善の気付きを持てるものにするが良い。
- 小学校との連携では、学校関係者評価委員会や小学校接続委員会等の活用、公開保育とその研究協議が効果的。また、認定こども園に学童保育や放課後の学習支援の場を設けることも有益。卒園児や小学校等との関わりが生まれ、こどもの成長を卒園後も継続して支援できている。
- 地域子育て支援においては、こども園に在籍する保育教諭、栄養士、看護師等職員の専門性を活かすことが有益。13事業の積極的な活用に向けて、国は自治体間の取組の差を埋めていくように働きかけることが必要。また、所属先のないこどもたちが課題であり、必要な支援に繋げるためにも、産前・産後の段階から地域の頼れる場所（こども園）を知り通ってもらうことが大切。
- 認定こども園を中心として、産前・産後ケア、さらには放課後の学童保育を含めた多機能型の地域子育て支援の展開も可能。こうした地域の子育て支援の拠点としての機能をより果たしていくことが重要。
- 地域や関係機関との連携については要領に記載されており、その積極的な実施が重要。虐待や発達障害、外国人のこどもなど課題が多く、関係機関とのより一層の連携のため、地域ネットワーク会議の活用が必要。
- 行政からの通知や調査、提出書類等の重複は課題。施設整備への支援も1号部分と2・3号部分に分かれるなど複雑な仕組みになっており、一本化できると良い。また、こども関連施策の一本化、保育教諭等の社会的立場の向上に期待。人口減少社会への変化に対応した施策の転換が必要であり、こども園が全てのこども・子育てのセーフティネットとなれるよう、継続的な支援が必要。

30

天野 妙さん（みらい子育て全国ネットワーク代表）【子育て当事者】

<経歴・主な活動内容等>

- 待機児童が世論で問題になった際に、ポジティブな発信をしようと子育て当事者で集まり、みらい子育て全国ネットワークを結成。Twitter上で子育て政策に関するアンケートを行うなど、子育て政策についての情報発信、政府への提言などを行っている。

<こども政策に関する課題・意見等> ※ヒアリングにおいては天野代表のほか、みらい子育て全国ネットワークメンバー3名に御参加いただいた。

- みらい子育て全国ネットワークにおいて、Twitterを用いて子育て政策に関する8項目のアンケートを実施（アンケート結果は別添のとおり。）。それぞれの項目について、事務局によるヒアリングにおける意見は以下のとおり。

<1. 幼児教育保育、2. 学童保育、3. 小中学校の教育について>

- 幼児教育保育や学童保育、小中学校の教育についての課題として、保育士や教員・職員の処遇改善・労働環境の改善を求める声が多い。保育者の労働環境については、現場の人手が足りず休まる暇もなく、年収も全産業平均に比べ大きく低い。処遇改善と保育士のタスクシフティングが必要。

- 保育利用申請について、転居や第二子育て時（の第一子）に保育所が利用できなくなるなど、現状必要な人に保育利用の機会が担保されているとはいえ、要件を見直して欲しい。このほか、現在当事者目線になっていない支援として、自治体HPで保育所等を調べてもその自治体の保育所等しか出てこなかったり、認可外保育施設が出てこなかったりする。学童保育なども民間事業者の情報が載っていないことがあり、情報を集約して欲しい。また、保育の利用申請の際に就労証明書を書いて出す必要があり、自治体によって様々で職場に申し訳なきがある。

- 保育所は、利用者のみならず地域の子育て当事者を支援するプロとして、虐待を発見したり予防するのに重要な役割を果たすが、現状その活用は十分ではない。また、保育所と別の機関（自治体、児童相談所、警察等）との情報連携と抜け漏れないフォローができるようにしてほしい。

<4. 子育て費用の負担について>

- 少子化が進む原因として、子育てにお金がかかりすぎるといえる点があるが、問題はどこに財源を充てるか。子育て当事者の大部分は、大学・専門学校の負担が大きいと感じている。

<5. 子どもの安全について>

- こどもの安全を守るためには、イギリスのDBSのような仕組みや、こどもだけでなく大人に対する性教育も改めて必要。

<6. 子どもの貧困について>

- 養育費の取立・未払への支援を必要とする声が多く、義務教育の無償化やこどもの居場所確保が必要という声も多い。貧困問題への支援策としては、一定所得以下の世帯に現金給付を行う米国の給付つき税額控除（EITC）の導入を検討すべき。生活保護のように給付の必要性審査もなく、後ろめたさを感じない。

<7. 男性の家庭進出>

- 男性の家庭進出については、パタニティハラスメント対策や中小零細企業の負担軽減の声が多い。男性の家庭進出を進めるには、とるだけ育休にならないよう、父親学級の充実も必要。また、父親にも、一人で子育てを行うことの大変さを実感してもらうことは大事。

<8. 妊娠・出産の支援について>

- 妊娠・出産の費用負担は42万円では足りない。また、無痛分娩は実施できる環境も少なく費用も高いため、もっと身近なものにしてほしい。

- 妊娠～子育ての切れ目のない支援も重要であり、母親が孤独を感じないよう、フィンランドのネウボラのような仕組みが必要ではないか。資格を持った専門職というよりも、少し先輩の現役のお母さんのような人に、保活や自身のキャリア、普段の生活のことなどを相談できる環境があるとよい。こどもだけでなく、保護者目線でも一緒に困りごとを考えてほしい。また、地域子育て支援事業の認知度が低く、保護者に知らされる機会もない。既存の支援をしっかりと活用できるよう、必要な支援をプッシュ型で教えてくれる人・場所があるとよい。

<その他の意見>

- 子育てがしづらいと感じる原因に職場環境の問題がある。こどものことで急に休むことが当たり前ではない環境では、職場にも家庭にも罪悪感を感じる。また、子育ての不安はこどもの年齢などその時々によって変わるが、こどもや家族に何かがあったときに生活に困るのではないかと、ギリギリ感を感じる社会になっていると思う。

- 政策立案においてこども・子育て当事者の声を聞くに当たっては様々なチャンネルが必要だが、見つけやすさが重要。また、声を上げる習慣のない人の声をどう拾うかが難しい。行政の意見募集は一方的と感じるので、双方向のやりとりができればよい。また、SNSなどで気軽に意見募集できるとよい。

31

<経歴・主な活動内容等>

- 2003年から18年間にわたり福岡市こども総合相談センター所長として幾つもの改革を推進。2021年より西日本こども研修センターあかし企画官。社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会委員等を務める。

<こども政策に関する課題・意見等>

- こどもの権利擁護、児童虐待問題の解決のためには、児童ソーシャルワーカー、保育士、教員等の養成教育を十分なものとしていくことや、こども自身がこどもの権利を学ぶ機会を保障していくことが重要。養成教育の内容については、こどものケアや保護者の支援のニーズに十分対応できるものとするとともに、こうしたニーズに対応できる養成教育が行えているかを評価するシステムが必要。
- その上で、子どものケア・教育に関する人材、保護者支援やソーシャルワークに関わる人材について、支援等の対象者の数に見合う適正な配置を行うことにより、全国どの自治体でも標準的なケアや支援を受けることができる体制を構築することが必要。また、サービスの質の均てん化を保障するための取組として、質の高い評価制度への改革、評価者の確保・養成を行うことが必要。
- 児童虐待問題等に取り組む上において、文科省所管のスクールソーシャルワーカーの活用に自治体間格差があり、現場のニーズとのギャップを感じており、適正化が望まれる。
- また、厚労省所管の要保護児童等対策と内閣府所管の子供・若者育成支援は、所管する実施主体の違いや、子供若者支援に十分取り組めていない市町村があるなど、うまくつながっていない。子供・若者支援を市町村業務として明確に位置付けることにより連携がしやすくなる。
- 行政による措置や政策立案におけるこどもの意見表明や反映を行っていくためには、真に子どもの立場に立ち、省庁横断的な調査を行い、それに基づいて、強い提言能力を持った独立した委員会を設置するとともに、それに付随した形で、こどもや若者が意見を表明する委員会を設置することが必要。また、自治体のこども施策の委員会に、こどもや若者の参画を義務付けることが必要。
- こどもや若者の意見反映プロセスとして、各分野（社会的養護経験者、ヤングケアラー、ひきこもりなど）の当事者が団体を作り、それが全国でつながってグループを形成していくプロセスが重要であり、それを公的に支援していく仕組み、支援を行うことができる人材の育成が求められる。
- 今後、家庭養育優先原則に沿った施策をさらに推進していくためには、自治体間の格差を埋めていくことが必要。そのためには、子どものニーズに対応できる専門の児童ソーシャルワーカーを、児童相談所などの現場に十分配置するとともに、施策の企画立案を行う本庁の担当部署や養成教育の場に配置していくことが必要。

33

<経歴・主な活動内容等>

- 2015年より慶應義塾大学文学部准教授。専門は発達心理学、発達行動遺伝学。一人ひとりのこどもにとって最も良い家庭環境・家庭外の環境とはどのようなものかをテーマに、保育所・幼稚園・家庭を主なフィールドとして研究を進めている。近年では自治体と連携し幼児教育・保育の質評価について研究。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 現在の幼児教育・保育の質評価システムは客観性や効率性等に課題。福祉サービス第三者評価は、受診が努力義務で有償のため受審率が都道府県によって異なっていたり、ほとんどの施設が満点となっているところもあたりするなど、利用者に資する情報になっていない。学術的に妥当な尺度を使って施設間比較や経年変化も可能にするべき。
- 質評価では定量的に分かりやすく「見える化」することが重要であり、国際的な質評価尺度である保育環境評価スケールは参考になる。同スケールを日本で適用した研究では、認可保育所間で質のバラつきがあること、評価を続けることで徐々に質が向上していくこと、評価の高い園にいるこどもほど発育が良好、などがわかっている。エビデンスに基づき説明責任や補助・支援に繋げていくことが可能。全てのこどもの発育保障のため最低限度以上の幼児教育・保育を保障することを目的に、エビデンスに基づく統一された指標・一元的な機関による質のモニタリング、質向上へのインセンティブと評価結果の公表、評価と認可・指導等との連動、評価精度の向上とEBPMのための官学連携等といった要素を持つ幼児教育・保育の質評価・向上システムの導入を検討すべき。
- 米国のQuality Rating & Improvement System(QRIS)などは参考になるが、国によって制度設計は異なっている。日本の幼児教育・保育の歴史的な文脈やこれまでの制度設計になじむ日本版の方策を考えていく必要。日本では質の高低を表す仕組みがない（海外では料金の違いに反映される）こと等でインセンティブが働かないことを踏まえる必要がある。何を最低限度以上の幼児教育・保育と想定するか、評価内容の検討、その妥当性の確保がまず重要な課題。評価者の養成・確保や評価のクオリティコントロール、待機児童問題等を踏まえた評価結果の公表の在り方等の検討も重要な課題。まずは待機児童がいない地域などで試験導入し、検証を行った上で全国展開していくことも一案。

34

<経歴・主な活動内容等>

- 東京大学小児科教授、東京大学医学部附属病院副院長を経て、2012年より国立成育医療研究センター理事長を務める。日本小児科学会前会長。

<こども政策に関する課題・意見等>

- わが国のこどもの「健康」は、先進国の中で「身体的健康」が高い水準ある一方で、「心理的健康」や「社会的健康」の水準は低い。また、わが国のこどもの貧困率は高く、特に母子世帯の貧困率が突出して高い。貧困は、こどもの健康に対して、基本的な生活習慣を身につけることが出来ず成人病などの疾病に罹患しやすくなるなどの影響を与える。世界におけるメンタルヘルスの状況として、10代のこどもの16%がこころの健康問題を持っているが、そのほとんどが気付かれなかったり、未治療の状態となっている。こころの健康問題の大半を占めるのが「うつ」である。また、わが国ではこどもの死因の第1位が自殺となっている。思春期のこどものこころの問題に対応しないと、こころと体の両方を阻害し、人生を全うすることが難しくなることから、こころの健康の増進、悪化予防がこどもの健全育成のために必要。しかしながら、わが国では、こころの問題を定期的にチェックするシステムがない等、適切に対応できていないのが現状。
- わが国の乳幼児健診等において、身体的状態のみならず、心理的・社会的な状態についても評価する項目を追加すべき。また小児科医等が、こどもの健康相談に関して専門的な助言等を行うスキルを持つことや、小児の個別健康相談に適切な対価が支給されるしくみの構築が必要。
- 医療の進歩の成果により、重度の慢性疾患を持つこどもは、長期にわたる人工呼吸器装着等の健康問題を抱えて成人に移行。在宅での医療的ケアが必要なこどもは約2万人、うち人工呼吸器管理の必要なこどもは4,600人であり毎年増加。こうした医療的ケア児の在宅医療を支援するため、こどもと家族に必要な短期滞在ケア（医療型短期入所施設）を全国に普及していくことが必要。
- 難治性疾患の約6割は遺伝子の異常によるものであり、現在厚生労働省で難病患者の遺伝子解析が行われており、原因遺伝子の同定が進んでいく。さらに、遺伝子治療を進めていく必要がある。こどもに関する医療については、研究支援も含め医療政策全体の中で推進していくことが重要であり、こどもという観点だけでまとめることは必ずしも適切ではない。例えば、小児慢性特定疾患対策と難病対策は、現在同一の部署で所管しているが、両制度の経緯やコンセプトの違いから、まだ十分に連携できていない部分もあるため、今後より一層一体的な運用に取り組むべき。
- がん対策基本法等によりがん対策が進捗したように、成育基本法に基づき、成育医療等について、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野の相互連携を図り、横断的な視点での総合的な取り組みを推進する必要がある。都道府県レベルでの実態調査や、その結果明らかにされた課題への対応も重要。
- 中央省庁再編時に観念された4つの「国家の機能」に、5つ目として「社会の存続支援機能」を追加し、少子化対策を含むこども政策を積極的に推進すべき。

<経歴・主な活動内容等>

- 東京都中野区で陽だまりの丘保育園の園長を務める。当保育園では、0～5歳児の保育に加え、一時保育、子育てサークル、出産前体験学習、保育所体験等の子育て支援サービスを行っている。

<こども政策に関する課題・意見等>

- 幼児教育として、こどもにとってどうかという視点から、アクティブラーニング（主体的で・対話的で・深い学び）をベースとすることが大事。こどもの疑問や「やってみたい」という思いを大事にした体験活動に取り組むことが、色々なことへの気づきのきっかけとなる。結果以上に、調べるのが楽しいと感じ、多様なものへの興味の広がりから、多角的な視野で様々なことを主体的に考え、試行錯誤することで深い学びにつながる。非認知能力と認知能力、こどもの興味・関心と大人の願い等のバランス、環境を通して保育を行うことが大事。
- こどもの興味関心事項を広げる活動を通して、こどもの声を拾い、対話をするからこそ、その活動が振り返ると「10の姿」（幼児期の終わりまでに育って欲しい姿）につながる。「10の姿」は、それを目指して活動するのではなく、活動の振り返りと次のこどもの姿や活動の見直しを持つことに活用することが大事である。振り返りの過程においても、「10の姿」を意識するあまりにこどもの声や対話を忘れて、大人の思いが強くなり過ぎないように気を付けることが大事である。
- 「保育の質」は保育者の質といっても過言ではなく職員教育が最も重要。リーダーとしてのマネジメント力、こども自身が考える力を身につけるためにも、保育者のコーチング、ティーチング、ファシリテーション、アサーションといった能力を研修の中で培っていくことが求められる。保育者の質として求められるものが高くなっている一方で、職員配置30：1では無理があると感じる。当園では、こども22人に対して職員2人体制（1人がこどもの声を聴き、1人が全体を見るという役割分担）とすることで、やっと保育の質を担保している。プロセスの質とともに構造の質の向上も必要である。職員や保護者の精神が安定した状態で、モチベーションを持って意欲的に学んでいる姿、ワクワクして物事に取り組んでいる姿、思いやりのある姿をこどもに見せることが、こどもにとっての特に大事な学びになる。
- 保育指針などについて、幼稚園・認定こども園・保育所間や職員間での共通理解を図ることや一般社会での理解を進めるためには、かみ砕いた内容で明確かつ簡潔な分かりやすいガイドラインなどが必要。
- 小学校との連携については、保育所が主体となって行うことは難しいが、学校長や教育委員会、幼稚園・認定こども園・保育所との間に両教育を理解したコーディネーターが入り、主体的・一体的に動いてくれると進みやすくなる。また、学校や園の紹介をこども同士が自ら行き交流していくことや、保育士と教員同士のコミュニケーションが図られ、合同の研修やお互いの取組を共有するための体験型の学習の機会があれば、相互理解につながり連携が進む。
- 未就園のこどもへのアプローチなど地域の子育て支援においては、幅広い地域関係者の話し合いの場が設けられると良いが、そのためにも地域の中に街ぐるみの幅広い視野をもって活動するコーディネーター役がいると、取り組みが進む。
- 配慮が必要なこどもへの取り組みとして、自治体を通して、幅広い知識を持った専門家からの発達や療育相談を園が受けられるしくみが必要である。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 武蔵野東第一・第二幼稚園の園長。長年、園での教育に携わる。同園は、昭和39年創立以来57年にわたって自閉症児の教育、インクルーシブ教育を実施。園生活を通して「多様性・相互性・有限性・公平性・連携性・責任性」を尊重し「主体的・対話的で深い学び」の実践による資質・能力の育成を重視した実践を積み重ねている。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 幼児教育は環境を通じた教育であり、教師は従来から幼児理解を重視してきたが、「個別最適化な学び」「協働的な学び」のためにも幼児理解という専門性の高いスキルを身に付ける必要性が増している。幼児教育の質の向上に向けて、教師は実践を通して学び続けることが大切であり、振り返りや意見交換のためのノンコンタクトタイムの確保、園内外の研修が重要。また、子どもたちが主体性、学びに向かう力を養っていくためには、幼児期の発達特性にあった「遊び」を通して、子どもが自ら学ぶことが大切で、教師が教え込むのではなく、自分で人やモノとかかわって自ら学ぶことが楽しいと感じる原体験が大事。これは障害のある幼児との関わりでも同じ。
- 幼稚園教育要領の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をベースにした小学校との連携・接続に期待。世間には未だ、幼児教育を小学校の準備教育のように受け止めるという誤解がある。本来は、豊かな小学校生活はむしろ豊かな幼児教育に支えられているという考えが大事。武蔵野市では、幼稚園・保育所・認定こども園と市の教育・子育て部局によって幼児教育を基盤にして小学校教育の接続を考える検討会議を実施しており、こうした視点をもった関係者の協議・検討は有意義。
- 幼稚園教師の早期離職は園の教育実践の蓄積や継続性の観点からも課題。当園では、妊娠や子育て等大変なときは代わりに皆で助け合うといった、各世代で支え合う組織文化を徐々に作り上げ、先輩から後輩に受け継いでいったことで、課題を改善。
- 質の確保・向上のため、自己評価や関係者評価は必要。自らのよさや改善点を把握して向上させるために、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発した学校評価支援システムE C E Q（イーセック）の実施は効果があった。一方で、客観的なものさしによる外部からの評価については、実情に沿わず改善の役に立たない場合があるため、導入を考える際には、日本の文脈に即し納得できる基準内容を十分に時間をかけて検討していく必要。
- 地域子育て支援として地域開放を実施するなど地域や社会に開かれた園運営により、保護者や地域の方々から園の教育を見える化し、幼児期の育ちの重要性を理解いただくことも重要。幼児期の学びの在り方については様々な情報も流布しているが、「遊び」を通じて「主体的・対話的で深い学び」が実践されていることを伝えていくことが大事。
- 私学助成を受ける幼稚園であるが、子ども・子育て支援の13事業の「一時預かり」も積極的に実施。都内の保護者は基礎自治体の域を超えて生活しており、私立幼稚園としてそうした保護者のニーズに応えているところ。こうした私立幼稚園の活動に対しても引き続き支援が必要。
- 園児の虐待や発達の課題等に対応するため、市の首長部局やネットワーク会議、子ども家庭支援センター、子ども支援センター等の関係機関と連携。より一層ネットワーク化、ワンストップ化を進めるとともに、初動対応が特に難しいため、専門的な知見の共有や、対応方法のルール化と社会への周知も必要ではないか。
- 幼児教育は、教育という視点での一貫性が重要であり、小学校との連続性やこれまでの積み重ねとの継続性を考慮することが重要。方向性を急に大きく変えてしまうと、これまでの蓄積が活かせない。幼児教育のナショナルカリキュラムは学校教育体系の中で構築されてきており、今までの継続性を尊重するとともに、施設類型を超えてより充実した幼児教育を実現していくため、これまで培われてきたことの普及や改善に地道に取り組むことが重要。

＜経歴・主な活動内容等＞

- 北里大学医学部公衆衛生学単位講師。専門は公衆衛生学、社会疫学。研究テーマは親子の健康の社会格差。内閣府「子供の生活状況調査の分析に関する検討会」委員。

＜こども政策に関する課題・意見等＞

- 欧米の研究では、質の高い幼児教育は、特に社会的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いにも関わらず、社会的に不利な家庭で未就園児が多い傾向がある。
- 我が国においては、未就園児（認可外保育施設等含め、どの施設にも通っていない就学前のこども）を対象とした調査結果によると、低所得、多子、外国籍、早産、先天性疾患、発達の遅れなどが未就園と相関。ただし、単一の要因というよりは、これらの要因が複数重なって未就園児となっていると考えられる。
- 未就園の壁として、申請主義のもとで複雑な手続に対応できない親がサービスからこぼれ落ちる「制度の壁」、外国籍や障害、医療的ケア児への対応ノウハウや職員体制が不足しているという「施設の壁」、こどもに病気や障害があれば親の責任で面倒を見ることもやむを得ないという「意識の壁」がある。
- 幼児教育・保育の無償化が保障されているにもかかわらず、未就園児はその恩恵から取り残されており、一部には被虐待の可能性もある。
- 未就園児家庭を把握の上、アウトリーチをして、3歳以上児については幼児教育・保育の利用に繋げ、無償化の恩恵を受けられるようにするとともに、3歳未満児についてもレスパイトのための一時預かりサービスの積極利用などに繋げていく必要がある。また、貧困層については現金給付などの経済的支援も必要である。
- 自治体によるアウトリーチ支援を進めるためには、法律や通知など根拠となるものを明確にするとともに、未就園児等全戸訪問事業の拡充など国による自治体の取組を支援し、促す取組も必要である。また、対象家庭が受け入れやすいよう、例えば食事提供支援とセットで行い、保護者の悩みも聞いて行政サービスにつなげるなど、保護者にとってメリットがあるようなアプローチの工夫も求められる。
- このほか、就園につなげるための支援として、3歳以降も継続した妊娠期からの切れ目のない支援の実施や、障害児保育や看護師の加配の充実が必要。また、外国籍のこどもが増えており、こうしたこどもへの幼児教育・保育の重要性に目を向ける必要がある。

<福井トシ子さんの経歴・主な活動内容等>

- 1982年、東京女子医科大学看護短期大学専攻科修了（助産師）。1983年、福島県立総合衛生学院保健学科修了（保健師）。東京女子医科大学病院（母子総合医療センター、糖尿病センター）、杏林大学医学部付属病院（総合周産期母子医療センター師長、看護部長）の職歴を経て、2010年7月より日本看護協会常任理事、2017年6月より日本看護協会会長を務める。

<こども政策に関する課題・意見等>

- ハイリスク妊産婦が増加しているほか、晩婚化・晩産化、育児の孤立化などにより、妊産婦・乳幼児を取り巻く環境が変化しており、これにより、産後うつなど妊産婦のメンタルヘルスに変調を来すことが多くなっていることが一番の課題。妊婦の自殺、妊婦健診未受診妊婦の存在、虐待死は減少せず特に0歳児が最も多く出生当日の死亡が多いことを踏まえると、出産前後だけではなく、妊娠中から継続したケアが必要。また、出生後1年以内の心中が一定数あることを踏まえると、出産後も継続したケアが必要。
- 母子保健サービスについては、妊娠期から子育て期までの各期で様々な支援が行われている。これらの支援がまんべんなくつながっていれば妊娠期からの切れ目のない支援を行うことが可能だが、法律や制度により行われる行政サービスには限界があり、支援の場が変わると担当者が変わることで各支援が途切れてしまうという実情がある。これにより、メンタルヘルスの変調を抱える妊産婦にも十分な支援が届いていないという実情がある。
- 周産期医療体制については、一次医療圏（市町村）から三次医療圏（県）までリスクに応じた機能分化がされており、妊産婦はそれに応じて居住地から通院することとなるが、医療の集約化や少子化等の影響で一次医療圏の分娩取扱施設が減少していることや、特にハイリスクの場合は遠距離通院が必要な場合があるといった課題がある。また、ハイリスク妊産婦への高度医療を行う総合周産期母子医療センターと比して、正常分娩を扱う一般診療所などにおける分娩件数は非常に多い一方で、配置される医師や助産師は大変少ない状況。こうしたことの影響により、8割の産科病棟は他科との混合病棟となっており、母子にとって安全・安心な出産環境が提供されているとは言い難い現状。
- 当会では、産科混合病棟の改善のため、「母子のための地域包括ケア病棟（仮称）」モデル事業を17施設（重複含む）で実施。その結果、①病床の区域特定により母子にとって安全で安心な環境を整備（ユニットマネジメント）、②助産師が母子に伴走しながらチームで継続的な支援を提供（院内助産・助産師外来）、③医療機関から地域に戻るときに母子保健サービス等を円滑に受けるための地域連携の推進、④出産や産褥早期の集中したケアの提供（産後ケア事業）、の4つの機能を備えることにより、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援提供体制の構築につなげることが示された。
- 保健師・助産師・看護師は、一次医療圏から三次医療圏までの各医療機関や関係機関において、様々な役割を發揮しながら勤務。助産師の専門性は、周産期だけではなく、思春期教育から老年期の健康相談まで、女性とその家族のライフパートナーであり、女性の健康を包括的に支援するウイメンズケアにも及んでいる。
- 子育て世代包括支援センターの設置が進んだが、地域により提供体制や支援内容にバラツキがある。特に、支援対象を特定妊婦などに限定して運用している地域が見られるが、出産後に暮らしの場に戻った時の相談の場所としての役割を果たすため改善が求められる。役割と機能を拡充していくためには適切な人材配置が必要。産後ケア事業についても、市町村の財政事情により特定妊婦などへの支援を中心に行われているが、全ての妊産婦への手厚い支援を行うための体制整備が必要。
- 学童期・思春期における心の問題は家庭の機能が脆弱化していることが背景としてある。こども達がいまも帰れる場所、安心して居られる場所があることが大事。
- 産み育てやすい環境にむけた支援策の体制整備のためには、①こどもが安心・安全に育てる環境改善、②法律・制度により行政サービスが途切れることがない、省庁横断の体制構築、③自身の体や性に関する健康課題の情報提供、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の推進、④「母子のための地域包括ケア病棟」の推進、⑤院内助産・助産師外来の推進 ⑥地域において、様々な支援策を受けられる体制の確立および、誰でも気軽に相談できる体制の構築、⑦生活と医療の両面から支える保健師・助産師・看護師の積極的な活用、看護職によるかかりつけ機能の実現が必要。

事務局によるこども・若者からのヒアリング概要

No.	ヒアリング対象者	実施日	ページ
①	フリースクールやプレイパークに通っている小学生・中学生19名	2021年10月29日	P2
②	社会課題に取り組んでいる高校生・大学生10名	2021年10月27日	P4
③	児童の権利条約の普及に取り組んでいる小学生・中学生・高校生16名	2021年11月2日	P7
④	児童相談所一時保護所の小学生・中学生6名、児童養護施設の中学生・高校生3名	2021年11月6日、7日	P9
⑤	社会的養護の経験がある大学生3名	2021年10月13日、20日	P13

1

こども・若者からのヒアリング ①

ヒアリング対象者：フリースクールやプレイパークに通っている小学生・中学生19名
ヒアリング実施日：2021年10月29日

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【学校における悩み】

- ・仲の良い友達ができない。友達が自分の悪口を言っているように感じる。
- ・学校が楽しいと思えない。学校に行けていない。
- ・苦手な教科がある。授業が分かりづらい。勉強についていけない。
- ・制服や髪型の指定などの学校のルールが多く、厳しい。
- ・合唱コンクールや体育祭など学校行事に強制的に参加させられるのが嫌だ。
- ・学校の中で学年間の上下関係があり、嫌だ。
- ・給食がおいしくない。給食を選択できない。
- ・クラスの人数が少ない。
- ・クラスの人数が多い。席を自由に選べない、席替えが面倒。
- ・クラスで問題が起きると連帯責任にされる。

【コロナによる悩み】

- ・楽しみにしていた地域のイベントなどが減り残念。
- ・公共の場でマスクをしている人が減ってきていることが不安。
- ・ワクチンを打っていない人に対する差別がある。

【こどもへの情報不足】

- ・大人には伝わっている情報が、こどもには伝わっていないことが多い。
- ・選挙についてこどもに何も情報が伝わっていない中、選挙カーがうるさいと感じる。

【こどもの意見を聞いてくれない】

- ・宿題をやらなかったときに、できなかった理由聞いてくれなかった。
- ・勉強をきちんとやっているのに、やっていないと言われるのが嫌だ。

【金銭的な心配】

- ・学校以外で学びたいと思うとお金がかかる。教育にかかるお金が心配。

2

Q2.困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体によってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・自分の学区以外の学校に行けるようにしてほしい。
- ・先生を選べるようにしてほしい。
- ・学校のルールを少なくしてほしい。また、ルールを子ども自身で考えて決められるようにしてほしい。
- ・勉強が分からない子もいる。数学の教員補助員のような先生を他の教科でも取り入れて、先生の数を増やしてほしい。
- ・勉強の遅れを感じない学校にしてほしい。
- ・希望する授業を選択できるようにしてほしい。
- ・楽しいと思える学校にほしい。
- ・授業の中で子どもがやりたいことを取り入れてほしい。
- ・将来の夢に繋がる勉強を学校でできるようにしてほしい。
- ・いろんな年齢の人と勉強できる学校にほしい。

【コロナ対策など】

- ・政府の実施している感染症対策など子どもに情報がきちんと伝えられていない。子どもにも情報が分かりやすく伝わるようにしてほしい。
- ・コロナの感染症対策をもっとしっかりしてほしい。

【選挙について】

- ・早く選挙に参加できるようにしてほしい。

Q3.どういった仕組みがあったら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【行政をより身近な存在に】

- ・行政の担当者の顔が見えるようにしてほしい。
- ・行政の担当者が学校を訪問して子どもの意見を聞いてほしい。
- ・SNSで動画を配信するなどして、行政を身近に感じられるようにすれば、意見を言いやすいのではないか。

【意見を聴く仕組みなど】

- ・リモートなどで政治家と話ができる機会があったらうれしい。
- ・子どもが気軽に意見を提出できる意見箱を設置してほしい。
- ・子どもの中で選挙をして意見を言う代表を決めたら良いのでは。
- ・地域のイベントなどで意見を言える機会を増やしてほしい。
- ・学校でアンケートをとって、子どもの意見を集約してほしい。
- ・自分が言った意見が実際に実現されるのを見たい。

3

子ども・若者からのヒアリング ②

ヒアリング対象者：社会課題に取り組んでいる高校生・大学生10名

ヒアリング実施日：2021年10月27日

Q1.困っていること、悩んでいることはありますか？

【性やジェンダーに関すること】

- ・性的指向や性自認等に関して周りの理解を得るのが難しかったり、自分の意志に反した形で暴露されてしまうことがある。
- ・妊娠した子が学び続けることができる環境がなく、選択を迫られることが多い。
- ・美容広告など女性の容姿に関する広告を見るとプレッシャーを感じる。

【インターネット上の情報等に関すること】

- ・インターネット上の誤った情報を鵜呑みにして行動してしまったことがある。
- ・インターネットには多くの情報であふれかえっており、信頼できる正しい情報を見つけ出すことが難しい。

【コロナ禍での悩み】

- ・コロナ禍で活動を行ったり、直接人と話したり、相談する機会が失われている。
- ・コロナ禍で塾が閉鎖されたり、模試が受けられなかったり、思うように勉強ができない。
- ・コロナの影響でオープンキャンパスに行けず、進路を選択することが難しい。
- ・オンライン授業の増加や外出の自粛などによる体力不足。
- ・妊娠・出産などライフプランの変更を迫られた。

【経済的な悩み】

- ・家庭の経済状況により進学先の選択肢が狭まってしまった。
- ・経済的な理由から、留学ができなかった。やりたいことを諦めた。

【相談する人や場所に関すること】

- ・災害により、ライフステージが大きく変わってしまった。同じ経験をした先輩が周りにおらず、将来像を描くことが困難。また、カウンセリングが行き届いておらず、気軽に相談できる場所がなかった。
- ・性に関して話すことは恥ずかしいと感じる。相談に行くのも勇気が必要で、気軽に行けない。

4

Q2.困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・教育（ジェンダー教育、性教育、メディアリテラシー教育、キャリア教育、シティズンシップ教育など）の充実。
- ・妊娠しても学び続けられる環境を整備してほしい。
- ・いじめや不登校への対応（いじめた側への対応、不登校の子だけが通える学校の整備など）。
- ・家庭の経済状況によって進学や留学など将来の選択肢が狭まらないようにしてほしい。

【相談できる環境づくりや情報へのアクセスなど】

- ・親や学校以外の第3者や行政に気軽に相談できる仕組み・環境をつくってほしい。
- ・相談できる場所や制度などをこども・若者にきちんと周知してほしい。
- ・必要なときに必要な情報、正しい情報にアクセスできるようにしてほしい。
- ・ネット上の性や女性の容姿に関する広告・情報について規制をするなど、より快適なネット環境をつくってほしい。

Q3.どういった仕組みがあったら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【幅広い層からの意見聴取】

- ・年齢や住んでいる地域が異なるこども・若者、様々な経験の当事者など幅広いこども・若者から意見を聞いてほしい。
- ・色んな考えが必要だと思うので、意見を聞く代表者は無作為で選ぶ。

【SNSや学校などを通じた意見聴取】

- ・待っているだけでなく、政府の方から意見を取りに来てほしい（学校訪問、SNSなどを通して）。
- ・大学などの機関を通して学生の声を聴取・集約してはどうか。
- ・全国にこども・若者会議を置き、市民社会やこども・若者の代表（個人・団体）が意見の取りまとめをしてはどうか。
- ・SNSは多くの高校生・大学生にとって身近なもの。公式LINEを活用した意見募集やネット投票など、SNSを利用して意見を言える場があれば、より気軽に行政に意見を言えるようになるのではないか。
- ・こども・若者の中にはトラウマを抱えている子もいる。安心できる人や環境で時間をかけて丁寧に意見を聴取していくことが大切ではないか。

【行政へのアクセスのハードルを下げる】

- ・身近な行政というと地方自治体。まずは地方自治体で中高生が興味を持てるようなセミナーや講座を行い、地方自治体レベルの行政を身近に感じることができれば、国レベルの行政も身近に感じられるようになり、意見を言いやすくなるのではないか。
- ・こども・若者の意見が実際に反映された事例や反映される過程を「見える化」してほしい。
- ・こども・若者の価値観や考え方が多様化している中、行政にもより柔軟な考えを持ってほしい。
- ・行政は固いというイメージがある。行政が何をやっているのかYoutubeなどを通して身近に感じられるようにしてほしい。

参加者からの感想

- ・今まで遠くに感じていた、国の行政に関わる方々とお話できたことで、行政を身近に感じることができるようになりました。また、こども政策推進体制検討チームの皆さんが聞きながら話を聞いてくださったので、話すことの意味を感じられましたし、同世代の方が様々な活動をしていることを知ることが出来、私にとっても学びとなりました。行政に関わる方々が、私たちの世代からの意見を集めて形にすることが大事であると考えていらっしやることが大変伝わり、とても嬉しかったです。
- ・行政と聞くと自分からは遠い存在であると感じていました。しかし、私たちの活動や意見に対しても暖かい雰囲気でも聞いてくださりとても嬉しかったです。そしてこのようにお話をさせていただく機会があり、私たちの意見が届くのだと今までよりも少し近い存在になりました。
- ・（意見が）ジェンダーや性に偏っていたかもしれませんが、その偏りこそが「意識高い系」の関心だということで伝えられてとてもよかったと思います。
- ・活動を通して見えた課題を政策を考える方に直接伝えることができ、自分たちの声を届けることが出来たと実感することができました。私は今回の交流で行政を身近に感じる事ができました。なので、高校生年代に行政に関して関心を持ってもらうためにこのような交流をしてくださったら嬉しいなと思います。
- ・行政と聞くと自分からは遠い存在であると感じていました。しかし、私たちの活動や意見に対しても暖かい雰囲気でも聞いてくださりとても嬉しかったです。そしてこのようにお話をさせていただく機会があり、私たちの意見が届くのだと今までよりも少し近い存在になりました。
- ・少しでも、こども政策推進体制検討チームの方々、女子大学生年代が感じるジェンダー問題について知っていただき、なんらかの形で私の意見が反映されたら幸いです。政府の方の話し方とか服装がスーツで固かったかなと思ったので、オフィスカジュアルくらいでも良かったのではないかなと思いました。
- ・中央の人がこども・若者の声を聞いて政策をつくらうとしていることが知れてよかったです。こども庁は既に困難な状況にあるこどものために何かすると思っていましたが、私たちも少しは対象になったらいいなと思いました。またこのような機会があると嬉しいです。官僚の方の表情がかたくて少し怖かったです。私たちと官僚との距離感を改めて感じました。もっと意見を言いやすい雰囲気づくりを心掛けた方がいいと思います。

こども・若者からのヒアリング ③

ヒアリング対象者：児童の権利条約の普及に取り組んでいる小学生・中学生・高校生16名
ヒアリング実施日：2021年11月2日

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【多様性への理解不足】

- ・外国にルーツを持つ友達が変わったあだ名で呼ばれてしまっている。
- ・勉強や友達との関わりが難しくなり、特別支援学級に通っているが、本当はクラスみんなに自分ことを理解してもらい、普通学級の人々と一緒に勉強をしたり遊んだりしたい。
- ・フリースクールに通っているが、周りからそんなところに通っているのと言われた。

【経済的な悩み】

- ・家庭の経済状況により塾やフリースクールに行きたいのに行けない。
- ・フリースクールは学費を払う必要があり、家の経済状況が心配。将来も不安。
- ・友人が高校に通うためにバイトをしており、十分に勉強ができない状況にある。

【居場所や相談できる環境の不足】

- ・こどもが遊べる公園の数が減っており、ボール遊びや走ったりできない公園がある。
- ・公園は小さい子ばかりで遊びにくい。
- ・学校にスクールカウンセラーがいなかったり、1週間のうち数時間しかいなかったりする。
- ・スクールカウンセラーに助けを求めたいと思っても、どういった流れで相談できるのか分からない。
- ・カウンセラーや先生に相談した内容を、自分の意志に反して親や担任の先生など第3者に漏らされてしまった。

【こども・若者の意見を聞いてくれない】

- ・先生の態度が男の子と女の子で違う。また、良くない言葉遣いをすることがある。先生にやめてほしいと言ってもこどもだからという理由でこどもの意見を聞いてくれない。
- ・こどものことを大人が決めてしまっている。例えば、オルタナティブスクールに通う選択肢があるのに、こどもには選択肢があることを知らされていない。
- ・児童の権利条約について、学校では教えてくれず、知らない子が多い。
- ・こどもの意見を聞いてくれる仕組みがあっても、多くの子はそのことを知らされていない。

7

Q2. 困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・教育（障害・性別・発達障害等の多様性、児童の権利条約など）の充実。
- ・何がいじめ・虐待にあたり、誰に助けを求めたら良いのか学校教育の中で教えてほしい。
- ・オルタナティブスクールを学校として認めてほしい。
- ・学校以外の場所でこどもの権利について教えてくれる場所を設置してほしい。

【居場所や相談できる環境の整備】

- ・いつでも安心してスクールカウンセラーに相談できるよう、カウンセラーを増やしたり、個人情報の扱いを定めたガイドラインを作成してほしい。
- ・公園や公民館などこどもが遊ぶことができる公共施設の整備。学校の校庭の開放。

【経済的な支援】

- ・どんな境遇でも学び続けることができるよう支援してほしい。
- ・家庭の経済状況により進学や将来の選択肢が狭まらないようにしてほしい。

【こどもの意見の尊重】

- ・こどもについての法律や制度を議論する場にこども自身も入れてほしい。大人だけでこどもが抱えている問題を網羅することは難しいと思う。
- ・こどもの意見を取り入れているとしても、多くのこどもは意見を聞いてもらえる機会があることを知らない

【法整備など】

- ・こどもの権利をどんな場面でも大切にすることを約束する「こども基本法」をつくってほしい。
- ・こどもの権利が守られているか確認・監視する機関をつくってほしい。
- ・こどもに関わる取組みを、全体的にみて進める役割をはたす国の機関をつくってほしい。

Q3. どういった仕組みがあったら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【SNSや学校などを通じた意見聴取】

- ・学校やフリースクールを通じて、こどもが意見を出せるようにしてはどうか。
- ・学校から配布されているタブレットに自身の悩みを相談できるアプリを入れてはどうか。
- ・全てのこどもがいる家庭に用紙を配り、こどもとその親に意見を書いてもらう。また、URLを添付し、ネットから意見を提出してもらるようにしてはどうか。
- ・SNSは匿名での投稿が可能。こども・若者がSNSに気軽に意見投稿をできるようにし、政府の代表者がその投稿に回答するようなシステムをつくってはどうか。
- ・SNSを利用してライブのQ&Aを行って、こども・若者の提案や意見にその場で回答できるようにしたらどうか。

【情報やプロセス・成果の見える化】

- ・こども・若者から集めた意見を実現するために行った活動や成果もSNSを利用して投稿してほしい。
- ・こども・若者が意見を言う方法を全国のこども・若者や大人に知らせることが重要。
- ・政治の報道について、こども向けに要約したり、イラストをつけたりするなどの工夫が必要。

8

こども・若者からのヒアリング ④

ヒアリング対象者：児童相談所一時保護所の小学生・中学生6名、児童養護施設の中学生・高校生3名
ヒアリング実施日：2021年11月6日、7日

※こどもが意見を言いやすい環境を整えるため、それぞれ2回に分けて実施。1回目のヒアリングでのこどもの意見は別添として掲載。

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【一時保護所や施設における生活での不便さやストレス】

<一時保護所>

- ・友達、交際相手、ペットに自由に会えない。自由に連絡を取れない。
- ・好きなタイミングで自由に外に行けずストレス。
- ・ネット環境がなく、不自由。好きな動画を見たり、勉強のことや将来のことを調べたりしたい。
- ・ゲームをする時間や回数に制限がある。自由に遊びたい。
- ・私物のゲーム機やスマホなどを自由に持ち込んだり、使ったりできない。
- ・自由に髪を染めたり、髪を切ったり、ピアスをあけたり、好きなファッションができない。自信を持つために大切。
- ・コロナ禍で一時保護所に入所してすぐは静養室にいたが、漫画や本など時間をつぶせるものがなく退屈だった。
- ・学習することにトラウマがあり、職員に「学校がづらい」と言うと、「将来のためにならないよ」と言われる。

<児童養護施設>

- ・中学生はスマホの契約をしていないので、外出時に友達と連絡がとれず不便。夜はスマホを回収され自由に使えない。
- ・施設は「家庭的な雰囲気」を目指していると言っているが、時間で食堂を閉めたり、雨でも迎えに来てくれなかったり、自分の部屋にきょうだいや寮のほかのこどもを入れてはいけなかったりと、全然家庭に近づいていない。こどもを呼び捨てにすることは威圧感を与えると外部から指摘され、呼び方が「さん」付けになったが、逆に一線を置かれている気がする。
- ・今のお小遣いでは、友達との人間関係に必要な金額に足りない。少ないお小遣いの中で文房具や飲み物など、普通の家庭だったら親に買ってもらえるようなものを自分で買わないといけない。そのくせ、使い方を注意されたりする。
- ・建物の中で声や音が響きやすく、小さい子が先生の名前を呼んだりする声などが電話の相手に聞こえてしまう。施設にいることがばれたくない子にとっては迷惑。
- ・門限が決められていたり外泊できないことで、友達に気を使わせてしまったり、自分だけ先に帰ることが申し訳ない。
- ・職員がこどもに冷たい気がする。忙しいと対応してくれなかったり、こどもによって対応が違う場合もある。定時になると帰ってしまいお風呂に入れなかったりする。中学生が学校を休んでも施設では昼ごはんが用意されていない。決められた時間を過ぎてもスマホを使うだろうからと夜は回収するなど、憶測に基づいてルールが決められていて、活用されていないと感じる。職員が少なく余裕がないというのもあるんだと思う。
- ・寮の移動や職員の異動により人間関係を一から作らないといけないのがづらい。
- ・両親に事情があって入所している場合もあるのに、「施設は問題を起こした子、問題のある子が入っている」と言われた子がいる。そんな風に誤解されるのはづらい。

9

Q2. 困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【教育環境の改善など】

- ・一時保護所から学校に通えるようにしてほしい（高校生のみ学校が電車等で通える場所にある場合は通学している）。
- ・一時保護所では授業の科目が算数、国語、英語に限られている）。社会や理科や保健の勉強時間を増やしてほしい。

【一時保護所や児童養護施設の問題の改善】

<一時保護所>

- ・リモートでつなぐなどして友達と話せるようにしてほしい。友達と話すと勇気をもらえる。
- ・一時保護所の職員を増やしてほしい。一緒に遊んだりしたい。
- ・好きな時に好きな場所に自由に外出ができるようにしてほしい。行先は自分たちで決めたい。
- ・放課後等サービスや部活など自分の居場所となっている場所に通えるようにしてほしい。
- ・一日だけ家に戻ったり、学校に通ったりして、環境に慣れるための体験ができるようにしてほしい。
- ・親に連絡する際、職員を通じてではなく直接電話で話せるようにしてほしい。
- ・壊れた所を修理したり、本棚を増やしたり、漫画やぬいぐるみなどを買うためのお金がほしい。

<児童養護施設>

- ・スマホは職員や友人との連絡手段として、とても重要。
- ・スマホの通信料を自分のバイト代から払わないといけないが、将来使うお金（一人暮らしの費用、車の免許など）がなくなってしまうので、施設内のWi-Fiを自由に使えるようにして通信料を抑えるなど経済的な負担を小さくしてほしい。
- ・不登校になった際など、ただ「学校に行け」と言うだけでなくもっと寄り添ってほしい。
- ・偉い人のお話を聞くなどではなく、実際に役に立つような自立支援をしてほしい。
- ・仕事に追われてこどもとのコミュニケーションをしっかりと取ろうとしない職員が多い。施設経験者など気持ちの分かる人に職員になってほしい。

Q3. どういった仕組みがあったら意見を言いやすいと思いますか？

【信頼できる人から安心できる環境での意見聴取】

- ・意見箱のように匿名で職員の事を書いたりしたら書かれた職員も嫌な気持ちになると思うので、職員に直接言える関係性を築くことが大事。そのためには、こどもの気持ちを理解できる人に職員になってほしい。
- ・秘密や約束を守ってくれる信頼できる人や自分が好きな職員であれば意見を言いやすい。
- ・見ず知らずの人には悩みや困っていることなど教えられない。境遇が近い人や信用できる人でないと話せない。
- ・かわいそうだねと同情する人よりも、アドバイスをくれて、一緒に解決してくれる人に相談したい。
- ・同年代の人だと自分の意見を言いやすい。特に女の子にとっては近く感じる女性の方が話しやすい。
- ・職員と一緒に買い物に行くなど出掛ける日をこまめに作ったりすれば、身近に感じて出かけている最中に意見を言いやすくなる。
- ・自分の部屋など自分が落ち着け、安心できる場所で意見を聞いてほしい。
- ・会議みたいな場所ではなく、周りで小さい子が遊んでいるような気軽に話せる場所の方が話しやすい。
- ・丁寧語は距離を感じるので気楽に話してもらえたら意見を言いやすい。

参加者からの感想

- ・色々話せてスッキリした。自分たちの意見を反映して、改善してもらえるとうれしい。

10

こども・若者からのヒアリング ④ (1回目のヒアリング概要)

別添

日時：11月3日(水)13:30～15:00、15:30～17:00、11月4日(木)15:00～16:30
対象：関東の児童相談所一時保護所の小学生、中学生(8名)
関東の児童養護施設の中学生、高校生(15名)

1. こどもの権利カードを選ぼう (児童相談所一時保護所の小学生、中学生)

○選んだカードとその理由

- 「ネットや本を自由にみたい」
 - ・インターネットが使えない。動画投稿サイトやゲームができない。調べものができない。
- 「高校に進学したい」
 - ・高校に進学できないと就職に不利になるから。
- 「もっと勉強したい」
 - ・一時保護所で受けられる授業は限られている。
- 「学校に通いたい」
 - ・友達に会いたい。
- 「好きな髪型や好きな服装で過ごしたい」
 - ・好きな髪の色に染めたい。気分が上がる。
- 「たたかれたり痛い思いをしない」
 - ・これはそのまま、当然でしょう。
- 「ひみつを守ってほしい」
 - ・秘密を守ってくれない人がいる。
- 「児童福祉司や児童心理司ともっと会いたい」
 - ・2週間以上会っていない。今(ケースワークの進捗が)どうなっているのか知りたい。
- 「ゆっくり休みたい」
 - ・(家にいたときに)学校と部活が忙しくてゆっくりできる時間がない。
- 「他のこどもとくらべられない」
 - ・これはそのまま。比べられるのはいや。

11

2. 現在の生活で困っていること、改善してほしいこと (児童養護施設の中学生、高校生)

- ・おこづかいの金額が少ない。
- ・スマートフォンの契約ができない。
- ・友達を自分の部屋に入れることができない。きょうだいですら入ることができない。なぜだめなのかわからない。
- ・同室の子がいるならわかるが、理由がない。
- ・寝る時間が午後11時なので、それ以降のテレビが見れない。
- ・外出は、〇〇駅までしかいけない。
- ・友達の家にお泊まりができるようにしたい。友達の家から一緒に学校に通いたい。
- ・職員からこどもの呼び方が、「～さん」に変わった。気持ちが悪いのでやめてほしい。
- ・門限は午後6時。友達と遊びに行く時間を伸ばして欲しい。
- ・夜、スマートフォンを職員に預けないといけなく、回収されたくない。夜、絵を描いたり、音楽を聴いたりできない。
- ・少しの話し声も漏れるので、電話をしにくい。音が響きやすい。
- ・服代は、1年間で3万円では足りない。
- ・ジュースを自分で買わないといけなく、普通の家では、親が買ったものを飲めるのに。
- ・(週700円分のおやつ)自分で食べるおやつを決めたい。自分で買いたい。
- ・インターネットは使える時間が決まっている。もう少し使いたい。
- ・おこづかいが少ないことや門限が早いこと、スマホがWi-Fiがないと使えないことなど友達に知られたくない。友達から気を遣われたくない。かわいそうと思われたくない。職員に言っても、「来年(高校生)になったら使えるじゃない」と言われる。
- ・ルールを勝手に決められる。
- ・職員が勤務時間だからという。ドライ。
- ・Wi-Fiが使える時間を伸ばしてほしい。友達と電話を夜するときに無料電話ができるアプリが使える。携帯電話代が安くなる。
- ・職員に「もっとシフトに入ったら」と言われる。今は週に5日で働いている。施設を出るとお金があるので、今のうちにお金を貯めないといけなく、もっと働かないといけなく、友達と遊びの時間が欲しい。
- ・職員によって言うことが違う。
- ・(一時保護所について)他の子と話すとき怒られる。男女で視線を合わせてることもダメ。
- ・児童相談所の一時保護所がひどい。完全な牢屋。
- ・前はよかったことが突然ダメになる。
- ・職員に気持ちが悪い。定時になった途端に帰ったり、夜遅い時や大雨の時に迎えに来てくれなかったりする。
- ・「～さん」でなく、「～ちゃん」がよい。「～さん」は嫌。
- ・バイトで稼いだお金は自分で使いたい。
- ・文房具を買って欲しい。お小遣いで買わないといけなく。
- ・ある職員に注意されたことについて、他の職員に同じことを何度も言われる。翌日や翌々日にも言われることがある。
- ・児童相談所の児童福祉司が施設に来る日は、突然伝えられる。急に「バイトを休め」と言われるが、他の人に迷惑がかかるから、早めに言って欲しい。

12

こども・若者からのヒアリング ⑤

ヒアリング対象者：社会的養護（一時保護、児童養護施設、里親、ファミリーホーム）の経験がある大学生3名
ヒアリング実施日：2021年10月13日、20日

Q1. 困っていること、悩んでいることはありますか？

【経済的な不安】

- ・施設を出てから大学入学までの期間、奨学金もすぐには入らない中、引っ越し代や入学金など、今払わなければならないお金が足りずに困った。
- ・留年や休学をしてしまうと奨学金が打ち切りになってしまうことが不安。
- ・一部の奨学金は卒業後数年働いたら返還額が減少するが、働けなかったら全額返還が必要。社会的養護経験者はトラウマ抱えている人が多く、生きていくこと自体に不安を抱える中、奨学金を返還できるか不安。
- ・コロナ禍でバイトができなかったことは痛手。

【頼れる人や保証人がいない】

- ・家を借りる際の保証人や大学の奨学金を借りる際の保証人となってくれる人を探すのが大変。
- ・アフターケアの担当者はほとんど会ったこともなく、連絡しても返信ない。
- ・コロナの影響で大学に行けなくなったことにより孤立している。クラスメイトはいても心を許せる友達がいない。どの学生もさみしい思いをしていると思うが、自分には「帰る場所」というのがない。

【生活を築くための基本的な知識・情報の不足】

- ・一人暮らしを始める際、親に自分の住所がわからないようにする手続きや健康保険の手続き、ガス・電気・水道の契約など、生活の基盤を築くための手続きをどうすれば良いか分からずに困った。

13

Q2. 困っていること、悩んでいることに対し、政府や自治体にやってほしいことはありますか？

【積極的な情報発信、情報共有の仕組み】

- ・社会的養護出身者が使える制度は色々あるのに、使える制度を知らない、知らされていない。措置延長の仕組みなども含め、そもそも施設の職員があまり制度のことを知らないので、制度のことを知ってほしい。担当職員の知識量によって、制度を知ったり使うことができるか左右されてしまっている。
- ・他の社会的養護経験者と、困っていることなどについて情報交換ができる場があるといい。

【リービングケア・アフターケアの充実】

- ・施設出所後、一人暮らしをするにあたって何をすればよいのか、生活の基盤を築くために必要な知識を教えてほしい。出所前に施設でのリービングケアを充実したり、社会的擁護を経験した先輩に基礎的なことを教えてもらう仕組みがあったら良いのでは。
- ・リービングケアは、施設以外の外部の大人も交えて一緒に準備してほしい。自立後に相談できる相手をたくさん作っておくことが重要。
- ・アフターケアや児童相談所の人との関係が、「行政とこども」ではなく、身近で気まずくない関係性を持てるといい。

【コミュニティの創出】

- ・学校以外に、いろんな世代と関われ、学生のうちから色んな価値観に触れられる場、コミュニティがあるといいと思う。また、そうした場合は、意識高い系の人だけでなく、色んな人がハードル低く参加できるような場であることが理想。

Q3. どういった仕組みがあったら政府や自治体に意見を言いやすいと思いますか？

【幅広い層からの意見聴取】

- ・ある程度話せる子がいないと会議が成り立たないので、推薦である程度話せる子をいれるとともに、公募もあった方がいい。なかなか話せないけど、想いを持っている子も入れてほしい。
- ・都会の施設と田舎の施設の子で経験していることが全然違う。幅広く声を聴いてほしい。

【情報・プロセスの見える化】

- ・こどもの声を聴いた後、実際にその声が反映されるプロセスや結果を「見える化」してほしい。そうでないと大人に意見を言っても意味がないと思ってしまう。
- ・政治的な大きい事ではなくても、声を出すことにより、小さい事が叶っていくということを知らしめていくことが大事。
- ・どこに何を話したらいいのか明確に教えてほしい。

【行政へのアクセスのハードルを下げる】

- ・行政は「ただただ固い」、「区役所＝面倒くさい」というイメージがある。いかにハードルを低くするかが大事。
- ・SNSで「変えてほしいこと」の選択肢を作って、同意する項目に投票してもらうなどすると目に見えて分かりやすい。
- ・農作物の販売でやっているように、行政の担当者の顔が見えると「自分たちと同じ人間がやっているんだ」と人間味を感じることができ、関わりやすくなる。

14

こども・若者の声に関する参考資料

- ① コロナ×こどもアンケート調査報告一覧（国立成育医療研究センター コロナ×こども本部）
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/#03
- ② 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）報告書
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_2.pdf
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_3.pdf
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_4.pdf
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_5.pdf

こどもまんなかフォーラム及び 関係団体・有識者との対話 における意見

カテゴリ	実施回	テーマ等	実施日
こどもまんなか フォーラム	第1回	こども・若者（小学校高学年・中学生）	令和4年9月22日（木）
	第2回	こども・若者（高校生・大学生・20代の若者）	令和4年10月28日（月）
	第3回	若者団体等	令和4年12月14日（水）
	第4回	子育て当事者・子育て支援団体等	令和4年12月23日（金）
	第5回	様々な困難を抱えるこどもを支援する団体	令和5年1月25日（水）
	第6回	こどもの健やかな成長に向けて取り組む団体	令和5年1月27日（金）
関係団体・ 有識者との 対話	第1回	人口減少・持続可能な経済社会	令和4年11月21日（月）
	第2回	経済界・労働界	令和4年12月9日（金）
	第3回	財政・社会保障	令和4年12月13日（火）

【日時】令和4年9月22日（木）17:00～18:06

【場所】経済産業省別館104共用会議室

【参加者】

小倉こども政策担当大臣、伊佐厚生労働副大臣、自見内閣府大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官
こども・若者：小学生（5・6年）～中学生 計8名（※内閣府ユース政策モニターから募集）

●参加者の主な意見（1/2）

○居場所

- ・ 共働きや母子・父子家庭が増えており、中高生のこどもが集まることのできるコミュニティがあると良い。（中学生女性）
- ・ 虐待を減らすためには、こどもの居場所を増やし、大人とのかかわりがもてるとよい。親が働いていても通える学童や無料の習い事、気軽に相談ができたりご飯が食べられる場所があれば良い。（中学生男性）

○公園

- ・ 中学生が遊べる遊具が、危ないからという理由で減っている。（中学生女性）
- ・ 公園でボール遊びができなかったが、区長に意見を伝えることができ、ボール遊びができるようになって嬉しかった。（中学生男性）
- ・ 公園でシーソーやすべり台がなくなり、動かない遊具になってきている。（小学生男性）
- ・ 遊具が減ってきている。（中学生女性、中学生男性）
- ・ 遊具がある公園とない公園とで差がある。（小学生女性）
- ・ 公園など市の施設、公立の施設にフリーWi-Fiを入れてほしい。配られているタブレットを使うことができる。（小学生男性）

○ジェンダー

- ・ 男女同室での着替え、通学帽が男女で違うことなどをやめて、ジェンダーやプライバシーに配慮してほしい。（小学生女性）
- ・ 男の子はおてんばで、女の子はしっかり者、という男女のイメージが自分たちの中にもある。（小学生女性）
- ・ 遅刻をしていても、男子は怒られないが女子は怒られるので、差別的だと感じる。（小学生女性）

○学校教育

- ・ 学校の英語は、もっと会話ができたら良い。（小学生女性）
- ・ 学校の体育では、もっといろいろな競技がしたい。（小学生女性）
- ・ 放課後のクラブ活動の頻度を増やしてほしい。（小学生女性）
- ・ 学校の図書館に本をたくさん入れてほしい。（小学生男性）
- ・ 貧困で病気を我慢させられることがある。月1で無料で健康診断を受けられるようにしたり、保健の授業で相談する権利を教えてほしい。（小学生女性）

●参加者の主な意見（2/2）

○その他

- 児童の権利条約について、こどもがなりたい職業No.1であるYouTuberに説明してもらおうと良い。（中学生男性）
- 地球温暖化が心配。大人になるころにどうなっているか不安。こどもが身近にできる対策を話し合えたら良い。（小学生女性）
- 習字道具や裁縫セットを貸出しにしたり、放課後児童クラブのおやつを捨てたりしなければ、SDGsの観点から良いと思う。（小学生女性）
- ヤングケアラー、虐待、発達障害など弱い立場のこどもに門戸が開かれたこども家庭庁であってほしい。（中学生男性）
- 安倍元総理の銃撃は許されないことだが、容疑者の人がこどもだった頃に出来たことがあったのではないかと思う。（中学生男性）
- こどもが亡くなることをなくしたい。誰もが自分らしく伸び伸び生きられる社会になってほしい。（中学生男性）
- かつて不登校だった頃に、担任の先生が家に来て困った。プライバシーは守ってほしい。（中学生女性）

【日時】令和4年10月28日（月）17:50～19:20

【場所】中央合同庁舎8号館5階共用A会議室

【参加者】

小倉こども政策担当大臣、和田内閣府副大臣、自見内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官

こども・若者：高校生（5名）、大学生・高等専門学校生（2名）、20代の若者（2名） 計9名（※内閣府ユース政策モニターから募集）

●参加者の主な意見（1/2）

○学校教育・教育環境

- 学校において自分の意見を言いにくくなっているのではないかと。自由に考えを述べられるような環境をつくってほしい。（高校生男性）
- 幼い頃から課題解決型・探求型の学習教育を行う必要がある。（高校生女性、高校生男性）
- 知識を実際に活用するための手段についても学校教育で教えてほしい（例えば税の申請方法など）。実際に体験できるような教育をもっと増やしてほしい。（高専生男性）
- 得意分野を活かすような学校づくりをしてほしい。（高校生男性）
- 自分の学力に見合った学習をしたい。（高専生男性）
- 工業や医療などの専門的な知識を、中学や高校から学びたい。（高専生男性）
- 学校には行きたくないが教育を受けたい人はたくさんいるため、不登校の生徒にもオンライン授業等の配信を行ってほしい。オンライン授業の実施は地域格差の改善にもつながるのでは。（高校生男性）
- 教師の負担を軽減するために、政府が一律に学校教育に関する参考動画を流せたら良い。（高専生男性）
- 仮に自分が体調を崩し離職したりひとり親になったとしても、こどもが安心して教育を受けられる環境を整備してほしい。（社会人女性）
- リカレント教育に興味はあるが、長時間労働もあり学べる時間が取れない。キャリアの選択肢を増やすためにも、働きながら学べる環境を整備してほしい。（社会人男性）

○学費・奨学金

- 奨学金の返済、結婚・子育て費用、老後費用など、金銭事情に対して悲観的に考える人が多いので、若者の貧困にも目を向けてほしい。（社会人男性）
- 奨学金の返済など、将来に対する漠然とした不安がある。（高校生男性）
- まだまだ給付型で返さなくてもいい奨学金が充実していない。（社会人女性）
- お金の影響で、希望する進路を諦めてしまう例もある。（高専生男性）
- 貧困家庭のこどもにとって学費負担は重いので、そういうこどもたちの芽をつぶさないために教育に投資してほしい。（社会人女性）

○就労環境・雇用問題

- 若者の労働環境を変えていかないと少子化は解決しないのでは。（社会人女性）
- 現在は、「やりたいこと」より「将来安定して暮らせること」を優先してしまう。（高校生女性）
- 長時間労働や残業など労働環境が悪く、こどもが育っていく未来が全然見通せないという不安を感じる。（社会人女性）

●参加者の主な意見（2/2）

○格差の改善（地域格差、情報格差）

- ・ 過疎地域では文化施設などが少なく距離も遠い。地域に関係なく、より平等に学びに参加できる機会が与えられるべき。（高校生女性）
- ・ 田舎や地方のこどもたちが出身地に愛着心を育むような政策が重要。気軽に交通手段を利用できるような方法を考えてほしい。（高校生女性）
- ・ 全国どこでも所得に関係なく支援を受けられるようにしてほしい。（社会人女性）
- ・ 情報格差により、知る機会が得られないと、自分の行きたい大学や興味のある分野に気づかず将来の進路が狭まってしまう。（高校生男性）

○居場所

- ・ 国など公的に設置された、同じ悩みを抱えているような人が集まれて気兼ねなく話せる居場所をつくってほしい。（高校生女性）
- ・ いじめ、虐待、ヤングケアラーなどいろいろな経験をした人が心の拠り所となる、こどもを中心とした地域の総合施設をつくってほしい。（高校生女性）

○相談・支援体制

- ・ 行政の公式のSNSは知らないと辿り着かない。授業に組み込むなど、事前に相談先がわかるように伝えることはできないか。（社会人男性）
- ・ 行政の窓口が分かりづらい。本当に支援を求めている人がつながりにくいので周知を改善してほしい。（社会人女性）
- ・ 子育てに関して相談場所などがわかる総合的な窓口があればよい。（大学生女性）
- ・ 児童相談所の環境が十分ではない。職員の増員や相談しやすい場所を提供することが必要。（高校生女性）
- ・ 児童相談所の職員の賃金を上げるなど待遇改善が必要。（大学生女性）
- ・ スクールカウンセラーをもっと活用してほしい。（大学生女性）
- ・ スクールカウンセラーに相談する際に、常駐でないで、いったん別の先生に相談しないといけない、また授業中に話をしないといけないので、周りに感づかれてしまう。また、電話相談も家に居場所がないとつづらぬ。また、LINEも個人情報登録しているため匿名性がほとんどないと感じている。（高校生女性）
- ・ 全国どこでも同じ支援が受けられるように、まずは支援者の疲弊を防いだり心身のケアなどの支援が必要。また、支援を求める人が発する非言語的な表現を見落とさないような支援が必要。（大学生女性）

○その他

- ・ 10万円のクーポンで産み控えが解消するとは思わない。（社会人女性）
- ・ こどもの声が届けることで、こどもが大人を信用できる社会にしたい。虐待の連鎖などの悪循環を防ぎ、ひとりひとりが自分の幸せになれる道を選んでほしい。（高校生女性）
- ・ こどもが自分たちのやりたいことや行きたい道を選べるというスタートラインに立てるような対策が必要。（高校生女性）
- ・ アプリを有効活用した「こども意見箱」を設置してはどうか。アプリ制作を行う人は有志で募集。（高校生男性）
- ・ 他国と比べて、少子化対策にかけられるお金が少ないのではないかと感じている。お金をどう配分するかについて、こどもの意見を聴きながら進めてほしい。（高校生男性）
- ・ 今生きているこどもたちの幸せを守ること、こどもを産みたい人が産める環境づくりに取り組んでほしい。（高校生男性）

こどもまんなかフォーラム 第3回：若者団体 実施報告

【日時】令和4年12月14日（水）14:15～15:35

【場所】中央合同庁舎8号館5階 共用A会議室

【参加者】 小倉こども政策担当大臣、和田内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、伊藤文部科学大臣政務官
浅野 和花奈 G7/G20 Youth Japan Y7 Summit 2023 Japan実行委員会副代表
今井 紀明 認定NPO法人D×P 理事長
崎野 雄生 公益社団法人日本青年会議所 副会頭（2022年度）
新居 日南恵 特定非営利活動法人manma 理事
能條 桃子 一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN 代表理事
室橋 祐貴 一般社団法人日本若者協議会 代表理事

（敬称略、五十音順）

●参加者の主な意見（1/3）

○浅野 和花奈 氏（G7/G20 Youth Japan Y7 Summit 2023 Japan実行委員会副代表）

- ・ こども家庭庁には、こども政策の意思決定におけるリーダーシップの発揮が必要。「こども」というスコープ・軸を持ち、省庁を横断的に取りまとめる強く柔軟なリーダーとして省庁間の中での主管の統一や一本化を期待したい。
- ・ こどもの意思決定プロセスへの参画支援に関しては、ユースエンゲージメントやエンパワーメントの専門省庁としてのミッション・姿勢を期待したい。学校システム等との連携により、広く・定性的にこどもの意見を聴き、反映させるための強い意志・力があると良い。
- ・ 行政施策・サービスへ自ら辿り着く余裕や力がないこども・保護者へのセーフティネットとして、具体的なユースケース・アクセス方法に関する教育や、既存の相談窓口や利用可能なサービスに関する行政側からの能動的な情報発信、NGOやスタートアップ等への国の認証等、こどもへの柔軟・迅速な支援体制の構築が必要。
- ・ 地方のこどもの人生の選択肢・機会アクセス・可能性は実質的には限られており、こどもや周囲の大人が見えていないゴール・目的を意図的に見せるシステムが必要。既存の義務教育システム外からロールモデルを提供したり、キャリア教育を構造的に強化したり、サービス・プラットフォームを提供するNPOやスタートアップに対する国からの支援強化など、多様な経験・機会の平等性向上をターゲットとした学校の教育課程の変革が必要。
- ・ 政府に対して相談する際、担当省庁や担当部局の窓口・プロセスが分からないことが多いため、こども家庭庁にはリーダーシップを発揮してもらいたい。Y7/Y20はシンクタンク等とも活動することが多いが、他国のように日本においてもそういった活動に対する資金提供を検討いただきたい。

○今井 紀明 氏（認定NPO法人D×P 理事長）

- ・ こどもや若年層のユース世代のためのセーフティネット作りが必要。
- ・ 困窮の相談窓口の仕組みについて、リアルな相談窓口や電話相談ではなく、オンラインやチャットでの相談という相談体制としている。こどもや若年層にとってアクセスしやすい環境づくりが必要。
- ・ こどもたちが学校へ意見を言える場を作っていくこと、学校やこどもたちからいかに意見を吸い上げていくのか、という観点もぜひ取り入れてほしい。
- ・ 宣伝しなくても相談件数が伸びているのは、10代・20代が使うオンラインアプリ（例えばYay!）から発信したのが、リーチにつながっているのでは。民間企業やカラオケなど、10代・20代が滞留する場所にポスターを貼ること。歌舞伎町や繁華街で動画や文字広告を流すなど、どこにこどもたちが滞留するのかを見たとうえで広告・広報することが重要。

●参加者の主な意見（2/3）

○崎野 雄生 氏（公益社団法人日本青年会議所 副会頭）

- 中小企業の経営者がより家事に参画するためには、会社の仕組みや自身の生活環境を変える努力が必要。一方、従業員や顧客に対して、こどもや子育て世代に配慮した取組をしたくても、企業自体に余力や体力がないというも事実。
- 中小企業の経営者の家事参画が十分ではない中、こどものキャリア教育にもつながるという観点で、例えば親が働く会社で子が職業体験する「親ターンシップ」のような取組や、それを応援する政策ができれば、夫婦の子育ての支援や家事負担の偏りを軽減できる他、地方や地域で働きたいというこどもの意欲の醸成・中小企業の事業継承にもつながるのではないか。
- こどもに対するアンケート結果等、様々なこどもの意見を聞ける場や閲覧できる場があると良い。
- 子育て支援充実のために負担が増える可能性について、もし、こどもの意見を形にしてビジネスに活かすことができれば、こどものおかげで事業が成功した、ということにもなるため、税制上の負担をすんなり受け入れることも理想上は実現できるのでは。

○新居 日南恵 氏（特定非営利活動法人manma 理事）

- 家族や家庭の問題は、家族に関して課題を感じていたり、居場所が見つからない、子育てに対して困難を感じているといった、ほとんどの人が抱えているような家族にまつわる不安である。これらの事例を知った上で、自分自身でライフイベントを選択したり、事例を知った上で自分自身が課題にぶつかった時も乗り越えていけるというような仕組みがあることで、特に若い世代が将来家庭を持ち子育てをする際に、とても大きな支援になっていくのではないか。
- 結婚や子育ても含めた若い世代の、いわゆるライフデザインといわれるような領域についても、支援することを検討していただきたい。
- 少子化対策の一環で地方自治体と共に取組を行う際、どうしても中高生向けにプログラムを届けようと考えてしまうが、中高生は受験や就職といった目の前のイベントに忙しく、結婚・子育てに対してリアルにイメージすることが難しい。大学生や若手の社会人など、結婚・子育てが間近に迫っている若い世代にプログラムを届けることに注力し、これに対して支援してほしい。
- 費用対効果を考えると、一度に多くの人に情報発信可能なワークショップや講義に流れがちだが、リアリティが感じられるかという点では、対面で1対1の環境を提供することで、実感を持って家族のことについて考えることが非常に重要。実感を持って結婚・子育てについて体験できる家族留学という体験型の取組について、少子化対策の文脈で行政が取り組みやすいように意識が広がると良い。

○能條 桃子 氏（一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN 代表理事） 1/2

- 若者の声を聞くために一番早いのは、被選挙権を引き下げること。若い世代がきちんと自分たちの代表を送ることができるというのを、まず状況として整えていただきたい。また、供託金の引き下げや署名を何筆集めたら選挙に出られる等、お金とは違う担保の仕方を作る必要があるのでは。
- 投票率向上の動きに、エビデンスベースの政策決定の考え方を導入することが必要。投票率のデータはPDF形式での公開が多く、また各地方自治体の公開形式もばらばらなので統一してほしい。
- ジェンダー平等に関する要望は若者の中でも多いが、反映されていないものが多い。性別に関係なく健全な育成を確保するために、強化が必要。

(次頁へつづく)

●参加者の主な意見（3/3）

○能條 桃子 氏（一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN 代表理事） 2/2

- ・ 経済状況、家庭環境、地域、雇用形態の違いで若者の階層化が見られる。根源的な社会の格差問題の改善、公立学校の質担保・強化が必要。若者団体に対し予算を出すことで、スタッフを雇って持続可能に運営することができるようになる。それにより、声を挙げられる若者が、声を上げる余裕がない子たちの声を拾う方に、時間を割くことができるようになる。
- ・ 人口の何%の署名を集めたら、この議題については絶対に議論する、小倉大臣が絶対に記者会見で説明します等、これさえ越えれば一旦俎上に載せてもらえるという基準を作ることが、余裕がない子たちや一般の若者の声をより聞けるようになるために必要。

○室橋 祐貴 氏（一般社団法人日本若者協議会 代表理事）

- ・ 個人の問題を社会に対応できない個人の責任と捉えるのではなく、各自が権利行使できる多様な個人が生きやすい環境をつくることできていない社会の問題であると問題を捉え直すべき。
- ・ 日本は古いこども・若者像のまま、こどもを「未熟・保護対象」として捉えており、政府予算もこども・若者支援団体は支援するが、こども・若者主体の団体には全然お金を出していない。これからのこども・若者像は、「社会の一員であって、別の価値を持った者、権利の主体」という形で、こども主体の活動を支援していくべき。
- ・ 25歳以下が一定数以上いる団体に対する経済的支援、無償で無目的に使えるユースセンターの整備、幼少期から自らの権利を知る・実践する機会を就学前から高校まで作る、母子手帳への児童の権利に関する条約の記載、プレパパママ教室での勉強会を実施する。
- ・ 多様な個人が生きやすい社会をつくるために環境を整備する。それにあたり、権利ベースの問題解決をするために、当事者のこども、若者の声を聴くべき。
- ・ 子供・若者育成支援推進大綱の目的、副題に毎回「成長」というワードが入っているが、国家が成長させたいからという大人の都合や、能力主義を非常に助長している点で悪い文言と感じる。
- ・ モニタリングの強化として、第三者が基本的にチェックをし続けるということが大事。日本でなぜ若者は自己肯定感が低いのか、メンタルヘルスの状況が悪いのか、社会参加の意識が低いのか、定量的に把握し数値目標を設定する。
- ・ 声を上げたら、きちんとそれを具体的に検討・実現するという権限を、国レベルでも地方議会や学校各レベルでも法制度化していくというのが極めて重要。
- ・ こどもたちに余暇を与えていくことが、若者が主体的に活動するにあたって極めて重要。

【日時】令和4年12月23日（金）11:30～13:00

【場所】赤坂インターシティコンファレンス405

【参加者】 小倉こども政策担当大臣、伊藤文部科学大臣政務官

天野 妙 みらい子育て全国ネットワーク 代表

稲葉 佳恵 障がい児の母

奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長、認定NPO法人びーのびーの 理事長

菊池 まり 千葉県家庭教育支援チーム「こもんず」代表

岸畑 聖月 株式会社With Midwife 代表取締役

塚越 学 NPO法人ファザリング・ジャパン 理事

（敬称略、五十音順）

●参加者の主な意見（1/3）

○天野 妙 氏（みらい子育て全国ネットワーク 代表）

- 子育て世代の意見を集約する中で、「子育てが辛い」という声を大変多く聞く。本来子育ては楽しいものはずなのに、バランスが崩れていると言える。この背景として、子育て世代の可処分時間、所得、子育てに優しい社会が原因だと考える。
- 親が子育てを楽しそうにしている姿を見れば、「私もいつか子育てをしたい」と思うのは自然なこと。私たち子育て世代に「子育ては楽しい」とぜひ言わせていただきたい。
- そのために、子育て無償化、皆保育、皆支援、の3点を政策としてお願いしたい。皆支援において産前産後支援に加えて、ユースクリニックが併設された中高生の居場所づくりや整備が必要だと考える。中学生でも見た目は大人だが中身は非常にこどもで、社会から「この子は支援しないといけない子だ」となかなか見つけてもらえず、支援の手が届きにくいことを実感している。
- 子育て世代や当事者などの多くの声を聞き、すくい上げてもらえる場がこれまでなかったため、本日の場は大変ありがたいと思う。ぜひ審議会等の場でも現役の子育て当事者の声を聞くことを取り入れていただきたい。こどもや親世代に対しても、シームレスでユニバーサルな伴走型の支援をお願いしたい。
- こどもはこどもたちの権利を理解できないのではないかと、親が過信している。こどもをきっかけに大人たちが特に人権やこどもの権利について学ぶ機会を得られるのではないかと。自らの経験により、こどもが違いを個性として受け入れられる環境を幼少期から整備していくことの大事さについて身をもって感じた。

○稲葉 佳恵 氏（障がい児の母） 1/2

- インクルーシブ教育を推奨する先生との出会いにより、ダウン症の小学5年生の次男は現在普通学級に通っている。その中で、学校は学びの場所だけでなく、こどもはこどもの中で育つのだということを肌身に染み込ませた。こどもたちは「世の中には色々な人がいるのだ」「多様な人間がいるのだ」ということを、小さいうちから学ぶことが出来る。一緒に過ごしているとこどもは、そもそも障がいという概念がないので、丸ごとその人を受け入れてくれる。みんなで学び共生し合って生きていこうという社会を目指していくのに、その段階で分けてしまうのは非常にもったいないことである。
- 健常者でも障がい者でも、全てのこどもに対して情報が一律であることが理想である。リーフレット以外にもケアマネージャーのような人が継続して担当してくれると良い。受けられるサービスや支援が人や町によって違うということが、非常にじれったい。
- 日本は支援学校・支援学級を増設して分けており、世界の流れと逆行している。日本も障がいという概念が生まれる前の幼少期から多様な人間性を知り、インクルーシブ教育により生活を共にしたこどもが成長し、共生するインクルーシブ社会を見てみたい。1つのクラスに支援学級のこどもと支援学校の先生が入り1つの場をつくり、それらのこどもたちが多様性を学んだ社会をつくることをぜひ実現してほしい。

（次頁へつづく）

●参加者の主な意見（2/3）

○稲葉 佳恵 氏（障がい児の母） 2/2

- ・ 障がいのある子には、支援級か支援学校の二択ではなく、通常級・支援級・支援学校の三択があることをあまり知られていないのではないかと感じる。通常級に行ける権利があることを多くの人知らない状況は少し不公平だと感じる。
- ・ 少数派が生きやすいということは多数派も生きやすい世の中になる。こどもたちの中では、どうやったらこの支援が必要な子と遊べるか、遊びたいからこどもたち自身が考え、新ドッチボールや新鬼ごっこ等の新ルールができていく。より良い生きやすい豊かな社会に繋がると考える。

○奥山 千鶴子 氏（NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長、認定NPO法人びーのびーの 理事長）

- ・ 子育て家庭が置かれている状況はかなり厳しい。ベネッセ総合研究所の調査結果によると、子育てへの否定的感情が非常に大きくなっている。「子育てのために我慢ばかりしていると思うこと」や「こどもが煩わしくてイライラしてしまうこと」が2015年に比べて大幅に増えている。孤立している中で厳しい子育てをしている現状が示された。
- ・ こどものWell-beingを高めるという視点においては、保育所・幼稚園・認定こども園に行く前から、大人から受容されることや集団の中で自然かつ自発的な遊びや育ち合いが保障されているべき。また、色々な人と話すと客観的に自分の子育てを捉えることができるため、親同士の学びの場も必要。そのためにボランティアができる入口を用意したところ、親達が主体的に活動し、親達の居場所を作ってきた。
- ・ こどもまんなか社会の実現のためには地方自治体の役割が重要。こどもや当事者の声をしっかりヒアリングし、市町の事業計画をしっかり作っていくことが必要。NPOとしても官民協働で取り組んでいきたい。
- ・ 出産することで初めて地域を意識するため、地域を再認識する大きなチャンスである。子育てで少し大変かもしれないが、元々仕事で活躍されていた人がたくさんおり、人材の宝庫だと思っている。その人たちがいきいきと地域で活動できるようサポートすると、受容感を持ってもらえるようである。

○菊池 まり 氏（千葉県家庭教育支援チーム「こもんず」代表） 1/2

- ・ こどもや子育てを取り巻く環境の変化の中で、こどもの生活も子育ても困難なものへと変化し、親子が育つ自然の装置が働かなくなっている。子育てに支援が必要ということが当たり前になっている。
- ・ 行政の施策に沿った取組を地域住民が担っているが、それらは実にばらばら。ばらばらで良いと思うが、ばらばらであるがゆえに1つの家庭に1対1しか取組が届かない。
- ・ 地域のネットワークづくりにはコーディネートする役割が必要で、こどもの活動や子育て支援に特化した中間支援の役割も必要。つながりを通して、地域全体でこどもや子育て当事者の主体性を大切にしながら、それぞれが持つ育つ力に寄り添う、お互いさまの関係を築いていきたい。
- ・ 「こどもまんなか」にするためには、真ん中を囲む人の共通理解が必要。こどもの主体性を考えることは、個々の大人の関わり方、共通理解を広めることと表裏である。
- ・ こどもの声やまだ声にならない声を受け止めるためには、こども達にこどもの人権について伝えないと、こどもまんなかにならない。こどもの人権と育ちを保障する政策が優先的に実施されることを望みたい。

（次頁へつづく）

●参加者の主な意見（3/3）

○菊池 まり 氏（千葉市家庭教育支援チーム「こもんず」代表） 2/2

- ・ 地域で関わりのある子育て当事者や支援者においては、こども基本法の制定やこども家庭庁の設置について関心が薄かった。保育の現場の声として「現状は、高齢の者から若い世代も含めた大人の世代が経験したことのない環境の中で、今のこどもや子育て家庭は暮らしている」という実感のある言葉をもらった。今までとは全く違う状況に気付くところから進めないとまずいのではないかと感じた。
- ・ 「こどもに関する取組・政策を我が国の真ん中に据える」ことを「こどもまんなか社会」にどのように繋げていけるか。色々な立場でこども観や子育て観を語り合い、社会で共有された理念に繋がるような議論を期待したい。
- ・ 人権について考えることは大切な地域の課題である。それと同時に、子育て支援においては、相手に何をしてあげたらいいかではなく、うまくいかない人たちにも光を当てて考えることが大事。

○岸畑 聖月 氏（株式会社With Midwife 代表取締役）

- ・ 戦前まで助産師は地域コミュニティを支える社会的存在だったが、戦後のG H Qによる自宅分娩の禁止を背景に現在の自宅分娩の割合は1%程度で日本助産師協会も解散。
- ・ 社会課題を解決できるはずの助産師の活用により社会課題を解決したいという思いで、企業1社に対し3名の助産師を専属させオンラインやリアルで24時間365日サポートするサービスを立ち上げた。
- ・ 子育て支援は女性や母親を対象としがちだが、実際は3割が男性で、男性の方が相談できる場所が少ないため、そこまでカバーできると良い。子育ては24時間365日続くため、行政の対応時間8時～17時では解決できない課題も多くある。
- ・ そもそも産める母親が減っている中、少ない母親一人一人に確実にケアを届けていくことは、3.5万人の助産師を活用すれば実現可能だと考えている。
- ・ 現代社会においてコミュニティ化できている組織は企業だと思う。企業全体を拡大家族として捉え、手厚い支援をすることで末端までケアが行き届きやすいことを実感している。
- ・ 切れ目のない支援を行うには、支援する側の人同士のコネクションが必要で、それをテクノロジーで補強したい。全国民が使えるヘルスケア相談アプリを将来的に実現したい。

○塚越 学 氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン 理事）

- ・ これまでの延長線上ではうまくいかない、既存の仕組みやデザインをこどもまんなか理念でつくり変えるという決意と覚悟が必要ではないか。
- ・ 日本の教育制度は40人学級から35人学級へ移行中だが、こどもまんなかと言うのであれば、クラス編成は生徒の数字合わせや教員の配置基準等の全国一律のやり方ではなく、こどもを一番に考え、校長先生の判断で行えるようにすべき。少人数制に加えて、こどもの個性に合わせたランク別授業や飛び級制度も取り入れるべき。
- ・ 親の経済状況に左右されずこどものS O Sを直接察知できる、こども家庭庁と一人一人のこどもが直接繋がることのできる方法を実現するために、1人1台支給されているIT端末を教育目的以外にも活用しこどもの命綱として使う方法もある。
- ・ こども家庭庁で新たにこどもとの接点を作る以外にも、財務省や金融庁の出前授業等の例のように、既存の取組と連携し波及効果や費用対効果を高めてもらいたい。
- ・ 男性の育児参画においては、本人の意識啓発、組織全体の取組、上司のマネジメントが大事。税や社会保障など仕組みやデザインを変えること、職場、地域住民、保護者含めて変えることを強く主張したい。

こどもまんなかフォーラム 第5回：様々な困難を抱えるこどもを支援する団体 実施報告

【日時】令和5年1月25日（水）13:20～14:55

【場所】赤坂インターシティコンファレンス405

【参加者】 自見内閣府大臣政務官、厚生労働大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官
市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長
伊藤 嘉余子 NPO法人 CAPセンター・JAPAN理事長
中村 すえこ NPO法人セカンドチャンス！ 創設メンバー
湯浅 誠 NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長
渡辺 由美子 一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 副代表理事/認定 NPO 法人キッズドア 理事長
(敬称略、五十音順)

●参加者の主な意見（1/4）

○湯浅 誠 氏（NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長）

- こども食堂は2022年末で7,300カ所を超え、あと1～2年で中学校の数よりもこども食堂の数のほうが多い、という社会になる。
- 最も身近にあるコミュニティ拠点は、役場でも学校でもなく、こども食堂などの地域の居場所。
- 「SNS以上、しがらみ未満」のつながりを提供する場として、地域の居場所が広がっている。地域の居場所は、星の数ほど無数にあることが望ましい。
- 居場所とは、人が受け入れられて受け入れられることで力が湧いてくる場所。社会の活力の源泉。居場所の数が多いほど、こどもの自己肯定感は高くなる。
- こども食堂が担っているのは、年齢や収入や障がいの有無や国籍など関係なく、みんなが交流できる地域の交流機能。
- 2万カ所程度になった場合の資金ニーズは約70～100億円と見積もっているが、これを地域の農家、地場チェーンスーパー、全国規模の大企業などが支援する民衆による重層的な支援で賄ってきた。
- 資源の地域内循環が実現するよう、市町村・行政・国の信用力を活かしてもらいたい。官民連携しながら、地域の居場所が当たり前にある社会を実現したい。
- こども食堂は比較的新しい活動であるため、誰が何をやっているのか、行って大丈夫なのか、と見られることが少なくなく、町内会や学校の理解・協力が得られないことがある。そこで、知事や市長が「うちの自治体で全部の小学校区に、こども食堂などの居場所を作る」と宣言するだけで、地域が協力的な雰囲気になり、実際に拠点数もかなり増える。
- 補助金は3年で終わってしまうため、継続して応援してくれる企業を繋いでくれた方が持続的な支援に繋がる。こども食堂に関していえば、国がその信用力をもって商工会との繋がりをいかせば、予算を組まなくともできることはたくさんある。
- 様々なもののベースにソーシャルキャピタルがないと、社会は健全に動かないと考える。悩みや相談事があるときに、「一緒に行こうか」「こういうところがあるよ」と後押ししてくれる人やつながり、いわゆるソーシャルキャピタルがなければ、相談機関や様々な支援につながるということが難しい。
- 食品ロスの観点で災害備蓄品を提供してもらおうとすることがあり、大変ありがたいことではあるが、こども食堂は食べられない子が行くところでしょうと見られることがあり、それゆえの抵抗感、つまり貧乏な人たちなのでしょう、これでもありがたいでしょうと言われているような、そのように自分たちが思われているのだと感じてしまうことがある。そのようなつもりでないことは百も承知だが、そのように受け取ってしまう、この関係性から見直す必要があると思う。

●参加者の主な意見（2/4）

○伊藤 嘉余子 氏（NPO法人CAPセンター・JAPAN理事長）

- CAP（Child Assault Prevention：こどもへの暴力防止）プログラムでは、こどもが人権侵害の被害者にも加害者にも傍観者にもならないことを目指し、こどもの権利をベースに、こどもと大人それぞれにプログラムを提供。
- 安心・自信・自由という心のレベルでの基本的人権を共通言語・共通認識として、プログラム提供後に、家庭と学校と地域で、こどもと大人と一緒にこどもの権利等について考えていく体制と仕組みづくりを目指して活動。
- こどもだけに「あなたに権利があります。暴力は駄目です」といったこどもの権利や暴力防止の教育をしても、一緒にいる大人がその意味を理解していないと意味がないため、必ず先に学校の先生や保護者などの大人に対してワークショップを実施することとしている。
- こどもの権利を守って、こどもの安心安全な毎日を実現するには、こどもの周りにいる大人への働きかけも非常に重要になる。
- 小学生のプログラムでは、実際に自分の権利や安心安全が脅かされそうになった時、また、クラスメートなどがそういった権利や安心が侵害されているのを見た時に、自分がどうすべきか、どう行動を対応したらいいのかを、具体的な言葉や動きを実践しながら学べるような内容にしている。
- プログラム実施後のトークタイムに、実は今このようなつらいことがある、前にこのようなことをされたことがあって嫌だったといった自分が経験している虐待やいじめなどの話をしてくれるこどももあり、そこから行政に繋いだり連携したりすることもある。
- こどもが権利行使の主体であることを、こども自身も大人も、社会全体が理解できるようになることを目指して活動。こども自身が、自分には権利があるということを理解できるように伝えることを大切に考えて活動している。
- 全ての小中学校や義務教育において予防教育を展開し、広く全てのこどもたちや大人にこのプログラムを届けたい。
- CAPプログラムの大人ワークショップは1回2時間程度、単発でも年1回を継続的にでもOK。教職員・専門職向けと一般の地域の保護者向けの2種類あり。
- 「先ほどみんなには権利があると言っていたけれど、その“みんな”の中に自分はいっていますか」という聞き方をしてくる子がいる。普段虐待を受けている、いじめに遭っている、暴力を受けているなど、「自分は普通ではない」「逸脱している」など、自分が“普通”の中に入っていないように思う子がいて、声を挙げにくい。
- CAPが外から入ることで、嫌だと言ってもよいのだ、助けてと相談するのは大事なのだ、ということに気付き、声を上げるきっかけになっているのでは。
- 自分たちは説明してもらって納得するまで話し合う権利があるはずなのに、きちんと説明されず「コロナなので」が免罪符のように理由にされ、黙食など様々なことが制限されたり、押し付けられたりする。学校側にもそういった気づきがあり、こども達に理由を説明すること、話し合う機会が大事であることが再認識されたこともあった。
- ロールプレイの中で、被害者役からすると傍観者も加害者に見える、ということが実感できるが、ではどうしたらいいのかという点が難しいが、社会の中で困っている人や苦しんでいる人がいた時に、自分には何ができるかという当事者性を育むことは大事。

○中村 すえこ 氏（NPO法人セカンドチャンス！創設メンバー） 1/2

- セカンドチャンス！は支援団体ではなく少年院の出院者の自助グループで、当事者団体として活動。少年院に出向き、人は変わる、私たちは変わったから、あなたも変わるというメッセージを伝えている。
- とある女子少年院を訪問した際に、ある少女から「幸せになっていいのですか」という質問を受け、1年後同じ施設で違う女の子から全く同じ質問が出た。その間の答えを知りたくて、少年院訪問を始めた。

（次頁へつづく）

●参加者の主な意見（3/4）

○中村 すえこ 氏（NPO法人セカンドチャンス！創設メンバー）2/2

- 女子施設を訪問し様々な声を聴く中で、「この子たちは加害者になる前に被害者だったのではないか」と気づいた。
- 少年院を出院した後、差別や偏見の壁に直面し、社会に出た後に誰にも頼れず、親にも頼れず、再びつらい思いをする。
- 少年院出院後に新しい生活をしていこうとしている者たちを応援できる社会でなければならないと思う。
- 少年院の中にカメラを入れて、彼女たちのリアルな話を聞き、その後を追った映画を制作した。少年院に入るまでに彼女たちが被害者だったことを知ること、社会の意識を変えることができるのではないかと。知ること、自分に何かできることがあるのではないかと考えてもらいたい、と考え映画を制作した。
- 少年院に入る子たちは、自分とは全く違う人・人種ということではない。誰にでも起こり得ることであって、不良ではない非行、非行ではない犯罪になってつながっているということを知ってもらいたい。
- 差別や偏見をなくすために、自分がしっかり生きることを心掛けている。少年院の少年たちに、どうすれば社会できちんと生きていけるかと問われた時、真面目に生きるのは「真面目」を経験したことのない少年たちには非常にハードルが高いため、「真面目に生きるのではなく、とにかく真剣に生きてみたら」と答えている。
- 薬物の入り口の一つに、「断れない」がある。断ると空気を悪くしてしまうのではないかと、自分だけ違う・自分だけやらないということに非常に抵抗があるため、仲間に合わせて薬物を使ってしまふ、そこから依存が始まり辞めにくくなる。
- 嫌なことがあったときの発散の方法として、みんなと話して愚痴を聞いてもらう等の方法を知らず、薬物と不良行為で発散する方法しか知らなかった。
- 少年院というとやんちゃな子がいるイメージがあると思うが、ほとんど元気な不良はおらず、発達に問題がある子が約2割で、ほとんどが虐待を受けている。
- 決して不良ではない、虐待を受けている子が家に帰りたくないため深夜徘徊し、薬物や不良行為につながる人が多い。

○渡辺 由美子 氏（一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 副代表理事/認定 NPO 法人キッズドア 理事長）1/2

- 困窮世帯では、コロナ禍で収入が減り、わずかな貯金もこの3年で食いつぶし今は底をついているところか借金をしている、そんな時に物価高騰が重なり、生活ができていない。
- こどもの声を聴いてもそれが活かされないと、やはり自分の声など役に立たないのだと、こどもの自己有用感を下げることになりかねない。
- 高校生のいる家庭への経済的支援が必要。（児童手当の18歳までの延長、高等教育の無償化、給付型奨学金の拡大等）
- せっかく奨学金の受給が確定していても、実際に受給するのは入学後になるので、入学金が払えないがために大学入学を諦めざるを得ない。奨学金を入学前に支払うよう変えることは、すぐにでもできると思う。世帯年収が300万円以下の家庭の子でも大学進学を希望している。
- こども家庭庁に期待することとして、こどもや若者の意見を聴いて必要な支援をして欲しいと答えているということは、声を聴いてもらえていないと思っているということ。
- 高校での学習や生活で困ったことや希望が叶わなかったことへの回答として、経済的な理由で希望の進学先に進めなかった、塾に通えない、問題集が買えない、大学受験費用を稼ぐためにアルバイトをしているため部活に入れない、運動部に入りたいが道具代や試合の交通費が出せず諦めた、など。
- 大学まで親の扶養で働かないため、児童手当も大学や専門学校まで受給してほしいと85%が思っている。
- 給付型奨学金では足りないこどもは、貸与型奨学金と併用したり、教育ローンを組むなどで賄っている。つまり、卒業後も非常に大きな借金を背負うことになる。

●参加者の主な意見（4/4）

○渡辺 由美子氏（一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 副代表理事/認定 NPO 法人キッズドア 理事長） 2/2

- ・ 親の所得が上がってしまうと受給できない額の方が大きいので、実態として、働かないのが一番得、のようになってしまっている。
- ・ 給付金を受けられても、100万円近い入学金と前期授業料は先に建て替えて払わないといけないため、合格しても借金しなければ入学手続きができない。
- ・ 学習支援の重要性について、小さな市町村が自力で行おうとすると限界があるため、広域連携の仕組みがあると良い。
- ・ 親の所得が上がってしまうと受給できない額の方が大きいので、実態として、働かないのが一番得、のようになってしまっている。
- ・ 給付金を受けられても、100万円近い入学金と前期授業料は先に建て替えて払わないといけないため、合格しても借金しなければ入学手続きができない。
- ・ 学習支援の重要性について、小さな市町村が自力で行おうとすると限界があるため、広域連携の仕組みがあると良い。
- ・ 低所得家庭の不登校の子は、塾などで学校に行けない分をカバーすることができないため、放置すると何年も教育から遠ざかってしまう。学びの基盤として、無料の学習支援などが広がると良い。
- ・ 手取り12万円の家庭にとって児童手当の1万円は非常に大きいので、児童手当は18歳まで延長してもらいたい。また、高校は通学費用やタブレットなどの教材費用が中学校よりも多くなるため、児童手当も高校から増額になると良い。
- ・ 奨学金給付の条件として、住民税非課税の子育て世帯は対象外になってしまうため、こどもがいても優遇措置がなく非常に厳しい。特に多子家庭が顕著。
- ・ こどもがいる家庭は住民税非課税という条件を外してもらいたい。
- ・ 給付型奨学金の成績要件として、生活のためにアルバイトをしながら高校で良い成績を取ることは難しく、成績要件を満たせず貸与型奨学金を選ばざるを得ない。学校側も実態を知ることや理解することが重要。
- ・ 本当に困っている人たちは情報弱者であることが多いので、情報を読み取りやすくするためのノウハウを持っているところへ頼み、持続的に制度ができるようになるとう良い。

○市川 宏伸氏（一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長）

- ・ 平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障害について世の中に知られるようになった。
- ・ 障害という名前がついているが、基本的には特性に近いもので、境目が非常にはっきりしない。
- ・ それなりに発達障害に対する支援も行われているが、適切な支援か十分な支援かはわからない。
- ・ 公にはなっていないが、不登校のこどもの半分以上は発達障害であろう、人間関係がうまく築けないことが原因であろう、と言われている。
- ・ 発達障害という言葉はよく知られるようになったが、中身はあまり知られていない。
- ・ 発達障害というと悪いイメージを持たれてしまうが、少し変わっているけれど素晴らしい仕事をする人が多くいる。類稀な研究や業績を残す方がいるのは分かっていること。
- ・ 発達障害は悪くない、うまく育てていけば良い方向に行く。発達障害の人を受け入れてくれる放課後デイがあっても、発達障害についてきちんと理解されていない。学校も同様。
- ・ したがって、支援する方の質の担保が必要であり、講習会や資格取得などにより、発達障害をきちんと理解してもらいたい。
- ・ 支援の現場の質の向上のために、国がガイドラインを出し外部評価を実施してもらいたい。

【日時】令和5年1月27日（金）18:15～19:45

【場所】赤坂インターシティコンファレンス405

【参加者】 小倉こども政策担当大臣、伊佐厚生労働副大臣、自見内閣府大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官
駒崎 弘樹 フローレンスグループ 会長CEO、認定NPO法人フローレンス 会長
嶋村 仁志 一般社団法人 TOKYO PLAY 代表理事
鈴木 一光 一般財団法人 児童健全育成推進財団 理事長
高井 明子 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 事務局長
美田 耕一郎 公益社団法人 全国子ども会連合会 代表理事・会長
和田 照子 公益社団法人 ガールスカウト日本連盟 会長

（敬称略、五十音順）

●参加者の主な意見（1/5）

○駒崎 弘樹 氏（フローレンスグループ 会長CEO、認定NPO法人フローレンス 会長）

- 基本方針に定められているウェルビーイングの向上について、可処分所得や健康寿命等で測られる客観的ウェルビーイングと、充実度や満足で測られる主観的ウェルビーイングの2つがあるが、主観的ウェルビーイングの国際指標が存在しない。
- こども家庭庁で主観的ウェルビーイングの国際測定標準を策定し、KPIとして活用することで、真のこどもまんなか社会を実現できるのではないか。
- こどもウェルビーイング国際会議やG7教育大臣会合等の場を活用して、日本から世界へアジェンダセッティングをしてはどうか。
- 子育てに温かくない国、先進国と比べ家族関連支出の対GDP比は非常に低い、との認識の中で、こどもを持つ最大の障壁は男女ともに金銭的な負担。
- こども一人あたりの大学卒業までにかかる費用が2,000万円かかるといわれる中、子育て無料社会を掲げてはどうか。
- 試算上、出産から大学卒業まで合計5兆円あれば、保育士の配置基準の見直しや児童手当の特例給付の復活等を含めても、約6兆円あれば実現可。
- 出生数の低下が加速し抜本的な対策が必要となる中、子育て無料社会を実現するためこども予算を倍増するというビジョンを掲げ世論に訴えることが重要。
- 少子化対策には現金給付よりも現物給付の方が有効。
- エssenシャルワーカーの賃金向上や、高齢化が進む民生委員や児童委員をNPO等の団体でも担えるようなルール変更等の人材確保の方法が考えられる。
- 社会意識の変革については、民間の委員を基調に置いてクリエイティビティを發揮してもらうことで、さまざまな仕掛けで社会へ仕掛けていくのはどうか。
- 遊びを活性化するため、都市公園法を改正し、「こどもの声を騒音と見做さない」「公園のルールに関してはこどもの意見を聴く」等の内容を盛り込むのはどうか。
- OECDが2006年から15歳以上を対象に測定している主観的ウェルビーイングの手法をこどもにも応用し、学校で行う身体測定に心の主観的ウェルビーイングを入れ込み体と心の両方を測定してはどうか。

●参加者の主な意見（2/5）

○嶋村 仁志 氏（一般社団法人 TOKYO PLAY 代表理事）

- ・心・体・人間関係のウェルビーイングが社会として大切にされること、こどもが嬉しく生きていけることが大事としたとき、こどもが豊かに遊べる環境を保障することが欠かせない。
- ・遊びの重要性は認識されているものの、その使われ方が感覚的なもので終わってしまっている。
- ・こどもが豊かに遊べる社会環境の保障に特化した政府のビジョンと戦略の策定を提案したい。
- ・本来、こどもは遊ぶことを通して、生まれながらに主体的に体を動かし、さまざまな感情を覚え、人間関係のレパトリーを増やしていく力を持ち、その中で自分で自分を育てるサイクルを自分で回すことができる。
- ・大人がこどもをどう育てるかについての施策はたくさんあるが、こどもが自分で自分を育てるための総合的な国の政策は今までなかったのではないか。
- ・そういった政策が実現すれば、こどもは生きている実感を得て、自分の世界を作り、遊び、もっといろいろなことをしてみたい、という流れを作ることができる。
- ・こどもの遊びに政府が戦略的に取り組むことは、本来人間が持っている、主体的に自ら育つサイクルを全てのこどもに保障することになるため、公教育と同等レベルで、こどもまんなか社会の軸として据えてはどうか。
- ・都市部でも農村部でも、トラブルや事故への管理責任を問われる不安から、禁止看板や禁止ルールが多く、大人が委縮している状態。こどもが遊べなくなることによる影響は、心・体・人間関係の育ちの観点では、公害とも言える。遊びを、環境問題として捉える必要がある。
- ・大規模公園づくりや個別の取組等への支援はもとより、社会環境全体の整備に取り組まないと、こどもの成育環境の悪化の速度に間に合わない。阻害要因の解消、人材育成、普及啓発等、総合的に保障する戦略が必要。
- ・ウェールズの例では、こどもが遊ぶ環境のアセスメントを3年ごとに行い、その結果に基づいた向上計画を全自治体に義務化した。
- ・ウェールズでは、経験・機会・将来の希望への貧困が、全てのこどもに社会的・文化的・経済的な影響を与えるとして、それを極小化するためには豊かに遊べる環境づくりとこども計画が欠かせない、ということ国として決定した。
- ・こども家庭庁が発足し、こども大綱が策定される今年、日本が「遊ぶ」というこどもの育ちの根幹にある本能的な営みを、こどもまんなか社会を実現する柱の一つとして盛り込む絶好のチャンスになる。もし国として取り組むということになれば、アジア初の国になる。
- ・遊びが保障されている限りは、こどもは0歳から人生の主体者である。習い事が必ずしも悪いというわけではないが、大人の予定した学びが提供される機会や時間が増えすぎてしまうことで、ストレスが小学校時期から出ているのではないか。現在のいじめのピークは小学校2年生とのこと。
- ・人間としての機微、こども同士の遊びの中で成り立っていた人間関係の調整力が育まれずに大きくなってしまい、目に見えない戦いの中で生きざるを得ないように見える。
- ・こどもを取巻く環境の変化として、提供されることに慣れている。やる前から答えが分かってしまう時代の中で、答えを抜きにして、やりたいからやるという思いで遊ぶ機会や、最初から答えが示されていない時間を社会として保障するというメンタリティーやデリカシーが、大人の人材育成でも重要になる。
- ・人材確保の面では、専門人材の処遇が低く都市部では生活できず、せっかく溜まったノウハウがゼロに戻ってしまう。専門人材だけでこどもを見るのは不自然。限定的な時間で地域の大人とこどもが交流できる場を身近な公共空間を使って提供すると、より多くの大人がこどもに優しいまなざしを向けてくれる。

●参加者の主な意見（3/5）

○鈴木 一光 氏（一般財団法人 児童健全育成推進財団 理事長）

- こどもの居場所とは、こどもが主観的にここが自分の居場所だと選択できる場所であるべきで、大人から「ここが今日からあなたの居場所です」と決められるものではない。
- また、こどもは表現力も不足しがちで語彙も豊富ではないため、こどもの表情・態度・声の質・沈黙から、こどもの心を読み取れるような信頼できる大人がこどもの近くにいることが重要。
- こどもが仲間と付き合う、親以外の大人と交流することで、社会性を身に付け文化が伝承されることを、地域で保障することが重要。
- 児童館は、こどもにとっても大人にとっても、家と学校に続く第三の快適な場所であるサードプレイスを目指してきた。
- 現在、1,724の自治体の約6割強が児童館を擁しているが、都市部に偏在しているため、地域の財政状況がこどもの人生のスタートを左右しないよう、児童館を全市区町村に設置する方針を国が示してほしい。
- 豊かさが続くと少子化が始まる、というのは生物学の原則とのこと。歴史的にも、中国の唐や隋、ローマ帝国でも非常に苦勞したとのこと。
- 地域全てを児童館にするというのが大目標。こどもがどこで遊んでも安全で、地域の方々がこどもを見てくれ、危険であれば声をかけてくれるような、安全安心なまちづくりの核になるのが児童館の向かう先である。
- 親の引いたルールの上をただひたすら走らされるという状況が増えて、こどもの不自由感がある。おもちゃも作らなくても売っているなど、手先を使う機会が減って不器用になっている。そのようなスキルは不要と言う見方もあるが、最悪の事態にあっても自分の命が守れるようなスキルをこどもに身に付けさせるのが大人の役割で、福祉や教育の目的なのではないか。
- 児童館に来る思春期のこどもたちは、音楽室でバンドをやりたい・図書室で受験勉強をしたい、という小学生以下とは別の需要がある。
- 思春期のこどもたちが小さなこどもの面倒を見ながら、それが自分の楽しみになっている。思春期向けのプログラムをたくさん用意して自尊感情を高めてもらいたい。

○高井 明子 氏（公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 事務局長） 1/2

- こどもの権利について考えるときに強調したいのは、こどもが自分に関わることについて決められる権利の主体者であるということであり、社会の担い手であるということである。
- こども自身が自分は権利を持っていることを知ること、大人はこどもは守られる対象というだけではなく、こどもが中心にあるということを知ることが必要。
- 日本が子どもの権利条約を批准した1994年から25年後の2019年の3万人に対するアンケート調査によると、こどもの権利について知らないと答えた大人は約4割にも及んだ。2022年に実施した教員に対するアンケートにおいては、全く知らない・名前だけ知っていると答えた教員は、約30%であった。
- 子どもの権利条約の一般原則、「生きる・育つ」、「差別されない」、「こどもの最善の利益」、「こどもが意見を聞かれ、正当に重視される」を、こども大綱にも盛り込んでほしい。
- こども大綱が日本に住む全てのこどもを包摂することが大事で、特に障害・ヤングケアラー・虐待や体罰・社会的養護・経済的困難家庭・外国につながるこどもたち等が取りこぼされない仕組みが必要、そのためにはデータを収集することが重要となる。

(次頁へつづく)

●参加者の主な意見（4/5）

○高井 明子 氏（公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 事務局長） 2/2

- ・ こどもの最善の利益と安全を最優先したこども参加については、こどもが当事者として意見を言う権利ではなく、こどもの意見が聴かれる権利がある点が重要。特に脆弱な立場におかれやすいこどもたちの意見が聴かれることを、確実に確保する必要がある。
- ・ こどもの意見を聴く場においては、こどもが意見を言いやすい環境を大人がしっかりと準備することが重要。
- ・ こどもを中心に据えた社会を構築する際、平常時はもちろんパンデミックや気候変動時などにおいても、さまざまなレベルで社会環境の整備が必要となる。
- ・ こども大綱の策定が、社会の隅々でどこまで行ってもこどもの権利が保障され、こどもの意見が聴かれ活かされる社会の足掛かりとなることを期待する。
- ・ 東日本大震災の3か月後に被災地のこどもたちにアンケートをとったところ、約9割のこどもたちが「（自分たちのまちのために）何かをしたい」と答えた。そこで、こどもたちが自分の住むまちの復興について考え、意見を言う場を作った。
- ・ 緊急下におけるこどもの意見表明とは、発達段階の特性や、年齢にあった必要などに基づいた小さな選択肢で良く、こどもに選択肢があるということ、そこから何かを決める体験ができることは、非常に大事であった。
- ・ 意見表明は必ずしも発表するのが得意な子だけのものではない。機会があり、意見を言って良いのだと知ると、どんなこどもでも意見表明ができるようになる。

○美田 耕一郎 氏（公益社団法人 全国子ども会連合会 代表理事・会長）

- ・ 子ども会は生まれて初めて属する自治組織と言われ、日本中のこどもたちの真の成長と幸せのための子ども会と謳い、あくまでも主体者はこどもである。
- ・ 物質的なウェルビーイングではなく、失敗体験を大事にしている。
- ・ その地域に住んでいるという理由で集まっているため、家庭環境にかかわらずお互い助け合いながら活動している。
- ・ 行政から疎遠になっていた地域もあるが、こどもたちのためならばと子ども会を良い意味で言い訳にして行政が動いてくれるケースもあり、その中で自治体や公民館等も巻き込んで地域の活性化を行っている。
- ・ 大人が先んじて口を出さず、こどもたちが考え、行動し、失敗し、そこから学ぶということで成功体験とする、そういった活動を子ども会は促している。
- ・ こどもが安心して失敗できる環境があり、その失敗も良き経験となり将来役立つような制度ができればよいと考える。
- ・ こどもの体験の機会が減ったと感じるが、こどもが本質的に変わったのではなく、時代が変わったのだと思う。放課後の過ごし方として、誰かと集まって何かをしなければ暇がつぶせないという状態がなくなった。
- ・ 育成者には手も出さないように、口も出さないように、と常々話をしている。大人が「失敗」と評価することであっても、こどもにとってはその失敗体験こそが重要で、むしろこどもたちにとっては大成功なのである。
- ・ 社会教育主事が教育委員会から離れたからなのか一気に減ったという実感があり、このようにこども会の地域活動を応援し容認してくれる人が減った。ゆえに、各市町村の担当者の一声でなくなってしまう活動もある。
- ・ 学校側にこれ以上プラットフォームとしての役割を押し付けるのはどうか。とすると、教員にならぶ社会教育主事などの活用が重要。大人側もやってよかったと思えることが増えれば、社会的な認知度も向上するのでは。

●参加者の主な意見（5/5）

○和田 照子 氏（公益社団法人ガールスカウト日本連盟 会長）

- こども自身が自分のことに直接関係することについて意見を表明できる、多様な社会的活動に参加できる機会がある、発達に応じてこどもの意見が尊重され利益が優先されることが、非常に重要である。
- ウェルビーイングのために自ら考え行動できる人になれる、自分の意見をきちんと伝えることができる、自分の行動を自ら選択できる、多様な体験を通して成長する機会が十分にあることが重要。
- 自分で考え行動するためには、高い自己肯定感が必要で、これにより、自分の意見を積極的に発信し、行動に移す勇気が持てるようになる。
- ガールスカウトにおいても、こどもたち自身が問題を見つけ、そのために自分たちができることは何か考え、行動を起こす、という豊かな体験活動を提供している。
- こどもが意見表明する機会を確保するため、まず意見表明を可能にする学びや教育が必要。
- こどもたちが安心して意見表明・発信できる場を作ってもらいたい。
- 家庭教育や学校教育に加え、社会教育団体への参加を通じて、自ら考え行動できる多様な体験機会を提供できる社会になって欲しい。
- 自然の中で自分の体を動かして、さまざまな体感を得ることが重要だが、それが圧倒的に減っている。
- 家族構成の変化の中で核家族・ひとり親が増えて、異なる世代との関わり方の経験値が全体的に減っているため、コミュニティでさまざまな大人がこどもの成長に関わっていくことが大事。
- 大人の人材確保が急務だが、こどものために時間を割けるような大人自身のエネルギー・時間・心の余裕やゆとりが必要。
- 小さなことでもこどもたちに意見を言ってもらい、自分が意見を言い聴いてもらえると周囲が変わるのだという達成感を積み上げることを大事にしている。

関係団体・有識者との対話 第1回：人口減少・持続可能な経済社会 実施報告

【日時】令和4年11月21日（月）19:00～20:20

【場所】中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

【参加者】 小倉こども政策担当大臣、自見内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官
天野 馨南子 株式会社ニッセイ基礎研究所 人口動態シニアリサーチャー
岩澤 美帆 国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部長
河合 雅司 ジャーナリスト/一般社団法人人口減少対策総合研究所 理事長
永瀬 伸子 お茶の水女子大学基幹研究院教授
松田 茂樹 中京大学現代社会学部教授

（敬称略、五十音順）

●有識者の主な意見（1/3）

○天野 馨南子 氏（株式会社ニッセイ基礎研究所 人口動態シニアリサーチャー）

- 結婚希望は高いのに未婚化が進行して少子化が止まらない日本の処方箋としては、以下二点が重要。
 - ① 家族を大切にする「家事育児重視の男性」が当たり前活躍する就業環境・企業風土の醸成（アンコンシャス・バイアスの排除）
 - ② 女性だから/男性だからこの産業・業種・働き方といった、固定概念を打破する人材採用や活用
- 合計特殊出生率が1.3に下がっているが、これは夫婦が持つこどもの数の指標ではない。未婚者も含めた出生率であり、対象となるエリアでの未婚女性割合が増えるほど出生率は下がる。
- 夫婦当たりのこどもの数はほとんど減っていない、もしくは地方部では増えているエリアもある。共働きカップルの方がこどもは多い。
- 2021年の段階で8割を超える未婚男女が結婚意志を持っており、若い世代の理想の家族は、「夫婦共働き」が最も支持を受けている。
- 未婚化社会というのはよく女性の意識の変化だ、女性のライフデザイン変化だ、と言う年配世代が多いが、これはジェンダーのアンコンシャスバイアスである。
- 今の若い男女が受けてきたジェンダーレスを尊重する教育に、特に地方の雇用環境が追い付かず、地方における女性人口の大幅な流出と出生減が止まらない。地方創生ならびに少子化政策は若い女性の就業希望を叶える政策を最優先すべき。

○岩澤 美帆 氏（国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部長）

- 親の視点ではなくこどもの視点で考えるこども政策（こどものウェルビーイング政策）が必要。
- 人口減少時代のこどもの現状の把握に際し、社会の中で少数派になるこども、都市部に多く居住するこども、多様な環境にいるこども、社会の弱者としてのこども、それぞれの視点からの検討が必要。
- 社会の中で少数派になっているこどもについて、こどもに有利な政策に関心が持たれにくい一方、労働力としては売り手市場になる利点もある。
- 都市部の女性の出生率が低い中、こどもは都市部に多く共住しているため、都市部でのこども対策を失敗してしまうとインパクトが大きい。
- 健康状態・経済状況・家族形態・外国ルーツ等、こどもが置かれている環境は多様化している。
- 社会の弱者としてのこどもについて、乳児死亡率の地域差の原因等、丁寧に見る必要がある。
- 都市部と地方では問題が異なり、特に地方における労働時間の少なさにより低収入が未婚化を引き起こしている。

●有識者の主な意見（2/3）

○河合 雅司 氏（ジャーナリスト/一般社団法人人口減少対策総合研究所理事長）

- ・ こども若者政策は「並走型」へ転換をすべき。
- ・ 少子化に伴って起きる課題への対応が必要（新しいことやイノベーションを起こす力の衰退への歯止め策／教育を取り巻く環境悪化への対応策／警察官や消防士、自衛官などの職種の人材不足／「低出生率の罨」への対応）。
- ・ 少子化の最大の弊害は社会の硬直化。
 - ① 世代交代が進まずにマンネリズムが支配
 - ② 若者を諦めの境地に誘う状況の打破が必要
- ・ 優秀な人材への投資、機会の提供（国費留学や飛び級制度の拡充）。
- ・ 若者が交流する機会の創出（大学の共同キャンパス、複数企業による合同研修会）。
- ・ シルバー民主主義の是正（ドメイン投票法や被選挙権年齢の引き下げ等が必要）。
- ・ 少子化が止まらないことを前提として、それに対して何をするのかということ、こども政策の中にもう一本の大きな柱として立ててもらいたい。
- ・ 20年後の20歳人口は約3割減少するため、大企業で欲しい人材を採れなくなる状況が広がってくる。
- ・ 30年後の30歳人口は現在の2/3になるため、住宅や自動車といった大きな買い物・消費に多大な影響を及ぼすことは決定済み。
- ・ 小規模校が増え、社会形成能力や学習の競争力を培う年齢に、そういった能力を伸ばす環境になかったり、競争や切磋琢磨する環境がないことで、どの分野でも人材は育たない。ゆえに社会が硬直化してしまうことが、少子化の最大の弊害である。
- ・ 人材育成の国家戦略を内閣を挙げて立てることで、出生数目減りの影響を減らし何とかリカバリーしていくこと。

○永瀬 伸子 氏（お茶の水女子大学基幹研究院教授）

- ・ 若者のキャリア形成、家族形成の重要性、必要な社会のサポートとして以下の課題がある。
 - ① 若者の雇用対策：若者の安定雇用、人的資本、子育て時間の賦与が、次世代育成の基本。正規雇用の男女の長時間労働・拘束性の高さ、時間が自由なパート・アルバイトとの二極化。
 - ② 所得連動型奨学金の検討、再訓練機会の構築の検討：大学卒業後に収入の一定割合を返済する方式の導入・拡大。男女共に働き続ける原則とする一方、男性の子どもや家族のケアの時間を確保。
 - ③ 低所得となっても子どもを安心して育てられる社会的配慮：非正規雇用者を含め、育児休業時間給付を社会保険から出す方向へ。こどものいる若年世帯への住宅補助、低収入世帯への傾斜的な児童手当、離別したこどもへの父親の養育責任。
- ・ 日本には、米国のように友達やパートナーの作り方を親が子に教える文化がない上、若者の貧困が拍車をかけることで、未婚率が上昇している。
- ・ 若者の安定雇用と人的資本蓄積、子育て時間を社会が与えることは社会の持続の基本である。
- ・ 一定収入以上になると返済が始まる「所得連動型奨学金」を設けたらどうか。
- ・ 児童期からの教育として、①収入を得る力を養い続ける大切さとそれができる社会を作る大切さ、②パートナーを持ち支え合い、父親・母親共にこどもを育て、それを社会が支えるのだ、ということを教えることが重要。

●有識者の主な意見（3/3）

○松田 茂樹 氏（中京大学現代社会学部教授）

- 「総域的な少子化対策」を提案。
 - ① 結婚前、結婚、妊娠、出産、子育て、教育、こどもの自立までの全ライフステージを支援する
 - ② すべての家庭の子育てを支援
 - ③ 現物給付と現金給付の両面で支援
- 現物給付の総支出額は、欧州主要国に近い水準。現金給付の総支出額は、欧州主要国より大幅に少ない。出生率回復のために現金給付の一層の拡充が必要。
- 家族関係社会支出が多い国は、国民負担率が高い。できる範囲で国民負担率を引き上げざるを得ない。負担が必要な場合高齢者含めて全員が負担する形が望ましい。
- 社会の人口を持続させながら、個人の結婚・出生における自由な選択を維持することができる＜自由な社会＞の姿を実現するために、①希望する人は一人でも多くの方が結婚できるように応援する、②家族の就業形態に関わらず希望する家庭全てが希望することも数を持てるようにする、③主体的に出産を選択しない人の意思を尊重しつつも、何とか産み育てる家庭を応援する側に回ってもらう。
- 財源確保については、高齢者も含めて全員で負担することが必要。また、負担が増える分を児童手当や現物支援で、その負担よりトータルの負担を軽減することが大事。

関係団体・有識者との対話 第2回：経済界・労働界 実施報告

【日時】令和4年12月9日（金）18:00～19:30

【場所】中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

【参加者】 小倉子ども政策担当大臣、自見内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官
清水 博 日本経済団体連合会 人口問題委員長、日本生命保険相互会社 代表取締役社長 社長執行役員
関 聡司 新経済連盟 事務局長
日色 保 経済同友会 社会保障委員会委員長、
日本マクドナルドホールディングス株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）
村上 陽子 日本労働組合総連合会 副事務局長
矢口 敏和 日本商工会議所 多様な人材活躍専門委員会委員長、
グローブシップ株式会社 代表取締役社長 (敬称略、五十音順)

●有識者の主な意見（1/4）

○矢口 敏和 氏（日本商工会議所 多様な人材活躍専門委員会委員長）

- ・ 少子化対策は国の将来を左右する最重要課題の一つであるものの、国内雇用の7割を支える中小企業は深刻な人手不足状態。少子化対策と成長戦略の両面において、仕事と育児の両立支援が重要。
- ・ 仕事と育児の両立支援に重要な3つの視点は、以下の通り。
 - ① 男女問わず育児休業を取得しやすい環境づくり
育休取得の推進が期待される中、中小企業においては代替要員の確保を課題に挙げる声が多く、業務の平準化、共有化、従業員のマルチタスク化への支援が必要。
 - ② 保育の質と量の更なる充実
働く人が安心して子どもを預けられるよう病児保育、延長保育等、多様化する保育ニーズへの対応、保育士の処遇改善が必要。
 - ③ 子育て支援に関わる安定的な財源の確保
企業も相応の役割を果たしたいと考えるが、社会全体で子育てを支える観点から、税財源による将来にわたる安定的な財源の確保をお願いしたい。
- ・ 中小企業の場合は、育休取得期間中に当該業務を他の社員によりどのように負担するかが課題だが、一人が複数の仕事を兼務する体制を平時から築くことが重要と考える。小規模企業であっても抵抗なく育休取得可能な環境とするため、人的制約に対するコンサルティングを政府から支援してもらいたい。
- ・ 社内報等を使って企業の経営者が先頭に立って男性も育児家事を負担すると、これを会社の方針として明確に打ち出していくことも大事。
- ・ 若者世代にスキルを身に付けてもらい、資格取得手当や昇進条件に反映させるなど、職業訓練機能の強化を奨励している。
- ・ 中学生頃から学校教育の中でキャリア形成に関する授業でイメージを持たせる、勉強習慣を身に付けることが重要。
- ・ 自分の人生をどう歩みたいか自己決定権を子どもが持つこと、最終的には自立できるような形が、最も効果的な予算の使い方であると考えます。
- ・ 家族も一緒に異動するのが一番良いと考えるが、私の会社では強制することなく本人の事情に合わせ、月に1回会社の費用で帰ることを可能とする等、なるべく家族との触れ合いを増やす機会を作る方針で単身赴任を提示している。

●有識者の主な意見（2/4）

○清水 博氏（日本経済団体連合会 人口問題委員長）

- 経団連の基本的な考え方としては、以下が重要だと考える。
 - 少子高齢化の中にあっても、持続可能で豊かな未来社会を確立すること
 - 持続的な成長の下で、こどもからお年寄りまで広く安心を支える、公平公正な全世代型社会保障を構築すること
 - 経済界がGXやDXへの投資をはじめ、安定した雇用就業機会の創出と持続的な賃金引上げに努める
- 今後の議論への期待としては、①子育て支援の全体像を示すこと、②必要な方に必要な支援を行うメリハリをつけた対応を行うこと、③国民の理解を得て社会全体で公平公正な負担の仕組みとすること。
- 人口減少のスピードを抑える施策の推進と人口減少に耐えうる社会システムの構築を同時に進めることが重要。前者はライフステージに応じた施策を推進すること、後者は労働力の減少・不足への対応と社会基盤の持続可能性の確保を図ることが重要。
- 経済界の取組として、環境整備面では育児休業の取得促進や働き方改革に関する周知活動に取り組み、財源面では、企業が厚生年金保険料に上乗せして負担する事業主拠出金を通じ、待機児童対策等に貢献してきた。目指す社会の実現に向け、経団連としても引き続き取り組む。
- 男性の育休取得を会社の方針としてトップが示すことと、本人・上司・人事部の三者が育休予定を共有し、履行されているかをフォローすることが重要。
- 限られた財源・人材の中で必要な人に必要な支援を効果的に行き渡らせるためには、所得制限を設けメリハリをつけることはやむを得ないと考えるが、その際にも、給付と負担をセットで捉え、社会全体で公平・公正に負担することが大事。
- 社会全体で公平・公正に負担していくためには、「高齢者」や「税財源」などが重要なキーワードになり、国民の理解を得て進めることが必要。

○関 聡司氏（新経済連盟 事務局長） 1/2

- 新経済連盟が考える基本的なこども政策の考え方は、こども政策にかかる費用はコストではなく投資と捉えるべきということ。
- 新経済連盟が目指す日本の姿は、民の力が最大限発揮され社会課題を解決する日本、また多様な家族の在り方が浸透し国内外に競争力を持つ優秀な若者が活躍できる日本。
- 新経済連盟からの提案施策としては、以下4点。
 - ① 日本型雇用の変革
メンバーシップ型からジョブ型へ日本の雇用形態を変革するための制度整備や解雇規制の緩和含めて考えるべき。
 - ② こども子育て領域でのデジタル化の推進
デジタル3原則と言われるワンストップ、ワンズオンリー、コネクテッド・ワンステップ（デジタル完結）の実現。特にIDやデータ分析を提供するスタートアップを活用する等、民間企業のテクノロジーの活用を推進。
 - ③ 多様な家族形成の在り方や移民の検討
婚外子・養子縁組・里親等の多様な家族形成の在り方を許容する社会を目指すべき。また、日本経済の持続可能性の観点から、外国人の受け入れ促進によるイノベーションの加速や消費促進を期待。
 - ④ 未就学児・学童に対する保育・教育環境の整備
公私立・全日制高校に比して補助金取得が困難な株式会社立学校や通信制高校への支援等。

●有識者の主な意見（3/4）

○関 聡司氏（新経済連盟 事務局長） 2/2

- ・ 男性育休を取得しやすい職場環境の整備は当然のこと。加えて、出産後も勤務希望する女性にとって利便性の良い保育所が簡単に見つかる制度あるいは保育所の環境整備が必要。
- ・ 出産・子育てに係る費用を国が大胆に予算化して取り組んでほしい。
- ・ 保育施設・保育士の業務負荷軽減に寄与する保育のデジタル化に対する予算を増やしてはどうか。
- ・ 男性に限らず女性の単身赴任もどうしても避けられないケースとしてあり得る。その場合は、企業等を含めてどうサポートするか工夫が必要。
- ・ できるだけ所得制限は設けない方が良い。富裕層に対しても給付することで、出産と育児は社会に役に立つ将来に向けて非常にいいことであるというメッセージになる。
- ・ 外国人の方にとって、日本滞在中に学校、教育の問題が非常に重要な課題であるため、インターナショナルスクールや英語で保育園に預けられる環境を増やすことで日本に来やすくなるとともに、日本人からの需要にも応えられるため、もっと増やした方が良い。

○日色 保氏（経済同友会 社会保障委員会委員長） 1/2

- ・ 困難な状況にあるすべての子どもを早期に発見して包括的な支援を提供するために、以下3つの壁があると認識。
 - ① 高校生の「壁」：義務教育を終えることにより市区町村の支援の枠組みから漏れてしまう。
 - ② 行政機関間の「壁」：都道府県と市区町村の間、地方公共団体の中の組織部局と教育委員会の間にも壁。教育と福祉の融合に向けた文部科学省と厚生労働省の壁。
 - ③ 行政・学校とNPOの「壁」：予算と責任を有する行政、子どもの情報を最も保有する学校、情熱があり細やかな支援が可能なNPOの三者の連携の困難さが、支援の効果と効率を損ねている。
- ・ 子ども家庭庁には円滑な連携体制の構築にリーダーシップを発揮してほしい。
- ・ 子どもに対する支援は将来への投資と考え、広く国民で負担する枠組みが必要。ふるさと納税を活かして現地のNPOに寄与する、公益信託制度や休眠預金の活用等も視野に入れてほしい。
- ・ 産後だけでなく小1の壁で急に勤務が難しくなることや病児保育等の様々な状態に合わせシームレスな保育体制の整備が必要。
- ・ 男性育児休暇取得等、個々の企業が自社の取組実態を情報開示することで、勤労者から選択される会社になるのではないか。
- ・ 子どもがいるからといって貧困になることがないような仕組みが必要。教育子育てに不安感がないようにすること、離婚家庭における養育費の不払いに対する強制措置の検討などが必要。
- ・ 子どもを育てるときに子育て・教育負担がかからず金銭面で心配は少ない、逆に子どもをたくさん持てば家計が潤うくらいの支援を行えば不安感はなくなるのでは。
- ・ 労働市場の流動化が必要。海外のように、より自分の能力を活かせるところに転職を繰り返し所得が向上する仕組みが必要なのでは。
- ・ 同友会では子どもの声を聞く第三者機関に関する議論もあったが、メリットがある一方で保育の担い手不足等の他の優先事項があり、優先実施することは現実的には難しい。

(次頁へつづく)

●有識者の主な意見（4/4）

○日色 保氏（経済同友会 社会保障委員会委員長） 2/2

- ・ ジョブ型雇用であれば本人の条件に合わなければ契約関係を解消することができるが、日本はメンバーシップ型雇用なので半ば強制になる。メンバーシップ型雇用であっても、リモートワークの利活用等、雇用環境の整備により是正が可能では。
- ・ 所得制限は設けない方が良い。こども政策は救貧政策ではなく投資である。また、関連して106万円・130万円の壁により女性活躍が阻害されているので是正していただきたい。
- ・ 国際バカロレア校の設置が進んでおらず海外の会社から見て日本は魅力のない国とみられてしまうため、予算をつけていくに値すると考える。

○村上 陽子 氏（日本労働組合総連合会 副事務局長）

- ・ こども子育て施策については仕事と子育てを両立できる職場づくりはもとより、こども子育て支援を必要とする人誰もがサービスを受けられるようにすることが重要。
- ・ こどもの権利擁護の観点からこども大綱に求めることは、以下4点。
 - ① 子育て幸せ社会の実現に向け全てのこどもに対する支援の提供
保護者の所得の多寡に関わらない全てのこどもへの児童手当の支給、希望する全てのこどもが保育所等を利用できるような条件の見直しが求められる。
 - ② こどもの安全確保と質の高い保育の提供
質の高い保育を確保できるよう手厚い職員配置基準への見直しと、子育て世代を孤立させないサポート体制の整備が必要。
 - ③ こどもの貧困対策強化とひとり親家庭への対応
経済的支援、就労支援、食事支援、生活支援、学習支援等を包括的に行うことが必要。適切な支援メニューのため、アウトリーチ型支援体制を一層強化すべき。
 - ④ こどもの意見聴取に関する第三者機関の設置
現在努力義務となっているこどもの意見表明等支援事業を義務化し、どこに住んでいても適切な意見表明ができる支援を行う必要がある。第三者的立場にある意見表明支援員の配置のみならず、第三者機関の設置に向けて検討してほしい。
- ・ 男性が育休を取得できるような職場の雰囲気作りが重要。また、取りやすい環境づくりとして、休んでもカバーできる体制づくりに加え、育休取得により、育休取得する女性の心境や疎外感を感じることをマネジメントで役立つなど、プラスになる雰囲気を出していくことが重要。
- ・ 女性に限らず、男性も含めて、管理職自体を魅力的に感じられないことへの見直しも重要。
- ・ 長期安定的に勤続可能とすることが重要。日本型雇用において重要だったのは人材育成機能であり、職場での先輩社員からの技能形成により安定して働き続けられていた。技能育成を重視していくことが重要。
- ・ 現金は、こどもに直接与えられるわけではない上、女性の負担軽減に直結するかも疑問。税財源の確保についてきちんと議論した上で、現金給付より現物給付を手厚くしていくことが基本。
- ・ 高校への出前授業や大学の寄付講座等は実施しているが、小中学生という発想がなかったため、今後考えなくてはいけないと改めて感じた。
- ・ 転勤制度そのものの課題ではないか。組合員内の懸賞論文にて最優秀受賞を受賞された論文のテーマが正に転勤制度を見直すべきというもので、真剣に受け止めたところ。若年世代から意見を聴くことの重要性を実感した。

【日時】令和4年12月13日（金）17:15～19:00

【場所】日比谷国際ビル8階8E会議室

【参加者】 小倉子ども政策担当大臣、伊佐厚生労働副大臣

香取 照幸 上智大学総合人間科学部 教授、一般社団法人未来研究所臥龍 代表理事

熊谷 亮丸 株式会社大和総研 副理事長

権丈 善一 慶應義塾大学商学部 教授

武田 洋子 株式会社三菱総合研究所 研究理事

中空 麻奈 BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット総括本部副会長

（敬称略、五十音順）

●有識者の主な意見（1/4）

○香取 照幸 氏（上智大学総合人間科学部 教授、一般社団法人未来研究所臥龍 代表理事） 1/2

- 社会の構成員として自らの希望・人生を選択し、それを通じて社会に貢献すること、家庭を持つ・子どもを産み育てることが、何の障害もなく本人の希望に応じて同時に実現できるという形が必要だが、現実には実現できていない。
- 男女が希望どおり働ける社会づくりとして、包括的子育て支援制度の創設が求められる。様々な保育サービスが用意され、就労や家族形成に応じて柔軟に選択可能で、利用することが権利として保障される状態であるべき。
- 現金給付について、その意義は否定しないが社会的な付加価値を生まない性質のため、現物給付のように本人が就労しその所得を稼得する方が、本人にとっても社会全体にとっても利点が多い。
- 結婚・出産はあくまでも個人の選択であり、義務でもなければ責務でもなく、権利であり希望であるということを忘れてはならない。
- 育児休業と保育を一体化し現物給付を中心に全子育て世帯にサービスを提供する場合、企業にとって現在と将来の労働力が保障されることになるため、企業もまた受益者である。その意味で、全額公費の保育についても、一定の企業負担があって然るべき。
- 社会保障・税一体改革により、消費税は「少子化」を加えた社会保障4経費へ拡大されたこともあり、次世代を支える子どもたちの支援を社会化するために社会全体で費用負担すること、つまり消費税を充当することは当然である。
- 現金給付に比べ、現物給付を普遍的に提供の方が中長期的には明らかに効果がある。現金給付のように経済的な問題を福祉の給付で手当することは、他の人が生んだ付加価値で手当をすることになるため非常にコストがかかる。一方、その人自身が社会参加し就労を得てその機会を保障するためのサービスが提供される現物給付の方が、明らかに費用対効果が高い。その上で、現金給付に適しているのは、ある瞬間その支出があることが就労継続や出産に影響があるような費用、例えば出産費用である。現金給付と現物給付の役割分担の違いを考える必要がある。
- 雇用が保障され一定の収入があることは、家計を形成する大前提であるため、少子化対策を社会保障施策あるいは労働政策として考えるだけでなく、より大きな視点で考える必要がある。巡り巡って御社の利益になるので少子化対策に協力を、と説得しても企業は動かない。総資本、総労働あるいは日本全体の成長、といった関わりで議論ができる組み立てをしないと難しいだろう。
- 労働政策と保育政策を一体的に進めるだけでなく、経済政策・社会保障政策を含めたパッケージで考えないと少子化問題は解決しない。それだけ経済や社会に大きな影響を与えているという方向性で考えるべき。

（次頁へつづく）

●有識者の主な意見（2/4）

○香取 照幸 氏（上智大学総合人間科学部 教授、一般社団法人未来研究所臥龍 代表理事） 2/2

- ・ 90年代当時は厚生省と労働省でさえ別の省庁であり、労働政策、社会保障、児童福祉の政策を共通の考え方で考えることに相当な政治的エネルギーが必要であった。逆にこれだけ多くの視点から物を考え議論が詰まっている現在であれば、議論のフィールドは揃っている。少子化対策は、個人の利害・損得に関わる合成の誤謬の塊のような制度であるため、統一的な理念をつくるだけでなく、利害調整には政治的な合意が必要だと考える。

○熊谷 亮丸 氏（株式会社大和総研 副理事長）

- ・ 2010年から2020年にかけて被保険者の出生率が大幅に上昇したことで、仕事と育児の両立支援に一定の成果がみられたことが確認できた一方、同時期の被扶養者の出生率は大幅に低下した。今後強化すべきは、専業主婦や産後再就職した方に対する在宅の育児支援である。
- ・ 正規雇用と非正規雇用の格差解消があらゆる政策のセンターピンである。同一労働同一賃金を加速することにより、夫婦共に正規で就労できる状況を整備することが極めて重要である。
- ・ こども・子育て支援は個人の幸福増進だけでなく社会全体をも幸福にするため、その安定財源については企業を含めた社会全体で連帯し、公平な立場で広く負担し支える仕組みが重要。子育て費用を社会化し社会連帯基金を創設し、国民全体で広く薄く支えることが極めて重要である。
- ・ 北欧諸国のようにしっかり労働市場政策を講じる一方、ある程度労働市場の流動性を高めながら失業なき労働市場を実現し、その上で格差は拡大しない、という国柄を目指していくことが必要ではないか。
- ・ 諸外国の研究等でその効率性が示されている通り、現物給付が基本になる。対象としては0～2歳の年齢期の教育環境の差が将来的に極めて大きな差をもたらすという研究結果を踏まえ、幼児の可塑性の観点からも0～2歳児のいる世帯への強化が必要。
- ・ ①各種助成金等により、非正規の待遇改善に取り組んだ企業に対する優遇を実施する、②基本給まで踏み込み仕事内容に応じて賃金が決定されるシステムを構築する、③無期転換ルールの8年度の見直しの年に合わせ、非正規の正規化を促す制度整備を行う、④企業に対し、正規・非正規の賃金状況や正規化への取組状況等の非財務情報の開示を求める、以上4点が考えられる。
- ・ 少子化対策は社会全体に裨益するものであるから、広く薄く社会全体で負担すべきとぜひ政治家からしっかり問い掛けていただきたい。

○権丈 善一 氏（慶應義塾大学商学部 教授） 1/2

- ・ かつてこどもは労働力・勢力堅持の手段・老親の扶養等の投資財と見做されていたが、産業構造の変化により子が親の職を継がない時代となり、年金保険・医療保険・介護保険等の高齢期の生活費を社会化する制度が整備されたことで、親にとって子の投資財としての側面が弱まった。加えて、子を持つことのコストとして、ミルク代・保育料等の直接費用の他に、育児休業中に女性が失った所得（継続就業していれば得られたであろう賃金とのギャップ）いわゆる機会費用が意識されるようになり、生産に対する女性の貢献が高まっていることで増加傾向にあると言える。
- ・ 個人がミクロ的に合理的な行動を取るとマクロには不都合が生じる、その個人的利益と集団的利益のコンフリクト状態をケインズは「合成の誤謬」という言葉で表現した。
- ・ 1934年スウェーデンのミュルダール夫妻が『人口問題の危機』の中で、合成の誤謬への解決策の一つとして説いた「子育て費用の社会化（個々の家計から国家予算への移行）」は、様々な困難が顕在化する前の予防的社会政策として有効だと考える。

（次頁へつづく）

●有識者の主な意見（3/4）

○権丈 善一 氏（慶應義塾大学商学部 教授） 2/2

- ・「子育て費用の社会化」は、低所得者対策ではないため、所得制限は不要である。
- ・財源調達については、「子育て支援連帯基金」が子ども子育て制度を支えると考え。生涯の高齢期の支出を社会保険の手段で賄っている制度が、自らの制度の持続可能性と将来の給付水準を高めるために拠出する仕組みであり、これにより、年金・医療・介護保険という高齢期の生活費を社会化した制度として、子育て費用の社会化を支援できるようになる。
- ・人口減少により労働力が減少し、今後順調な発展を期待することが難しい状況の中、資本主義体制から便益を得ている資本サイド（経営サイド）においては、個々の経営者のミクロ的観点では労務費は安ければ安いほど利潤は極大化できるかもしれないが、マクロ的観点・長期的観点においてはどうしても問題が生じる。個人的利益と集团的利益のコンフリクト、いわゆる合成の誤謬が発生する。
- ・子育て支援連帯基金は労使折半であるため、事業主である経営者たちにとって望ましい政策に関与する機会が提供されることになる。積極的に協力することで長期的には自分たちのためにもなる。
- ・公共政策は基本的に合成の誤謬を解決するためのものであり、必ず総論賛成各論反対になる。ゆえに、リーダーシップが必要となる。
- ・現金給付・現物給付に対して経済学を含む様々な学問の中では、どちらが確実に良いというものはない。
- ・総資本や経済界全体のビジョンを持った人々を相手として説得し、その傘下の企業に対してこのルールに従うようにと指示する形でしか推進できないのではない。何故この政策が重要なのか訴え続け国民世論を味方にするのは政治家の仕事であり、20年・30年先の社会全体の持続可能性のためにやらなければならないという概念を作り、国民全体を説得・展開してもらいたい。
- ・合成の誤謬を解消とすると必ず総論賛成各論反対になる、それでもなお総論に基づいて政策を展開していかななくては社会の持続可能性がなくなるということを読み取ってもらいたい。

○武田 洋子 氏（株式会社三菱総合研究所 研究理事） 1/2

- ・少子化問題は複数の要因が絡み合い様々な議論がなされてきたが、議論の前提として、男女共に結婚しない・子どもを持たない選択や価値観は尊重されるべき。但し、社会的な慣行や経済的理由により、家庭や子どもを持つことを望んでいるが諦めざるを得ない・選択できない状況は変えていかなくてはならない。
- ・女性の出生率の寄与度分解によると、未婚率上昇が合計特殊出生率低下に対する寄与度が大きいと言える。将来の経済的な見通しが、未婚率上昇に大きく影響している。
- ・非正規職員の未婚率は、正規職員のその約2倍。正規職員は将来良くなるとの見通しが立ちやすいのに対し、非正規職員はその差がむしろ開いている。
- ・全ての人材が活躍しなければ人手不足が解消せず経済が回っていかない時代にあるため、現金給付よりしっかり支援していくことが根本的な解決に繋がる。
- ・全世代型社会保障構築会議での議論のように、必要に応じて給付を受けられる安心感が大事。働き方に左右される社会保障の在り方ではなく、勤労者皆保険を推進すべき。

（次頁へつづく）

●有識者の主な意見（4/4）

○武田 洋子 氏（株式会社三菱総合研究所 研究理事） 2/2

- ・最も必要となるはリスクリングだと考える。①親になるであろう方の生涯賃金の向上、②結婚・出産に繋がる未来への投資としての少子化対策、③D X・G X 分野で活躍する人材へのシフトによる競争力向上、④新しい分野での生産性向上による経済強化、財政・社会保障での税金・保険料の向上、⑤国全体・国民全体のWell-beingの向上、といった利点がある。中長期的な取組を避けることなく、問題を先送りしなかった政権・大臣として歴史に名を残していただきたい。
- ・現物給付の方が効果が高いという見解に同意。
- ・スキルに見合った賃金とすることを徹底することに加え、人的資本に関する非財務情報開示を行うことで企業の流動性を高め、企業が評価される世の中になれば、企業は合理的に動かざるを得なくなるはずである。
- ・会社・企業・社会のことを本気で考えている経営者は、人への投資に非常に共感を持っているはず。リスクリングとセットで議論するのが良いだろう。

○中空 麻奈 氏（BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット総括本部副会長）

- ・人口減少は国力を弱めソブリンリスクを高める要因となり、人口が増えないと国の信用力が阻害される。人口増加率・経済成長率の関係を見ても人口が多いほど経済は成長するため、少子化を人口問題として捉えるのであれば、経済成長のために必要なことと言える。必ずしも経済成長のために少子化だけが解決策であるということではないが、自国内で解決可能なポイントとして少子化問題があると捉えたい。
- ・合成の誤謬は、実は日本が得た成果でもある。個人が自由に色々な選択ができる社会となったからこそ、今の時代の人たちは自由に選択ができるのであり、それは決して不幸ではない。ただ、これまで少子化対策として経済対策や育児休暇制度の充実を図ってきた一方で保育園での悲しいニュースもあり、即席で形だけ保育園を増設したのではと穿った見方もできてしまう。
- ・1ヶ月1万円の給付でこどもを産みなさいと言われても辛いように、僅かな給付金を受給してもインセンティブにならない。したがって、特に困窮率が極めて高い一人親世帯に対し経済対策を講じるべきだと考える。
- ・男性の育休取得においては、本当に必要なときに必要な育児休業が取得できる仕組みもセットで提供する柔軟性が必要である。
- ・横並び意識・受験戦争等の因習を打破し、教育制度や教育の仕組み等の観点から、こどもが大人になる過程で包括的にどんな弊害があるのか見直すべき。
- ・子育て世帯において住宅ローン負担が重い問題に対し、例えば国が空き家を買取りリノベーションして格安で提供する仕組みがあれば、地方創生と空き家問題と少子化問題の3つの社会問題が一度に解決するのは。
- ・こども家庭庁で何を問題意識としているのかが俎上に上ただけでも良いことだが、サプライズ政策を打ち出すことで、他の施策にも話が繋がっていくのではないか。
- ・ユニバーサルに日本に住む人であれば誰でも得られるものと、そこに上乗せしてその地域の特性を出した支援の両方を提供してもらいたい。地域が競争することで、子育てしやすい・こどもに優しい地域が増えて欲しい。
- ・日本がどこを目指すのかを国民に問うて欲しい。誰が何を望んでいるかによって財源は決まる。現時点では消費税が正しいと思うが、もっと広い意味で企業からも支払ってもらう必要があり、何をしたいかによって財源が大きく変わるのではないか。
- ・経済成長において、日本国民が本気で2%成長したいと思っているのか。1%で良いから幸せでありたいと願っている人が多いのであれば今の生活を維持することを政策の中心に据えた方が良い。ぜひ決めつけず、国民が何を願っているのか聞いてもらいたい。

内閣府ユース政策モニターからの意見（Webアンケート）

【意見受付期間】 令和4年12月9日(金)～12月25日(日)

【回答者】 ユース政策モニター（調査時点で10歳～30歳のこども・若者） 281名

No.	質問項目
1-1	「家族・家庭に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。
1-2	みなさんのまわりの「家族・家庭」の状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。
2-1	「友人・人間関係に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。
2-2	「友人・人間関係」に関する状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。
3-1	「学校に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。
3-2	みなさんが通う・通っていた「学校」をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。
4-1	「暮らしているまち」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。
4-2	みなさんの「まち」をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。
5-1	「心身の健康やお金など、生活全般に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。
5-2	「心身の健康やお金など、生活全般」に関する状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。
6-1	「仕事に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。
6-2	将来のことも含め、みなさんのまわりの「仕事」の状況をより良くするために、どのような取組が必要だと思いますか。
7-1	「結婚・子育てに関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを、そう思う理由とあわせて教えてください。
7-2	質問7-1で答えていただいたことについて、どのようなもの・人からそう思うようになりましたか。
7-3	将来のことも含め、みなさんのまわりの「結婚・子育て」の状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。

■ 問 1 – 1. 「家族・家庭に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。（1 / 2）

（家族と過ごす時間）

- ✓ もっと休日を作ってもらい家族や友達と一杯ふれあう時間がほしいです。（小学生/女性）
- ✓ 学校から帰ると、家族は仕事に行っていて、帰ってきても僕は宿題があるし、お母さんはごはんの支度で忙しくて、あまり一緒の時間がありません。（小学生/選択しない）
- ✓ 家族で過ごす時間がもっと欲しい。共働きで、一緒に家庭で過ごせる時間が少ない。もっと家庭を大切にしたい。（正社員・正職員/男性）
- ✓ 保護者が育児にかけられる時間がより多くなるような子育て世代へのケアを、地域や企業の力で手厚くして欲しい。（正社員・正職員/男性）

（経済的な困窮）

- ✓ お母さんが働く時間が少なくても、安心して暮らせるくらいの給料がもらえるといいです。（小学生/女性）
- ✓ いつか結婚して子供を産みたいと考えているが、今の社会で育てられるか不安である。金銭的・社会的不安もあるが、自分に子育てができるのか、子供をちゃんとした大人に育てられるかが、一番の懸念点である。（大学生・大学院生/女性）
- ✓ 自分も親のように幸せな家庭を築きたい。出会いを求めて婚活をしているが、もっと費用を抑えて、安心して活動できたらいいなと思う。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 将来、地元において働いて生活していけるか不安。（小学生/男性）

（家族の在り方）

- ✓ 「家族」という関係性だけで人権を蔑ろにしてしまう大人が多いと感じる。「家族だから何でも話すべき」「家族だから、断りなく身体をさわってもいい」等々、家族の前に一人の人間であるという意識が薄い。（高校生/選択しない）
- ✓ 親が子供の意見を尊重する(意見を頭から否定しない)、過干渉にならないと、家で過ごしやすい。子供は親の所有物ではなく、ひとりの小さな人として接すべき。（大学生・大学院生/女性）
- ✓ 「家族は助け合わなければならない」「子どもは親に感謝し敬わなければならない」といった家族観、価値観に苦しめられている人たちが、今の時代は多くいると思う。多様な家族の形、多様な価値観が許容される社会であってほしいと思う。（正社員・正職員/男性）
- ✓ 家族でも分かり合えないこと、愛していれば何をしてもいいわけではないこと、そういう家族と距離を置くのは悪いことではないという考えが一般的になるといい。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 「親が絶対」みたいな家庭にならないようにしたい。（中学生/女性）
- ✓ 家族に対して期待されている責任が大きいと思います。家族同士では解決が難しい家庭問題もあると思うので、たよりやすい雰囲気をつくる必要があると思います。（大学生・大学院生/女性）
- ✓ 家族に迷惑をかけたくないと思い、本音を言えないときがある。本音を言い合える関係になったら嬉しい。（高校生/女性）
- ✓ 不登校の弟やその他兄弟の世話をし、家事をしなくてはいけないことが負担。（高校生/女性）

■ 問 1 – 1. 「家族・家庭に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。(2/2)

(虐待、DV、性差別)

- ✓ テレビをみると、学校のいじめや、家の中でDVされていることをみます。そういう悪い事がなくなってほしい。(小学生/男性)
- ✓ 虐待やネグレクトが無くなるようになれば良い。(中学生/男性)
- ✓ 性別によって家族内でやらなければならないことが偏らないよう、社会全体として制度を整えたり、メッセージを出してほしい。(正社員・正職員/女性)

(その他)

- ✓ 家族とうまくいかないときに話を聞いてくれる大人が欲しい。(高校生/女性)
- ✓ 「親ガチャ」と呼ばれるような、親の年収・人格・家族構成・夫婦仲など家庭の環境によって子供の未来が大きく左右される現状をどうにか改善してほしい。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 下記のような現状が改善されてほしい。(高校生/女性)
 - 男性の家庭参加が促進されているが、男女共に家庭と仕事を両立できる環境にない
 - 経済的な負担が大きく、余裕がない
 - 子どもの選択肢が親によって大きく左右されてしまう(→社会が支える仕組みが不十分)

■ 問 1 – 2. みなさんのまわりの「家族・家庭」の状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。 (1/2)

(家族と過ごす時間)

- ✓ 休日を増やして、家族と話したり勉強をおしえてもらえる時間がほしいです。(小学生/女性)
- ✓ 大人にも夏休みや冬休みがもっと長くあって、子どもと同じ時期に休みが取れればいい。(小学生/選択しない)
- ✓ お母さんと話をしたり、ご飯を作って食べたり、お風呂に入ったり、髪の毛を乾かしてもらったり、一緒に過ごす時間があると、こころが落ち着く気がするから、家族の時間を作れる取り組みがあるといいと思います。(小学生/女性)

(経済的な支援)

- ✓ 子育て世帯が生活に困窮することのないような経済的支援。子ども、親、それぞれの相談窓口や支援。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 経済的な理由でやりたいことや進学を諦めなければならない子どもは、返却不要の奨学金を使ってやりたいことができるようになるといい。みんながやりたいことをやれば、意欲もあって結果的にいい方向に向かっていくのかなと思う。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 経済的余裕、社会保障の充実、家庭以外の居場所の確保。(高校生/女性)
- ✓ 親が正しく子供と接するためには、まず心理的な余裕が必須だと思うので、心理的な余裕を得るために、金銭的余裕や時間的余裕(最低賃金上げる、税金減らす、扶養手当を増やすなど)をする必要がある。(大学生・大学院生/女性)

(こども・若者の居場所)

- ✓ 困ったことがあった時に、すぐに話せる人をみんな持つことが必要。(小学生/男性)
- ✓ 家庭・学校以外の場で、子供の居場所になり子供をさまざまな形でサポートする施設やサービスを作って欲しい。現在、子供の居場所は基本的に家庭か、学校の2択しかない。家庭の問題を学校に、学校の問題を家庭に押し付ける悪循環も生じている。家庭でも学校でもない新たな居場所を作り出すべきだし、家庭や学校で問題を抱えている子供を守り、問題解決をする場であるべきだ。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 家庭・学校のほかに居場所を持つ取り組みが必要であると考え。子どもは、この2つの環境が自分のすべてだと思い込んでいると考える。そのため、家庭にも学校にも居場所を見いだせないと、世の中に求められていないと思ってしまう。家庭や学校以外の第三の居場所があれば、素の自分を出すことができたり、新しい活躍の場を得たりできる。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 家族が家族内だけで解決できない問題に対応できる機関やコミュニティがどこの家庭の近くにも必要だと感じます。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性)
- ✓ 家族への不満を打ち明ける場が必要。(高校生/女性)
- ✓ 相談しやすい環境をつくる。虐待・暴力からの逃げ場を用意する、加害者側の精神治療といったサポートがあるとよいのではないか。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 核家族化しているので、孤立しないようにするのがいいと思う。コミュニティの場、社会との繋がり、同じ境遇の人たちとの出会いの場、情報を得られる環境とか。(中学生/男性)

■ 問1 - 2. みなさんのまわりの「家族・家庭」の状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。 (2/2)

(多様性・相互理解)

- ✓ 多子が不利にならない、むしろ推奨される政策。既に結婚・出産した人への給付金より、未婚化への対策強化。特別養子縁組の推進。家庭擁護原則の徹底。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 多様な家族の形があることが当たり前になることが、生きやすさに繋がると思います。その人の当たり前が否定されないためにも、色々な形の「家族」がいることを周知すべきだと思います。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ お互いもっと歩み寄ること。相手の意見を聞き、受け入れる姿勢を持つこと。(中学生/女性)
- ✓ 人は人、自分は自分の意識。家族という近い存在でも自分とは違う個体だということを意識し、他者を尊重すること。(大学生・大学院生/女性)

(労働環境)

- ✓ 労働時間の無条件の削減(一日の労働時間を8時間から6時間、完全週休3日制)と賃金の上昇。子どもに対する過度な学力競争の抑制。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 子育てをしながら働きやすい環境づくり。(正社員・正職員/女性)

(虐待、DV)

- ✓ 虐待やDVによる家族を支えるための機関をよりサポートしてほしい。(正社員・正職員/女性)

(その他)

- ✓ 保護者に対する、育児や子育て方法の説明会を小学校や中学校で行う。子供の立場でも、親の立場でも相談しやすい窓口などを設置する。(高校生/男性)
- ✓ SNSなどで簡単に同年代の人々が繋がれる仕組み。(中学生/男性)
- ✓ 学校や職場で学期ごとにカウンセラーの方と生徒が1回は話すように企画することが必要だと思います。話すことによって普通だと思っていた事が、実は普通の事ではなかったりすることに気がつけるようになると思うからです。(中学生/女性)

■ 問2 - 1. 「友人・人間関係に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。

(人間関係上の不安)

- ✓ 友だちに嫌われていないか、不安になることがある。お互いの気持ちを言い合える場があるといいな、と思うことがある。(中学生/女性)
- ✓ クラスやクラブ活動など、普段過ごしているコミュニティと離れる時間が長い、長期休みなどに不安になることがある。(高校生/男性)
- ✓ 一対一なら会話できるが、複数人になると、会話に入るのが難しい。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 友人とは何であるか、ということに悩む。他の人の生活をSNSで比較してしまって辛くなることもある。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 進学後、新たな環境で友人を作れるのか心配。(高校生/女性)
- ✓ 傷つけない、傷つきたくないという思いが強く、深くお互いに入り込まない間柄に落ち着いている。だからさっきまで一緒にいても、楽しく遊んでもそれが相手を深く知ったとか絆が強まったことには繋がらない。(高校生/女性)
- ✓ 人間関係が希薄化しているように思えてならない。同調圧力もあり、若年層での孤立化が図られやすい気がしてならない。SNSの活用法について、情報教育としてさらに力を入れていく、など。(高校生/男性)
- ✓ 大学生になってから限られた友達としか関わらなくなった。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 社会人になったら、友人と呼べる存在はぐっと減りました。新たに所属するコミュニティを見つけやすく、入りやすい社会になったらいいなと思います。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性)

(前向きな人間関係)

- ✓ 学校へ行く時は、友達が心の支えになっている。(小学生/男性)
- ✓ 気軽に相談したり、愚痴を言ったりできる相手がいると、安心できる。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 自分の考えを押し付けずに、(必要以上のアドバイスをしない)学校の先生は相談がしやすいと感じます。ただ自分の話に共感してくれるだけでも十分です。でもそんな大人は自分の周りにはあまりおらず、言えずに溜まっていることもあります。(高校生/女性)

(遊ぶ時間・場所)

- ✓ 友達ともっと遊ぶ時間が欲しい。(小学生/男性)
- ✓ 友達と遊べるところが欲しい。外で騒いでも怒られないところ。(小学生/男性)

(その他)

- ✓ 不登校や障害がある人に対する理解を、もっと確りと深めて欲しい。(中学生/男性)
- ✓ 過疎地域では、地域コミュニティが希薄化していることもあり、地域コミュニティの再構築が必要であるということ。(その他/男性)
- ✓ 日々過ごすコミュニティや家庭で配偶者や家族、親戚等の身近で会話がしやすい環境が整っていることが明るい社会の実現に寄与すると思う。(正社員・正職員/男性)

■ 問 2 - 2. 「友人・人間関係」に関する状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。

(相互理解)

- ✓ 互いに認め合う。(小学生/女性)
- ✓ その人の一つ一つを個性として認めることを、確りと学ばせる取組が必要と思う。(中学生/男性)
- ✓ お互いに認め合ったり、尊敬し合うこと。肯定して受け止めてあげること。(高校生/男性)
- ✓ 他者を大切にすること、お互いの立場や状況に想像力を働かせ、自分だったらどうするかと寄り添ってみること。自分もみんなも、それぞれが幸せを感じられるような社会になるといいと思う。(高校生/女性)
- ✓ 本音の会話ができる機会が欲しい。(小学生/男性)
- ✓ 自分の気持ちをうまく表現できる方法を、クラス単位などでテーマなど決めて、時々伝え合えるような機会があると良い。(中学生/女性)
- ✓ 豊かな人間関係が築けるような教育が大事だと思う。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 初等教育、中等教育からのディベートの導入や“意見の否定”と“人格の否定”を切り離しが理解できる教育が必要であると考え。これは友人などの人間関係でも必要なことであると考え。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 人の考えていることや何を言ったら人は傷つくかなどの、当たり前なことが考えられなくなっていると思う。だから、現実世界で人ともっと関わる機会を増やす必要がある！(中学生/女性)

(友人や大人との関わり)

- ✓ 勉強や部活動だけじゃなくて、友だちと過ごす時間が増えたらいい。ぼくの町では児童館を利用するのに学校から一度家に帰らなくてはならない。ランドセルを家に置いて帰ると遊ぶ時間はないです。学童ではなくて、直接遊びに行ったり宿題のできる児童館や広場があればいいと思う。(小学生/選択しない)
- ✓ 年上の人や大人と関わる機会も必要だと思う。何か思い悩んだ時に、上から目線ではなく、人生の先輩と一緒に悩み、時にアドバイスする人がいると、人間関係の悩みも解決に向かえると思う。(大学生・大学院生/女性)

(いじめ)

- ✓ いじめは普通にあるので、それに対する対応先や相談先、訴える場合の相談先など教えてほしいし、やったらこういうペナルティがあったりで大変だよって教えてほしい。(小学生/女性)

(その他)

- ✓ 一つの場所だけでなく自分が存在できる場所を複数もつ。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 学校や児童館での教育の範囲を広げたりして、みんなができるだけ得意なことを増やしたり自信をつけたりして、いじめにまけなかったり、じぶんの意見を持ち主張出来るようにする。(小学生/男性)

■ 問3 - 1. 「学校に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。

(こどもの意見)

- ✓ 自由度が低い、生徒の意見が反映されない、育成方法が時代や特徴に合っていない。(中学生/男性)
- ✓ 学校側が保守的なことが多く、生徒側が新たなことをしようとしても、学校側が拒否することが多い。先生の仕事が多すぎて、いつも疲れているように見える。(高校生/男性)
- ✓ 中学・高校時代に感じていたのは、生徒の意見に、もう少し先生が寄り添ってくれたらいいなと思っていた。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 先生(大人)が会議で勝手に規則などを決めるのではなく、子どもたちにアンケートなどを取り生徒(こども)の意見も聞くようにする。(小学生/男性)
- ✓ 校則の意味について先生から聞く機会があれば、ブラック校則も減り、校則を破る生徒も減ると思う。(高校生/女性)

(経済的な困窮)

- ✓ 中卒で貧困なのもあり諦めていたが、学び直しの機会(通いやすい環境や自由度が高く、補助金などがある)があると社会に出やすくなるのではないかと思う。(無職/選択しない)
- ✓ 大学に行くのにお金がかかりすぎる。今は給付型の奨学金も増えたが、それがなかった時代に金銭的に大学を諦めた社会人にも、給付型の奨学金を受け取れるようにしてほしい。(正社員・正職員/女性)

(教育現場)

- ✓ 教師が忙しすぎる。人が少なすぎて、あらゆる面でフォローできていないと感じる。本来の教育の仕事が疎かになる場面が増えていると思う。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 教師に余裕がなく、生徒も相談ごとを遠慮してしまう雰囲気があるように感じる。学級での話し合いなどで、異論を唱えたり適切な批判をしたりする議論がきちんとできていない。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 人間関係など何かしら学校での生活について相談したい時、率直に悩みを言いたくても、他者に伝わるのではないかと懸念して気を遣ってしまったり、今後の人間関係を気にしてしまったりする。また、気軽に相談したい時でも、深刻に捉えられてしまうのではないかとあって、話しにくい。(高校生/女性)
- ✓ いじめが無くなってほしいです。特に外国人やマイノリティの生徒に対する偏見に起因するいじめは本当に無くなってほしいです。(高校生/女性)

(ICTの活用)

- ✓ 電子黒板導入を進めてほしい。高校でもIT化を進めてほしい。(高校生/男性)
- ✓ タブレットを配ったのに使わない先生が多すぎる。(高校生/女性)

■ 問3 - 2. みなさんが通う・通っていた「学校」をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。

（相談できる人・場所）

- ✓ その時々、自分が相談しやすいと思える方法で相談できる機関・システムがあれば良いと思う。対面・オンライン・文面・口頭・匿名など、さまざまな手段を用意してもらえれば、もっと自分に適した相談方法を見つけやすくなり、気軽に相談しやすくなると思う。（高校生/女性）
- ✓ 先生と生徒のコミュニケーション。相談しやすい先生が1人だけで、悩みを持っている生徒は本当に救われると思います。（正社員・正職員/女性）
- ✓ スクールカウンセラーをより普及させる。（高校生/女性）

（教員の就労環境）

- ✓ 教員の待遇の改善。職員を増やす。行政関連は教員の仕事から外す。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 教員数を増やすこと、適切な議論について学ぶこと、学習性無気力を育てないこと。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 教員のための指導の際、革新的なアイデアをより受け入れるように促す。教員の給料を増やし、部活動を事実上の教員の仕事としないようにコーチを雇うお金を国が支援したり、部活動を残業扱いにし、残業手当を出す。（高校生/男性）
- ✓ 経済的支援の拡充。教員の負担軽減。（正社員・正職員/女性）

（こどもの意見）

- ✓ 生徒会役員以外の生徒も、学校の運営に積極的に関わるといいと思います。例えば、意見箱を設置して、生徒から意見を集める、など。（高校生/女性）
- ✓ 校則などのことについて、学校に生徒が直接意見を言っても聞いて貰えないため、だれかに仲介をお願いしてみる。（高校生/女性）
- ✓ 校則の規定を見直し、「なぜそれを生徒に守らせるのか」の理由を、教師が生徒の納得できるレベルで説明できるような校則に、更新してほしいです。生徒の将来に生きるような内容にしてほしいと思います。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 学校の規則を、踏襲したり、先生が一方向的に決めたりせず、生徒が民主的に決める取り組み。「声を上げてどうせ先生が認めてくれない」という諦めが、当たり前を疑わず受け入れる姿勢や、社会的無関心につながっていると考える。（大学生・大学院生/女性）
- ✓ 良い意味でも悪い意味でも、学校の先生には影響力がある。生徒はよい評定を貰わなければならないので、我慢をすることもある。でもそれによって深く傷ついたり、トラウマになってしまうこともある。（高校生/女性）

（ICTの活用）

- ✓ タブレット端末と教材の融合を進める取り組み。（高校生/女性）
- ✓ オンラインも活用しつつ、休んでも後から授業についていけるようにアーカイブを残す。（高校生/女性）

（その他）

- ✓ 大人の目を増やすこと。こどもを育てるのに不適な大人の存在を見つけやすくなるし、大人の負担が減って余裕が生まれ、丁寧な教育が可能になると思う。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 授業時間を短くする。休み時間を宿題でつぶさない。明るい時間に家に帰れるようにする。大人に休憩時間があるように子どもにも休み時間は必要だと思います。いじめの相談だけじゃなくて、問題がなくても先生と個人的に話す時間をとるといいかもと思いました。（小学生/選択しない）

■問4－1. 「暮らしているまち」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。

(居場所)

- ✓ 学校、家庭以外の居場所となるところが少ない。(高校生/女性)
- ✓ 突然行けて突然帰れる様な、自由な場所という物が欲しい。(中学生/男性)
- ✓ 地域の中に子どもたちや若者たちが居れる余白が必要と思う。子どもたちや若者達には、地域の中での政策決定場面の参加は極端に少ない。大人は、子どもたちの意見を必要とはしていない。その中から、子どもや若者が入り込む空間を作っていく必要がある。(正社員・正職員/男性)

(平等な学習機会)

- ✓ 住んでいる地域によって、学びや経験に差が出ない社会にしたい。(正社員・正職員/女性)
- ✓ お金が無い人でも、もっと平等に教育の場が与えられたらより良いと思う。(中学生/女性)
- ✓ 都会のように子供が多く集まり活気のある町と、過疎の進んでいる町とで生活格差が大きく開いてしまっているように感じる。都会以外での生活にメリットが感じられなくなっていることが、都心への子育て世帯の集中を招いてしまっているのではないだろうか。今よりも地方移住や地方創生の取り組みを積極的に行ってほしい。(正社員・正職員/男性)

(公園・遊び場)

- ✓ 公園が少ない。(小学生/女性)
- ✓ 公園の遊具が減っているので、増やしてほしい。公民館のような子供の遊び場がもっと増えてほしい。体験学習を地域ごとの差がなく行えていたらいと思う。(高校生/女性)
- ✓ 図書館にあるような自習室ではなく、広々としたオープンスペースのような場所があるとうれしい。そこでいろんな学びの相談にのってもらえる人もいてほしい。(高校生/ 選択しない)
- ✓ 雨や雪が降っても、体を動かして思い切り遊べる場所がほしい。(小学生/選択しない)

(その他)

- ✓ 自分は、近所に子供が住んでいる家があるのか、全然知らない。地域の見守り機能が、はたらいっていない気がする。(正社員・正職員/女性)
- ✓ SNSが発展しているにも関わらず、行政に市民の意見・声を届ける手法が少なすぎると思う。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 小学校には児童クラブがあって友達とたくさん遊ぶことができるけれど、中学校にはそういう場所が無いから、児童クラブ的な何かがあってもいいと思う。(中学生/女性)
- ✓ 私も重いものを持たないお年寄りの方のゴミ捨てなど率先して手伝ってます。自分ができることで地域の方に役に立って嬉しいです。(小学生/女性)

■ 問 4 - 2. みなさんの「まち」をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。

(コミュニケーションの場)

- ✓ お年寄りも子供も集える場所があれば良いと思う。(小学生/女性)
- ✓ 地域内での交流を深める。(高校生/女性)
- ✓ 地域のコミュニケーションの活性化。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 街の人の意見を中心に世の中を回す事。(高校生/女性)
- ✓ 小学生や中学生と高齢者の交流。これによって、自分と違う考えを持つ人と交流できて、互いにいい刺激になると思う。(中学生/男性)

(街づくり)

- ✓ 地域課題やまちのことについて、若手が考え行動できることを支える事業を、各地方公共団体で実施。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 地域のコミュニティはあるが、年齢層が自分にあっていないと感じるため、若年層向けのコミュニティや施設があればいいと思う。(正社員・正職員/女性)
- ✓ そもそも行政が街づくりのために何をしているのかわからない。(正社員・正職員/男性)

(意見の反映)

- ✓ 住んでいる人がどんな意見も言えるような場所がほしい。(小学生/男性)
- ✓ 市民の声を行政に届ける手法を増やすべき。デジタル化を推進し、道路の破損や危険な交通現場を通報する手段、パブリックコメントをしやすくする手法、行革に対する意見を集約する方法などを探求し、実行してほしい。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 公園など、役割として子どもに貢献する役割が大きい場合、こどもの意見を重視するなど、その時々に合わせて詳しくヒアリングする対象を変更する。(大学生・大学院生/男性)

(学習の場)

- ✓ 体験学習、大学などの公開講座を増やすこと。新しく子供が安全に遊べる場所を確保すること。(高校生/女性)
- ✓ 国と各地域の自治体がかみあって連携して、それぞれの地域の状況に合わせた子供達への取り組み・支援を行ってほしい。(高校生/女性)

(相互理解)

- ✓ 意見が合わない人が居ても多数決では決めない事、最後までお互い納得の出来るまで話し合う。(中学生/男性)

■ 問5 - 1. 「心身の健康やお金など、生活全般に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。

(経済的な負担)

- ✓ 子どもにかかる経済的負担が大きすぎる。自己肯定感が低い人が多い。(高校生/女性)
- ✓ 教育にかかる費用について、国からの支援をもっと手厚くしてほしい。生きていく上に必要な税金や制度に関する周知をもっと増やしてほしい。男女の収入の差をもっと縮めてほしい。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性)
- ✓ やりたいことや連れて行ってもらいたいことがあるけど、お金の心配をしてしまう。(小学生/女性)

(就労環境)

- ✓ 子育てをしながらの生活にはお金がかかるため仕事に出ており、仕事は苦ではないが、子供を預けるための制限があったりして働く時間が限られたり、ひとりでは子供を育てにくい状況になっている。(専業主婦・家事手伝い/女性)
- ✓ 共働きが当たり前の社会において、男女問わず仕事と育児の両立がしやすい制度や働き方の推進に力を入れてほしい。子供の数が多いほど子育て支援が手厚くなる制度を充実させてほしい。(正社員・正職員/男性)

(学費・奨学金)

- ✓ 学びたいことがあって大学院に進んだのに、学費を払うために研究よりバイトを優先する友達がいたり、将来つきたい仕事が若手に対して開かれていなかったりという現状がある。将来が不安で学生生活を楽しめない。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 私立の大学に行きたいが、借金をこれから大量に返していかないといけないのかと思うと諦めそうになる。もっと学びたいという欲求に対して、お金が邪魔をしないようになってほしい。(高校生/女性)
- ✓ 学費の負担を軽減してほしい(貸与型奨学金は借金と変わらないので、給付型奨学金の充実又は学費の減額が望ましい)。社会に出るのが不安。(大学生・大学院生/女性)

(将来への不安)

- ✓ 子供の頃から不景気と言われ続けてきたので、将来に対する期待はずっと無い。給料は上がらないのに物価や税金はどんどん上がっていく。生きるのはずっと辛い。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 給料が低すぎて自立してできない。もらえる予定の年金が低くて定年後の生活が不安。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/選択しない)
- ✓ 老後が心配。年金だけでは足りないらしいから。(高校生/男性)

(その他)

- ✓ 税金や国の制度について学校で教えてほしい。制度は毎年改正されていくと思うので、その情報をどうやって入手すればいいのか、そして自分が理解するところまで落とし込み方を授業で教えてほしい。(正社員・正職員/女性)

■ 問5 - 2. 「心身の健康やお金など、生活全般」に関する状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。

（経済的な支援）

- ✓ 子育てや教育にもっと国がお金を出してほしい。（小学生/女性）
- ✓ 出産にかかる費用をそもそもなくす。大学進学を経済的な理由で諦める人がいなくなるよう、奨学金等の充実。過度な女性、男性はこうあるべきという押し付けを抑制する。（高校生/女性）
- ✓ こどもが自由に自分の未来を選択できるように、家庭の状況は関係なくいろんな支援が受けられるようになってほしい。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 老後の2000万円問題をなんとかして欲しい。若者の貧困をなくして欲しい。最低賃金の引き上げ。大学の学費を補助して欲しい。（高校生/男性）
- ✓ 収入によって分けられている給付奨学金の区分をもう少し枠を広げ、もらえる額を大きくする。進学率98%の高校の授業料は公立、私立も無償にする。大学の授業も公立、私立ともに半額は国が負担する取り組みがあればいいと思う。（パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性）

（就労環境）

- ✓ 体が壊すまで、無理して稼がなくても、安心して暮らせる社会作りをして欲しい。（小学生/女性）
- ✓ 賃金をあげたり、物価上昇に対する支援や、税金の使い道の見直しなど。（専業主婦・家事手伝い/女性）

（きた学習）

- ✓ 机上の勉強だけではなく、税金や国の制度など社会に出た時に困らないような教育が必要だと思う。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 小学校、中学校、高校の授業の中で変額や積立や社会保障をもっと教えた方がいいと思います。（正社員・正職員/女性）

（その他）

- ✓ 10代・20代の若者や30代の子育て世代の声が反映されやすい選挙制度、例えば世代が若い程票数が多い、世代ごとの選挙区を作るといった制度改革をする。（正社員・正職員/男性）
- ✓ 生活保護を受けることや、精神科にかかることへの偏見をなくしてほしい。（正社員・正職員/女性）

■ 問6 - 1. 「仕事に関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを教えてください。

(将来への不安)

- ✓ 自分の希望する職業に就けるかどうか心配。(小学生/女性)
- ✓ 将来働くということがうまく想像できない。(中学生/女性)
- ✓ 仕事について、楽しみに明るい話が聞けたらと思う。大変だ、社会は甘くないなど聞いていると大人にはなりたくないとか、働くことも憂鬱になる。物価は上がるが給料は減るとか、現実には厳しいことに直面しすぎだ。(中学生/女性)
- ✓ 今は新卒採用されてから数年での離職率が高まっているそうで、それがとても気になっている。(高校生/女性)
- ✓ 働いても給料が上がることはあまりなく、親世代よりも良い暮らしができそうな見通しは立たず、やるせなさや絶望を感じる。転職したい気持ちはあるが、周囲に転職経験者が少なく、また業界の透明性も低くて不安がつよい。同様の仕事をしているのに派遣や契約社員と正社員とで待遇に差があり、居心地の悪さを感じる。(正社員・正職員/女性)

(仕事を知る機会)

- ✓ 自分に合う仕事を見つけるため、中学校、高校のときから、色々な会社を知るチャンスが欲しい。(小学生/女性)
- ✓ 進学でも同じ事を思ったが、重要な契機となる進路選択に対して、ロールモデルの不足が本人に大きな影響を与えたと感じた。(無職)

(就労環境)

- ✓ 雇用形態に関わらずフルタイムで週五日がデフォルトになっていることが多い(学生とか以外)。もっと緩い働き方ができたら、働ける人が増えて、人手不足が解消されると思う。一人一人に求められている仕事量が多すぎる。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 非正規雇用が多すぎる。バイトやパートとしてではなく、主収入の仕事として非正規雇用が多い。非正規雇用だから給与が低くなるとされるが、いつでも切り捨てられる不安定な立場とするのであれば安定した正規職員より高収入にしても良いのでは。(正社員・正職員/女性)

(その他)

- ✓ 保育や介護など、社会にとって重要な職種における低待遇。(正社員・正職員/男性)
- ✓ 新卒カードが使えなくなっても、仕事に就きやすい環境がいまよりもあるといいとおもう。(正社員・正職員/女性)

■問6－2. 将来のことも含め、みなさんのまわりの「仕事」の状況をより良くするために、どのような取組が必要だと思いますか。

(ロールモデル)

- ✓ 大人がいきいきと働いている姿を見て憧れをもつ。(小学生/女性)
- ✓ 会社の人と学生を交流できるチャンスをたくさんあったほうがいいです。(小学生/女性)
- ✓ 仕事について知るために、どのように進路を決めたのか大人にインタビューをする。(中学生/女性)

(多様な働き方)

- ✓ 勤務時間や出退勤の時間など、個々人に合った多様な働き方。(正社員・正職員/女性)
- ✓ その仕事や会社に魅力を感じ、長く勤められるような会社の仕組みづくりをして欲しい。社内の風通しを良くしたり、相談や解決が出来るようサポートする組織だと助かる。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 非正規雇用による短期的な雇用をやめるべきである。正社員でも辞めたい時は辞めるので、人材の流れが全くなくなることはないはずだ。とにかく正規雇用中心の世の中に切り替えるべきである。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性)

(雇用形態の改善)

- ✓ 実力のある人を正しく評価し、雇用してくれる社会になるといいなと思います。(中学生/男性)
- ✓ 派遣の3年切りを改善して欲しいです。また、コスパを追求することは、いずれ自分の首を締める事態になりえるので、過剰サービスやサービス残業が当たり前とされている環境を変える必要があります。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性)
- ✓ 景気が悪く、給料の増加に対して物価の上昇が多く金銭的余裕がない。なので仕事に対してもモチベーションもないし、やる気もでない。20代後半以下の人は景気のいい時期を知らないので、最低限生きていくために働いている気がする。(正社員・正職員/男性)

(その他)

- ✓ 国家が保育や介護・心理分野（「ケア」に関する）の資格に対し、もっと敬意を払いこれらの分野で働く人々の給与水準を他業種の平均より高い水準の賃金体系にしていかななくてはならないと考える。国家の福祉・教育分野への大規模な資金援助が求められている。(正社員・正職員/男性)

■ 問7 - 1. 「結婚・子育てに関すること」について、あなたが普段感じていることや、疑問に思っていること、もっとこんな社会になったらいいなと思うことを、そう思う理由とあわせて教えてください。

（結婚・出産への不安）

- ✓ 結婚は、したいと全く思えない。子育てをしながら、仕事もラクに少しだけやるということができのかなと思う。（小学生/女性）
- ✓ 子供は欲しいが、仕事と子育てを両立できる自信がない。（中学生/女性）
- ✓ 結婚や出産に対するイメージが悪いので、子どもを持ちたくない。夫も子育てへ興味がなく、参加してくれそうにないので、今後子どもを産むことはないと思う。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 結婚、子育てにメリットを感じない。特に子育ては魅力よりも経済的な不安の方が大きい。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 結婚はしたい人だけがすればいいと思うし、できる人だけがすればいいと思う。結婚したいと思う人が、経済的理由から断念するようなことがない社会になって欲しいと思う。（パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性）
- ✓ 出会いのなさ、不安定な所得等、結婚しない・できないことの要因が数多く存在すると思う。（正社員・正職員/男性）

（子育てへの危惧）

- ✓ 子育て、家事、仕事を母親一人で行うことはかなり負担が大きいと思う。また、それらは母親が行うもので父親は参加しないという意識は未だ強いように感じる。（正社員・正職員/女性）
- ✓ 男性は育休制度を使っている人が少ないこと。性別役割分担のイメージがまだ消えないこと。クラスで聞いてみると、将来結婚をしたいと思う人が、年齢を重ねるごとに少なくなっていくこと。（高校生/女性）
- ✓ 子育てがまるで難しくないことかのように見られている。子どもを持つことに躊躇する1番の理由は経済的な負担が大きいことだという調査結果が出ているにも関わらず、政府は支援を怠っている。（高校生/女性）

（その他）

- ✓ こども庁ができることは、一つのチャンスとして捉え、こども関連予算の倍増をお願いします。（その他/男性）
- ✓ 女性も社会進出をするようになって、仕事と子育ての両立が大変になると思う。子供との時間を大切にしたい。（小学生/女性）
- ✓ 子どもを保育する保育士の給与や待遇が低すぎる。（高校生/女性）
- ✓ まだあまり考えられませんが両親仲良いので結婚には前向きです。（小学生/女性）

■ 問7 - 2. 質問7 - 1で答えていただいたことについて、どのようなもの・人からそう思うようになりましたか。

(家族)

- ✓ 結婚、出産に憧れを持ったのは両親や周囲の人の影響です。ただ、子育ては想像以上に大変でお金がかかると思うようになったのは、大学の学費を知ったときです。(大学生・大学院生/女性)
- ✓ 私は両親が共働きであった結果、六歳の時から夜遅くまで放置されることになった。一応祖母などがたまに来てくれる日もあったが、自分が母になった時他の人に負担をかけることは本意でないことを鑑みると、子供を産みたいとまっすぐには思えない。(高校生/女性)
- ✓ 両親が働きながら家のこともしているのを間近で見ていると思った。(中学生/男性)

(友人など)

- ✓ 友人との会話。(大学生・大学院生/男性、正社員・正職員/女性他多数)
- ✓ 子を持つ友人の話、Twitterで見かける子を持つ母親の愚痴など。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 保育者として様々な親御さんに接したり、同年代の友人たちと話をする中で。(正社員・正職員/男性)

(テレビ・新聞)

- ✓ テレビや新聞等の報道。(正社員・正職員/男性、高校生/女性)
- ✓ ニュースをみたから。(小学生/女性)
- ✓ ニュースやCMでお金がかかると話してるから。お母さんとおばあちゃんたちが大学でお金がたくさんかかると話してたから。(小学生/男性)

(SNS)

- ✓ SNSのコメント。評論番組。(高校生/女性)
- ✓ Twitter、YouTubeの発信。(大学生・大学院生/男性)
- ✓ SNSなどで子育てに協力的ではない父親についても書かれていたのを見た。(高校生/女性)

(その他)

- ✓ 婚活している人のブログや本を読んでそう思うようになった。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 友人、同級生、先輩、後輩、職場、趣味や地域の人たちとの会話。国会中継などの政治家の無知な発言。学校で受けた教育。病院や支援機関へ相談しに行ったときの回答。保育、介護施設などの職場で働く現場の声。男性しかいない会議室の中継。テレビ、新聞、SNS。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性)

■ 問7-3. 将来のことも含め、みなさんのまわりの「結婚・子育て」の状況をよりよくするために、どのような取組が必要だと思いますか。

(仕事と育児の両立)

- ✓ 育休を取りやすくする。男性が当たり前に育児をできる環境になる。パートナー以外の他の人から結婚や子育てに干渉を受けない。仕事の時間が短くなる。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 育休を取りやすくする取組み。結婚によって何がかわるのかの情報発信。(結婚したくない理由の中で、籍を入れる以外何も変わらないなら、結婚する必要がないと思ってる人が多いため) (高校生/女性)
- ✓ 育児と仕事を両立するのは大変だと思うし子が親の愛情を受ける為にも、父母共に育休をとらせてあげたらいいと思う。また、虐待に繋がらない為にも、児童相談所の方などが、こまめに訪問して相談や手伝いをしてあげたらいいと思う。自分の周りに恋愛に興味がない人が多いので、そういった人への考えも深めて欲しい。(中学生/男性)
- ✓ 誰でも結婚し、育児ができるために、女性における出産後も職場に復帰しやすい環境づくり、男性における育休が取得しやすい環境づくり。(正社員・正職員/男性)

(結婚・出産への機運醸成)

- ✓ 結婚したい人、子育てをしたい人の経済基盤を確かなものにする。また、長時間労働をなくし、人々が家庭に割く時間を確保できるようにすることが必要と考える。(パート・アルバイト・派遣社員・契約社員/女性)
- ✓ こどもに優しい国、子育てしやすい国になる必要がありますし、みんなで子育てを支える、こどもは国の宝物なんだという機運を高める必要があるのではないのでしょうか。(その他/男性)
- ✓ 街中での孤独感は減り、子育てする親子が安心して外出でき、「親が幸せそうに子育てしている」から「子どもがいる幸せ」を周りの若者達も感じ、広がるのではないか。(中学生/男性)
- ✓ 出会いのきっかけのお手伝い、出会いの場所を増やす等。子供を産んだら、お金がかかるのでお祝い金100万円もらえる制度など、若い人が結婚に前向きになれる政策を考えて欲しい。(小学生/男性)

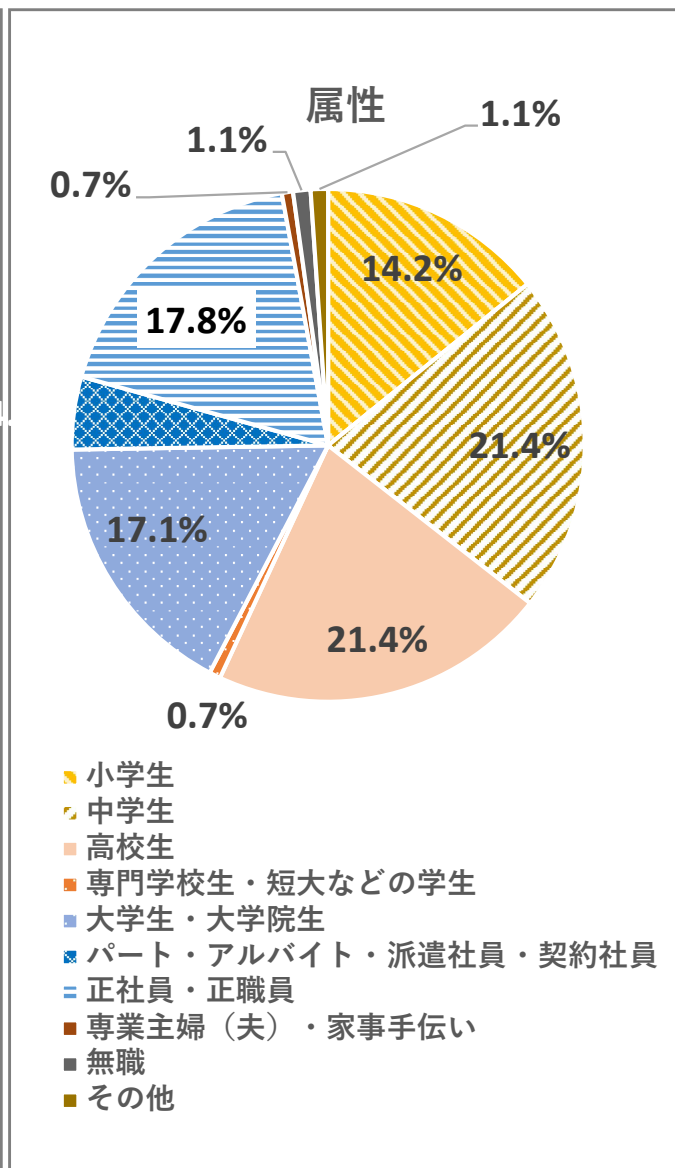
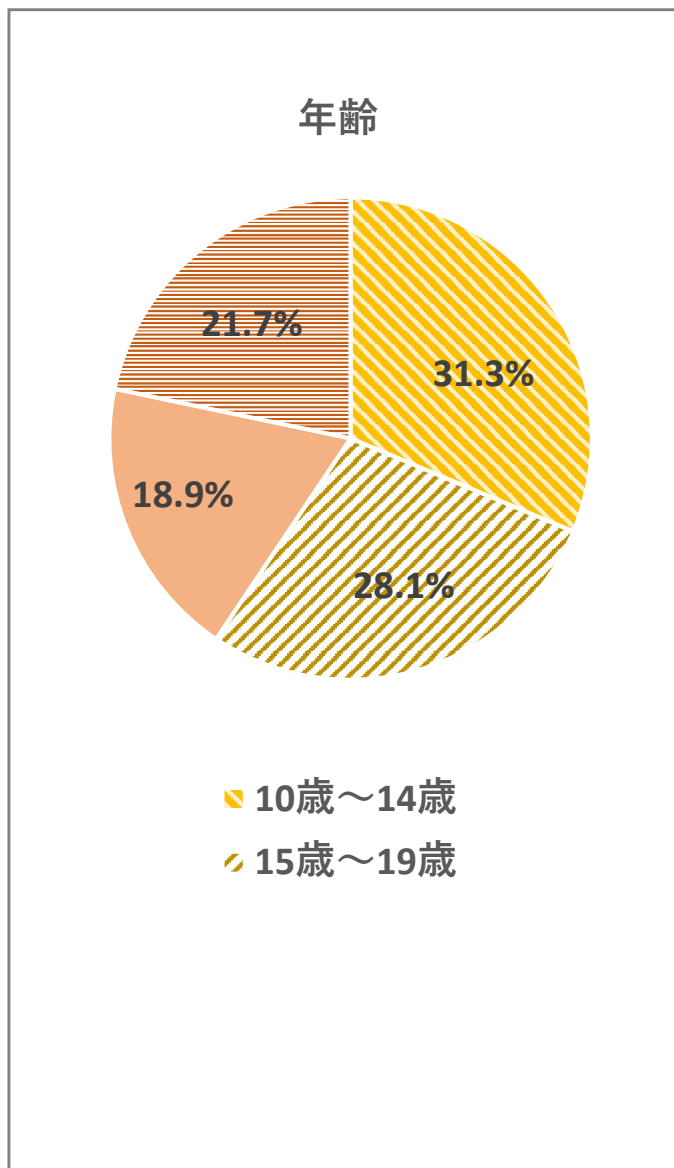
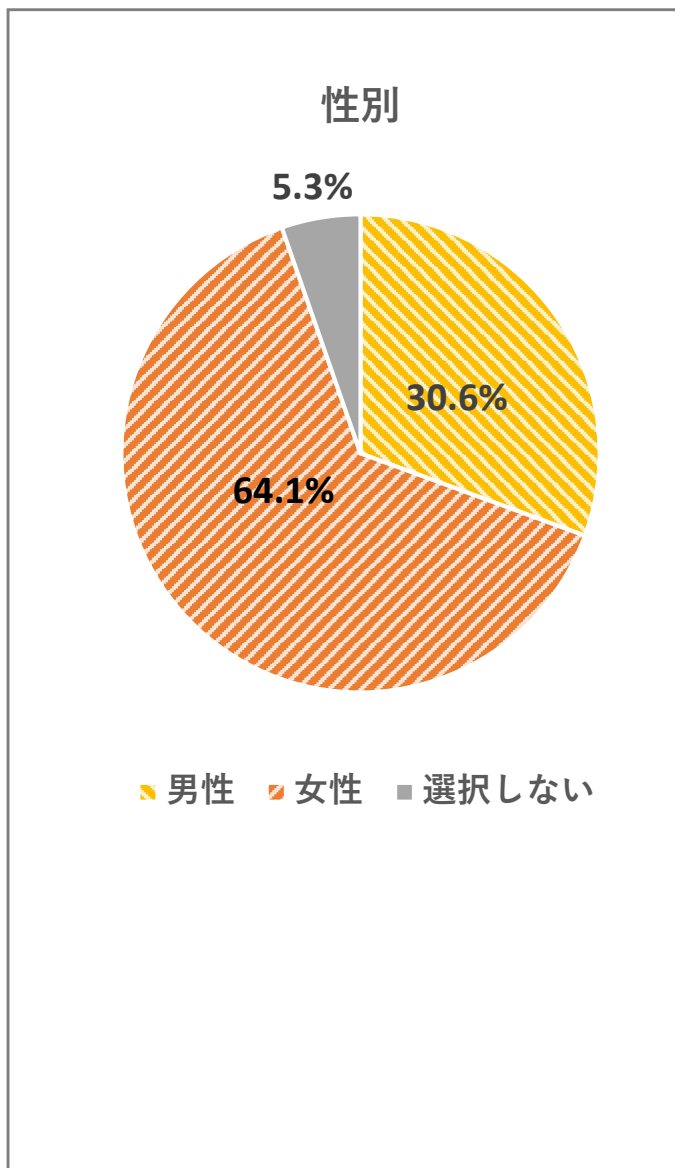
(経済的支援)

- ✓ もっと金銭的に、生まれる前から成人まで、手厚い保護があれば安心。(高校生/女性)
- ✓ 子育てをしている人にもっとお金を渡したら助かると思う。もっと結婚に興味を持てるようにしてほしい。(小学生/女性)

(その他)

- ✓ 両親や祖父母など、子育ては家族全体で行い、一人ひとりの負担を減らすものであるという意識改革。行政による子育て支援の充実。(正社員・正職員/女性)
- ✓ 子育てを支援する第三者がいると良い。子供を預ける施設でもOK。(小学生/女性)

(参考) 性別・年齢・属性の内訳



小倉大臣による視察・意見交換等実施報告

別添 4

カテゴリ	視察先・意見交換テーマ等	実施日
視察	認定こども園（神奈川県横浜市）	令和4年8月31日（水）
	子育て広場（東京都世田谷区）	令和4年9月1日（木）
	児童相談所（東京都世田谷区）	
	児童発達支援センター（東京都港区）	令和4年9月21日（水）
	居場所を兼ねた学習支援事業（東京都足立区）	令和4年9月29日（木）
	母子保健センター（東京都港区）	令和4年10月4日（火）
	児童館（東京都町田市）	令和4年10月23日（日）
	こどもセンター（神奈川県鎌倉市）	令和4年11月5日（土）
	児童養護施設（大阪府）	令和4年12月17日（土）
	公営住宅を活用した若者向けシェアハウス（大阪府）	
	大阪府箕面市	
	大阪府門真市	
	スマルナステーション（大阪府大阪市）	
	渋谷区子育てネウボラ	令和4年12月26日（月）
	埼玉県戸田市	令和5年1月19日（火）
意見交換	子ども・子育て支援関係団体との意見交換（第1回）	令和4年9月14日（水）
	子ども・子育て支援関係団体との意見交換（第2回）	令和4年9月21日（水）
	ベビーテック企業との意見交換	令和4年9月26日（月）
	経済的困難を抱える家庭の子どもたちの支援者との車座	令和4年10月11日（火）

大臣による視察：認定こども園 実施報告

【日時】令和4年8月31日（水）10:00～11:35

【場所】認定こども園「ゆうゆうのもり幼保園」（神奈川県横浜市都筑区）

【概要】小倉大臣が幼保連携型認定こども園「ゆうゆうのもり幼保園」の視察及び職員や保護者の方との意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・こども行政には幼稚園・保育所・認定こども園で違いがある。例えば、新型コロナウイルスの感染状況の報告について、認定こども園は市へ、幼稚園は市ではなく県へ報告する必要があり、同じこどものことなのにやり方が異なる。
- ・地域や保護者のメリットについて考えると、保護者が働いているかどうかにかかわらず、預かることができ、子育て支援も行うことは、認定こども園の良さだと感じている。
- ・少子化が進み待機児童が減っている現在の状況の中で、施設がこどもを集めるために保護者にとって便利なサービスを競い始めると、教育・保育の質が良くならない。かといって預かるこどもが少ないと運営費も減り、十分な数の職員を確保できず、丁寧な保育ができない。国においては、こどもの育ちを第一に考えていただきたい。職員の働き方改革も進めていきたい。
- ・お金が全てではないが、他の職と比べても保育従事者の給与水準が低い。処遇改善を更に拡充していただきたい。
- ・入園時期の違いや仕事の有無など、様々な保護者が利用している。新型コロナウイルスへの対応等で、行事一つをとっても、保護者への情報発信ややりとりにも悩むこともあったが、こどもを介して気持ちがお互いに通じることもあり、そうした時にやりがいを感じる。仕事をしている保護者が協力してくれることもかなりあり、つながりの大切さを感じている。
- ・初めて子を持つ親にとっては、子が生まれて間もなく、親としても初心者の状態で不安を抱えている。情報が氾濫している中で、そういった親たちに必要な情報が届くよう、悩みを聞いてもらえる場や情報を共有できるような場について情報発信していただきたい。
- ・保育者がゆとりをもってこどもたちに向き合うことができる環境が大事であり、配置基準の改善にも取り組んでいただきたい。
- ・障害があるこどもや医療的ケア児の入園を断る園もまだまだ多いと感じる。設備が十分でない等の理由はあるにせよ、実際に断られてしまうと、保護者は社会から疎外されているような大きな不安を感じる。国として、障害があるこどもや医療的ケア児を受け入れる体制を整えていただきたい。



大臣による視察：子育て広場 実施報告

【日時】令和4年9月1日（木）14:00～14:50

【場所】東京都世田谷区「おでかけひろば ぶりっじ@roka（アットロカ）」

【概要】小倉大臣が「おでかけひろば ぶりっじ@roka」の視察及び利用者や子育て支援を行うNPOの方々と意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・出産後の公的な書類が多く、かつ、煩雑で出産後の母体で対応するのは大変。なんとか簡素化してもらえないか。
- ・保育園について、夫が転職しようとした場合、一时无職になってしまうため、保育園の入居の点数に影響が出てしまう。職業がフリーランスの場合、勤務状況を事細かに記載し、自分では保育ができないことを証明する必要がある。多様な働き方を進めている中で、保育園の点数の仕組みが対応できていない。
- ・出産育児一時金について。金額が安い。自己負担がかかる。金額を上げてほしい。
- ・多胎育児について。近年は不妊治療のため多胎児出産が増えている。多胎育児の大変さがもっと認知され、支援されるようにしてほしい。



大臣による視察：児童相談所 実施報告

【日時】令和4年9月1日（木）15:15～16:15

【場所】東京都世田谷区児童相談所

【概要】小倉大臣が児童相談所の視察及び児童相談所職員との意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・基礎自治体である区で児童相談所を設置することで、地域の子育てサービスと連携するメリットがある。
- ・人材育成について課題がある。

大臣による視察：児童発達支援センター 実施報告

【日時】令和4年9月21日（水）15:00～15:55

【場所】港区立児童発達支援センター ぱお（東京都港区）

【概要】小倉大臣が「港区立児童発達支援センター ぱお」の視察及び施設職員や利用者との意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・「ぱお」に通うようになってから、意見が言えなかった子が意見を言えるようになったり、友達とコミュニケーションを取れるようになった。こうしたことから、児童発達支援センターを利用することは大変重要であるが、施設の数が少ないのもっと増やして欲しい。
- ・学校では先生が多忙で学習指導要領に合わせていくのでいっぱい。本人は普通学級にいたが、自尊心がなくなり、当該施設を利用することで、徐々に前向きになり、明るくなった。
- ・障害のあるこどもにも必要な教育を行うなど、インクルーシブ教育を推進して欲しい。



大臣による視察：居場所を兼ねた学習支援事業 実施報告

【日時】令和4年9月29日（木）15:00～16:00

【場所】認定NPO法人キッズドア（東京都足立区）

【概要】小倉大臣が認定NPO法人キッズドアが運営する「居場所を兼ねた学習支援事業」を視察し、キッズドアの渡辺理事長や、足立区の事業担当者との意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・コロナ禍がこどもや保護者に与える大きな影響を踏まえて、学習支援から食事の提供まで、こどもたちの居場所づくりの役割を幅広く担う取組が大変重要。
- ・こどもの貧困対策の観点からみると、学習支援の意義は大きい。
- ・NPOと行政との連携が重要。



大臣による視察：母子保健センター 実施報告

【日時】令和4年10月4日（火）14:40～15:45

【場所】母子愛育会総合母子保健センター愛育クリニック（東京都港区）

【概要】小倉大臣及び自見政務官が「総合母子保健センター 愛育クリニック」の視察及び施設職員との意見交換会を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・産後ケアの利用者がまだ少なく、子育てをされていて苦しい思いをされている方がいる。
- ・産後ケアに関わる人材の育成が重要。

大臣による視察：児童館 実施報告

【日時】令和4年10月23日（日）14:00～15:30

【場所】町田市子どもセンターまあち（東京都町田市）

【概要】小倉大臣が町田市児童館（子どもセンターまあち）へ訪問し、センター内の視察、町田市在住のこどものみなさん（小学生～高校生の男女10名）との意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

■学校・部活のこと

- ・体調が優れないなど自分の事情で部活の練習を休むことに対して、顧問の先生が理解してくれない。
- ・学校でいじめや悪口を言っている子に注意しているがやめてくれない。
- ・学校にいじめられている子がいるが、いじている子にいじめないで欲しいと言えない。

■暮らし・遊び場のこと

- ・中学生になると、まだこどもなのに交通機関は大人料金になってしまう。
- ・町田市では10月から2月までは帰宅時間を知らせるチャイムが16時半に鳴るが、時間をもっと早めた方がいいと思う。

■家のこと

- ・習い事が多すぎて、好きなところへ行けない。
- ・ゲームは1日1時間20時半までと決められているが、習い事で忙しくて自由な時間がなくゲームをやる時間もない。

■お金のこと

- ・保育士の仕事量と給料があっていない。家に持ち帰って仕事する人もいと聞く。もっとお給料を上げてほしい。
- ・高校生になると医療負担が3割になり、奨学金にも所得制限がある。所得制限のボーダー周辺にいる人には奨学金を貰える人と貰えない人がいて、収入が多いのに逆に生活が苦しくなる人もいる。

■こどもの権利条約・こども政策について

- ・高校の授業でこどもの権利条約と普及について調査・研究しているが、「生きる」・「育つ」・「守られる」の3つは十分に守られていると感じるが、「参加する」が特に大人に認知されていないと感じる。
- ・「こどもだから」と簡単に片づけられたり、意見が虐げられたりしないように、こどもの権利条約の存在を大人たちへもっと広めてもらいたい。
- ・こども政策の中で「誰一人取り残さない」とあり、困難を抱えたこどもも支援すると書いてあったが、そのためのお金はどこから出すのか。
- ・こどもに関する調査データの集め方について、国としてデータを集めるときはどのような媒体を考えているか。



大臣による視察：こどもセンター 実施報告

【日時】令和4年11月5日（土）11:00～15:15

【場所】 由比ガ浜こどもセンター（神奈川県鎌倉市）

【概要】小倉大臣が保育園、低年齢児を対象とした子育て支援、障害者支援などの複合施設である「由比ガ浜こどもセンター」を視察し、不登校のこども達などに鎌倉の自然や文化資源を活用した様々な体験プログラムを提供する「ULTLAプログラム」の参加者（小中学生）等との座談会や、鎌倉の豊かな自然を活用した居場所づくり・児童支援などの子育て関連関係者との座談会を行った。

● 「ULTLAプログラム」参加者等との意見交換の際の主な意見

- ・学びのグラデーションがあればよく、学校内にもいつでも少し休めるところ、学校外でも活動できるところがあるといい。
- ・好きなことをして生きていきたい。会社の働き方がブラックではないかと感じていて、何とかならないか。
- ・学校内に、学童保育のような部屋で鍵がかかってなく、いつでも行けるところが欲しい。
- ・学校と活動をつないでくれているコーディネーターの育成が重要。
- ・低学年のこどもでも安心して外に出て活動できるような環境、人の支えが必要。



● 子育て関連関係者との意見交換の際の主な意見

- ・保育園経営も、パートナーの会社だけでなくもっと地域の方と連携してやっていきたい。
- ・小学校で教員支援をしているが、有償ボランティアだがこどもが好きでないとやれない。
- ・放課後の活動に鎌倉女子大学などの大学生450人が協力。学生もこどもたちの変化を、喜び、自らも成長し、自己肯定感が高まり、多くが継続して活動してくれている。
- ・顔が見える関係で、ファミリーサポートセンターで活動。有償ボランティアだが責任も重く数が増えていかない。
- ・行政としては、困っているこども、保護者への支援も本人同意が難しいことも。保護者がいやがったり、こどもが支援が必要なことを気づかなかったりで、重層的な支援を目指したい。こどもや保護者の関係者のデータ連携も課題。
- ・小学校で児童支援専任教諭をしているが、授業や担任を持たず、こどもや保護者の相談のハブをして、教員内をつないだり、外部機関とつないだりしている。こういう配置はありがたい。
- ・神奈川県教委で、教育相談コーディネーターの育成研修をしてくれており、専任教諭の候補者になり、県との連携もありがたい。学校全体が見られる人の意識であり、市教委でも専任教諭どうしの研修を実施している。



大臣による視察：児童養護施設 実施報告

【日時】令和4年12月17日（土）

【場所】大阪府（場所は非公表）

【概要】小倉大臣が大阪府内の児童養護施設の視察を行い、その後、施設で暮らすこどものみなさん（小5～高3の男女6名）と意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・施設のマイナスイメージをなくしてほしい。施設で暮らしていることを友達に言うと「かわいそう」「聞いてごめんね」と親と住んでいないことに違和感を感じる人がほとんど。施設では楽しく暮らしており、違和感を持たれるのが嫌だし、困る。
- ・施設の外に、悩みを聞いてくれたり、相談したりできる場所がほしい。子ども家庭センターではなく、近場にほしい。昔は近くにあった神社の和尚さんが話を聞いてくれてスッキリしたが、そういった場所が身近にほしい。
- ・施設を出て大学等に進学する際に、一人暮らしをするために必要な支援がほしい。経済的支援だけでなく、生活の仕方が全く分からないので教えてほしい。病院に行くのにお金が必要なことも先日初めて知った。
- ・小学生でもスマホを持てるようにしてほしい。学校では、クラス内の連絡事項や部活の連絡もLINEグループを通じてなされることが多く、自分だけ知らなかったということが多々あり困った。クラスのみんなが持つ頃（小3～小5）には、持てるようにしてほしい。携帯代の補助があるとありがたい。また、こどもでも安全にSNSを使えるようにしてほしい。リスクがないと持てるのでは。



大臣による視察：公営住宅を活用した若者向けシェアハウス 実施報告

【日時】令和4年12月17日（土）

【場所】大阪府（場所は非公表）

【概要】小倉大臣が大阪府内の若者向けシェアハウスを訪問し、家庭内に様々な困難を抱える若者の方々（10代後半から20代前半の女性2名）、施設の運営者と意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・伝統的・固定的な考え方(男尊女卑、偏差値教育など)を打破してほしい。家庭内の「しつけ・教育」と称した児童虐待・DVは課題。
- ・親が孤立し追いつめられ、こどもへの虐待につながる場合も多い。まずは親への支援を充実してほしい。また、親が経済的に自立できていないと、DVにも耐えるしかない。
- ・自分が虐待されていると「気づく」ことが重要。こどもは他の家庭の価値観を知る機会がないので、虐待とはどういうことかを知る機会を設けてほしい。守られる権利があること、そしてそれを知る権利を教育で保障してほしい。
- ・逃げたいと思ったらすぐに逃げこめる施設があることは重要。
- ・これまで「女の子やのに」「こどもやから」意見を聞いてもらえなかった。個々人を見て、個々の声を聞いてほしい。



大臣による視察：大阪府箕面市 実施報告

【日時】令和4年12月17日（土）10:30～11:20

【場所】大阪府箕面市役所本館2階特別会議室

【概要】小倉大臣が大阪府箕面市を訪問し、こどもデータ連携の取組について、上島市長や藤迫教育長と意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・組織の一元化が大事。教育部局と福祉部局が別の場合、こどもや家庭に関する情報は連携できるが、一人親への支援などが抜け落ちてしまう場合もある。また、こどもの情報を経年変化で追えるよう学力テスト等のデータを集めることも大変なので、データ収集に関する支援もあるとよい。
- ・学校や行政は、個人情報を出してはいけないとの認識が強いが、必要があれば情報を出してよい、ということを知周してほしい。
- ・こどもに関するデータがないと難しいと思う。また、こどもが発信するSOSを、データから読み取るためには、データの見方、読み方、分析の仕方が必要であり、そうしたことができる人材育成を進めていかなければならない。
- ・困っている家庭へのアウトリーチ支援が重要。みんなに平準的に配るのではなく、困っているこども・家庭への支援をぜひお願いしたい。また、大阪市が塾代を助成しているように、（何にでも使える現金給付ではなく）こどもの支援に直接つながるような支援をお願いしたい。



大臣による視察：大阪府門真市 実施報告

【日時】令和4年12月17日（土）15:40～16:50

【場所】大阪府門真市

【概要】小倉大臣が大阪府門真市を訪問し、支援が必要な状態にあるこどもの早期発見・支援につなげる官民連携の取組（子ども未来応援ネットワーク事業）について、宮本市長と意見交換を行った。その後、「公民連携こどもの居場所『子どもLOBBY』」や事業提携を行っているフードロス削減ショップ「ecoat」を視察した。

●意見交換の際の主な意見

- ・こどもの居場所としての「子ども食堂」や「宿題カフェ」において、SOSを発見した場合には貧困対策専門チームにつなぎ、早期発見・早期対応を行っているが、こどもの居場所の運営の大半は、ボランティアの「子どもの未来応援団員」（人口の1%以上）に担ってもらっている。
- ・支援を必要とするこどもや家庭にアウトリーチする人材が重要であり、SCやSSWなど肩書は増えているものの、処遇がよくなく実員の確保が難しい。
- ・こどもへの支援につなげるためにアウトリーチする際には、まずは家庭との信頼関係を築くことが必要になるが、そのポイントは食料や服などの「もの」を持って行くこと。ロスとして廃棄予定の食品や流行を過ぎて処分される服など、税金で購入したものではないことが、受け取ってもらいやすく、その後のコミュニケーションや支援につながっている。



大臣による視察：スマルナステーション 実施報告

【日時】令和4年12月17日（土）17:30～18:35

【場所】大阪府大阪市

【概要】小倉大臣が大阪府内にある「スマルナステーション」（ユース世代向け相談施設）と、提携するさくま診療所の視察を行い、その後、スマルナステーションに日々寄せられるユース世代の方々の相談などを踏まえ、若者の悩みや課題などについて、連携する医師や助産師を含めた関係者と意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・現状の産婦人科医（医師全体の3%、10,778人）では、医療行為に加え、性や体の悩みに相談にも乗ることができる体制が取れない。全国の助産師や薬剤師などの人材活用が可能なオンラインとの併用が不可欠。
- ・自治体で相談窓口を設けている例もあるが、9～17時の電話相談が多い。若い世代はLINEなどSNSの活用が多く、ニーズに合わせた対応が必要。



大臣による視察：渋谷区子育てネウボラ視察 実施報告

【日時】令和4年12月26日（月）9:15～10:15

【場所】渋谷区子育てネウボラ（東京都渋谷区）

【概要】岸田総理と小倉大臣が「渋谷区子育てネウボラ」の視察及び施設職員との意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・保育園に子どもを預けている保護者は、保育園との信頼関係を築いており、保育園に相談ができる。どの園にも所属していない子はこのような誰でも活用できる施設の職員と信頼関係を作ることによって気軽に相談できるようになると考えており、このセンターは大事な役割を果たしている。
- ・子ども家庭支援センター(※)の職員が家庭や保育園、幼稚園等を訪問するアウトリーチ型支援により、虐待の未然防止につながっていると思う。
（※）東京都内の市区町村における子ども家庭総合支援拠点の名称
- ・感染が心配であるため、外出を控えることで、外部と接触が少なくなり保護者が行き詰まってしまうことが多くある。私たち保健師は感染対策をしっかり行い家庭訪問をしてお話を聞くとか、安心して遊びに行けるところをご案内している。

大臣による視察：埼玉県戸田市 実施報告

【日時】令和5年1月19日（火）9:30～11:00

【場所】埼玉県戸田市

【概要】小倉大臣が戸田市を視察し、教育支援センターや小学校内のサポートルームを視察したうえで、市長・教育長・校長、教育支援センターの方等との意見交換を行った。

●意見交換の際の主な意見

- ・子ども「なぜ不登校になっているのか」自分でも分かっていない、というのが現場から感じる。一方で、子どもも大人を慮って、様々な理由を挙げる。しかし、大人がそれを取り除いても、本当の理由はもっと別にあるので、学校にはやはりいけない。すると親なども「これだけ手を打ってあげたのに、なんでいけないの？」と負のスパイラルに入っている状況もあるのだろう。学校ではない学びの場があって、それが自己実現につながるという状態をつくるのが、従来の「教室に戻ることをゴールにするより、かえって教室に戻れるようになったり、学びの保障につながると感じている。
- ・ただでさえ、自分に自信を持つのが難しいなか、コロナ禍で人との距離をとらないといけなくなり、子どもが自分に自信を持つ機会を得るのに不利な環境になってしまったのではないか。
- ・ぱれっとルームができたことで、周りの目が気になって教室がしんどいということも、おそらくこれがなかったら、学校にいけないから家にいるという状況にすぐなってしまったが、学校内の別の居場所があることで、そこで過ごすなかで、また教室に戻りやすい環境ができ、実際に教室に戻って学べるようになった例もある。
- ・小中学校の管理職、教員、スクールカウンセラーが話し合うだけでなく、教育センターの指導主事、民間事業者などの学校関係者以外の方の意見も伺いながら、子ども一人一人に必要なメニューをチーム戸田市として考えている。
- ・民間の視点からは、学校が全てではなく、様々な場で子どもが学べるのが大事、という認識が社会に広がっていると感じる。我々の取組はそうしたなかで行っているものだが、戸田市の場合は、教育委員会がしっかり連携を図っていて、多様な形で学びが保障できていると感じる。
- ・多様な場をつくること自体もちろん大事だが、大事なのは、居場所をつくって終わりではなく、しっかりとその後どのように運営されているのかというのを、行政側が責任を持ってしっかりフォローすることと考えて担当している。
- ・多様な居場所を用意した中で、その子どもがどこにいることが、その子にとって最善の利益につながるのかという点については、担任が家庭訪問などしながら、様々なメニュー（放課後だったら学校に来られる、朝なら来られる、学校じゃない場所なら来られるといった子どもの状態に対応）を保護者に提案しながら、「ここだったらいいかな」と試してみて、だめだったら別の形を探していく。さらにスクールソーシャルワーカーだったり、市の首長部局だったりとも連携しながら、なるべく多くのアプローチができるようにしていくことが大事。



【日時】令和4年9月14日（水）10:00～11:00

【場所】中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

【参加者】 小倉大臣
 全国私立保育連盟（会長 川下勝利）
 全国保育協議会（会長 奥村尚三）
 日本保育協会（常務理事 川鍋慎一）
 全国認定こども園協会（代表理事 王寺直子）
 全国認定こども園連絡協議会（会長 戸巻聖）
 全国小規模保育協議会（理事 駒崎弘樹）
 全国保育サービス協会（副会長 尾木まり）（敬称略）

●参加者の主な意見（1/3）

○全国私立保育連盟

- ✓ 価値観が多様化する中、子育てに対する社会的寛容性が低下してきている。子育ての適齢期、20代から30代における皆さんが経済的な不安が大きく、解消することが急務。
- ✓ 職員の処遇はまだ他業種との格差が大きいまま。人件費のさらなる積み増し、または将来的には本来の公定価格の基本分への組み込みをしていただきたい。
- ✓ 「児童の権利に関する条約」に基づき、全てのこどもにおいて権利保障がなされることを求めている。
- ✓ 省庁の枠を超えた強力なリーダーシップに期待。必要な予算確保や人員の配置が不可欠。また、地方における縦割りの構図の解消をお願いしたい。
- ✓ 保育に携わる者の社会的地位向上とさらなる処遇改善をお願いしたい。特に4・5歳児の職員配置基準は戦後からずっと変わっていないままであり、保育の質の向上、子どもの処遇改善には職員配置基準の改定等も必要ではないか。
- ✓ 保育の質の向上、子どもの処遇改善には職員配置基準の改定等も必要。
- ✓ 職員は、今、ノンコンタクトタイムということが出てきているが、研修とか振り返りをする時間を持つことが難しいが、学ぶ時間の確保は非常に大事。

○全国保育協議会

- ✓ 家庭内で父親・母親がリモートワーク等で働くと、こどもたちも休園で自粛した際に、全員が家庭内にいるので、特に母親が疲弊してしまう。かかりつけ相談機関について幅広く行っていただきたい。
- ✓ 消費税以外の0.3兆円超の積み残し予算を含む1兆円超の財源を恒久的な形でお願いしたい。
- ✓ 少子化が進む地域の施設の用途変更等は、もう少し細かいところを示してほしい。どこまで場所や人材を使っているのか悩みが出てくる。
- ✓ 人口減少の中で市町村においては保育園の在園児数がかなり減り、今にも閉園してしまうという状況の地域が多数あり、コロナ禍で一気に加速したため、特別な対応をぜひ早急をお願いしたい。
- ✓ 保育園、認定こども園等に対して、妊産婦のうちからこどもに対する情報をもらえるよう個人情報の問題を対応できないか。医療的ケア児、発達障害等のお子さんも、情報を得ていけば、保育園、認定こども園等が早めに相談に乗っていく中で育ちを助けられることもある。

●参加者の主な意見（2/3）

○日本保育協会

- ✓ コロナ禍において、国の役割と自治体の役割について、現場から見ると、これはどこでやっているのか等分らない部分があり明確化してほしい。
- ✓ こどもと親が家庭で向き合うというのがかなり多くなってきたが、子育ての孤立化を招いてしまっていたときに、保育園をもっと機能させていくべき。
- ✓ 保育園運営費の価格評価はこどもの数で評価されているが、家庭の問題への対応を保育園が行うのであれば別の評価も必要ではないか。

○全国認定こども園協会

- ✓ 子育て支援に対する財政措置がないことや、各自治体における認定こども園の役割に対する理解に温度差がある。妊婦から就園前の子どもたちの支援をワンストップでできる認定こども園としての機能をもっと活用できる財政措置や人員配置を今後期待。
- ✓ 2020年に当協会が行ったアンケートでは、育児や家事で母親に大きな負荷がかかり、母親の悲鳴とも言われる言葉がたくさん寄せられた。また、地域の交流もままならない中、育児の孤立化が全国的に深刻化している。女性がこどもを産み育て、かつ社会で活躍するには、社会全体で子育てを担うという視点が大切であり、社会全体への理解を促すことも重要。子どもの貧困問題は、昨今の物価上昇のあおりを受け、ますます深刻。経済的貧困に加え、コロナ禍の中で関係性の貧困や経験の貧困も深刻な問題。
- ✓ 1.57ショック以降、少子化対策では量の拡充が先行し、保育の質や子育て支援の向上は不十分であった。保育の質に向けてモニタリング体制と評価システムなどを構築し、国としてこどもたちをいかに育てていくのかを示さなければならない。
- ✓ 幼保統合を実現するための施設類型の統合、職員配置基準の大幅な改善、評価システムの充実、カリキュラムや指針・要領の統合、免許更新廃止に伴う研修の充実などに取り組むとともに、認定こども園の可能性を広げ、子どもを産み育てやすい地域共生社会の実現ができることを期待。
- ✓ 日本では保育の質の定義、評価するシステムがない。OECDではそれを30年前からずっとやっており、そのことを踏まえながら、この国のこどもたちをどのようにしていくための保育の質の向上かということを論じていただきたい。

○全国認定こども園連絡協議会

- ✓ 認定こども園は子育て支援に関して義務化されているが財源はない。財政的な支援がないと厳しい。
- ✓ 子育て支援は、地域になかなか出づらいう方々に足をどう向けていただくのか、この場に出てきていただくのかを工夫することが最優先。
- ✓ 幼稚園教諭や保育士は、社会的地位の向上を考えて、ソーシャルワーカーというポジショニングに入っていいのではないか。
- ✓ こどもに対する補助金メニューについて自治体を実施しないケースが非常にある。予算を倍増するときに持ち出しなしにさせていただいて、国がこどもを見るという強い姿勢を見せていただけないか。
- ✓ 保育は保育課、発達支援事業は障害福祉課になっているが、こどもの障害に関しては保育のほうでできるような形をこども家庭庁で検討できないか。

○全国小規模保育協議会

- ✓ 園児のバス置き去り事件に対し、ヒューマンエラーを全部防ぐことはなかなか難しいので置き去り防止装置の設置の義務化をしていただけないか。
- ✓ 専業主婦やフリーランス等、労働時間が一定基準を満たさない保護者の場合、保育の必要性認定の要件に合致しないので、現行制度では子どもは保育園に通えないという状況だが、「無園児」になってしまうことが虐待のリスクを高めているため、共働き家庭のためだけの保育園を、今後は全てのこどもたちが通える「みんなの保育園」にしていくことで保育園が地域の親子のセーフティーネットに変わっていくのではないか。日本の99%の保育園では日曜日は空気を預かっている。地域に開放することでコミュニティができるように、イベントやいろんな集いができるが現状は目的外使用は禁止されているものすごくもったいない。これを変えていくというのは保育園がこれから地域のためになっていくためにも必要なのではないか。

●参加者の主な意見（3/3）

○全国保育サービス協会

- ✓ 低年齢の時期から保育を利用する子どもたちが非常に増え、また、家庭外の施設で過ごす時間が長時間にわたることも多くいる。集団で過ごすことそのものを否定するわけでは全くないが、集団で規律を守って過ごす時間以外に、こどもが慣れた環境で、心を許せる人に甘える時間なども非常に大事。また、病後児のようにこども自身が体調が悪く不安を感じる状況、夜間保育が必要な場合などに、こどもが自分の家で過ごすことができる体制をつくることも必要。企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の充実発展を期待。
- ✓ 保護者や家庭、そしてこどものニーズは多様化。多様な子育て支援サービスが提供され、こども・家庭に合ったサービスが選択できるようにすることが必要。
- ✓ 家族がいないときに家庭でこどもを保育するということに対して不安を感じる保護者がいる。産後支援で、保護者のいる場所で一緒に保育することで保護者が安心できる。国や地方自治体による助成事業であれば、経済的負担を軽減するだけでなく、事業者に対する審査あるいは保育者の要件があるため一定の質が確保できていることが利用者にも伝わり、安心して利用できるのではない。
- ✓ 子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業の1つに居宅訪問型という類型があるが、地方自治体では活用されていない。必要であれば実施要綱そのもの見直しをし、全国で利用できるような形にしていきたい。
- ✓ 保育所やこども園の各施設が、様々な子育て支援サービス、NPO団体とつながりを持って、施設ごとではなくて、ある一定の地域ごとで、どんなサービスが利用できるか、あるいはサービス提供者がいるのか、情報共有あるいはネットワーク化ということも図っていただけるとよい。



【日時】令和4年9月21日（水）13:30～14:30

【場所】中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

【参加者】 小倉大臣
 全日本私立幼稚園連合会（会長 田中雅道）
 全国国公立幼稚園・こども園長会（会長 箕輪恵美）
 子育てひろば全国連絡協議会（理事長 奥山千鶴子）
 全国病児保育協議会（顧問 大川洋二）
 全国児童養護施設協議会（会長 桑原教修）
 家庭的保育全国連絡協議会（理事長 水嶋昌子）（敬称略）

●参加者の主な意見（1/3）

○全日本私立幼稚園連合会

- ✓ 男性の育児に対する協力の度合いが出生数と相当大きな相関関係がある。日本の中でも家族と一緒に過ごす時間の意味ということワーク・ライフ・バランスの中で見直してほしい。国のメニューは様々動いているが、実際の現場になってくると、なかなかそれが達成されていない。そこを強くプッシュしていただきたい。
- ✓ 今回のコロナの影響で東京都心以外のところに移り、リモートの仕事をし出して、もっと広いところで、もっと安いところで生活できるということが分かってくると、もう少し家庭というものを豊かに持っていこうという発想が出てきている方が増えていくのでは。
- ✓ 多子世帯では老後の生活への貯蓄をすることは難しい。子育てした人数に応じた年金の加算制度を設け、多子世帯の老後の不安を解消してはどうか。
- ✓ 学生時代の奨学金に対して、子どもを授かり子育てをしている家庭には返済の減額規定があれば、出産をためらうことがなくなる。こどもの人数によって奨学金減額から免除までの政策が導入されれば、家庭を持ち子どもを授かって生活するという姿が身近なものとなるのでは。

○全国国公立幼稚園・こども園長会

- ✓ 虐待や育児放棄の早期発見・早期対応について、自治体の関係部署とチームで対処しているが、こういう仕組みはこれからも非常に必要となるのでは。
- ✓ 保護者から相談したいが専門機関の数が少なく相談しに行っても数か月待ちということが本当に多いという声をよく聞く。地域の相談機関の充実が必要。
- ✓ 両親が働き続ける方がとても増えたので、子育てを頼りたくても頼れないので困るという声もよく聞く。社会全体でうまくカバーできる仕組みができないか。
- ✓ 人材の確保という意味では、処遇の改善がまだ実現されていないところはしっかり実現していただき、子どもを育てる優秀な人材の確保に力添えいただきたい。子どもも含めて全ての人たちにゆとりや明るい未来がつけられるような政策を進めていただきたい。

○子育てひろば全国連絡協議会

- ✓ 医療、母子保健と、子育て支援、教育・保育、ここを切れ目なくしなければいけない。
- ✓ 子育てに不安があるということが今、一番大きな課題。保育所に入るプランはどうか、復帰するタイミングはどうしたらよいかなどしっかりと届けられていない。こども家庭庁の発足とともに、妊娠期の子育てのスタート期を孤立させない、安心させる、ここに力を入れていただきたい。
- ✓ 今子どもを預ける際、大変な理由がないと預けられないのではないかと自分で自身を苦しめているところがある。ヘルパー、一時預かり、そういったものを利用できる利用券のような形で提供している自治体が幾つかあるが、それにより使ってはいけないのではないかと後ろめたさを払拭していく可能性がある。
- ✓ 母子保健では全ての家庭をサポートし切れない。ファミサポやヘルパーなど実家機能を地域で果たしていくためにも地域自体の活用も大事。
- ✓ 青少年、若者たちが小さい子と触れ合う機会というのは非常に重要。

●参加者の主な意見（2/3）

○全国病児保育協議会

- ✓ 地域で守り育てるという考え方はもともと日本古来のものであり、こういったすばらしい良習を復活させたい。
- ✓ 少子化問題の解決にあたっては、つらい育児を支援しようということだけではなく、育児はいかに楽しいか、そして育児しても社会で活動できるという保護者の自己肯定感、社会に対する貢献度を満足させるような体制にしなければいけない。
- ✓ 育児をすると同時に、今まで持っているキャリアを生かして、就労するだけではなくて、芸術活動、社会活動、ボランティア活動も同時に可能にするような、そういった社会にすることによって真の男女共同参画という社会が実現するのではないか。
- ✓ 病児保育は一時的預かり事業のために、保育士の待遇改善が病児保育の保育士に対して適用されないという非常に矛盾した制度であり、病児保育を一時的預かり事業から外していただきたい。
- ✓ こども家庭庁では保育と小児医療が分離されるが両者の連携を今以上緊密にしなければいけない。
- ✓ テレワークやリモートワークのために必ずしも勤務先に行かなくていい「社会のパラダイムシフト」が見られているが、それに応じて保育全体もパラダイムシフトしなければいけない。固定した形の保育体制ではなくて、そのときにフレキシブルに動く形にすべきでは。
- ✓ 少子化を考える上では、若い方の出会いの場所を積極的につくる、健全な形でつくっていく、そういう施策も必要。

○全国児童養護施設協議会

- ✓ 家庭という本来の場所で育つことが難しくなった子どもたちは、一時的にでも子ども時代の修復を補完する場所が必要。
- ✓ 最近施設にやってくる子どもたちは高齢化し、中高生の割合が非常に増えている。児童福祉施設で18歳を迎えるときに虐待を受けた子どもたちは元の家庭が改善されていないと戻すことができない。そのため、施設には従来と違って、実家的な機能、いわゆる自立支援を継続していくという役割が求められてくるようになっている。
- ✓ 自分の人生をかけて子どもたちに関わってくれている現場の保育士、指導員、そういった職員の支援・労働環境の充実をお願いしたい。できることであれば近くの児童養護施設をぜひのぞいていただくと少しは理解いただけるのではないか。
- ✓ 保育所・幼稚園に預けていない、在宅で子育てしているお母さん、特に第一子を預けないで在宅で保育している若いお母さんが非常に孤独感を持ってどうしていいかわからない状況がある。

●参加者の主な意見（3/3）

○家庭的保育全国連絡協議会

- ✓ 最近、世の中が複雑化し子育ての在り方が多様化してきているので、ひとり親の方、外国人の方、いろんな方が増えているので、各家庭によっても抱えている問題が全然違う。
- ✓ 今こそ家庭的保育は必要ではないのか。大きな保育園、幼稚園、認定こども園だけではなくて、それぞれの保育形態の良さを全部結集して、みんなで地域の子育て、子育て支援をしていくべき時代になっているのではないか。
- ✓ 子育てというよりも、まず親が安心して安定していないと、それは全部こどもに影響していく。
- ✓ どんな問題でも、とにかくここに連絡すればすぐにどこかにつないでくれるというような窓口をもっと分かりやすくすべき。「ここdeサーチ」という保育案内はあるがちょっと分かりづらい。見通しがぱっと分かるような、スピーディーに対応していただけるような分かりやすさが必要。



意見交換：ベビーテック企業との意見交換 実施報告

【日時】令和4年9月26日（月）10:00～11:00

【場所】中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

【参加者】 小倉大臣、太田経済産業副大臣、自見内閣府大臣政務官
株式会社ファーストアセント代表取締役 服部伴之
株式会社リキッド・デザイン・システムズ代表取締役 遠山直也
PIAZZA株式会社取締役 吉澤晶子
株式会社AsMama代表取締役社長 甲田恵子
コネクテッド・インダストリーズ株式会社代表 園田正樹
ユニファ株式会社代表取締役CEO 土岐泰之

（敬称略）

●参加者の主な意見（1/2）

○株式会社ファーストアセント

- ✓ 赤ちゃんの泣き声解析については5年前から作っているが、未だにこんなものがあったのかとメディアに取り上げられている状況。
- ✓ まだまだ製品についての情報が行き届いていない状況。
- ✓ 地方自治体等への情報提供の場の整理をしてほしい。

○株式会社リキッド・デザイン・システムズ

- ✓ ベビーセンサーについて個人のユーザーからの問い合わせが増えているが、価格がネックとなっている。
- ✓ ベンチャー企業としては低価格のものを量産するのは厳しい。
- ✓ 個人向けには保育園の半額以下で販売しているが、1年しか使わない一過性の製品なのでなかなか難しい。
- ✓ 1年間だけでも自治体から貸し出しを実施する等活用したい消費者が活用できる方法を検討いただきたい。

○PIAZZA株式会社

- ✓ 地方自治体の皆様とのコミュニケーションをする中で、「新しいサービス・新しい取り組みの情報収集の時間がない。」が課題として挙がってくる。
- ✓ 地方自治体の皆さんへの情報提供の仕組み作りをご検討いただきたい。

○株式会社AsMama

- ✓ アプリを地域住人が自発的に利用できるまでの当社支援期間は通常3年。あと半年あれば自立自走ができるというときに延期の措置がない。
- ✓ 入札や補助金は最初の申請時の概算見積もりで決まってしまう、追加・修正の措置がないため、成果や実態に応じての追加交付金等の費用補填があると良い。
- ✓ 子育て世帯に5万円支給等よりも各家庭が安定したお給料を稼げる社会基盤を整えることが最重要。共働きが維持できる環境を作ることは施策として必要
- ✓ 3人に1組は離婚するし、こどもは必ず病気をする。その時に安心してこどもを預けられる環境・地域の支援を知ることができる環境が必要。

●参加者の主な意見（2/2）

○コネクテッド・インダストリーズ株式会社

- ✓ 病児保育サービスはICT導入補助金のおかげで導入が進んでいる。導入費用については補助金を使えるが、ランニング費用の部分の補助が設定されていない。
- ✓ 自治体間の格差をなくすため、子ども・子育て支援交付金の中にICT加算のようなものがあると良い
- ✓ 有効な施策についてはランニング費用の部分も国や自治体も考慮してほしい。
- ✓ こどもはポジティブなイメージだが、子育てとなるとネガティブなイメージとなっている。国で子育てがポジティブになるような施策を全面に出してほしい。
- ✓ 病児保育活用よりもこどもにとっては自分が休むべきだという価値観に苦しむ人も多い。病児保育はこどもにとっても良い環境であると思える世の中にしたい。
- ✓ 当事者パパ・ママに「実施してほしい施策」のアンケートを取り、費用対効果含め検討してほしい。

○ユニファ株式会社

- ✓ 子育ての課題が地方自治体の課題になりがちだが、子育ての課題が国の課題であるとしていくためには国を巻き込んだ実証実験が必要。
- ✓ 今までは、（ユニファとして）スーパースmartシティ構想の中で街作りの一環として子育て支援を行ってきたり、デジタル田園都市国家構想の中で保育（のデジタル化）の一部のところを使っていただいたりしてきた。今後小倉大臣を中心に子育てのことを検討する際には子育て分野においては最も重要な実証実験を大規模に実施し、最終的には自治体の保育園や子育てと関連する団体に繋がっていくような子育てのシンボルマークになるような実証実験が必要。
- ✓ 結果として、「こどもの人口が他県からの流入含めて増えた」、「子育てに関わる世帯の満足度が明らかに向上した」、最終的には持続可能性が高いものになる。そういった実証実験が重要。



意見交換：経済的困難を抱える家庭の子どもたちの支援者との車座 実施報告

【日時】令和4年10月11日（火）15:30～16:30

【場所】認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク（東京都豊島区）

【参加者】 岸田総理、小倉大臣

栗林知絵子 認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長

浜藺浩美 こども応援団マイカ代表

平岩国泰 NPO法人放課後NPOアフタースクール代表理事

米山廣明 一般社団法人全国フードバンク推進協議会代表理事

渡辺由美子 認定NPO法人キッズドア理事長

（敬称略、五十音順）

●参加者の主な意見（1/2）

○栗林知絵子氏（認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長）

- ✓ 孤独・孤立でフードバンクや居住支援に対する助成金を延長してほしい。
- ✓ 行政ができること、企業ができること、NPOができること、それを地域の人々と一緒にやるというつながりをつくるのが、子どもを真ん中に、子どもの貧困をみんなで解決していく街づくりに発展していくと思うので、連携・プラットフォームを細かくつくるような支援を一緒にしていただけるとありがたい。

○浜藺浩美氏（こども応援団マイカ代表）

- ✓ コロナ第7波になって物価の高騰、光熱費の高騰で、精神的な疲弊が垣間見られるので対応してほしい。
- ✓ 光熱費は毎月引き落とされてしまうので、光熱費の高騰は大打撃だということ、ひとり親の受給費をぎりぎりでもらっていない方は、物価が高くなってきている一方でひとり親の受給費はもらえないので、とても苦しいという話も聞く。
- ✓ 国と自治体と私たちの温度差が、地方ではかなりまだ大きいと思うので、国の中の政策の一つとして決めていただけると、自治体も動きやすい。

○平岩国泰氏（NPO法人放課後NPOアフタースクール代表理事）

- ✓ 現場では、まだ文科省、厚労省の縦割りがあって、学校側が学校をあまり使わないでほしいみたいな声もあり、折角の居場所であるはずの学校ががら空きで、学童保育などは全然足りないというもったいない状況になってきているので、放課後子ども総合プランが進んでいくことを望んでいる。
- ✓ 経済格差が子どもの体験格差になり深刻な心のダメージになっている。体験を子どもたちに届けていくという機能が必要ではないか。
- ✓ 学校の時間より放課後や夏休みのほうが長いので、学校はもちろん大事だが、あわせて、放課後というのが大事だというメッセージが政府のほうから引き続き出るとありがたい。
- ✓ こどもの目線で政策をつくっていくことは大事。
- ✓ 昔のように、地域の人々が自然に地域で見守ってくれればいいが、なかなか簡単ではない。我々みたいなコーディネーターがいれば、地域と子どもがつながる日本のいい放課後がまた戻ると思う。

●参加者の主な意見（2/2）

○米山廣明氏（一般社団法人全国フードバンク推進協議会代表理事）

- ✓ こどもの貧困は、コロナ禍とか物価高騰の問題が収束に向かった後にも依然として残る問題であり、長期的なビジョンを持って、欧米並みにフードバンクを発展させるんだというような強力な施策を打ち出していきたい。
- ✓ 欧米ではフードバンクなど食料支援の政策に関しては、農業を担当する省庁が担うことが多いが、日本国内では所管がどこかが明確ではないので整理をしていく必要がある。
- ✓ フードバンク団体において十分な広さの倉庫を確保できる団体は非常に少ないので、小学校や保育園等、統廃合などで使われなくなった公共施設などをフードバンクに貸していただくと、食品の受入量も増えてくるのではないかと。

○渡辺由美子氏（認定NPO法人キッズドア理事長）

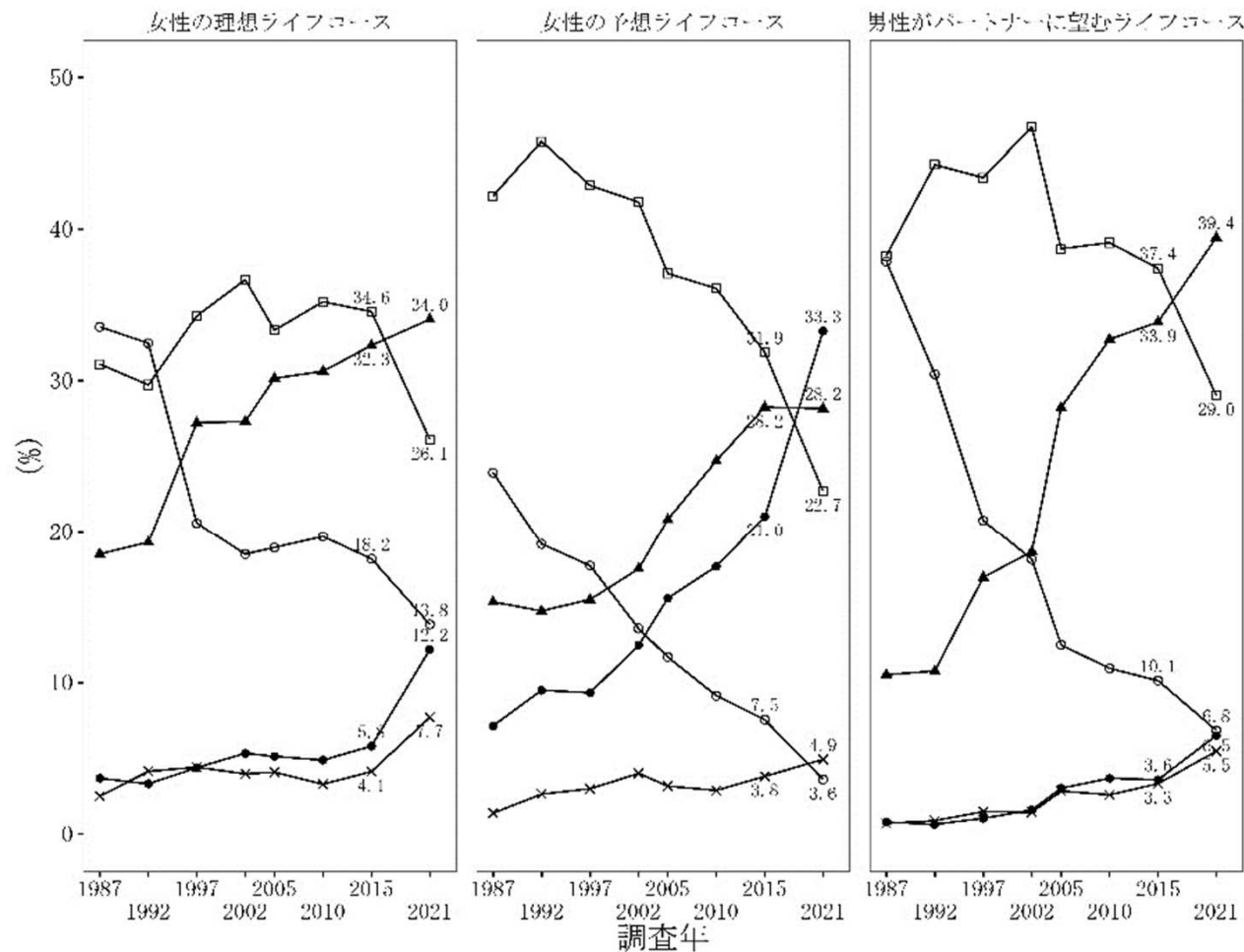
- ✓ コロナが長期化する中で、教育の中でもデジタルがすごく進んだ一方で、家庭にパソコンがないとか、インターネットがないという家庭があり、この点が明らかに学力面で影響を受けているということが分かってきた。ひとり親の場合に養育費の受給率を上げるとか、児童手当をここまで延長するとか、安心して子どもを育てられるような政策を入れていただけるとすごくありがたい。
- ✓ 子育て家庭には現金給付が必要。給付金が、何かを買うというよりも、今のマイナスを埋めるようなことになっている人もいます。
- ✓ 図書館で勉強をしていると追い出されてしまうなど、子どもが安心していられる場所がないので、そのような場所をつくっていただけるといい。
- ✓ NPO団体の経営が安定するような支援をしてほしい。例えば行政の委託事業は基本的には単年度だが、複数年度事業にし、これまでの実績を見ながら、事業を継続していけるような仕組みをやれるようになれば、全国で頑張っているNPOがさらにいい人材を確保して、よりよい事業をしていける。



子育てに関する当事者の意識・声 (意識調査等から)

未婚者の理想のライフコース

- 2021年調査では、未婚女性が考える「理想ライフコース」は、出産後も仕事を続ける「両立コース」が前回の32.3%から34.0%に増加し、初めて最多となった。「再就職コース」「専業主婦コース」は減少した一方、「非婚就業コース」「DINKsコース」を理想とする人も増加した。男性が自身のパートナーとなる女性に望むライフコースでも、「両立コース」が39.4%に増加し、最多となった。

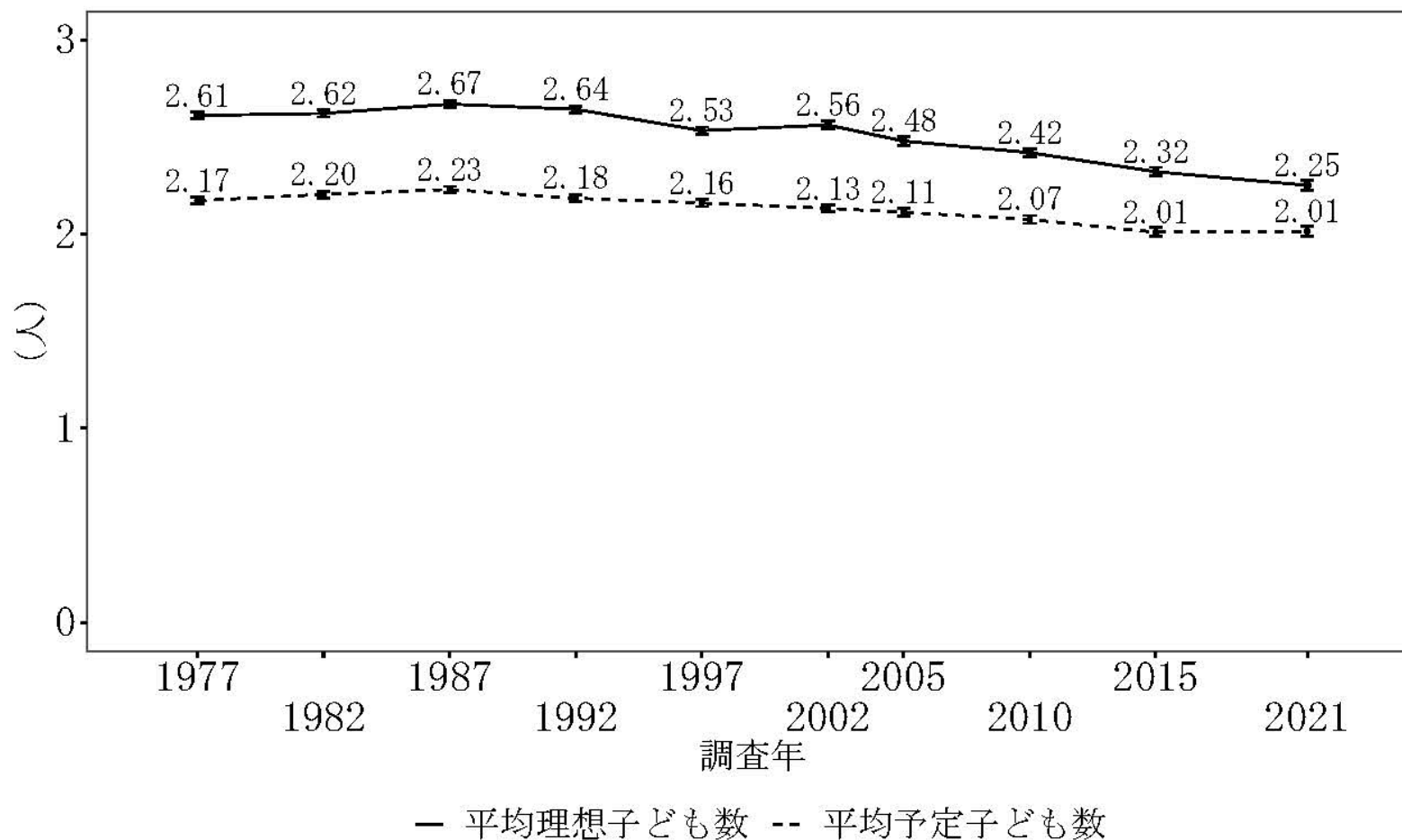


- 非婚就業コース
- × DINKsコース
- ▲ 両立コース
- 再就職コース
- 専業主婦コース

出典:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)
 ※対象は18~34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移

- 夫婦の平均理想子ども数は2000年代以降、ゆるやかに低下してきている。
- 1990年代以降、漸減傾向が続いてきた平均予定子ども数については、2021年調査では前回と同じ2.01人と横ばいで推移している。



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

※対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和。理想・予定子ども数不詳を除き、8人以上を8人として平均値を算出。図中のマーカー上のエラーバーは95%信頼区間を示している。

理想の子ども数を持たない理由(理想・予定子ども数の組み合わせ別)

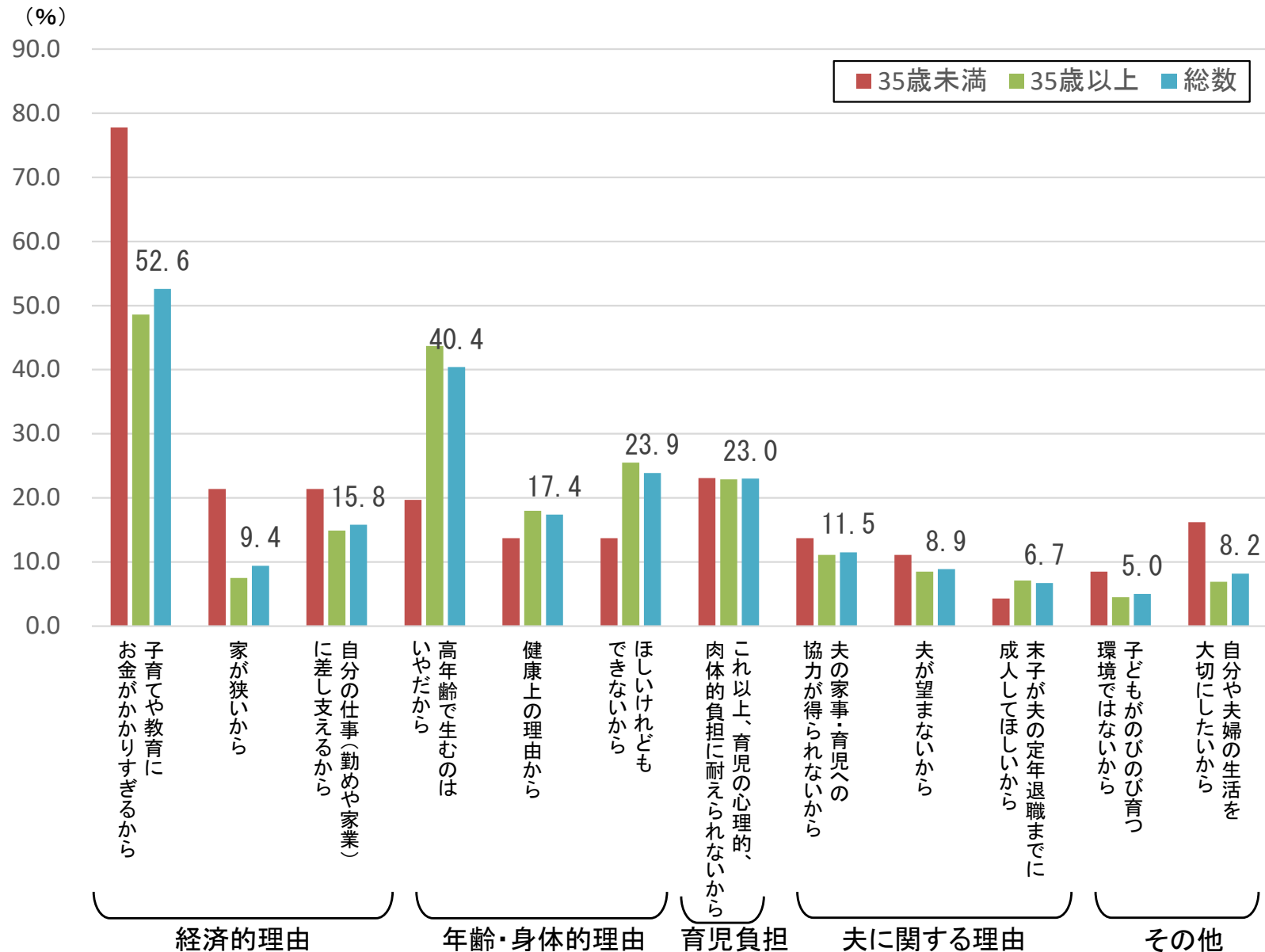
(複数回答)

理想・予定子ども数の組み合わせ	予定子ども数が理想を下回る夫婦の内訳	(客体数)	理想の子ども数を持たない理由											
			経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
			お金がかかりすぎるから	家が狭いから	に(勤めや家事)の支えから	い高年齢で生むのは	健康上の理由から	でほできないけれども	耐肉これ以上、育児の心理的、	協夫の家事・育児への	夫が望まないから	成人してほしいから	末子が夫の定年退職までに	環境でもがのびのび育つ
理想1人以上 予定0人	4.7%	(39)	17.9	2.6	12.8	23.1	12.8	61.5	7.7	5.1	17.9	5.1	2.6	12.8
理想2人以上 予定1人	37.0%	(316)	46.2	6.0	9.2	40.5	18.7	32.0	23.7	10.4	7.0	4.7	3.5	8.5
理想3人以上 予定2人以上	58.4%	(499)	59.3	12.0	20.2	41.7	17.0	15.8	23.6	12.6	9.4	8.0	6.2	7.6
総数	100.0%	(854)	52.6	9.4	15.8	40.4	17.4	23.9	23.0	11.5	8.9	6.7	5.0	8.2

(%)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に内閣府作成。
 注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。
 複数回答のため合計値は100%を超える。

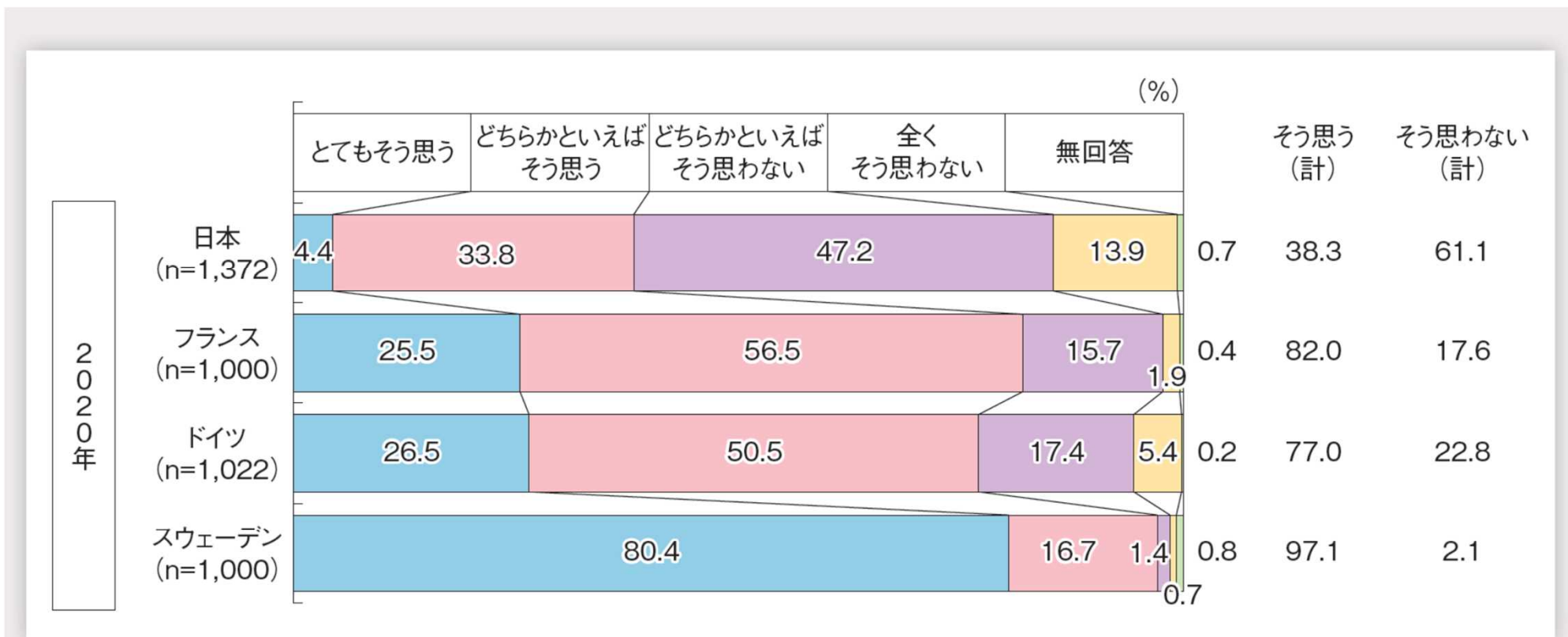
妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)を基に内閣府作成。
 注: 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。
 複数回答のため合計値は100%を超える。

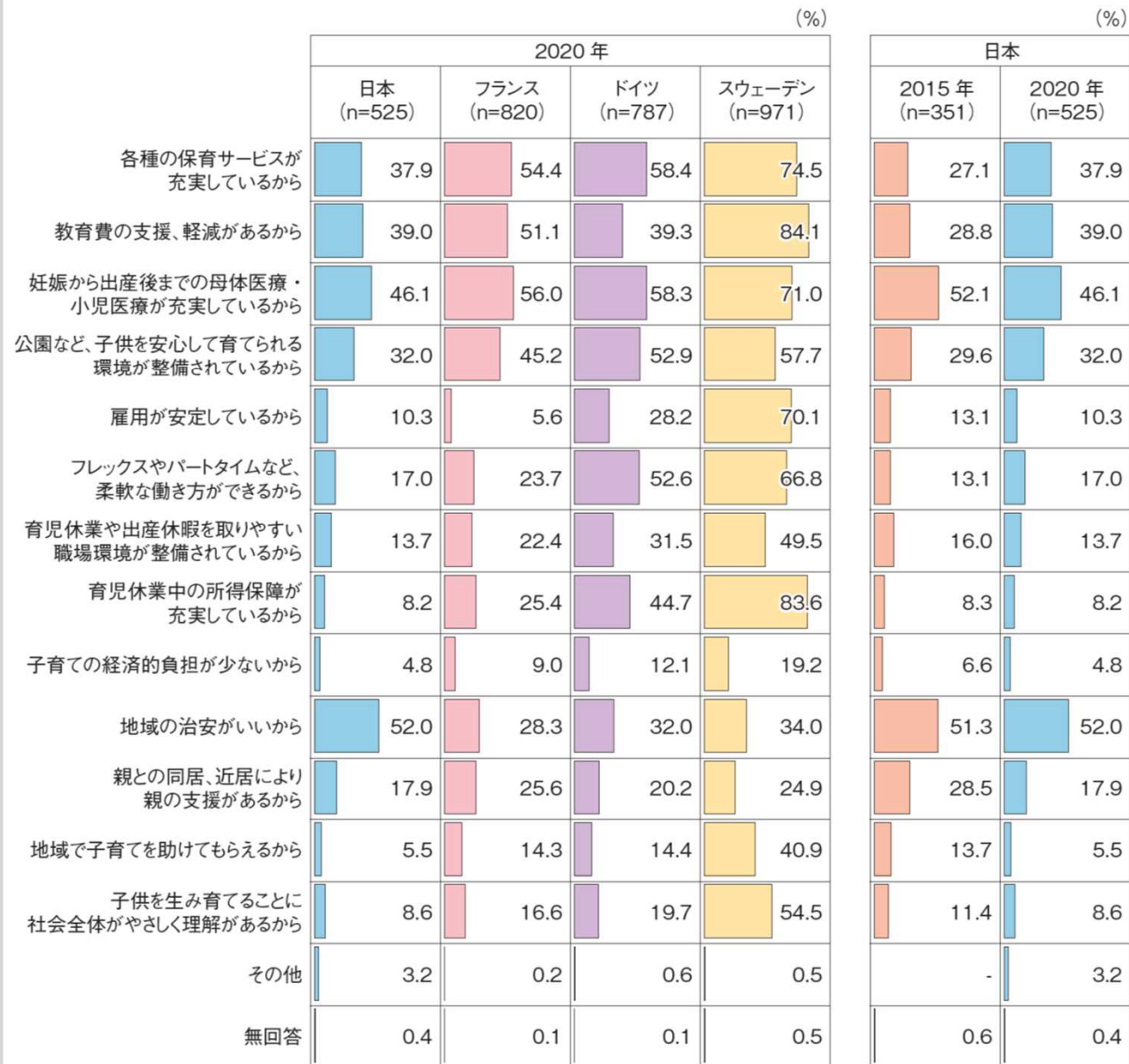
自国はこどもを生き育てやすい国だと思うか

- 日本は子供を生き育てやすいと思う割合が他国（フランス、ドイツ、スウェーデン）に比べて低く、生き育てやすいと思わないと回答した割合が61.1%と多数を占める。



注：百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

自国はこどもを生き育てやすい国だと思う理由



注：「無回答」について、2015年は「わからない」という項目になる。

子育てをして負担に思うこと

- 「子育てに出費がかさむ」、「自分の自由な時間を持ってない」、「子育てによる精神的・身体的疲れが大きい」が子育ての負担としての割合が大きい。
- 日本について2015年調査と比較して、「子育てによる精神的疲れが大きい」が14.6 ポイント、「子育てによる身体の疲れが大きい」が11.8 ポイント増加している。

	2020年 (%)				日本 (%)			
	日本 (n=1,372)	フランス (n=1,000)	ドイツ (n=1,022)	スウェーデン (n=1,000)	2020年 (n=1,372)	2015年 (n=754)	2010年 (n=1,248)	2005年 (n=1,115)
子育てによる身体の疲れが大きい	42.6	27.9	50.5	61.6	42.6	30.8	26.2	23.8
子育てによる精神的疲れが大きい	43.1	38.4	28.5	39.8	43.1	28.5	28.9	29.2
子育てに出費がかさむ	55.6	43.8	50.4	38.8	55.6	49.6	47.2	46.5
自分の自由な時間を持ってない	46.0	23.6	32.8	28.5	46.0	41.5	41.2	42.4
夫婦で楽しむ時間がない	16.3	21.4	28.3	24.7	16.3	12.9	13.3	12.3
仕事が十分にできない	16.3	7.5	38.3	20.6	16.3	16.0	17.6	15.2
子育てが大変なことを 身近な人が理解してくれない	6.9	5.2	20.1	13.0	6.9	4.1	3.5	4.1
子供が病気のとき	33.0	28.2	34.2	41.5	33.0	36.3	35.7	36.3
その他	1.6	0.6	1.6	3.6	1.6	0.1	0.0	0.1
負担に思うことは特にない	8.7	21.2	10.4	8.1	8.7	6.0	6.4	11.0
無回答	0.6	0.3	0.5	1.2	0.6	3.8	3.6	3.6

注:「無回答」について、2015年以前は「わからない」という項目になる。

出典: 令和2年度少子化社会に関する国際意識調査(2021(令和3)年3月 内閣府)

育児に関する悩みがあるときに誰に相談するか

- 育児に関する悩みの相談先としては「配偶者（パートナーを含む）」が最も高く、次いで「自分の親又は配偶者の親」、「友人」の順となっている。

	2020年 (%)				日本 (%)	
	日本 (n=752)	フランス (n=500)	ドイツ (n=448)	スウェーデン (n=519)	2020年 (n=752)	2015年 (n=448)
配偶者(パートナーを含む。 以下同じ)	81.1	62.2	78.1	83.0	81.1	62.5
自分の親又は配偶者の親	71.5	60.0	62.9	69.4	71.5	68.5
自分のきょうだい 又は配偶者のきょうだい	28.7	23.4	37.3	36.8	28.7	26.6
子育て仲間	39.1	24.6	41.5	49.5	39.1	30.1
近所の人	6.3	4.4	8.7	5.8	6.3	4.9
友人	46.1	40.2	55.8	64.4	46.1	43.5
同僚	19.7	11.2	12.1	24.5	19.7	13.4
保育所、保育施設、保育ママ	20.2	7.4	25.9	38.2	20.2	10.3
子育て関連のNPO	0.9	1.6	4.7	1.3	0.9	0.9
*学校(教師、スクールカウンセラー、 養護教諭)	18.0	10.0	18.3	32.0	18.0	6.5
**地域の子育て支援センター ・母子保健センターなど	11.3	3.0	4.0	40.5	11.3	4.7
ベビーシッター	0.1	2.2	6.0	0.6	0.1	0.4
育児や発達に関する専門機関	6.4	3.6	4.9	18.5	6.4	4.2
インターネットの掲示板、ブログ、 SNS、ツイッターなど	15.0	10.2	6.9	22.4	15.0	5.6
その他	0.8	1.2	0.9	2.5	0.8	2.7
そのような人(機関)はない	1.7	4.6	0.9	0.2	1.7	1.3
無回答	0.4	0.0	0.0	0.8	0.4	0.4

*2015年は「学校」で聴取

**2015年は「自治体の子育て支援センターなどの行政機関」で聴取

注：「無回答」について、2015年は「わからない」という項目になる。

子育てに関する内閣府ユース政策モニターのこども・若者の意見

- 妊娠・出産には孤独感があり、コロナ禍では顕著。女性の負担が大きすぎるのでは。
(18歳/高校生/女性)
- 特に女性にとって、子育てとキャリアを両立することは困難。(24歳/大学生・大学院生/女性)
- フルタイム共働きで子育ては無理があるかもしれない。(28歳/会社員/男性)
- 保育施設に預けられず、職場復帰が遅れてしまうことは問題。(24歳/大学生・大学院生/女性)
- 共働きしないと十分な収入が得られない印象。(28歳/会社員/男性)
- 自分がこれから先、こども生活を保障できるほどお金を稼げる自信がないので、こどもを持つことに後ろ向き。(24歳/大学生・大学院生/選択しない)
- コロナ禍で、突然仕事がなくなったり、解雇されたりすることへの不安が強くなった。
(28歳/会社員/男性)
- 所得制限のかかる1,000万円前後は、生活が苦しい。(30歳/会社員/選択しない)
- 教育費が昔より高くなっているのでは。経済的負担を考えると1人しか産めなさそう。
(22歳/大学生・大学院生/女性)
- 都市部では、家賃が高く、固定費に対してお金がかかる。(30歳/会社員/選択しない)
- こどもを社会全体で育てようというのであれば、親の所得でこどもへの支援の有無を判断すべきではない。貧困対策と子育て支援が混在しているように感じる。(30歳/会社員/選択しない)
- 例えば、電車内のベビーカー問題など、社会全体が子育て世帯に冷たい印象。
(28歳/会社員/男性)

※令和4年11月に、内閣府において、高校生から社会人まで(※令和4年4月1日時点で29歳以下)の「ユース政策モニター」20名によるオンラインでの意見交換を実施。その中で、子育てに対するイメージや、国や地方公共団体が行っている子育て支援についてどう思うかについての主な意見を担当課において抽出。

少子化社会対策大綱の推進に関する検討会

中間評価

～若者・子育て世代を真ん中に据え、「未来への投資」へ～

令和4年7月26日

少子化社会対策大綱の推進に関する検討会

目次

第1	はじめに	2
第2	重点項目に対する評価・今後の方向性	4
1	ライフステージを横断するテーマ	4
(1)	地域の実情に応じた少子化対策	4
ア	結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援	5
イ	地方創生の観点からの少子化対策	5
(2)	働き方改革	6
(3)	結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり	7
2	ライフステージ別のテーマ	9
(1)	結婚	9
ア	地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援	10
イ	若い世代の経済的基盤の安定（雇用の安定）	11
(2)	妊娠・出産	12
ア	妊娠前からの支援	13
イ	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	14
ウ	妊娠・出産に関する経済的負担の軽減	15
(3)	子育て	15
ア	男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備	16
(ア)	待機児童の解消に向けた取組	17
(イ)	育児休業、経営者等の意識改革、事業主の取組促進	17
イ	地域・社会による子育て支援	18
ウ	子育てに関する経済的支援・教育費の負担の軽減	19
エ	住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり	21
第3	おわりに	23

第1 はじめに

(少子化の現状認識)

我が国の総人口が2008年をピークに減少局面に入った後、出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、2021年の出生数は81万1,604人と過去最少¹と、少子化の進行は深刻さを増している。既に今、20代の人口は40代の人口の3分の2程度となっており²、また、婚姻件数も2021年に50万1,116組と戦後最少³となっている。少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難であり、まさに「静かなる有事」とも言うべき状況が進行している。

出生数は、長期的にみて減少傾向が続いているが、中でも、2020年からの新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与えており、安心して子供を生み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにするとともに、特に我が国では、若い世代の将来不安などの影響を与えたと考えられる⁴。こうした中、少子化が一層進行していくことが懸念される。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであるが、個々人の希望の実現を阻むハードルを一つ一つ打破し、希望をかなえる道を切り拓いていくことが必要である。

(大綱の策定・検討会開催の経緯)

政府は、2020年5月に「少子化社会対策大綱」(以下「大綱」という。)を策定し、大綱に基づき総合的な少子化対策を推進することとされている。また、大綱においては、施策の効果的な推進を図り、より実効性のある少子化対策を進めるため、施策の進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルを適切に回していくこととされている。

このため、少子化対策担当大臣の下に「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会」(以下「本検討会」という。)を開催し、検証・評価の重点項目を定め、主な分野ごとに、施策の進捗状況等について検証・評価を行い、大綱の中間年である2022年の夏までに計6回にわたり議論を行った。

¹ 厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)」

² 総務省「令和2年国勢調査」

³ 厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)」

⁴ 出生数について、日本は南欧や東アジアと同様に2021年初めに大きく落ち込んだ一方で、北欧や西欧では、日本よりも感染状況が深刻だったにもかかわらず、減少幅が少なかった。(第2回榊原智子構成員提出資料(第20回社会保障審議会人口部会(2021年6月25日)資料4「新型コロナウイルス感染拡大と人口動態」)より。)また、内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」によれば、出生への影響が少なかったスウェーデンやドイツでは、1年以内に失職・失業を心配する割合や、コロナ禍による家計についての不安・心配が日本に比べ少ない。

(取組状況の概括)

政府の取組を概括的にみると、大綱策定後、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」の策定(2020年12月)・実施、男性の育児休業取得を促進する「育児・介護休業法」改正法(2021年通常国会で成立)の段階的な施行(2022年4月から)、不妊治療の保険適用(2022年4月から実施)、「児童福祉法」改正法(2022年通常国会で成立)による子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化など、新たな取組が実施されてきている。

一方で、今後更に充実を検討していくべき点として、若い世代の結婚支援、出産育児一時金の増額を始めとした妊娠・出産支援、教育未来創造会議の第一次提言に盛り込まれた給付型奨学金と授業料減免の多子世帯等の中間層への拡大といった経済的負担の軽減などがある。こうした施策を含め少子化対策を強力に進めるためには安定財源が必要であり、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、施策を充実していく必要がある。

(こども家庭庁創設の動き、こども基本法の成立)

本検討会において議論を進めていく間、政府において、新たなこども政策の推進の在り方について検討が行われ、2021年11月には、こども政策の推進に係る有識者会議⁵において、こども⁶を社会の真ん中に据えて、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った、今後のこども政策についての提言が取りまとめられ、内閣総理大臣に対し手交された。同年12月には、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、少子化対策を含むこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を創設することとされ、「こども家庭庁設置法」等が2022年の通常国会で成立した。

こども家庭庁設置法等と併せて、議員立法により「こども基本法」が成立した。同基本法は、少子化社会対策基本法等の既存の基本法を包含するものとして、少子化対策を含むこども施策の基本理念を規定するとともに、こども施策に関する大綱⁷(以下「こども大綱」という。)を策定することとされている。

こども家庭庁は2023年4月に設置され、こども基本法及び基本方針に基づき、以下の政策の柱を踏まえ、こども大綱を作成することとしている。

- ① 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す
- ② 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
- ③ 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

⁵ こども政策に係る関係審議会等(本検討会も含む。)の会長等を構成員としている。

⁶ こども政策の推進に係る有識者会議の提言において、「こども」とは、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者とされている。

⁷ 少子化社会対策大綱等の内容も含むものと規定されている。こども大綱については、総理を長とするこども政策推進会議が案を作成し、内閣総理大臣が閣議の決定を求めること、また、こども政策推進会議は、大綱の案を作成するに当たり、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。

(中間評価の位置付け・今後の少子化対策に向けて)

本検討会の中間評価は、少子化社会対策大綱に基づく初めての取組として、大綱の中間年である 2022 年に取りまとめるものであり、本中間評価では、主な分野の方向性を改めて示すとともに、大綱に基づく施策の進捗状況について検証・評価し、今後の課題や更に取り組むべき事項について取りまとめた。

これからの日本を担い、社会全体の未来をつくっていくのは将来の世代・子供であり、子供の存在は社会の存続に欠かすことができない。また、社会の存続は、将来にわたって社会を構成する一人一人の個人のために必要なものである。したがって、少子化対策への投資は、「人への投資」としても重要である。これから生まれようとする子供や親世代も含めた支援が必要であり、少子化を「既婚者の問題」、「女性や子供の問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要がある。こうした危機意識を共有し、今こそ、子供や若い世代への投資を惜しむべきではないという強力な社会的ムーブメントを作り、社会全体で少子化対策を大胆に、強力に進めていかなければならない。

一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、若い世代が結婚や子育ての希望を持てるようにするとともに、その希望をかなえるものという姿勢で推進しなければならない。こども政策における「こどもまんなか」の考えの下、少子化対策においては、これから生まれてくる子供、今を生きている子供とともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められる。

こうした考えの下、今後、こども家庭庁において、結婚・出産・育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項等を所掌する立場から、少子化対策に関する司令塔機能を果たすことが強く期待されている。

本検討会としては、上記の思いを持ち、大綱に基づく取組の一層効果的かつ強力な推進、特に今後のこども家庭庁を司令塔とした少子化対策の更なる推進に資するよう、できる限り、定量的・定性的なデータを参考にしつつ、これまで取組が進んだ点や課題点について議論を行い、取りまとめた。

今後、こども家庭庁の下で新たに策定される「こども大綱」においては、本検討会の中間評価を踏まえた上で、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策の取組を確実に引き継ぐことはもとより、今後の「こども大綱」の策定のための検討に当たっては、少子化対策をより重要な柱として位置付け、若者や子育て世代の目線に立って、施策のより一層の充実が図られるよう、丁寧に議論が進められることを強く求める。

第2 重点項目に対する評価・今後の方向性

1 ライフステージを横断するテーマ

個々人のライフコースが多様化している中、若い世代が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくるためには、様々なライフコースを選んだ方に対して、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた支援を行うとともに、各ライフステージを横断した取組を進める必要がある。

本検討会では、ライフステージを横断するテーマとして、地域の実情に応じたきめ細かな取組、働き方改革などの結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描けるような環境づくり、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりについて議論を行った。

(1) 地域の実情に応じた少子化対策

少子化の状況は、都市や地方など地域によって大きく異なっており、その要因や課題にも地域差がある。このため、実効性のある少子化対策を進めるためには、国における幅広い施策を講じることはもとより、住民に身近な存在である地方公共団体において、地域の状況や特徴を分析し、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めていくことが重要である。

また、少子化・人口減少は、特に地方にとって深刻な問題となっていることから、少子化対策を進めることは、地方創生の観点からも重要であり、地方創生と連携した取組を進めることが必要である。その際、若年層の女性が地方から東京圏へ大量に流入し、少子化・人口減少が加速する要因の一つとなっていることを踏まえると⁸、各地方において、出生率だけではなく、出生数の動向やその要因に目を向け、対策を講じていく必要がある。

同時に、東京圏への女性の転入超過数が男性を上回る傾向が続いている中で、固定的な性別役割分担意識を改革し、若い世代が描くライフデザインや結婚観の変化も踏まえて、都会と地方で同様に仕事ができる環境づくりなど、女性や若い世代にとって魅力があり、選ばれる地域づくりも進めていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症により、地方に対する意識にも変化が現れており、地方移住に関心を持つ人の割合は、感染症拡大以後、増加を続けている。こうした動きを捉え、若い世代・地方での子育てを希望する若い世帯の移住を更に後押

⁸ 若い世代の女性が地方から転出すると母数となる女性の数が減少するため、出生率は必ずしも低下していない。一方で、出生数は大きく減り、結果として地方における少子化は深刻化する。(第2回天野馨南子構成員提出資料)

しすることは重要である。

ア 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

- ・ 地域の実情を踏まえた総合的な少子化対策の取組の面的な拡大、優良事例の情報提供・横展開の推進

地方公共団体の取組に対する支援としては、地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が行う地域の課題・実情に応じた結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組の支援、優良事例の横展開が推進されている。同交付金の活用団体は、2020年度は46都道府県・364市町村であったが、2022年度は44都道府県・719市町村において活用されており、広がりを見せているといえる。

今後も、こうした地域の実情を踏まえた効果的な取組を継続し、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援を引き続き促進するとともに、一層の面的な拡大を図りつつ、様々な優良事例を各地方公共団体に情報提供し、積極的に横展開を図るべきである。(なお、地方公共団体による機運醸成の取組については1(3)に、地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援は、2(1)アに記載した。)

イ 地方創生の観点からの少子化対策

- ・ 女性や若い世代にとって魅力ある仕事や働き方の創出、子育て世代の移住促進
- ・ 地域の実情に応じた少子化対策の検討の更なる促進

若い世代にとって子育てが移住を検討する大きなきっかけの一つとなっていることを踏まえ、地方創生推進交付金により、子育て世代の移住推進の取組が進められている。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、地方創生テレワークによる「転職なき移住」のための取組も進められている。

一方で、若年層の女性が地方から東京圏へ大量に流入し、少子化・人口減少が加速する要因の一つとなっていることから、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による人々の意識や行動の変化も捉えつつ、若い世代の男女の描くライフデザインや結婚観の変化も踏まえて、若い世代や女性にとって魅力があり、選ばれる地域づくりの取組を進めるとともに、地方への移住の促進には女性や若い世代にとって魅力ある仕事や働き方を創出するという観点で取組を進めていく必要がある。

また、各地方公共団体において地域の実情に応じた少子化対策の検討を推進す

ることも重要である。内閣官房では、各地方公共団体が地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進するために、少子化対策地域評価ツールを活用して、地方公共団体の検討プロセスの支援が行われている。現在、多くの都道府県において、少子化対策の検討に関して市区町村へ各種支援を実施するに当たっての課題として情報・ノウハウが不足しているとのことから、先駆的な取組を行っている地方公共団体の対応状況などの必要な情報・ノウハウを整理し、各地方公共団体に向けて展開していくこと等が重要である。このため、今後、地方公共団体が必要とする情報の提供を含め、地域の実情に応じた少子化対策の検討の更なる促進に向けて、必要な対応を展開していくべきである。

(2) 働き方改革

働き方改革は、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目指すものであり、雇用形態にかかわらず柔軟な待遇を確保することは、経済的基盤の安定にもつながる。こうしたことから、働き方改革は、仕事を継続しながら妊娠・出産、子育てができるという観点のほか、結婚の希望をかなえる観点からも重要である。また、長時間労働の是正や柔軟な働き方を進めることにより、若い世代が多様な活動に参加することができ、結果として出会いの機会の増加につながるなどの指摘もある。こうしたことから、既に子供のいる方はもとより、若い未婚者も含め、ライフスタイルが多様化している全ての若い世代・子育て世代が、自らのキャリアとライフイベント双方について展望を描けるよう、企業も含め社会全体で働き方改革の取組を進めていくことが重要である。

また、コロナ禍によりテレワークを始めとする柔軟な働き方が普及してきた。テレワークの導入により、男性が家事・育児に参加し、より家族を重視するようになったが、生産性は低下しなかったとの研究がある⁹ほか、夫の家事・育児参加により妻の負担感が軽減されたとの意見や、テレワークによる子育て中の業務範囲の拡大や勤務可能な時間の増加で可能性が広がったとの意見がある¹⁰。一方で、固定的な性別役割分担意識を背景として家事・育児の負担が女性に偏っている現状が変わらないまま、テレワーク等により在宅時間が増える中、女性の家事・育児の負担がより重くなっている状況がうかがえることなどにも留意する必要がある。コロナ禍による社会経済や国民生活の変容も踏まえ、ライフプランを支える様々な働き方改革を一層進めていくべきである。

さらに、男女がより柔軟な働き方で、ライフイベントの変化に応じながらキャリアを築けるという観点でも、転勤や単身赴任の在り方に配慮することが望まれる。

⁹ 第3回山口慎太郎氏提出資料より

¹⁰ 第4回堀有喜衣氏提出資料より

- ・テレワークの推進や転勤に関する雇用管理の周知も含めた、多様で柔軟な働き方の推進、転勤や単身赴任の在り方への配慮

働き方改革については、長時間労働の削減のための重点的な監督指導が行われている。新型コロナウイルス感染症の影響による労働時間の減少もあると考えられるものの、2020年における週60時間以上の雇用者の割合は、2020年までの政府目標をほぼ達成している。また、年次有給休暇の取得促進のための時季を捉えた集中的な広報、仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催等の取組が進められており、また、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、転勤に関しては、「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知が行われている。加えて、コロナ禍を踏まえ、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・実施を進めるよう、テレワークガイドラインが2021年3月に改定されている。

働き方改革は、ライフステージを横断する取組と位置付けられているように、仕事と子育てとの両立のためだけではなく、結婚を希望する方の結婚前の生活と仕事との両立、妊娠を希望する方の不妊治療と仕事との両立などを含め、様々なライフイベントと仕事の両立ができるよう、不断の取組が必要である。特に、コロナ禍を契機として普及してきた、テレワークを始めとする柔軟な働き方について、プラスの面以外にも十分に留意しつつ、様々なライフイベントを支える観点から推進していくべきである。

あわせて、転勤に関しては、表面化していない社会的なコストや家族の負担があるとの意見も踏まえ、引き続き、「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知やテレワークの推進とともに、各企業において転勤や単身赴任の在り方に配慮していくことが必要である。

(3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり

結婚、妊娠・出産、子育てというライフイベントが生じたときに、周囲から温かく受け入れられ、必要な支えを得られることは、何よりも重要なことである。結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識を社会全体で共有し、子供や家族が大事にされる社会を目指していくことが必要である。

一方で、内閣府が実施した国際意識調査によると、日本は子供を生み育てやすい国であると思わない割合は61.1%に上っており、フランス(17.6%)、ドイツ(22.8%)、スウェーデン(2.1%)と比べて高くなっている¹¹。また、子供のいない人や若い世代ほど高い傾向にある。

子育てをしている父母などの保護者を周囲や地域が温かく受け入れ、支援をす

¹¹ 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」。「全くそう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。

ることで次の世代も生きやすくなり、また、若い世代が前向きなイメージを持ち、その地域で子供を生み育てたいと思えるようになる。こうした観点から、今後、こども家庭庁が旗振り役となり、必要とする時に必要な情報や支援を得ることができ、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会だと感じられ、安心して子供を生み育てることができる社会をつくっていくべきである。

また、そのための取組の一つとして、子供や孫がいない方が増えており、同世代で子育てに関する悩みを共有しにくくなっている、次世代・子供と関わる機会が減少し、関心が低くなっているとの指摘があることも踏まえ¹²、2（3）イに記載した地域・社会による子育て支援の充実や、次世代・子供と関わる機会の創出も重要である。

- ・子育て支援パスポートの普及・促進、地方公共団体が行う機運醸成の取組に対する支援、子育て応援コンソーシアムの活用等を通じた理解促進による、結婚を希望する人や子育て世帯を応援する社会的機運の醸成
- ・結婚・子育ての当事者やこれから結婚し子育てをしようとする若い世代の目線に立った情報発信や、当事者に必要な時に必要な支援が確実に届くような情報発信、こども家庭庁における情報発信の強化
- ・少子化が与える影響や子供・子育て支援の重要性についての国民的理解の促進

家族と地域の大切さについて情報発信する「家族の日」・「家族の週間」、官民共同の「子育て応援コンソーシアム」、男性の配偶者の出産直後の休暇取得を促進する「さんきゅうパパプロジェクト」、地方公共団体等の結婚支援担当者を対象とする「結婚応援に関する全国連携会議」など、結婚・子育てに対する前向きな社会的機運の醸成のための取組が行われており、特に、新型コロナウイルス感染症の影響下では、オンライン配信やSNSによる情報発信が実施されている。また、地方公共団体が実施する「子育て支援パスポート事業」の普及・促進や、地域少子化対策重点推進交付金による地方公共団体の取組への支援も進められている。

一方で、上述の意識調査をみると、我が国が「結婚・子育てに温かい社会」になっているとは言いがたいと考えられる。また、SNS等により結婚や子育てに関して不確かな情報を含む様々な情報が拡散され、若い世代が不安を抱きやすい状況にあるとも考えられる。こうした状況を踏まえると、今後、様々な機運醸成の取組において、結婚・子育ての当事者やこれから結婚し子育てをしようとする若い世代の目線に立った情報発信を行うことが必要である。

また、結婚、妊娠・出産、子育てに関する各支援を充実させることはもとより、こうした支援を当事者に必要な時に必要な支援が確実に届くように情報発信をす

¹² 第5回棒田明子氏提出資料より

ることも重要であり、今後、こども家庭庁においてより当事者の目線に立った情報発信の強化が求められる。あわせて、地域の実情に応じた地方公共団体による機運醸成の取組への支援も引き続き支援していくべきである。

このほか、「はじめに」で述べたように、少子化が与える影響や子供・子育て支援の重要性について国民的理解を促進することも必要であり、説得力のあるデータを示しつつ、こうした理解を進めるための情報発信を進めるべきである。

2 ライフステージ別のテーマ

核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している中、保護者の就業形態や就業の有無にかかわらず、どのようなライフコースを選んでも子供を安心して生み育てることができる環境を整備することは、若者の将来に対する安心感にもつながると考えられる。

こうした観点から、本検討会では、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた支援について議論を行った。

(1) 結婚

我が国の少子化の原因として、特に未婚化・晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）の影響が大きいと言われており¹³、婚姻件数の減少、未婚率の上昇は決して軽視できない状況になっている。一方で、平均初婚年齢は上昇傾向にあるものの、初婚同士の婚姻件数を男女の年齢別にみると、初婚で結婚する人数が最も多いのは、2020年で男性は27歳が、女性は26歳が最多となっており、初婚同士の婚姻件数のうち、男性の約7割が32歳以下、女性の約7割が30歳以下であり¹⁴、婚姻件数が最も多い「最頻値」は平均初婚年齢を下回っていることに留意する必要がある。

現在、大綱に基づき、若い世代の経済的基盤の安定に向けた取組や地方公共団体による結婚支援の取組に対する支援が行われているが、今後、若い世代の結婚の希望をかなえるための支援をより効果的な形で一層充実させていくことが必要である。

結婚の希望がかなえられない大きな理由の一つは「適当な相手にめぐり会わな

¹³ 平均初婚年齢は、1985年と2020年を比べると、男性は2.8歳、女性は3.9歳上昇している。（厚生労働省「人口動態統計」より）

¹⁴ 厚生労働省「人口動態統計」より

いから」であり¹⁵、見合い結婚や職縁結婚が減少した中、多くの地方公共団体において出会いの場・機会の創出支援が行われている。今後、こうした取組をより効果的に行い、発展させていくことが必要であり、地元限定の利用にとどまらないより広域での支援、コロナ禍を踏まえたオンライン化、官民連携など、より効果的な結婚支援の在り方について検討していくことが求められる。

また、若い世代の非正規雇用労働者の未婚率は、特に男性で正規雇用に比べて顕著に高くなっており、近年、男性が非正規雇用であることや収入が低いことと未婚の割合が高いこととの関係が強まっているとみられる¹⁶上に、若者の初期のキャリアにより婚姻率に差があるというデータもある¹⁷。これらを踏まえると、コロナ禍による状況の変化を見据えつつ、若い世代のキャリア形成を支援するとともに、若い世代の雇用の安定を図り、若い世代の男女が共に経済的基盤を確保することが必要である。

このほか、若い世代の男女の描くライフデザイン・結婚観が変わっている一方、労働市場が変わらないことが問題であり、古い価値観に基づく労働市場の改革、IT環境向上が必要である。また、若い世代の結婚や子育ての希望をかなえる観点から、結婚に至るまでのサポートに加えて、子供を持ちたいと考える夫婦に対し、妊娠前からの夫婦で考える健康支援を行うことや、子供のいる生活のイメージ（家事・育児分担のイメージ）を持つことができるための支援を行うといった観点も重要であり、必要な支援について考えていくべきである。

あわせて、住宅支援は、子育て世帯のみならず、新婚世帯を含む若者世代にとって重要であり、住宅支援を、若い世代の経済的基盤の安定、結婚を希望する方への支援という観点でも進めていくことが必要である。

ア 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

- ・地方公共団体間の連携を伴う取組の推進とともに、地元利用にとどまらない広域的なマッチング支援や地域経済界など地域の様々な担い手との連携など、より効果的な結婚支援の在り方の検討

地方公共団体による取組への支援として、地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が行う地域の課題・実情に応じた結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するとともに、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組の支援がなされている。

2021年4月現在時点で、都道府県の7割（34道府県）、142の市町村において結

¹⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

¹⁶ 第4回掘有喜衣氏提出資料より

¹⁷ 第4回松田茂樹構成員提出資料より

婚支援センターが設置されており、また、センターを設置していない都府県でも、10都府県において結婚支援センターの設置・運営以外の結婚支援事業が展開されているなど、各地域において結婚支援の取組が進められている。

現在、同交付金により、広域的な結婚支援への重点的支援や、コロナ禍も踏まえたオンラインでの結婚支援等の推進が図られているところであるが、今後、優良事例の横展開や複数の地方公共団体が連携して行う広域的な結婚支援の取組を一層推進するとともに、地元限定の利用にとどまらない広域でのマッチングを支援することなども含め、より効果的な結婚支援の在り方について検討していくべきである。

また、人口減少が加速している県では8割から9割が20人以下事業所の家族経営型が主体であり、後継者の未婚化が黒字倒産につながっている例もあるとの指摘があることも踏まえ¹⁸、愛媛県など地域経済界と連携した効果的な結婚支援の取組も参考に、地方公共団体と地域経済界など地域の様々な担い手とが連携した結婚支援の取組が進められるよう、支援していくべきである。

あわせて、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活に必要な引越費用や家賃等のスタートアップ支援（結婚新生活支援事業）について、若い世代の方々の結婚に係る経済的不安の軽減に資するよう、より効果的に推進していくべきである。

イ 若い世代の経済的基盤の安定（雇用の安定等）

- ・若者の初期キャリアの形成支援、同一労働同一賃金の実現、非正規雇用労働者の正社員化等の支援等

若者の初期キャリアの形成を支援し、若い世代の経済的基盤の安定を図るため、おおむね35歳未満のフリーター等の就職支援として、「わかものハローワーク」等（2022年4月1日現在全国217か所）において、担当者制による個別支援（職業相談、職業紹介等）や就職支援セミナー等が実施されている。また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に向け、改正されたパートタイム・有期雇用労働法等が、2021年4月から中小企業を含めて全面施行されている。このほか、キャリアアップ助成金等により、非正規雇用労働者の正社員化等の支援が行われている。

また、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母等が子・孫に対し結婚・妊娠・出産・育児や教育に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与税を非課税とする措置が講じられている。

今後、「わかものハローワーク」等における支援を引き続き推進するとともに、

¹⁸ 第2回天野馨南子構成員提出資料より

パートタイム・有期雇用労働法については、法の履行確保及び事業主への支援を推進し、同一労働同一賃金を徹底すべきである。

このほか、若い世代に対する住宅支援は、子育て支援にとどまらず、若い世代の経済的基盤の安定、結婚を希望する方への支援にも寄与すると考えられる。(住宅支援の取組については2(3)エに記載した。)

さらに、「新しい資本主義」の実現に向けた「人への投資」に係る施策を進め、分厚い中間層を形成することにより、若い世代の経済的基盤の安定に寄与し、結婚や子育てといった将来にわたる展望を描くことにもつながると考えられることから、若い世代の所得の向上や経済的基盤の安定に向けて、政府全体で幅広い施策を講じていくことが求められる。

(2) 妊娠・出産

理想の子供数を実現できない理由として3割の方が「欲しいけれどもできない」を挙げており、年齢が高くなるにつれて回答の割合が大きくなる¹⁹。晩婚化・晩産化が進んだ中で、妊娠・出産の希望をかなえるためには、男女双方の問題として、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアや、不妊治療への支援といった支援を進める必要がある。

もとより、妊娠・出産は個人の自由な意思決定に基づくものであり、国が特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりしてはならないが、不妊治療に至る前に、妊娠を希望する方もしない方も、男女ともに性や健康に関する事実を知っておくことは必要であり、性や健康に関する基礎的な知識を若いうちから把握し、ライフイベントとどのように組み合わせていくかを前もって考えられるよう支援することは、一人一人の生涯を通じた健康支援の観点でも重要である。

また、不妊治療²⁰は、2022年4月から保険適用が開始されたことで、更に利用が進むことが期待される。一方、不妊治療経験者のうち16%が仕事を辞め、11%が不妊治療をやめている²¹ことを踏まえれば、不妊治療と仕事との両立支援を含め、不妊治療を受けやすい環境を引き続き整備していく必要がある。

また、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産することができる環境を整備することが必要であり、特に、コロナ禍により妊産婦の方々が抱える様々な不安に寄り添うことが求められている。妊娠期から地域とつながることで安心感を得ることが重要であり、産前・産後サポート事業や産後ケア事業等において十分に情報提供を行うことなど、全ての方が産前・産後を通じた支援を受けられるようにしていくこ

¹⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」。

²⁰ 全出生児に占める生殖補助医療による出生児の数は、2019年に60,598人(全出生児の7.0%。約14.3人に1人)となっている。

²¹ 厚生労働省「不妊治療と仕事の両立に係る諸課題についての総合的調査」(平成29年度)

とが必要である。あわせて、子育てのスタートから男性を巻き込んでいくため、両親学級や父親同士で育児経験を共有する活動の支援等の意識啓発なども進めていくべきである。

このほか、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進めることが求められる。

あわせて、こども政策の推進に係る有識者会議報告書においては、予期せぬ妊娠等困難な課題を有する妊婦やカップルへの相談支援を進めていくべきとされており、こども家庭庁において、虐待や貧困などの複合的な困難を抱え、居場所がない若年妊婦への支援に取り組むこととされている。こうした方々を取り残すことなく、社会全体として妊娠・出産に対する支援をするという姿勢を打ち出していくべきである。

ア 妊娠前からの支援

- ・不妊治療の保険適用の適切な運用、関係者への丁寧な周知
- ・不妊治療と仕事を両立できる環境整備、企業の取組促進
- ・プレコンセプションケアの推進

不妊治療については、大綱の策定後、2020年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」において2022年度当初から保険適用とする方針が決定された。不妊治療の保険適用は、2022年4月に開始されたところであり、治療の質の標準化につながるとともに、希望する方がより安心して不妊治療を受けられるようになることが期待される。

不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備については、2020年12月に取りまとめられた「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チーム」の今後の取組方針に基づき、職場の理解や事業主の取組を促進するためのマニュアル、サポートハンドブック等の活用による周知啓発を始め、企業・職場や社会への理解促進、事業主の取組促進が進められている。2022年4月からは、企業のインセンティブを設けるため、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定等に不妊治療と仕事の両立に取り組む企業の認定制度「プラス」が新設された。

今後、不妊治療の保険適用の適切な運用とそのための関係者への丁寧な周知を行うとともに、不妊治療と仕事を両立できる環境の整備に向けた取組を引き続き推進すべきである。

また、性や健康に関する基礎的な知識を若い頃から把握し、ライフイベントとどのように組み合わせていくかを考えられるような環境づくりも重要であり、今後、こども家庭庁において、妊娠・出産に関する情報提供の充実、ライフプランニング支援、プレコンセプションケアを推進していくべきである。その際には、特定の価値観の押し付け・誘導をすることにならないよう十分に留意するとともに

に、専門知識を有する団体や民間企業の協力を得ることなども含めて検討すべきである。

あわせて、個人が仕事を続けながら健康を管理するとともに、不妊治療や妊娠・出産との両立ができる環境を整備することは企業にとっても重要であり、行政・企業・地域が連携して普及啓発や相談体制の整備を行うなどによって企業の行動を促していくべきである。

イ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・妊娠期から地域とつながり安心感を得ることができるよう、「こども家庭センター」の設置促進、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の一層の推進

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置が、母子保健法により市町村の努力義務とされている（2021年4月時点で1,603市町村（2,451か所））。2022年には、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充のため、児童福祉法等の改正により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされた。

また、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行う産後ケア事業については、母子保健法の改正により、2021年4月から市区町村の努力義務となった。2021年度は1,360市町村において実施されており、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。あわせて、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等による相談支援を行う産前・産後サポート事業も実施されている。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、不安を抱える妊婦等に対する寄り添い支援、オンラインによる保健指導等の実施、里帰り出産ができない妊産婦を対象とした育児等支援など、総合的な支援が行われている。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、こうした取組を着実に進めることにより、妊産婦が安心して子育てができるための環境を整備していくべきである。特に、産後ケア事業や産前・産後サポート事業については、妊娠期から地域とつながることで安心感を得ることが重要であることから、各地方公共団体において、当事者に届く十分な情報提供が行われるよう、国と地方公共団体が連携した取組を進めることが必要だと考えられる。

ウ 妊娠・出産に関する経済的負担の軽減

- ・ 出産育児一時金の増額を始めとした、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減の検討

妊婦健診の費用については、14 回分の妊婦健診に係る費用が地方交付税として措置されており、2021 年度から、多胎児を妊娠した妊婦に対する 14 回を超える妊婦健診の費用助成のための補助制度が創設された。今後、市町村における妊婦健診の公費負担の状況を把握し、取組を促すとともに、妊婦に対する適切な情報提供について検討を進めるべきである。

また、出産に要する経済的負担の軽減については、現在、出産育児一時金として原則 42 万円（うち本人支給分が 40.8 万円、産科医療補償制度の掛金分が 1.2 万円）が支給されている。2022 年 1 月から産科医療補償制度の掛金が 0.4 万円分引下げとなったが、少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額は維持した上で、本人支給分が引き上げられた。今後、この支給額については、出産費用の実態把握等に向けた調査研究の結果等も踏まえ、検討を進めることとされている。今後、安全かつ安心して妊娠・出産できる環境整備の観点から、出産育児一時金の増額を始めとして、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減について更に検討を進めていくべきである。

（3）子育て

仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる経済的負担の重さなど、子育ての希望の実現を阻む要因を一つ一つ取り除き、全ての子育て家庭が、平常時・非常時を問わず、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備する必要がある。

また、子供の頃の逆境経験は人生にわたって深刻な影響を及ぼし得ると考えられており、経済問題やストレスは家族の抱える問題に関係していることから、子供が健やかに育つためには、家族が幸せに暮らせることも重要である。家族・親の負担が過重にならないよう、良好な成育環境を全ての子供に保障することが、安心して子育てできることにつながり、ひいては子供を生み育てる希望をかなえることにもつながると考えられる。こうした観点から、今後、こども家庭庁において子供の Well-being の観点から施策を進めていくことも重要である。

内閣府が実施した国際意識調査によると、子供を生み育てやすい国だと思える理由として「各種の保育サービスが充実しているから」を挙げた割合は、フランス（54.4%）、ドイツ（58.4%）、スウェーデン（74.5%）に対し、日本は 37.9%と低

くなっている²²。様々な子育て支援について、定量的なデータのほか、当事者の安心感や満足度の調査など様々なアプローチにより、子育て当事者の視点も踏まえながら、施策を検証・評価することにより、一層効果的な取組の推進が望まれる。

このほか、コロナ禍も踏まえデジタル技術がますます浸透していく中、きめ細やかな支援を様々な状況の方に届ける必要性にも留意しつつ、オンラインの活用により選択肢を広げることやICT化の促進が必要である。オンラインによる母子の健康相談や、一部の地域で進められている母子健康手帳アプリの拡大など、対面のコミュニケーションで手が届きにくい取組への手当や、地域の見守り機能が低下している場合の下支えとして子供の見守りをアプリなどを活用して支援するなど、デジタル技術を活用した支援を一層進めていくべきである。

なお、大綱の整理に基づき「子育て支援」の中に記載している両立支援や住宅支援といった施策については、結婚後の夫婦や既に子供を持つ方への支援という側面にとどまらず、これから結婚を希望する方やこれから子供を持つことを希望する方への支援という観点でも重要であり、今後、より広いライフステージを支援する施策として位置付けることも検討していくべきである。

ア 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

女性が働きながら出産・育児をしようとするには、働き続けることが可能な働き方や職場の状況、保育所への入所、夫の家事・育児分担という条件がそろわなければ難しい状況がある。また、夫婦間での子育て負担の配分についても意識することが重要である。

また、男性の育児休業取得により数年後の男性の家事・育児時間が伸び、短期間であってもライフスタイルが変わったという研究があり²³、男性が子育てに参画するためには、子育てのスタートラインから参画することが重要である。男性の育児休業については、決して恵まれた人だけのものではなく、労働者の当然の権利として、企業の意識改革を促す必要がある。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の流行を契機にテレワークが広がったことも踏まえ、男性の育児参画を社会全体で強力に後押ししていくことも必要である。

なお、個々人の結婚・子育ての希望をかなえるという観点からすれば、仕事と子育ての両立支援に当たっては、今後結婚を希望する方、これから子供を持ちたいと考える方の働き方にも配慮することが必要である。結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージに応じて、仕事と家庭生活とを両立できる環境を整備していくことが重要であり、1（2）に記載した、ライフステージを横断した働き方改革の取組も、企業も含め社会全体で併せて進めていくべきである。

²² 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」

²³ 第3回山口慎太郎氏提出資料より

(ア) 待機児童の解消に向けた取組

- ・待機児童の解消のための「新子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」による受け皿整備の着実な実施
- ・一時預かりなど保育所等の活用推進の検討

待機児童の解消に向けては、「子育て安心プラン」(2018年度～2020年度)に基づく取組を進め、3年間において26万人分の保育の受け皿整備が進められた²⁴。さらに、2020年12月に策定された「新子育て安心プラン」に基づき、4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備し、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性就業率の上昇に対応するための取組が進められている。あわせて、共働き家庭等の「小1の壁」、「待機児童」の解消に向け、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の受け皿を整備することとされている。できるだけ早期の待機児童の解消に向けて、どの地域においても安心して仕事と子育てを両立できるよう、引き続き、両プランに基づき着実に取組を進めていくべきである。また、保育の受け皿整備の取組と併せて、一時預かりなど保育所等の活用の推進についても検討していくべきである。(一時預かりについては、2(3)イにも記載している。)

(イ) 育児休業、経営者等の意識改革、事業主の取組促進

- ・男性の育児休業促進のための「産後パパ育休」等の育児・介護休業法改正法の円滑な施行
- ・男性が子育てのスタートから参画していくための両親学級や父親同士で育児経験を共有する活動の支援など親の学びの場の提供・意識啓発の推進
- ・男女ともに仕事と子育てを両立できる環境を整備するために必要となる更なる対応策についての国民的な議論(一度離職して出産・育児後に再び就労していくケースも含めた検討)

育児休業制度については、育児休業の取得率をみると、女性は81.6%であるのに対し、男性は12.65%(2020年。2019年は7.45%)と低い水準にあり、男性も育児休業を取得しやすい環境の整備が求められている。2021年に育児休業・介護法が改正され、2022年4月から順次施行されているところである。同法に基づき、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みである「産後パパ育休」が同年10月に創設される予定であり、男性の育児休業取得促進のための環境整備が順次進められている。実効性をもって育児休業の取得を進めていくため、制度

²⁴ 政府目標は32万人分としていたが、足元の待機児童がゼロとなり整備計画の縮小を行った地方公共団体があったこと等もあり、実績値は26万人分となっている。

の十分な周知と検証を行い、定着を図っていくことが必要である。

このほか、男女が共に子育てをしていくためには、子育てのスタートから男性を巻き込んでいくことが重要である。このため、両親の学びの場となる両親学級や父親同士で育児経験を共有する活動の支援等、親の学びの場の提供を丁寧に行うことによる意識啓発の取組も推進していくべきである。

さらに、今後、子育て・若者世代が子供を持つことによって収入や生活、キャリア形成に不安を抱くことなく、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境を整備するために必要となる更なる対応策について、国民的な議論を進めていくことが望まれる。その際には、約5割の女性が出産・育児により離職していることを踏まえ²⁵、就業継続している人だけではなく、一度離職して出産・育児後に再び就労していくケースも含め、検討することが重要である。

イ 地域・社会による子育て支援

個々人のライフコースが多様化している中、保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず、子育て家庭の多様なニーズに対応した多様な保育・子育て支援を提供し、子育て当事者の目線に立ちながら、地域の実情に応じてそれらの充実を図ることが必要である。

共働き世帯であるか否かに関わらず、保護者の育児疲れによる心身の負担を軽減する目的での一時預かり事業の利用を促進することは重要である。

また、コロナ禍で里帰り出産が厳しい中、地域において敷居の低い寄り添い型の支援体制も必要となっている。多機能型のサービスを利用した場合の方が高い支援効果が見られたという調査もあり²⁶、利用者支援事業によるサービス利用への後押しやつなぎが重要である。

このほか、保育所等の整備が進み、8割超の地方公共団体で待機児童が解消された今²⁷、保育所等を新たに作るステージから、地域においていかに施設を効率的に運営するかというステージに移行してきており、施設に余裕がある地域での受け入れの在り方についても検討を進めていくべき時期に来ている。地域における子育て支援の機能を果たす観点から、例えば、0～2歳の未就園児について1日数時間や週1～2日といった短時間、定員に余裕のある保育所等において子供を預かることなども考えられる。

こうした中、今後、こども家庭庁が司令塔となり、保育所、幼稚園、認定こども園のどの施設類型であっても、全ての子供への質の高い教育・保育を保障していくことが必要である。

²⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」

²⁶ 第3回奥山千鶴子氏提出資料より

²⁷ 厚生労働省「令和3年4月の待機児童数調査のポイント」（令和3年8月27日公表）

- ・関係機関が連携した多機能型の地域子育て支援拠点の更なる活用
- ・一時預かりなど保育所等の活用推進の検討（再掲）
- ・子育て家庭の多様なニーズを踏まえた利用者の目線に立った取組の展開、コロナ禍を踏まえたオンラインの活用等による支援

子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備するため、利用者支援事業²⁸（2021年度時点で3,035か所）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）²⁹（2021年度時点で971か所）、地域子育て支援拠点事業³⁰（2021年度時点で7,856か所）が実施されている。また、2021年度からは、利用者支援事業を核として関係機関が連携した多機能型地域子育て支援の展開に向けた取組を充実させている。

多機能型のサービスを利用した場合の方が高い支援効果が見られたという調査もあり³¹、今後、多様な子育て家庭がそれぞれ必要な支援につながることで、孤立を防止し、身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、子育て支援に関する連携・協働の体制づくりを推進していくべきである。

また、地域子育て支援拠点事業について、利用者への周知、支援内容や開設日数の見直し・増加などの工夫をしている自治体では利用者が増えているとの調査もあり³²、また、一時預かり事業については、子供が普段慣れていない場所であることや費用面の観点から、グループ保育も含めた内容面の議論や費用負担の軽減等、不安の払拭に向けた検討が必要との声もある。子育て家庭の多様なニーズを踏まえつつ、利用者の目線に立った取組を広げていくことが必要である。あわせて、コロナ禍を踏まえ、オンラインの活用等により支援の選択肢を広げることについても検討していくことも重要である。

このほか、人口減少下において、各地域で子育て支援等の活動を担うことのできる人材も必要であり、必要な人材の確保や研修等の人材育成について今後検討していくことが必要である。

ウ 子育てに関する経済的支援・教育費の負担の軽減

理想の数の子供を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるか

²⁸ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業

²⁹ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

³⁰ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業（主に保育所、公共施設、児童館、空き店舗等で実施）

³¹ 第3回奥山千鶴子氏提出資料より

³² 同上

ら」を挙げる割合は全体で 56.3%となっており、理想の子供の数が 2 人、3 人と増えるほどその割合は高くなっている³³。第 2 子以降、とりわけ、第 3 子以降を持ちたいとの希望に関しては、子育て、教育、住居など様々な面における経済的負担の重さが希望の実現の大きな阻害要因となっていることから、必要な安定財源の確保とともに、多子世帯に配慮し、様々な面での負担の軽減策を推進する必要がある。

子育てや教育に関する経済的支援については、必要な安定財源を確保しつつ、子供や子育ての当事者に対して必要な支援を届ける観点から、例えば、多子世帯や経済的なゆとりがより少ない若い世代等への重点的な支援や、各制度の趣旨・目的に照らした支援内容・基準等の在り方、さらに、結婚前の若者への支援、現金給付のみならず現物給付や税制による支援等も含めたより幅広い支援の在り方について、議論が深められていくことを期待したい。

また、教育費に関しては、奨学金の返還や、学校外の活動による競争的な学習環境などへの対応についての指摘もある。

- ・ 児童手当法改正法附則に基づく、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方についての検討
- ・ 高等教育の修学支援新制度の丁寧な周知・制度見直しを見据えた効果検証、給付型奨学金と授業料減免の多子世帯等の中間層への拡大、ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

子育てに関する経済的支援や教育費の負担軽減に関しては、児童手当が支給されているほか、2019 年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が、2020 年 4 月からは、真に支援を必要とする低所得世帯の学生等を対象として、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度が実施されている。

児童手当については、2021 年に成立した児童手当法改正法において、2022 年 10 月支給分から特例給付の見直しがなされることとなったが、従来から、多子世帯や子供の年齢に応じた拡充・重点化が必要との指摘があり、引き続き、児童手当法改正法の附則の規定に沿って、子ども・子育てに関する施策の実施状況を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討していくことが必要である。

高等教育の修学支援については、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても、高等教育の修学支援新制度における家計急変の場合の特例の対象とするよう運用を拡充した。さ

³³ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」。理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げた割合は、理想子供数が 1 人（予定 0 人）では 15.6%、理想子供数が 2 人（予定 1 人）では 43.8%、理想子供数が 3 人以上（予定 2 人以上）では 69.8%となっている。

らに、2022年5月に取りまとめられた教育未来創造会議の第一次提言を受け、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料免除を、必要性の高い多子世帯の学生等の中間層へ拡大するとともに、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みを創設することとされており、今後、着実に進めていくべきである。

エ 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり

30歳未満の勤労単身世帯の1か月平均消費支出をみると、男女ともに長期的に見て住居費が占める割合は高くなっている³⁴。また、子育て世帯のうち、望ましい居住面積水準を達成しているのは42.4%（都市部では39.2%）にとどまっている³⁵。

こうした状況も踏まえ、2021年3月に策定された「住生活基本計画」に基づき、子供を生み育てやすく良質な住宅の確保、子育てしやすい居住環境の実現とまちづくりに向けた住宅支援を進めていくことが必要である。

あわせて、様々な支援が行われていることについて、分かりやすい情報発信をし、若者や子育て世代に必要なタイミングで届くようにしていくことが求められる。

- ・子供を生み育てやすく良質な住宅の確保、子育てしやすい居住環境の実現とまちづくりに向けた住宅支援の推進（三世帯同居・近居支援を含む。）、「新しい資本主義」としての子育て世代の住居費支援

住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくりについては、国土交通省において、融資、税制を通じた住宅の取得等の支援、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進、住宅セーフティネット制度の推進、公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保、公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進などが進められている。

「住生活基本計画」（2021年3月19日閣議決定）に基づき、子供を生み育てやすい住まいの実現に向けて、子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの推進や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅内テレワークスペース等の確保の支援、住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進を進めるとともに、駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的

³⁴ 総務省「全国家計構造調査」（旧「全国消費実態調査」）。男性については、1969年の4.5%から、1989年に11.8%、2019年に26.0%と上昇している。女性については、1969年の5.6%から、1989年に17.8%、2009年に31.1%となった後、2019年に25.5%となっている。

³⁵ 総務省「住宅・土地統計調査（平成30年）」及び国土交通省「住生活総合調査（平成30年）」を基に国土交通省において作成（第2回国土交通省提出資料）。なお、全世帯で見ると、望ましい居住面積水準を達成している割合は59.7%となっている。

にとらえて住宅取得を推進、子供の人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進を進めるべきである。

また、同計画に基づき、子育てしやすい居住環境とまちづくりに向けて、住宅団地での建替えや再開発等における子育て支援施設や公園・緑地等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備等を強力に進めていくべきである。

あわせて、三世代同居に対応した住宅のリフォームを行う場合の所得税の特例措置や、UR賃貸住宅における子育て世帯とそれを支援する親族の世帯の近居に対する支援などにより、三世代同居や近居等に応じた円滑な住替えを推進し、家族における世代間での助け合いを進めていくべきである。

さらに、子育て世代への住居費の支援については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022年6月7日閣議決定）においても位置付けられている賃貸住宅への支援施策により、負担を軽減していくことが望まれる。

第3 おわりに

今後の少子化対策の推進に当たっては、各施策について、定量的なデータについての調査・分析を充実させつつ、新型コロナウイルス感染症の影響等も含む様々な社会経済の変化を捉え、必要な施策を効果的に講じていくことが求められる。その際には、結婚・子育ての当事者や若い世代の目線からみたデータの収集、調査・分析も行うなどにより、当事者の目線に立って施策を検証・評価し、改善につなげていくことが必要であり、また、若者や子育ての当事者等が、様々な支援によって得られた安心感や満足度を把握することについても検討していくべきである。

このほか、今後、少子化対策を含むこども政策を強力に進めるために必要な安定財源については、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていくべきである。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていくべきであり、安定的な財源の確保に当たっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討すべきである。

「はじめに」で述べたとおり、2023年4月にこども家庭庁が設置され、こども家庭庁が、少子化対策の総合調整機能を担い、少子化対策を含むこども政策を推進することとされている。今後、こども家庭庁が司令塔機能を十分に果たすとともに、こども家庭庁のみならず、関係する全ての省庁が、それぞれが所管する施策をより強力に推進し、政府を挙げて安心して子供を産み育てられる社会づくりを進めていくべきである。今後のこども政策の推進に当たっては、若者や子育て当事者の視点に立って、本検討会の中間評価を踏まえた結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策の充実を図り、一層強力に進めていくことを期待する。

参考 1 構成員名簿

- 天野 馨南子 ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャー
- 駒村 康平 慶応義塾大学経済学部教授
- 榊原 智子 恵泉女学園大学客員教授
- ◎佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授
- 前田 正子 甲南大学マネジメント創造学部教授
- 松田 茂樹 中京大学現代社会学部教授
- 村上 芽 日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト

(令和4年7月26日時点。「◎」は座長)

参考2 開催実績

第1回 2021年6月4日

- ・ 検討会の運営について
- ・ 検討会における今後の議論の進め方について
- ・ 各省からの説明（総論）

第2回 2021年8月20日

- ・ 今後の少子化対策の検証・評価の重点項目について
- ・ 各論①
 - － 地域の実情に応じた少子化対策について
 - － 住宅支援、まちづくりについて

第3回 2021年11月5日

- ・ 各論②
 - － 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
 - － 地域・社会による子育て支援
- ※ゲストスピーカー
東京大学経済学研究科 山口 慎太郎 教授
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 奥山 千鶴子 理事長

第4回 2022年2月7日

- ・ 各論③
 - － 妊娠・出産への支援
 - － 若者の経済的基盤の安定、働き方改革
- ※ゲストスピーカー
神奈川県立保健福祉大学 吉田 穂波 教授
株式会社 With Midwife 岸畑 聖月 代表取締役
独立行政法人労働政策研究・研修機構 堀 有喜衣 副統括研究員

第5回 2022年6月20日

- ・ 各論④
 - － 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減
 - － 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり
- ・ 中間評価取りまとめに向けた議論
- ※ゲストスピーカー
NPO 法人孫育て・ニッポン 棒田 明子 理事長

第6回 2022年7月26日

- ・ 中間評価取りまとめに向けた議論

（注）ゲストスピーカーの肩書は開催当時のもの

参考3 数値目標の進捗状況

2022年7月1日時点

項目	目標(注1)	足元値	(参考) 大綱策定時(2020年5月29日) の直近値
子育て支援			
認可保育所等の定員(注2)	2021年度～2024年度末までに約14万人分増	320万人 (2021年4月1日)(注3)	306万人 (2019年4月1日)(注3)
うち3歳未満児	2021年度～2024年度末までに約8万人分増	129万人(実績) (2021年4月1日)(注4)	123万人(実績) (2019年4月1日)(注4)
保育所待機児童数	できるだけ早く解消を目指す	5,634人 (2021年4月1日)	16,772人 (2019年4月1日)
新・放課後子ども総合プラン (一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備)	1万か所以上で一体型の実施を目指す (2023年度末)	5,885か所 (2021年5月)	5,361か所 (2019年5月)
放課後児童クラブ	152万人 (2023年度末)	約135万人 (2021年5月)	約130万人 (2019年5月)
放課後子供教室	全小中学校区での実施を目指す (2023年度末)	18,031教室 (2020年11月)	19,260教室 (2019年11月)
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消を目指す (2021年度末)	13,416人 (2021年5月)	18,261人 (2019年5月)
利用者支援事業(注5)	3,600か所 (2024年度)	3,035か所 (2021年度)	2,278か所 (2018年度)
地域子育て支援拠点事業(注5の2)	10,200か所 (2024年度)	7,856か所 (2021年度)	7,431か所 (2018年度)
一時預かり事業(幼稚園型を除く)(注6)(注6の2)	延べ924.3万人 (2024年度)	延べ332万人 (2020年度確定ベース)(注6の4)	延べ479万人 (2018年度確定ベース)
ファミリー・サポート・センター事業(注6の3)	1,150市町村 (2024年度)	971市町村 (2021年度)	890市町村 (2018年度確定ベース)
病児保育(注7)(注6の2)	延べ207.5万人 (2024年度)	延べ97万人 (2020年度確定ベース)(注6の4)	延べ101万人 (2018年度確定ベース)
延長保育(注6の2)	122.3万人 (2024年度)	90万人 (2020年度)(注6の4)	107万人 (2018年度)
短期入所生活援助事業(ショートステイ)(注8)(注6の2)	18.6万人 (2024年度末)	延べ17.3万人 (2020年度実績)(注6の4)	延べ9.6万人 (2018年度実績)
夜間養護等事業(トワイライトステイ)(注9)(注6の2)	9.8万人 (2024年度末)	延べ8.3万人 (2020年度実績)(注6の4)	延べ5.0万人 (2018年度実績)
養育支援訪問事業	全市町村での実施を目指す (2025年)	1,529市町村 (2019年4月1日)	1,476市町村 (2017年4月1日)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数(注10)	全小児医療圏 (2025年)	311(全国336中) (2020年4月1日)	320(全国335中) (2019年4月1日)
地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備			
地域と学校が連携・協働する体制の構築(注11)			
地域学校協働本部の整備率	全ての小中学校区において 地域学校協働活動を推進 (2022年度)	65.1% (2021年度)	50.5% (2019年度)
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入率	全ての公立学校において コミュニティ・スクールを導入 (2022年度)	33.3% (2021年度)	21.3% (2019年度)
地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合	改善 (2022年度)	28.1% (2020年度)	34.2% (2016年度)
「食育」に関心を持っている国民の割合	90%以上 (2025年度)	79.6% (2022年3月公表)	76.0% (2019年3月公表)
ひとり親家庭への支援			
高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村 (2025年度)	95.5% (2020年度)	96.6% (2018年度)
自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村 (2025年度)	93.8% (2020年度)	95.1% (2018年度)
市町村子ども家庭総合支援拠点	全市町村に設置 (2022年度)	716か所(635自治体) (2021年4月)	332か所(283自治体) (2019年4月)
要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	100% (2025年)	88.9% (2019年4月調査時点)	87.3% (2018年2月調査時点)
里親等委託率(3歳未満)	75% (2024年度末)	25.0% (2020年度末時点)	—
里親等委託率(乳幼児)	75% (2026年度末)	29.3% (2020年度末時点)	—
里親等委託率(学童期以降)	50% (2029年度末)	21.1% (2020年度末時点)	—
特別養子縁組の成立件数	年間1,000件 (2024年度末)	693件 (2020年)	616件 (2017年)
里親等委託率(学童期以降)	50% (2029年度末)	21.1% (2020年度末時点)	—
特別養子縁組の成立件数	年間1,000件 (2024年度末)	693件 (2020年)	616件 (2017年)

理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	低下 (2025年)	56.3% (2015年)	56.3% (2015年)
理想の子ども数が3人以上の方で理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合(注12)	低下 (2025年)	69.8% (2015年)	69.8% (2015年)
結婚・妊娠・出産			
若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合	全ての世代と同水準を維持 (2024年度まで)	15~34歳の割合: 97.0% 全ての世代の割合: 96.4% (2022年1月~3月期平均)	15~34歳の割合: 96.3% 全ての世代の割合: 95.8% (2020年1月~3月期平均)
フリーターの数	114万人 (2025年)	137万人 (2021年)	138万人 (2019年)
ジョブ・カード取得者数(累計数)	300万人 (2020年)	305.8万人 (2022年3月末(速報値)) (確定は9月(予定))	243.5万人 (2020年1月末(速報値))
結婚希望実績指標(注13)	80% (2025年)	67% (2020年)	68% (2015年)
乳児家庭全戸訪問事業	全市町村 (2025年)	1,739市町村 (2019年4月1日)	1,734市町村 (2017年4月1日)
性と健康の相談センター(注14)	全都道府県・指定都市・中核市 (2025年度)	84都道府県市 (2021年8月1日)	76都道府県市 (2019年7月1日)
妊産婦死亡率	2.8(出産10万対) (2025年)	2.7(出産10万対) (2020年)	3.3(出産10万対) (2018年度)
夫婦子ども数予定実績指標(注15)	95% (2025年)	93% (2015年)	93% (2015年)
夫婦子ども数予定実績指標(若い世代)(注16)	80% (2025年)	77% (2015年)	77% (2015年)
妊娠・出産について満足している者の割合	85.0% (2024年度)	82.6% (2020年度)	82.8% (2018年度)
人生設計(ライフプラン)について考えたことがある人の割合	向上 (2025年)	53.9% (2019年3月)	53.9% (2019年3月)
働き方			
第1子出産前後の女性の継続就業率	70% (2025年)	53.1% (2015年)	53.1% (2015年)
女性(25~44歳)の就業率	82% (2025年)	78.6% (2021年)	77.7% (2019年)
男性の育児休業取得率	30% (2025年)	12.65% (2020年度)	6.16% (2018年度)
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率(注17)	80% (2025年)	58.7% (2018年)	58.7% (2018年)
6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間	1日あたり2時間30分 (2020年)	1日あたり83分 (2016年)	1日あたり83分 (2016年)
週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(注18)	5% (2025年)	8.8% (2021年) ※週労働時間60時間以上の雇用者の割合については、5%(2021年)	10.9% (2019年)
テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合(注19)	15.4% (2020年)	24.5% (2021年)	9.8% (2019年)
年次有給休暇取得率	70% (2025年)	56.6% (2020年)	52.4% (2018年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業 (2025年)	64.2% (2021年)	64.0% (2019年)
くるみん取得企業(注20)	4,300社 (2025年)	3,801社 (2022年3月末)	3,312社 (2020年3月末)
地域・社会			
地域評価指標等を活用して「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む都道府県数	全都道府県 (2020~2024年度累計)	19団体 (2021年10月末時点)	—
子育て世帯における子育て支援パスポートの認知度	30% (2025年)	22.7% (2019年3月)	22.7% (2019年3月)
マタニティマークの認知度	65.0% (2024年度)	58.1% (2018年度)	58.1% (2018年度)
ベビーカーマークの認知度	50.0% (2025年)	47.1% (2021年7月)	38.7% (2019年11月)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	28% (2020年)	17% (2018年度)	17% (2018年度)
子育てのバリアフリー(道路・施設)			
特定道路(注21)におけるバリアフリー化率	70% (2025年度)	67% (2020年度末)	63% (2018年度末)
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	100% (2025年度末)	98.8% (2021年度末)(注26)	98.7% (2018年度末)(注26)
旅客施設(注22)のバリアフリー化率	100% (2025年度)	94.5% (2020年度)(注27)	90.4% (2018年度)(注26)
園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合(注24)	約70% (2025年度)	約64% (2020年度末)	約63% (2019年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物(注23)のバリアフリー化率	約67% (2025年度)	62% (2020年度)	60% (2018年度)

子育てのバリアフリー(公共交通関係)			
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合(注25)	約70% (2025年度)	48.6% (2020年度)	73.2% (2018年度末)(注26)
ノンステップバスの導入割合	約90% (2025年度)	63.8% (2020年度)	59.8% (2018年度末)
リフト付きバス等の導入割合	約25% (2025年度)	5.8% (2020年度)	5.1% (2018年度末)
バリアフリー化された貸切バスの導入台数	約2,100台 (2025年度)	1,975台 (2020年度)	1,013台 (2018年度末)
バリアフリー化された旅客船の導入割合	約60% (2025年度)	53.3% (2020年度)	46.2% (2018年度末)
バリアフリー化された航空機の導入割合	100% (2025年度)	99.7% (2020年度)	98.2% (2018年度末)
福祉タクシーの導入台数	約90,000台 (2025年度)	41,464台 (2020年度)	28,602台 (2018年度末)
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていけると考える人の割合	50% (2025年)	33.0% (2022年3月)	45.2% (2019年3月)
<p>(注1) 本大綱の策定後、他の関係決定等で各項目の数値目標が更新された場合は、それを踏まえた最新の数値目標を公表する。また、各数値目標の進捗のフォローアップは、最新の数値目標を踏まえて行う。</p> <p>(注2) 認可保育所等は、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方公共団体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等という。</p> <p>(注3) 企業主導型保育事業については、調査対象年の3月31日時点における4月1日受け皿見込み。</p> <p>(注4) 企業主導型保育事業については除く。</p> <p>(注5) 前回大綱における数値目標は、基本型・特定型(国庫補助事業)の実施箇所数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、地方単独事業を含む利用者支援事業全体の実施箇所数。</p> <p>(注6) 2) 前回大綱における数値目標は、地域子育て支援拠点事業(国庫補助事業)の実施箇所数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、地方単独事業を含む地域子育て支援拠点事業全体の実施箇所数。</p> <p>(注7) 幼稚園において在園児を対象として行っている幼稚園型を除く一時預かり事業であり、主に地域の子供(非在園児)を対象とするもの。</p> <p>(注8) 3) 前回大綱における数値目標は、利用児童数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、受け入れ可能児童数。</p> <p>(注9) 3) 前回大綱における数値目標は、ファミリー・サポート・センター事業(国庫補助事業)の実施箇所数。本大綱における数値目標は、市町村計画を踏まえ、地方単独事業を含むファミリー・サポート・センター事業全体の実施箇所数。</p> <p>(注10) 4) 定元値は利用児童数の数値を計上している。</p> <p>(注11) 7) 病児の保育を含む。</p> <p>(注12) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。</p> <p>(注13) 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</p> <p>(注14) 2024年より小児救急医療圏から小児医療圏として整理される予定。</p> <p>(注15) 第三期教育振興基本計画(2018～2022)に基づき、地域学校協働本部の整備やコミュニティスクール(学校運営協議会制度)の導入など、学校と地域が組織的に連携・協働する体制の構築を目指すもの。</p> <p>(注16) 予定子ども数(理想子ども数)より少ない夫婦のうち、理想子ども数(2人以上)の夫婦が、理想子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。</p> <p>(注17) 結婚の希望(既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。)と、「第2期まちびと」こと創生総合戦略の期間(5年間)経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合を5年以内の結婚を希望する者の割合の合計(A)」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合(B)」の比率(=B/A)を算出。</p> <p>(注18) 令和3年度までは「不妊専門相談センター」。</p> <p>(注19) 夫婦の平均予定子ども数(完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均)に対する完結出生児数(結婚継続期間15～19年の夫婦の子供数)の比率。</p> <p>(注20) 結婚継続期間5～9年の夫婦の平均予定子ども数(当該夫婦が調査対象であった期間の結婚継続期間0～4年及び5～9年夫婦の平均)に対する平均出生子ども数(結婚継続期間5～9年の夫婦の子供数)の比率。</p> <p>(注21) 配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上(年次有給休暇、配偶者出産時等)に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合。</p> <p>(注22) 非農林業雇用者(休業者を除く)のうち週間就業時間(年平均結果)40時間以上の者に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合。</p> <p>(注23) 雇用型就業者全体のうち、勤務先に「テレワーク制度等が導入されている」と回答した雇用型テレワーカーの割合。</p> <p>(注24) 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。</p> <p>(注25) 駅、管公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定された道路。「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、道路約4,450kmに拡大した新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注26) 鉄軌道駅、バスターミナルについては1日当たりの平均利用者数が3千人以上の旅客施設と2千人以上3千人未満で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設。旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルについては1日当たりの平均利用者数が2千人以上の施設を原則として全て。「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注27) 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡以上のものを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施することとされている。</p> <p>(注28) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における園路及び広場のバリアフリー化率とした新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注29) 令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両)に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえ、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号、令和3年4月1日施行)において、新たなバリアフリー整備目標が定められたことを踏まえ、数値目標を更新。</p> <p>(注30) 最新の数値目標とは、数値算定方法が異なる。</p> <p>(注31) 鉄軌道駅については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定</p>			

子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及び
こども大綱策定に向けての意見

子供の貧困対策に関する有識者会議

令和5年1月

目 次

第1	はじめに.....	1
1	こどもの貧困対策の経緯と子供の貧困対策に関する大綱について.....	1
2	こども家庭庁創設の動き.....	1
3	本文書の位置付け.....	2
第2	子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況.....	3
1	大綱策定後における施策の取組状況等の概括.....	3
2	指標の推移から見たこどもの貧困の状況.....	4
3	大綱策定後のこどもの貧困対策に係る主な施策（拡充・新規施策中心）.....	8
	（1）教育の支援.....	8
	（2）生活の安定に資するための支援.....	13
	（3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援.....	18
	（4）経済的支援.....	19
	（5）子供の貧困に関する調査研究等.....	21
	（6）施策の推進体制等.....	21
第3	子供の貧困対策に関する大綱を踏まえたこども大綱策定に向けての各構成員の意見.....	22
1	全般について.....	22
2	分野横断的な施策等について.....	22
3	各分野の施策等について.....	24
	（1）教育の支援.....	24
	（2）生活の安定に資するための支援.....	29
	（3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援.....	31
	（4）経済的支援.....	32
	（5）子供の貧困に関する調査研究等.....	33
	（6）施策の推進体制等.....	33
	（7）子供の貧困に関する指標.....	34
	（8）その他.....	35

本文書では、「子供」、「子ども」が既存事業名、組織名等として用いられる場合などを除き、原則として、「こども」の表記を用いる。

第1 はじめに

1 こどもの貧困対策の経緯と子供の貧困対策に関する大綱について

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがあってはならない。そのような認識の下、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、平成25年6月に国及び地方公共団体の責務、講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立した。これを受け、政府において、こどもの貧困対策に関する基本的な方針、こどもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、こどもの貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）が策定され、こどもの貧困対策が推進されてきた。

令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号）が成立し、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、基本理念として、こどもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえるべきこと等が定められた。また、都道府県に加えて市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として、こどもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。こうした法改正の趣旨や子供の貧困対策に関する有識者会議にてまとめた提言等を踏まえ、政府は、令和元年11月29日に新たな子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定した。同大綱では、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが夢や希望を持つことのできる社会の構築に向けて、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、こどもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていくことが目的として掲げられている。また、分野横断的な基本方針として、①貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す、②親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する、③支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する、④地方公共団体による取組の充実を図るといった旨が明記され、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援などが推進されている。

2 こども家庭庁創設の動き

令和3年度、政府においては新たなこども政策の推進の在り方について検討が進められ、令和3年11月、こども政策の推進に係る有識者会議において、こどもを社会の真

ん中に据えて、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った、今後のこども政策についての報告書が取りまとめられ、内閣総理大臣に対し手交された。同年12月には、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。同基本方針には、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが明記されるとともに、こどもの貧困対策を含むこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を創設することとされた。令和4年6月には、こども家庭庁の所掌事務や組織について定めた「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）等及び議員立法によりこども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにした「こども基本法」（令和4年法律第77号）が成立し、共に令和5年4月1日に施行される。

3 本文書の位置付け

こども基本法において、「こども大綱」は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項等を定め、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱の内容を含むこと（同法第9条）とされている。

令和5年4月のこども家庭庁発足後、内閣総理大臣を会長とする「こども政策推進会議」において、こども及びこどもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、こども大綱の案を作成することになっているが（同法第17条）、こども大綱の作成に当たっては、こどもの貧困の現状やこれまでのこどもの貧困対策の実施状況等を踏まえることが重要である。

本文書は、子供の貧困対策に関する有識者会議として、子供の貧困対策に関する大綱に基づく施策のフォローアップを行い、その進捗状況や今後のこども大綱策定に向けての各構成員の意見を幅広く取りまとめたものである。こども大綱の策定に当たっては、更に議論が重ねられることを期待する。

第2 子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況

1 大綱策定後における施策の取組状況等の概括

現在、令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱に基づき、こどもの貧困対策に関する取組が総合的に推進されているところであり、例えば、令和2年4月以降、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、高等教育の修学支援新制度が開始され、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化とともに着実に推進されている。加えて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点などの整備が進められ、令和4年6月の児童福祉法の改正では、令和6年度から、より一層、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行えるよう、市区町村は、両施設の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直した「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。また、地方自治体のこどもの貧困対策についての計画において、都道府県だけではなく、市町村においても策定数に増加が見られるなど、地方自治体におけるこどもの貧困対策の充実が進められている。

さらに、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化、また、令和4年は、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰により、国民生活に大きな影響が生じた。こうした中、家計が急変した学生に対する授業料の減免や給付型奨学金の支給を始め、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給、こどもの居場所づくりの強化などが速やかに実施された。

一方で、現場には今なお支援を必要とするこどもやその家族が多く存在し、その状況は依然として厳しい。特に、スクールソーシャルワーカーの配置拡充等による教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での、民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く、更なる施策の充実が必要である。

今後、こども家庭庁の下で、こどもの貧困対策を含むこどもに関する施策を一元的に進める中で、必要な安定財源の確保を図りつつ、こどもや家庭が抱える様々な課題に対して、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援を講じていく必要がある。

2 指標の推移から見たこどもの貧困の状況

子供の貧困対策に関する大綱で設定されている 39 の指標を見ると、教育分野を中心に、多くの指標が改善傾向にあるが、更なる改善が求められる。

例えば、高等教育の修学支援新制度の利用者数は、直近値（令和3年度）では、大学で 23.0 万人、短期大学で 1.6 万人、高等専門学校で 0.3 万人、専門学校で 7.0 万人となっており、令和2年度と比較して総じて増加している。また、大学等進学率の直近値については、生活保護世帯に属する子供の大学等進学率は 39.9%（令和3年4月1日現在）、児童養護施設の子供の進学率（高等学校等卒業後）は 33.0%（令和2年5月1日現在）、ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校等卒業後）は 65.3%（令和3年11月1日現在）であり、いずれも上昇している。

子供の貧困率の直近値に関しては、国民生活基礎調査によると、13.5%（平成30年）、全国家計構造調査によると、8.3%（令和元年）となっているが、令和3年に内閣府が中学2年生とその保護者を対象に実施した「子供の生活状況調査」では、所得水準が低い世帯やひとり親世帯では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活状況が更に厳しくなっている可能性が示されている¹ ことなどを踏まえて、引き続き、動向を注視していく必要がある。

¹ 新型コロナウイルス感染症の拡大による「世帯全体の収入の変化」について「減った」と回答した割合は、全体では 32.5%であったのに対し、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯では 47.4%、「ひとり親世帯」では 34.9%であったことなどが示されている。[内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」]

(表) 子供の貧困に関する指標の進捗

(令和4年12月末時点)

指標	大綱策定時	平成30年(度)	令和元年(度)	令和2年(度)	令和3年(度)	令和4年(度)
(教育の支援)						
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (平成30年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	94.0% (平成31年4月1日現在)	93.7% (令和2年4月1日現在)	93.7% (令和3年4月1日現在)	—
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (平成30年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	4.3% (平成31年4月1日現在)	4.1% (令和2年4月1日現在)	3.6% (令和3年4月1日現在)	—
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0% (平成30年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	36.4% (平成31年4月1日現在)	37.3% (令和2年4月1日現在)	39.9% (令和3年4月1日現在)	—
児童養護施設の子供の進学率						
中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.2% (令和元年5月1日現在)	96.4% (令和2年5月1日現在)	—	—
高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	28.3% (令和元年5月1日現在)	33.0% (令和2年5月1日現在)	—	—
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	81.7% (平成28年11月1日現在)	—	—	—	79.8% (令和3年11月1日現在)	—
ひとり親家庭の子供の進学率						
中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	—	—	—	94.7% (令和3年11月1日現在)	—
高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	—	—	—	65.3% (令和3年11月1日現在)	—
全世帯の子供の高等学校中退率	1.4% (平成30年度)	1.4% (平成30年度)	1.3% (令和元年度)	1.1% (令和2年度)	1.2% (令和3年度)	—
全世帯の子供の高等学校中退者数	48,594人 (平成30年度)	48,594人 (平成30年度)	42,882人 (令和元年度)	34,965人 (令和2年度)	38,928人 (令和3年度)	—
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合						
小学校	50.9% (平成30年度)	50.9% (平成30年度)	54.2% (令和元年度)	56.9% (令和2年度)	63.2% (令和3年度)	—
中学校	58.4% (平成30年度)	58.4% (平成30年度)	59.7% (令和元年度)	61.7% (令和2年度)	68.1% (令和3年度)	—
スクールカウンセラーの配置率						
小学校	67.6% (平成30年度)	67.6% (平成30年度)	84.7% (令和元年度)	86.2% (令和2年度)	89.9% (令和3年度)	—
中学校	89.0% (平成30年度)	89.0% (平成30年度)	91.1% (令和元年度)	91.8% (令和2年度)	93.6% (令和3年度)	—
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6% (平成29年度)	69.4% (平成30年度)	75.3% (令和元年度)	78.7% (令和2年度)	81.1% (令和3年度)	82.3% (令和4年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況						
小学校	47.2% (平成30年度)	47.2% (平成30年度)	73.7% (令和元年度)	82.3% (令和2年度)	83.7% (令和3年度)	84.9% (令和4年度)
中学校	56.8% (平成30年度)	56.8% (平成30年度)	78.9% (令和元年度)	83.8% (令和2年度)	85.1% (令和3年度)	86.2% (令和4年度)

指標	大綱策定時	平成30年(度)	令和元年(度)	令和2年(度)	令和3年(度)	令和4年(度)
高等教育の修学支援新制度の利用者数						
大学	—	—	—	19.9万人 (令和2年度)	23.0万人 (令和3年度)	—
短期大学	—	—	—	1.4万人 (令和2年度)	1.6万人 (令和3年度)	—
高等専門学校	—	—	—	0.3万人 (令和2年度)	0.3万人 (令和3年度)	—
専門学校	—	—	—	5.5万人 (令和2年度)	7.0万人 (令和3年度)	—
(生活の安定に資するための支援)						
電気、ガス、水道料金の未払い経験						
ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	—	—	—	—	—
子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	—	—	—	—	—
食料又は衣服が買えない経験						
ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	—	—	—	—	—
子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	—	—	—	—	—
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合						
ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時の お金の援助 25.9% (平成29年)	—	—	—	—	—
等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ 十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時の お金の援助 20.4% (平成29年)	—	—	—	—	—
(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)						
ひとり親家庭の親の就業率						
母子世帯	80.8% (平成27年)	—	—	83.0% (令和2年)	—	—
父子世帯	88.1% (平成27年)	—	—	87.8% (令和2年)	—	—
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合						
母子世帯	44.4% (平成27年)	—	—	50.7% (令和2年)	—	—
父子世帯	69.4% (平成27年)	—	—	71.4% (令和2年)	—	—

指標	大綱策定時	平成30年（度）	令和元年（度）	令和2年（度）	令和3年（度）	令和4年（度）
（経済的支援）						
子供の貧困率						
国民生活基礎調査	13.9% （平成27年）	13.5% （平成30年）	—	—	—	—
全国家計構造調査 （旧全国消費実態調査）	7.9% （平成26年）	—	8.3% （令和元年）	—	—	—
ひとり親世帯の貧困率						
国民生活基礎調査	50.8% （平成27年）	48.1% （平成30年）	—	—	—	—
全国家計構造調査 （旧全国消費実態調査）	47.7% （平成26年）	—	57.0% （令和元年）	—	—	—
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合						
母子世帯	42.9% （平成28年度）	—	—	—	46.7% （令和3年度）	—
父子世帯	20.8% （平成28年度）	—	—	—	28.3% （令和3年度）	—
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合						
母子世帯	69.8% （平成28年度）	—	—	—	69.8% （令和3年度）	—
父子世帯	90.2% （平成28年度）	—	—	—	89.6% （令和3年度）	—

3 大綱策定後のこどもの貧困対策に係る主な施策（拡充・新規施策中心）²

（1）教育の支援

① 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

（幼児教育・保育の無償化）

- 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）に基づき、全てのこどもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、令和元年10月から、3～5歳までのこども及び0～2歳までの住民税非課税世帯のこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を実施した。

（幼児教育・保育の質の向上）

- 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善に向けて、保育士・幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施した。

② 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

（スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等）

- 学校における教育相談体制の更なる充実のため、スクールソーシャルワーカーについて、全中学校区への配置（平成30年度：7,500人→令和4年度：10,000中学校区）及び貧困対策のための重点配置（平成30年度：貧困・虐待対策のための重点配置として1,000校→令和4年度：貧困対策のための重点配置として2,900校）に係る経費を段階的に引き上げた。また、スクールカウンセラーについても、全公立小中学校への配置（平成30年度：26,700校→令和4年度：27,500校）及び貧困対策のための重点配置（平成30年度：貧困・虐待対策のための重点配置として1,000校→令和4年度：貧困対策のための重点配置として1,900校）に係る経費を段階的に引き上げた。

² 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき、「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」が毎年1回公表されている。

・ 令和元年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況：

https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/r01_joukyo.pdf

・ 令和2年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況：

https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/r02_joukyo.pdf

・ 令和3年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況：

https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/r03_joukyo.pdf

(学校教育による学力保障)

- 家庭環境等に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教員定数を段階的に増やすなど(平成30年度の教員定数:250人→令和4年度の教員定数:360人)、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進した。
- 令和3年3月に改正された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第14号)を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、令和3年度から令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備することとし、令和3年度は第2学年、令和4年度は第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げた。
- 学力向上を目的とした児童生徒の学習サポート等を行うため、学習指導員等の配置に係る経費を段階的に拡充した(平成30年度:7,700人分→令和4年度:11,000人分)。特に、令和2年度には、臨時休校中における未指導分の補習等の実施などこどもの学びの保障を徹底的にサポートするため、学習指導員の追加配置(61,200人分)を行った。

③ 高等学校等における修学継続のための支援

(高校中退後の支援)

- 高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるため、学習相談、学習支援及び就労支援を実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施した(令和2年度:3自治体(委託)、2自治体(補助)→令和4年度:6自治体(補助))。
※平成29年度から令和2年度までは、委託事業において学びを通じた高校中退者等への支援の実践モデルを作成した。令和2年度からは、当該モデルの全国展開を図るべく「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」として補助事業化(令和2年度は委託事業と補助事業を両方実施)。
- 高等学校等を中途退学した後、高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が授業料に係る支援金を支給する場合に、所要額を補助した。令和4年7月には、早生まれの高校生等に係る判定基準を見直し、同学年での判定がより平等になるように改善した。

④ 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の修学支援)

- 「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)に基づき、意欲あるこどもたちの進学を支援するため、令和2年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生などの経済的に修学困難な学生等を対象とし、高等教育の修学支援新制度を開始し、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校での授業料等減免制度の創設や給付型奨学金の支給の拡充を行った(令和2年度:約27.2万人→令和3年度:約31.9万人)。また、貸与基準を満たす希望者全員に対して無利子奨学金の貸与を行った(令和2年度:約48.6万人→令和3年度:約47.3万人に支援を実施)。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、随時の支援も可能とした。
- 高等教育の修学支援新制度について、教育未来創造会議で取りまとめられた「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について(第一次提言)」(令和4年5月10日)にて提言された「学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大」について、検討を進めているほか、貸与型奨学金についても、減額返還制度の見直しについて、検討を進めている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するため、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」により、令和2年度及び令和3年度に、国公私立大学等に所属する学生のうち要件を満たす者として大学等が推薦した者に対して、一人10万円の給付を行った。

⑤ 特に配慮を要する子供への支援

(児童養護施設等の子供への学習・進学支援)

- 児童養護施設等に入所するこどもに対する進学支援として、令和元年度に、児童養護施設等に入所する高校生が学習塾に通う場合の費用の単価引上げ(15,000円→20,000円(高校3年生は25,000円))を実施するとともに、令和2年度に、進学に際して必要な学用品等を購入するための費用単価引上げ(小学校:50,600円→63,100円、中学校:57,400円→79,500円、高等学校:61,150円→86,300円)を実施した。

(特別支援教育に関する支援の充実)

- 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学支援の充実、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、「特別支援教育就学奨励費」において、令和2年度に「オンライン学習通信費」の費目を新設し、令和3年度及び令和4年度において補助上限額の引上げを実施した(令和2年度:10,000円→令

和3年度：12,000円→令和4年度：14,000円)。

(外国人児童生徒等への支援)

- 帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、公立学校への受入れ促進、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備、親子日本語教室の開設、就学前の幼児への支援、多言語翻訳システム等ICTの活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育を始めとした支援の充実等に係る取組等への支援を着実に強化した(平成30年度実施地域数：39→令和3年度実施地域数：59)。
- 生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人のこどもの就学を促進するため、自治体が行う学校外における日本語指導や教科指導等の取組を着実に支援した。

⑥ 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

- 義務教育の円滑な実施のために、「要保護児童生徒援助費補助金」について、令和2年度、「オンライン通信費」の費目を新設し、令和3年度及び令和4年度に単価の引上げを実施した(令和2年度：10,000円→令和3年度：12,000円→令和4年度：14,000円)。また、「新入学児童生徒学用品等」については、令和2年度及び令和4年度に単価を引き上げるとともに(中学校 令和元年度：57,400円→令和2年度：60,000円、小学校 令和3年度：51,060円→令和4年度：54,060円)、「修学旅行費(小学校)」に関しても、令和3年度に単価を引き上げた(令和2年度：21,890円→令和3年度：22,690円)。
- 経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒への更なる支援のため、令和4年度から、私立小中学校等における家計急変世帯への支援として、家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで(小学校段階の最長6年間又は中学校段階の最長3年間)支援を継続。

(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)

- 全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」について、令和2年度より、私立高等学校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒を対象として、支給上限額を年額396,000円まで引き上げ、私立高等学校授業料の実質無償化を実現した。また、令和4年7月には、早生まれの高校生等に係る判定基準を見直し、同学年での判定がより平等になるように改善した。

- 低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」(奨学のための給付金)について、段階的に、非課税世帯における給付額の増額を行った(非課税世帯第1子の給付額について、平成30年度:国公立80,800円、私立89,000円→令和4年度:国公立114,100円、私立134,600円)。また、令和2年度には、家計急変世帯への支援の創設や必要な教育費の追加支援を行うとともに、令和4年度には、ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額等の増額を実施した。

(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)

- 「生活保護法」(昭和25年法律第144号)第13条に基づく教育扶助として、小中学生を対象に、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品等を支給した。また、生活保護制度における高等学校就学費として、高等学校等を卒業することが自立助長に効果的である場合において、入学考査料、入学金、授業料、教材費、クラブ活動費等に係る費用について支給した。令和2年5月からは、両制度について、学校教育においてオンライン学習に必要な場合には、そのための通信費を実費で支給した。

(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)

- ひとり親家庭等のこどもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、令和2年度から、「母子父子寡婦福祉資金」貸付金の対象に受験料や修学期間中の生活費等を加えた。

⑦ 地域における学習支援等

(地域学校協働活動における学習支援等)

- 地域における学習支援や体験活動などの取組を充実するため、地域と学校をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員等の配置促進・機能強化(配置人数について、令和元年度:26,613人→令和4年度:32,954人)など、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進した。

⑧ その他の教育支援

(夜間中学の設置促進・充実)

- 夜間中学は、義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている。このことから、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年法律第105号)及び平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学新設準

備・運営補助、②夜間中学における教育活動充実等により、就学機会の提供を推進した（令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年4月に4校新設され、令和4年4月現在、15都道府県34市区に40校設置）。

（2）生活の安定に資するための支援

① 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

（妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援）

- 産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」を実施する市町村への支援について、安定した事業運営が行われるよう、令和4年度から、従来の定額補助を見直し、実施方法・実施施設の数を基本に補助額を算定している。あわせて、同年度から、ケアを必要とする産婦への適切な支援につながるよう、非課税世帯への利用料減免や24時間365日受入れの体制整備を行う場合、それぞれの補助額の加算を行っている。
- 母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、「母子保健法」（昭和40年法律第141号）に基づく「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」について、「利用者支援事業」を活用し、設置・運営費用を補助することで着実に整備を促進した。なお、令和4年度の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、市区町村は令和6年度から、より一層、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもへ一体的に相談支援を行えるよう「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の創設の意義や機能は維持した上で組織を見直した、「子ども家庭センター」の設置に努めることとなる。

（特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援）

- 都道府県等が実施する「性と健康の相談センター事業」において、予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対し、SNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保を行う場合、補助額の加算を行っている。
※令和2年度及び令和3年度は、「若年妊婦等支援事業」として実施したが、他の事業との統合により、令和4年度から「性と健康の相談センター事業」に統合された。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、令和2年度、こども食堂やこどもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等とし

て登録されているこども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を行うこどもの見守り体制を強化するための経費を支援する「支援対象児童等見守り強化事業」を開始した。令和4年度は、クーポン、バウチャー等を活用する事業を創設し、学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携して、支援を必要とするこどもや家庭の見守り強化を進めている。

② 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

- 平成27年4月に施行された、「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)に基づく「生活困窮者自立支援制度」において、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業などの一体的な支援を着実に実施した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、支援ニーズが増大したこと等を踏まえ、令和2年度より、自立相談支援員等の加配や電話・メール・SNSなどの活用等、相談支援体制の強化を図っている。
- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣、又は家庭生活支援員の居宅等における支援を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、令和2年度から、事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を行う(令和元年度:740円→令和2年度:900円)とともに、同年度から、定期利用の対象範囲を、小学生を養育するひとり親家庭まで拡大した。

(保育等の確保)

- 「子育て安心プラン」に引き続き、令和2年12月に取りまとめられた「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受皿を整備できるよう、「新子育て安心プラン」に参加する自治体に対する整備費等の補助率のかさ上げ(令和3年度以降)や、短時間勤務の保育士の活躍を促進(令和3年度以降)するなど、各種施策を推進した。

(保護者の育児負担の軽減)

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で預かる「一時預かり事業」について、令和3年度、①「幼稚園型Ⅰ」においては保育体制充実加算の充実、「幼稚園型Ⅱ」においては、保育を必要とする2歳児の受入れに係る単価の充実及び0歳児及び1歳児の受入

れに係る単価の創設等を行うとともに、②新型コロナウイルスの感染拡大により、保育所等が休園となった場合の代替保育の受皿の確保に向けて、「新型コロナウイルス感染症特例型」を創設し、在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の財政支援の特例措置を講じた。また、令和3年度、③子育て家庭が必要な支援に適切につながるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額の一部を支援する「一時預かり利用者負担軽減事業」を創設した。

③ 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

- 平成27年に開始された生活困窮世帯等のこどもに対して学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」について、着実に実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響等をふまえ、令和2年度より、オンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等に係る経費を補助し、令和4年度においては、職業体験や進路相談など、世帯全体への支援に必要な経費の増額を実施した。
- ひとり親家庭のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭のこどもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図る「子どもの生活・学習支援事業」について、令和2年度から、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費等)の補助を開始した。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯のこども等を対象に、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者に対して広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(「中間支援法人」)を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、こどもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」を令和3年度に開始し、令和4年度には、食事提供のみならず学用品・生活必需品の提供を支援内容に加えた。

(社会的養育が必要な子供への生活支援)

- 令和3年度より、「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向けて、令和6年度末までの集中取組期間における補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組

をモデル的に支援するなど、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充に向けた支援を実施した。

- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を推進するために、令和6年度末までの期間に限り、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際における施設整備費等の補助率のかさ上げ（1/2→2/3）を行うとともに、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和や地域小規模施設等へのバックアップ機能の強化を実施した。
- 家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもに対する居場所の整備に必要な整備費及び改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供及びこども・家庭の状況についてアセスメントを行い、関係機関へのつなぎを行うなど、こどもの居場所に関する総合的な支援を行う「子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業」を令和3年度に創設した。

④ 子供の就労支援

（高校中退者等への就労支援）

- 若年無業者等の職業的自立に向けた就労支援を行う地域若者サポートステーションにおいて、令和2年度から高校中退者や中退が見込まれる者等に加えて、教育課程への影響が少ない卒業・修了年度の1月以降から卒業・修了式に至る時期に進路が未決定の在学学生を支援対象者に含めることとし、学校教育からの切れ目のない就労支援に関する取組を強化した。

⑤ 住宅に関する支援

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれがある者に対し、安定した住居の確保と就労自立を図ることを目的に、家賃額（※上限あり）を有期で給付する「住居確保給付金」について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、令和2年4月から、休業等により就業機会が離職等と同程度まで減少した者についても支給対象とした。
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、返還免除付の住居の賃貸資金貸付を行い、就労又はより稼働所得の高い就労につなげ、自立の促進を図る「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」を令和3年度に創設した。

⑥ 児童養護施設退所者等に関する支援

(退所等後の相談支援)

- 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）の自立のために個々の状況に応じ支援を行う「社会的養護自立支援事業」について、令和4年度から各自治体に複数の支援コーディネーターの配置を可能にするほか、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行い、自立支援に関する取組を強化した。
- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額等の貸付を行うことにより円滑な自立を支援する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」について、令和3年度から貸付の申請時期を退所後5年まで延長し、退所後の状況変化に柔軟に対応できるよう事業を拡充した。
- 児童養護施設退所者等への自立支援が提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援するとともに、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う「社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業」を令和3年度に創設した。

⑦ 支援体制の強化

(市町村等の体制強化)

- 訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を令和3年度に創設した。
- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する「保護者支援臨時特例事業」を令和3年度に創設した。

(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)

- ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体

制強化事業」を令和2年度に創設した。

- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へつなぐことができるよう相談支援体制の強化を図るため、「ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業」を令和3年度に創設した。
- 受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月頃に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進するための「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業」を令和2年度に創設した。

（3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

① 職業生活の安定と向上のための支援

（所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現）

- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号。以下「整備法」という。）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）の履行確保を図るため、全ての労働基準監督署において「労働時間改善指導・援助チーム」を編成し、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を行うとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、働き方改革推進支援センターとも連携しつつ、法制度の周知及びその遵守を目的としたきめ細やかな支援を行った。
- 整備法により改正され、令和3年4月（大企業においては令和2年4月）に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」（平成5年法律第76号）の履行の確保を図るため、都道府県労働局によるパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善に向けた事業主への助言・指導等や、事業主の自主的な取組を促進するための事業を実施し、均等・均衡待遇の確保等を着実に推進した。
- 整備法により改正され、令和2年4月に施行された「労働者派遣法」（昭和60年法律第88号）において、通常の労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の禁止等に係る規定が定められており、派遣元事業主に派遣労働者の待遇確保に係る措置を講じる義務が生じることとなったため、派遣元事業主や派遣先が、確実に改正法の内容を履行できるような環境の整備を着実に推進した。

② ひとり親に対する就労支援

（ひとり親家庭の親への就労支援）

- 「ひとり親自立促進パッケージ」に基づき、就労を通じた自立に向けて意欲的に

取り組んでいるひとり親家庭の親に対して、資格取得のために養成機関で訓練する際の生活費支援を行う「高等職業訓練促進給付金」に関して、令和3年度から引き続き令和4年度も時限的措置として、対象訓練期間を1年以上から6か月以上に緩和するとともに、対象資格を看護師や保育士等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格に拡大するなど給付対象を拡大した。

- ひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とした「自立支援教育訓練給付金」の専門実践教育訓練給付の対象となる講座における上限額を引き上げた（平成30年度：修学年数×20万円→令和4年度：修学年数×40万円）。

（ひとり親家庭の親の学び直しの支援）

- ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」について、令和4年度から受講開始時給付金を創設し、受講費用の3割（上限75,000円まで）を支援するなど強化した。

（4）経済的支援

（児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施）

- ひとり親家庭の資金繰りを改善し、ひとり親家庭の一層の自立の促進を図るため、児童扶養手当の支払回数を年3回から年6回に見直し、令和元年11月支給分から適用した。
- ひとり親の障害年金受給者は障害年金額が児童扶養手当の額を上回ると児童扶養手当を受給できない状況にあったところ、一般的なひとり親よりも所得確保や子どもの養育が困難であるひとり親の障害年金受給者の所得保障機能を強化するため、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直し、令和3年3月分から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額分の手当を支給することとした。

（養育費の確保の推進）

- 「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第2号）により、財産開示手続をより利用しやすく実効的なものとするとともに、第三者から債務者財産に関する情報を

取得する制度の新設を行ったため、関係機関等にこれらの制度を周知した。

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流（面会交流）の取決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う「離婚前後親支援モデル事業」について、令和2年度に、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を開始し、令和3年度には、1自治体当たりの補助単価を約170万円から1,500万円に大幅に拡充した。
- 母子家庭の母等の養育費の確保に向けて、身近な地域での養育費の取決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行う「養育費等支援事業」について、令和3年度に、SNS等を活用した相談支援や弁護士会と連携した個別相談を創設するとともに、弁護士による説明会の単価を拡充するなど強化した。
- 養育費等相談支援センターにおいて、養育費相談に当たる人材養成のための研修や、養育費の取決めや親子交流（面会交流）の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る「養育費等相談支援センター事業」について、令和3年度に、SNS等を活用した相談支援の創設や弁護士等による専門相談の単価の拡充を行うなど強化した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、令和2年度、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、①児童扶養手当受給者、②公的年金給付等受給者、③家計急変者を対象に、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給した。
- 新型コロナウイルス感染症や食費等の物価高騰等を踏まえて、令和3年度及び令和4年度にそれぞれ1度、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、①児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）のほか、②①以外の前年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給した。
- 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、未婚のひとり親を含め、同一のひとり親控除（所得税：35万円、個人住民税：30万円）を適用する税制改正を行った（令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用）。

(5) 子供の貧困に関する調査研究等

- 令和元年6月に行われた子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴う国会附帯決議等において、「子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努める」こととされたことを受け、令和2年度に子どもたちが置かれる貧困の実態に関する全国調査を試行的に実施した（「子供の生活状況調査」）。令和3年度は、その分析及び公表を行うとともに、当該調査やその分析の過程で得られた知見を踏まえ、地方公共団体で活用できる「調査票様式例」を作成し、HP掲載や地方自治体への事務連絡の発出を行った。

(6) 施策の推進体制等

- コロナ禍で子どもたちが孤独・孤立に陥らないよう、「地域子供の未来応援交付金」について、令和2年度、地方自治体がこども食堂などのこどもの居場所づくりなどに関する事業をNPO等へ委託した場合の国の補助率を2分の1から4分の3に引き上げた。令和3年度には、補助率10分の10の新たな事業を創設するとともに、令和4年度には、「つながりの場づくり緊急支援事業」等の補助基準額の引上げを行った（都道府県事業：1事業あたり最高250万円→300万円、市町村事業：1事業あたり最高125万円→150万円）。
- 市町村等にある福祉や教育等に係る個別のこどもや家庭の情報を活用し、潜在的に支援が必要な貧困状態にあるこどもを広く把握するとともに、把握したこどもに対し、可能な限り早期に、アウトリーチ型（プッシュ型）で、困難を乗り越えるために必要な支援につなげていくためのデータ連携・活用の在り方について、令和3年度、検討を行った。
- 地方公共団体内のそれぞれの部局が保有するこどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを分野横断的に連携し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に見つけニーズに応じたプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげるための課題等を検証する「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」を令和4年度に実施している。
- 潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなぐための連携体制について、法令や地方自治体の取組事例等を踏まえ、各機関・専門職の役割やその連携の仕組みを整理する調査研究を令和4年度に実施している。
- 新型コロナウイルス感染症に係る情勢を踏まえ、感染症対策を踏まえた緊急かつ柔軟な支援を行えるようにするため、令和2年度、20のNPO法人等に対し「子供の未来応援基金」による緊急支援を行った（新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業）。

第3 子供の貧困対策に関する大綱を踏まえたこども大綱策定に向けての各構成員の意見

1 全般について

- こどもの貧困問題は、該当人口が多く、現在及び将来にわたってこども自身に影響が大きいことから、こども大綱の最優先課題として、こどもの貧困対策の推進体制の拡充を位置づけるべきである。
- こどもの貧困対策のより一層の拡充に向けて、こども家庭庁においては、持続可能で多様なこども財源の確立が求められる。
- こども・若者のウェルビーイングの改善に当たっては、本人が安心して意見表明を行い、周囲がそれを尊重することにより、本人の意見を反映させるプロセスが重要である。そのためには、学校等での教育活動におけるこども基本法及び児童の権利条約の周知・実践や、こども自身が年齢・発達等の理由により意見表明が十分にできない場合の支援者等によるアドボケイトが必要となる。
- こどもの貧困問題は社会問題であるという認識が共有され、また、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則が保障される社会の実現が必要である。そのためには、こども本人が、ささいな困り感を話せるような精神的・物理的に安全な環境が作られなければならない。この実現のため、貧困であることを恥ずかしいとは誰も考えないという意識の醸成に向けた具体的な取組が必要である。

2 分野横断的な施策等について

子供の貧困対策に関する大綱では、分野横断的な基本方針として、①貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す、②親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する、③支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する、④地方公共団体による取組の充実を図る、の4つが定められているが、これらに関連して以下の意見があった。

- 18歳以降の若年期についても、こどもの貧困対策や、こどもを持つ若者に対する乳幼児期の支援といったこども政策が必要であり、若者政策との結合は、今後の重要な課題である。
- 親の経済力や行動でこどもの人生が決まってしまう、また、こどもの貧困は見えにくいと言われる中、つながりがない孤立したこどもや妊婦、世帯の早期発見と、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の整備が重要であり、また、ライフステージに応じた適切なタイミングでの支援が必要である。
- 孤立・孤独から貧困に陥りやすいこと、最も孤立・孤独の割合が高い年齢が30代

であることから、乳幼児の親世代を意識した上で、孤立・孤独の予防、児童虐待の予防、子育て支援の実現など、地域共生社会の実現のため、施策が縦割りにならないように省庁連携し一体的に取り組む必要がある。

- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業のような制度を支えるための情報を流通しやすくするという事業は重要であり、こどもの貧困対策を含むこどもに関わるあらゆる領域において有効であると考えられる。ワンストップの窓口やIT・情報システム、人工知能（AI）の活用によって、利用できるサービスの紹介や今後の変化を予想して制度利用の必要性を提案できるような仕組みを作る必要がある。
- こどもの貧困対策については、力点が母子世帯に置かれているという印象を受ける。近年、父子世帯も含めてひとり親世帯への支援とされたことは評価できるが、ひとり親世帯だけではなく、ふたり親世帯ももっと重視した打ち出し方の検討が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、特に、女性の就労環境が悪化したことにより、リスクを抱えていた母子家庭等の経済状況が悪化し、こどもの成育や学びに深刻な影響を及ぼしている。こうした家庭環境が変化した場合の対応についても、大綱に位置付けるべきである。
- こども家庭庁は、こども大綱を踏まえ、自治体が行うこども計画の策定及び推進を支えるとともに、自治体に取り組むこどもの貧困対策の実施状況を見える化することにより、自治体の取組を促進すべきである。
- 当事者を具体的な支援につなぐためには、一定程度、個人情報を関係機関で共有する必要があるが、情報の共有は、社会において当事者を孤立・疎外させてしまうリスクがあるため、それを回避する傾向にあり、当事者が声を上げない限り、介入が難しい場合も多い。「誰一人取り残されない支援」を担保するには、関係者間における個人情報の共有の在り方について検討する必要がある。
- 教育と福祉の組織体制について、同じ自治体内で教育部局と福祉部局が別々になっており、情報の連携も個人情報保護の問題等で難しくなっている。自治体間格差なく、こどもの最善の利益のために、こどもが抱える課題の発見のための情報共有ができるよう、個人情報保護法の改正に関連する整備だけでなく、文部科学省及び厚生労働省のそれぞれの基盤となる法令や規定において、教育と福祉の連携を必要とすることを条文化するなど、法的な枠組みの整備が必要である。
- データ連携の成果をこども・若者支援に確実につなげる体制整備が必要である。将来的には、こども家庭センターや学校等に配置される専門性の高いスクールソーシャルワーカーなどが、データ連携の成果も活用し、アウトリーチ型支援の実現のための司令塔として機能することで、自治体における「切れ目のない支援」を実現

することが重要である。

3 各分野の施策等について

子供の貧困対策に関する大綱では、分野ごとの基本方針として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援に関する施策等について定められるとともに、こどもの貧困対策に関する重点施策に取り組むことなどが定められているが、これらに関連して以下の意見があった。

(1) 教育の支援

① 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

(幼児教育・保育の無償化)

- 現状、0歳から2歳までのこどものいる世帯については、住民税非課税世帯が無償化の対象とされているが、準貧困層とされる家庭の経済状況も悪化し続けているため、支援対象の拡充が求められる。

(幼児教育・保育の質の向上)

- 保育ニーズが多様化する一方、処遇や雇用の不安定さから保育士不足が慢性化し、保育所に空きがないことも多い。公定価格を増額し、職員の処遇改善を行うとともに、年度途中の入所にも対応するためあらかじめ保育士を加配するなど、保育の担い手を確保する必要がある。
- 新子育て安心プランに基づき、待機児童対策が優先されてきたが、就学前教育及び保育施設における未就園児家庭に対する子育て支援機能を充実させるため、個人情報への対応を含め、保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターなどの連携体制の強化を検討していく必要がある。

② 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

- これまでのこどもの貧困対策において、学校プラットフォーム及びチーム学校体制による教育と福祉の連携を充実してきたことは評価される。令和6年度からは、それに加え、自治体に設置されるこども家庭センターを拠点としたこども・若者のための協働体制の拡充が必要となる。
- スクールソーシャルワーカーの数が不足しており、現場においては特に重要な案

件しか対応する余裕がないといった声も聞かれる。現場でオーダーメイドの支援を行うためには、スクールソーシャルワーカーの役割は重要であり、配置の拡充や常勤化を進めるべきである。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職については、要支援度の高い学校から、配置拡充と常勤化が必要である。

- スクールソーシャルワーカーの職責及び資格が曖昧になっており、スクールソーシャルワーカーと子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の関係が分かりづらい。子ども家庭庁の下で、子どもに関わるソーシャルワークについて、役割や資格要件などを含めた全体像が整理される必要がある。いずれは、ユースソーシャルワーカーも含む子どもに関わるソーシャルワーカーの一体的な養成によって自治体内の異動などを可能にし、質の向上や人材不足を補っていくことが望まれる。
- 学校指導・運営体制の構築について、チームの組み方や体制作りが各学校に任されているが、子どもの最善の利益を優先したチーム学校を実現するために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職を含む検討会議等の実施を学校教育法施行規則に位置付けるなど、法定化する必要がある。特に、スクールソーシャルワーカーの職責について、個別相談のみならず、アウトリーチ支援を行うための潜在的ニーズを発見する検討会議等を担う人材として、地域資源の把握や資源に関する調整、不足資源の開発まで担うことを明記することが望ましい。また、これらの職務が実現可能となるようスクールソーシャルワーカーの正規職員化による質の確保が必要である。
- 保護者から学校にSOSの発信があった際には支援につなげることが重要で、分かりやすく一本化された支援窓口などが必要である。

（学校教育による学力保障）

- 既に要保護・準要保護率の高い学校での学校事務職員の政令による加配は実現されており、低所得層の児童生徒が多い学校での教員の法令による加配も速やかに検討・実現されるべきである。
- 政府は、教員・専門職等を優先配置すべき学校を示した上で、要支援度の高い学校が多く存在する基礎自治体に対して、増員を実施することが急がれる。加えて、国立や私立の学校についても、要支援度の高い児童生徒を受け入れている場合の公費助成を強化すべきである。
- フリースクール等においては、子どもの学力、生活環境等様々な観点から、子ども自身が選ぶことのできる学習支援の選択肢が増えるようにするべきである。

③ 高等学校等における修学継続のための支援

(高校中退の予防のための取組)

- 生活困窮家庭の高校生は中退してしまうリスクが高いことから、スクールソーシャルワーカーの配置促進や高校生を持つ家庭への経済的支援に加えて、学校における不登校・中退予防の対策の拡充も求められる。
- 中学校から高校への生徒や家族に関する情報の引継ぎが不十分であり、中学校と高校の教育委員会間の情報共有体制、またスクールソーシャルワーカーや、学年主任間における引継ぎの体制などの整備が必要である。

④ 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の修学支援)

- 高等教育の修学支援新制度が進んだ点は評価できる。一方で、所得制限の大幅な緩和、高校・大学等で学ぶ期間の生活費支援の充実が必要である。
- 国や国立大学、私立大学などが一体となって、入学金・授業料の減免や生活費補助などの支援策について、一層幅広く整えることが必要である。その際、国から大学関係団体などに働きかけることも考えられる。
- 大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して、必要な資金の貸付を行う事業などを行う地方自治体の先進事例の全国展開を後押しするべきである。また、奨学金や進学関連の情報が不十分である生活困窮世帯に対する、多様な主体と連携した情報提供も有効である。
- 大学・専修学校進学時の受験料・入学金については、高等学校等就学支援金制度と高等教育の修学支援新制度の制度的な「切れ目」の中で、受験時・入学時の必要なときに用意できないという課題が発生しているため、政府による高大接続時の進学支援制度の構築を図るべきである。
- 低所得世帯や児童養護施設の入所者を対象とした特別選抜等の拡大により、進学機会の実質的な平等化を図るべきである。

⑤ 特に配慮を要する子供への支援

(特別支援教育に関する支援の充実)

- 集団に個が埋没しないように、クラスでのこどもの居場所を確保しながら、個別の課題に応じた支援機能を整備することが必要である。特に、発達等に課題を抱える場合、特別支援学校、特別支援学級の利用を勧められることが多いが、多様性を尊重しノーマライゼーションによる育ち合いの場としての教育環境が保障されることが大切である。

(外国人児童生徒等への支援)

- 外国人児童生徒の日本語指導や就学支援の観点で一定の成果が見られるが、日本語指導が必要な児童生徒や母語が未熟な低年齢の児童生徒等が増加する中、生活言語や学習言語の習得には時間を要するため、教職員等による長期にわたる支援が必要であり、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員の指導力の向上、コーディネーターや通訳者等の配置に対する支援、異文化理解の促進等、より一層の支援強化が必要である。
- 日本語指導という観点だけでなく、そもそも母語を獲得していないと、自分の思いや困っていることを表出できず、本人が抱えている課題の把握や支援が遅れるため、母語習得のための支援も必要となる。加えて、悩みや生活に寄り添った母語による指導といった観点でも進められるべきである。
- 社会慣習や文化の違いから、国語や社会などの一定の教科で不利となるため高校入学枠の設定や教職員の配置が必要である。

⑥ 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

- 就学援助について、更なる拡充が必要である。また、自治体ごとによる対応の違いがあるため、所得制限を改善したり、先進的な自治体の事例を全国展開したりするなど、自治体ごとの格差の改善が必要であるとともに、新型コロナウイルスの影響に鑑み、全額国庫負担とすべきである。加えて、高校進学者の入学準備金について、進学前の就学援助に含めることも必要である。
- 就学援助制度に関する周知状況について、いまだに約2割の自治体が行っていない。例えば資料配布は、比較的簡単で、かつ効果的なので、速やかに、未実施の自治体に対して対応を促す必要がある。

(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)

- 高校生のための学びの基礎診断について、実態に関し早急に調査を行うとともに、GIGAスクール構想を背景として、高校生の学習や活動に掛かる家計負担も増大しつつあることから、低所得世帯の負担増に見合った高校生等奨学給付金の増額が必要である。中間層まで支援を拡充するよう所得要件の緩和も検討されるべきである。
- 低所得世帯においては、高校就学時に必要となる多額の支出が大きな負担となり、進学に影響があるため、高校生等奨学給付金について、年収要件を緩和するとともに、学用品購入で支出が増える3月中に給付するよう、給付時期を早める改善が必要である。

(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)

- 社会福祉協議会の貸付制度について、メニューが増えてはいるものの、こどもに焦点を当てた貸付などのメニューが少なく、利用できず困窮している世帯が多い。また、制度によってそれぞれ要件が異なるが、制度のはざままで利用につながらない事例も複数出てきている。
- 課外のクラブ活動等の費用を給付する生活保護における学習支援費について、必要な世帯に支給されるよう、実費支給に関するケースワーカーからの丁寧な説明が望まれる。
- 授業料の支援や給付型奨学金の支援のみでは大学等での生活が維持できず、高等教育への進学率が伸び悩んでいると考えられることから、大学生等に対する、生活保護や世帯分離の在り方、独立生計を営む大学生の家計急変時の緊急支援策について検討が必要である。

⑦ 地域における学習支援等

(地域学校協働活動における学習支援等)

- こども家庭庁への移行に際して、学習支援事業について、複数年度での事業委託が可能になるように、基金化等の制度を検討する必要がある。

(生活困窮世帯等への学習支援)

- 生活困窮者自立支援制度の学習・生活支援事業が全ての地域に必要なこどもたちに実施されるよう、対象層の拡大や自治体の必須事業化、国庫補助率の拡充を行うべきである。
- 居場所事業等への補助を拡充し、各地域での学習支援の取組をより一層支援するとともに、コロナ禍がこどもの学びに深刻な影響を及ぼしていることから、当面は学習支援をより手厚く実施するべきである。

⑧ その他の教育支援

(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)

- 学校給食は、貧困世帯のこどもたちにとっては、唯一の温かい栄養バランスの良い食事であることも少なくないが、自治体によって学校給食の無償化や保護者負担の軽減策に格差があるため、学校給食の無償化は、特に困窮世帯のこどもたちにとっては、早急に実現されるべきである。

(多様な体験活動の機会の提供)

- 経済的理由で体験活動が十分にできていないこどもや家庭に対して、生活困窮者

自立支援法に基づく事業において費用補助を行い、体験活動に係る経済的負担を軽減するべきである。また、全てのこどもが利用できる無料の体験機会の拡充及びそうした機会提供に対する支援を行うことなどにより、体験格差の縮小に努めるべきである。

- 部活動の地域移行を控え、こどもの持続可能で豊かなスポーツ活動や文化活動を支えるためには、経済的に困窮する家庭への補助制度の創設が不可欠である。また、就学援助制度での部活動補助の金額や対象となる所得水準について、自治体間格差の縮小が必要である。

(2) 生活の安定に資するための支援

① 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

- こどもの年齢が上がり、支援をしても傷が大きくてどうしようもないといった事態にならないよう、予防的な措置が必要であるが、養育支援訪問事業に関しては、効果が出る前に支援を打ち切らざるを得ず、予防的な効果を持つに至らないことが多い。支援には時間を要するということを認識した上で、訪問支援者への研修等を通じて、効果のある予防的支援を徹底していく必要がある。

② 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

- ひとり親家庭等日常生活支援事業では、対象者の悩みを解きほぐすには、より長期にわたって支援ができた方が好ましい。
- 保護者の自立支援について、新型コロナウイルスの影響は世帯の家計を直撃しており、現状を踏まえた経済的支援、物資支援等の直接的な給付や各種手当・税控除等を継続的に行うとともに、保護者の就労支援を合わせて行うことが望ましい。
- こどもがいる生活保護世帯にとって、特に地方では自動車の利用が不可欠であることから、保有条件の緩和が望ましい。

③ 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

- こども食堂、フードバンクやこども宅食等について、政策の地域差を縮小できるよう、自治体への働きかけや自治体のニーズに沿った制度運用が行われるべきである。また、夏休み等の長期休業は、貧困世帯のこどもの体重減少が発生する時期でもあり、特別給付金支給実績のある世帯への食料配布など、緊急支援も必要である。

- 小学生はこどもだけで校区外に出ることができないルールがあるため、こどもが歩いていける小学校区内にこども食堂などの居場所を一つ以上設置することとすべきである。また、助成や支援を社会福祉協議会などの中間組織が行えるよう、居場所づくりの支援体制を整えるべきである。
- 「こどもの貧困対策」にとって、食への支援は特に重要である。学校給食の無償化に加えて、乳幼児期から就学前の時期における保育園、幼稚園、認定こども園などにおいても、給食は無償化されるべきである。特に、食材費等が高騰する中、子育て家庭への経済的支援になると同時に、こどもの健康を守り生活の基盤を整えることを可能にする制度となり得る。

④ 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

- 進学先の選択肢を知る機会が少ない生活困窮世帯のこどもに対しては、こども食堂や学習支援の場で大学生ボランティア等のロールモデルに出会う機会があることは有効である。また、生活困窮世帯のこどもに対する支援として、進路選択支援のノウハウを持つ児童養護施設や児童家庭支援センターが一層活用されるべきである。

⑤ 住宅に関する支援

- 住宅確保要配慮者居住支援協議会の取組を拡大するとともに、低所得者向けの住宅政策の拡充や、子育て中の家庭、若者世代等を含む住宅確保要配慮者について、本人・支援団体と自治体の生活困窮者自立相談窓口とが連携した生活再建支援が必要である。また、これらの現場での業務に従事する自治体職員や民間非営利法人職員の増員を可能とする人件費・事務費の国庫補助も重要である。
- こどもが独立するなどして新たに賃貸借契約を結びたいが保証人がない場合に、家賃債務保証業者の利用を補助することにより支援ができないか。

⑥ 支援体制の強化

(相談職員の資質向上)

- こどもたちが置かれている状況は様々で、それぞれの支援ニーズに即した対策を行うためには、それぞれの役割を担う担当者の力量に頼らざるを得ない。就労面接時に同行するなどの参加支援等、相手の立場に立って無理のない形で寄り添いながら、主体的に支援とつながるよう取り組む伴走型支援のスキルが重要となる。また、

こどもの潜在的なSOSに気付く力やこどもや家庭のニーズに合わせた地域づくりを行うなどのスキルも求められる。これらのスキルの向上に向けた専門職研修が充実されるべきである。

- 課題が重複し支援ニーズが多岐にわたる場合、総合的に当事者への支援に関する進捗と回復状態を確認するべきであり、ケースへのアセスメントをコーディネートする役割が必要となる。
- 行政担当者に人事異動があっても、信頼性の構築やソーシャルワークスキルの担保など、実践的な専門性を担保できるようにしなければならない。
- 虐待傾向のある場合の児童相談所の一時保護所の空きも少なくなっている中、貧困を理由に親子で保護されるシェルターが充実されるべきではないか。また、経済的自立の足掛かりとなる支援施設等の支援、男性のひとり親世帯に関する支援も充実されるべきである。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ふたり親でも困窮している世帯が多いため、ひとり親家庭に限定しない生活困窮世帯に向けた就労等の支援が必要である。特に、小規模自治体では、専門職の数が十分でない場合があるが、国の助成等による専門職を配置し、就職の準備支援から就職後の支援まで切れ目なく支援できる体制があれば望ましい。
- 現在、労働市場では、デジタルスキルを有した多様な人材が求められており、ふたり親世帯を含む困窮家庭等に対して、デジタルスキルを生かした就職・転職を可能とするための実践的な職業訓練及びより条件の良い職のマッチング支援が必要である。また、こうした支援においては、従来のハローワーク等の就労支援機能を有する機関だけでなく、地域のNPO法人等も支援実績を有しているため、NPO法人等の就労支援を国が直接的に支援する枠組みをより拡充し、地域や家庭の実情に応じた細やかな支援を全国展開していくことが求められる。
- 保護者それぞれの状況に応じ、かつ地域差に配慮した就労支援が必要である。また、学び直しには時間が掛かるため、こどもの生活支援との連携も必要である。
- 育児休業期間延長のためには入所保留通知書が必要であるため、保育所等への年度途中での入所が困難な地域においては、煩雑な手続きが課題となっている。入所保留通知を不要とすることで、保護者の負担軽減を実現すべきである。

(4) 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

- こどもあるいは子育て家庭が貧困に陥る理由の一つである、子育てや教育費用の増大に関し、養育費用を補填する児童手当は、貧困の予防的な対応策として最重要である。
- 現金給付について、ひとり親世帯かどうかといった世帯構成よりもふたり親であっても所得状況が重視される仕組みを用意することが重要で、児童手当に関しては、低所得世帯に対し増額し、また、高校生世代まで延長することで、貧困に陥ることを防止できる。
- 児童手当について、平等性確保、事務手続の省力化等の観点から、全てのこどもを対象とすべきである。
- 幼少期から児童養護施設に入所しているこどもは児童手当が貯金として積み上げられるが、高校生になってから入所するこどもは親に使われて貯金ができないまま進学や就職をしなければならないということは大きな問題であり、少しでもプールできるようにすることが望ましい。
- 我が国のこどもの貧困人口は、ひとり親世帯よりふたり親世帯が多いが、保護者の数でこどもが受けられる公的支援に差が出ており、児童扶養手当のふたり親困窮世帯への支給を急ぐべきである。また、こどもの貧困の実態に照らし、現行のひとり親世帯への児童扶養手当の所得制限についても改善が必要である。

(養育費の確保の推進)

- 「養育費を受け取っていない子供の割合」は高く、早急な改善が必要である。こども自身の最善の利益を実現する観点から、こども家庭庁の総合調整機能・司令塔機能を活用し、養育費確保の実効性を担保する方策について迅速な検討を進めるとともに、民法改正等の法制化が望まれる。一方で、できることから取り組んでいくことも重要である。
- コロナ禍で、特に母子家庭、とりわけ母子生活支援施設で暮らしている親子への影響は非常に大きく、そうした家庭に対する経済的支援を拡充すべきである。
- 子育て世帯生活支援特別給付金について、住民税非課税世帯等に対する申請不要のプッシュ型支援が行われたことは、高く評価できる。一方で、経済停滞の長期化の中で、こどもの体重減少や進学断念も常態化しており、同給付金の計画的・継続的な支給が必要である。
- 経済的貧困世帯が必ずしも特例的な給付金等の申請を十分行っているわけではないというのが実情であり、必要な人にうまく支援を届けるためには、本人からの

相談を待つのではなく、アウトリーチに力を入れるなど工夫が必要である。

- コロナ禍においても、生活保護申請が円滑に行われるよう、政府は指導を行うべきである。また、緊急小口資金貸付及び総合支援資金貸付については、住民税非課税世帯の償還が免除される方針が示されたことは評価できるが、社会経済活動の停滞が長期化するようであれば、償還猶予となる期間を延長する措置も必要である。

(5) 子供の貧困に関する調査研究等

- 剥奪指標の構築など、新たな指標により生活実態を捕捉する近年の行政の試みは評価できる。一方、行政が蓄積しているデータは極めて重要なデータであるにもかかわらず、データフォーマットがそろっていないなどの課題があり、十分に活用されていない。また、NPO法人等の団体にも一定のデータ蓄積があるが連携は十分ではない。既存データの在り方や、調査活動の促進に向けた多様な主体の連携について検討を進める必要がある。
- 全国学力・学習状況調査ではこどもの貧困に着眼した分析を可能とする保護者抽出調査が実施されているが、その他の調査においても、こどもの貧困対策に必要な保護者の社会経済的地位（SES）やこどもの貧困関連の設問・尺度が設けられるべきである。

(6) 施策の推進体制等

- 切れ目のない支援を行うため、こどもの貧困対策に係る支援の全体像を見える化・共有し、省庁間連携がスムーズに行われるべきである。特に、貧困の連鎖を断ち切るために「教育」は重要であることから、こどもの貧困の解消に向けた実効性ある取組を進めるためには、こども家庭庁と文部科学省との密接な連携が必要である。
- 教育・福祉・医療・司法・療育等のあらゆる分野で「こどもまんなか」の日本社会を実現するためには、データ分析の専門職も含め、専門職・人材配置の拡充が必要である。
- 地域間格差を埋めるために、国においては各自治体を支援するとともに、自治体を超えた広域連携の構築・運営・支援も積極的に検討すべきである。その際には、デジタルを活用し、隣接自治体だけではなくより広域の連携も想定した連携の在り方を検討すべきである。
- 自治体の規模等による職員の事務負担の多寡が、その自治体におけるこどもの貧困対策の充実度に直結しないような制度設計が必要である。
- 困窮家庭向けの支援について、規模が小さい自治体では財源確保や支援を担う団

体の不足などの課題があり、また、DXが十分進んでいない自治体では、事業効率についての課題がある。

- 自治体の職員が人員不足などにより制度変更に対応できていないことや自治体と企業や学校との連携が進んでいないことから、施策が必要な人々に届いていない。自治体の窓口を支援するような施策が必要である。
- こどもの貧困対策の内容は自治体によって差があるため、「自治体こども政策ダッシュボード（仮称）」を設置し、自治体のこどもの貧困対策・こども政策の取組を国民にも分かりやすい形で示すことが効果的である。また、取組の進捗が遅れがちな自治体に対しては、国や先進自治体から必要に応じて支援を行うなど、自治体間格差の改善に努めるべきである。
- こども支援に当たっては、基礎自治体における取組が核となり、また、一部の地域では、地域のNPO法人等が、行政以上に家庭に寄り添い、柔軟な支援を行っている。今後のこども施策において、こうした各地域の草の根の取組を支援することが重要であり、都道府県を経由した支援とともに、国が直接的に支援する方策についても検討し、支援の効果や効率を最大化するように努めることが必要である。
- 身近な地域における温かい声やまなごしの積み重ねが重要であり、地域の中で活用できる支援の選択肢を増やすことは、偏見や差別なく安心できる地域ができることにつながる。また、利用者と支援者の双方が主体的に支援に関わることで、早期発見及び早期対応が可能となる。
- こどもの権利保障のために学校が実施した取組について、地方自治体や教育委員会が定期的に把握するべきである。
- こども家庭庁においては、その基本理念であるこどもの最善の利益の実現やこども・若者自身のウェルビーイングの改善を、実現すべき公共の利益として、政策のPDCAサイクルを運用していく必要があり、そのための体制整備が重要である。

（7）子供の貧困に関する指標

- こどもの相対的貧困率や関連する指標の改善に関する目標値の設定や、そのために必要な政策・財源をこども大綱に具体的に記載するなど、こどもの貧困対策の充実に向けた方針が示されるべきである。
- こどもの貧困状態を測る指標としてこどもの貧困率があるが、年間の所得金額ではなく、「経済的な理由で病院に行けない、1日3食食べられない」等の直接的な生活水準を用いて貧困状態を表す「物質的剥奪指標」のような非金銭的な指標により、実態を把握することが重要である。
- こどものライフステージの中で、健康に関する悉皆調査ができる場面は、出産時、乳児訪問時、乳幼児健診時、学校健診時などがあり、今後、こども大綱を策定する

に当たって、指標として使える可能性がある。

- こども家庭庁で、教育面、テストスコア、こども自身の主観的幸福度を含め、こどもをあらゆる面から見守るために、貧困層と非貧困層の格差指標の設定が必要である。
- 現大綱においては、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの評価指標が配置数となっているが、配置すれば機能するわけではないため、見直しが必要である。

(8) その他

(不登校児童生徒関係)

- 新型コロナウイルス感染による欠席は、文部科学省が不登校児童生徒の定義として設定している年度間欠席 30 日に含まれないため、問題として表出しづらいが、各学校では新型コロナウイルス関連の欠席が非常に多い。この中には危機的な状況にあるこどもが含まれていることもあることから、この点を検討し直す必要がある。
- 長期にわたって不登校の児童生徒の中には、学校に行くことができない場合でも、フリースクール通学や通信教育等への意欲がある場合もあることから、困窮世帯の不登校児童生徒の実態把握をし、将来貧困に陥るリスクを低減するためにも、所得制限のないきめ細かな支援制度を作るべきである。
- 不登校児童が増えているが、こどもだけが自宅で過ごし、事件や事故などに巻き込まれる場合や、ネグレクトの事案も存在する。不登校児童の居場所となれる場は少なく、必要な支援につなげられていないため、フリースクールのような身近にある環境又は保健室等以外の学校での居場所確保、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保・増員なども検討すべきである。

(ヤングケアラー関係)

- 支援者側がヤングケアラーへの支援をどうすべきなのか十分認識できていないため、教育や看護など、分野を超えて様々な機関が共通認識を持ち、連携していくことが不可欠である。
- ヤングケアラーの例として、幼いこどもを預ける場所がなく、やむを得ず兄弟が世話をするケースがある。保育士確保による一時預かりの充実や子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンターの費用軽減などを検討すべきである。また、日中の預かり場所は多いが、夕方や夜間となると選択肢が狭まるので、何らかのサービスが必要ではないか。
- 家族の中に追加的なケアを必要とする人がいる場合や貧困に陥る経路には、様々なパターンがある。現在の支援は対象がヤングケアラーに偏っているが、家族内の

ケアの問題をどのように考えるかという観点から貧困の予防を考えなくてはならない。

(医療費助成関係)

- こども・若者の医療の無償化は、将来的な国民医療費削減の効果が高く、特に貧困状態にある親子に医療が気兼ねなく受けられる機会を拡大することは、こども自身の健康にとって重要な支援であり、18歳までの医療の無償化を国として実現するべきである。
- 子育て家庭の経済的負担軽減のため、全てのこどもが平等な医療サービスを受けられることができるよう全国一律の支援が必要である。

(その他)

- 憲法上、信教の自由は尊重されるが、保護者の信教によりこども・若者が教育を受ける機会を奪われる場合もある。宗教2世が、貧困状態に陥らず、人生を切り開くためにも教育を受ける機会は重要であり、教育の無償化が適用されるべきである。
- 虐待対策に関し、様々な施策が進むとともに、民間支援団体との連携が重視されている点は評価できる。虐待の被害者が、安全な保護を受けられる施設が必要であり、児童向けの一時的保護施設や委託里親等の拡充、若者の保護シェルターの公的設置や、シェルター活動を行う団体への公的支援の充実が必要である。
- 進路不安や生活不安、家族間の虐待の深刻化など、こども・若者の生命の安全を取り巻く状況は厳しさを増しており、自殺対策は早急な拡充が必要である。こどもの自殺の原因解明を学校のみ責任とすることなく実施し、対策に係る体制整備については、司法やこども家庭庁の関与の下で行われるべきである。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職による相談体制を整備するとともに、オンライン相談を可能とするなど、こども・若者の悩みを受け止める体制を充実させるべきである。

(参考) 子供の貧困対策に関する有識者会議 構成員名簿

令和4年12月19日時点

(50音順、敬称略)

- 石野隆史 千葉県千葉市こども未来局こども未来部部長
磯崎哲夫 香川県宇多津町保健福祉課長
岡崎祐吉 あしなが育英会専務理事
笹山衣理 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室長
○ 新保幸男 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
末富芳 日本大学文理学部教授
菅田賢治 全国母子生活支援施設協議会会長
出口茂美 福井県越前市市民福祉部部長
藤田君子 全国母子寡婦福祉団体協議会理事長
松本伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院教授
水橋誉 大学院生(あしなが育英会奨学生)
◎ 宮本みち子 放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授
山野則子 大阪公立大学現代システム科学研究科教授
横川伸 全国児童養護施設協議会副会長
渡辺由美子 認定NPO法人キッズドア理事長

◎座長、○副座長